

令和4年度補正Trusted Web 開発等推進事業に係る調査研究
Trusted Web ユースケース実証事業
最終報告書 概要版

「補助金事業を題材とした法人向け行政手続DX社会基盤化のプレ検討」

**一般社団法人情報サービス産業協会
法人向け行政手続DX社会基盤化検討コンソーシアム**

2024年3月15日

目次

1. 背景・目的
2. 事業の概要
 - 2.1. 登場する主体と概要
 - 2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案
 - 2.3. 社会・経済に与える影響・価値
 - 2.4. ペイン・ゲインの整理
3. 本実証事業における検証計画
 - 3.1. 実証事業で明らかにする論点への導出・経緯
 - 3.2. 本事業におけるスコープ
 - 3.3. 実施事項・成果物一覧
 - 3.4. 実施スケジュール
 - 3.5. 実施体制
4. 実証（企画・プロトタイプ開発）
 - 4.1. 実施概要
 - 4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み
 - 4.3. 合意形成・トレースの仕組み
 - 4.4. 企画・開発物
5. 実証（事業実現に向けたガバナンス・コミュニティ等の検討）
 - 5.1. 実施概要
 - 5.2. 実証検証結果
6. 調査検証 ※1章2章4章で調査・考察内容を記載済の為、本章は対象外
7. 実証終了後の社会実装に向けた実現案
 - 7.1. 残課題への対応方針
 - 7.2. 将来的なユースケース実現モデル
 - 7.3. 実現に向けたアクション・ロードマップ
8. Trusted Webに関する考察
 - 8.1. 求める機能やTrusted Webホワイトペーパー ver.1.0の原則に関する課題と提言
 - 8.2. Trusted Web のガバナンスに関する課題と提言

0. はじめに

はじめに①

- ✓ 当実証事業の**目標**を、以下とにおいて実証事業を推進した。

行政手続き（特に補助金事業等）へのTrusted Webの社会実装が、どのように寄与する可能性があるかについての考察

および民間ビジネス環境へ寄与する可能性も念頭にした、社会実装された行政手続き基盤の社会定着（社会基盤化）の提言

その上で、プロタイプシステム企画の要件定義により、来年度以降のいずれかの関係省庁による実証実験等を介し、**社会機運の醸成の契機**となる事

- 当実証事業における論点整理の結果、TO BE検討において、2つの目標を設定し実証事業を推進した。

目標1：不適切利用の抑止の為の**確認レベルの向上** ※特に、事業者のKYC/KYB（※）に関わる範囲

※Know Your Customer⇨相手の実在性や本人性等の確認
Know Your Business⇨顧客の事業内容や実態などの確認

目標2：「支出・投資に関わる事実確認」「事業者のKYC/KYBに関わる」**関連書類等のデジタル化促進**

0. はじめに

はじめに②

✓ 次頁の通り、目標 1 に対するTO BE検討がキモとなるが、以下が「**目標 1 に関わる論点の要旨**」となる。

目標 1 : 不適切利用の抑止の為に確認レベルの向上 ※特に、事業者のKYC/KYB (※) に関わる範囲

行政手続きにおける、**事業者のKYC**に関わる**法人等の身元確認**（主に**法的実在性確認の範囲**）や**本人確認**（**手続を行う人の範囲**）については、デジタル庁の所管するGビズIDやデジタル庁や法務省等で検討されている商業登記電子証明書の機能向上や電子署名等の機能向上等における検討と整備により**将来改善されることを前提に**、**「補助金事業等の事務局等の確認業務における、事業者（個人事業主を含む）のKYBに関わる確認レベルの向上に焦点をあてる」**

【現状の課題】

- KYBに必要な情報は多岐にわたっており、例えば、事業活動の実態有無の確認や物理的実在性の確認や所属確認等の**確認作業やエビデンスの信頼性レベルにばらつきが大きい**。「**業務目的に対し一定レベルの信頼性の担保がとれない状態**」の情報は、補助金事業等の事務局等の業務運用における**業務判断の為に「参考情報」として情報価値が低く、利活用が難しい**。

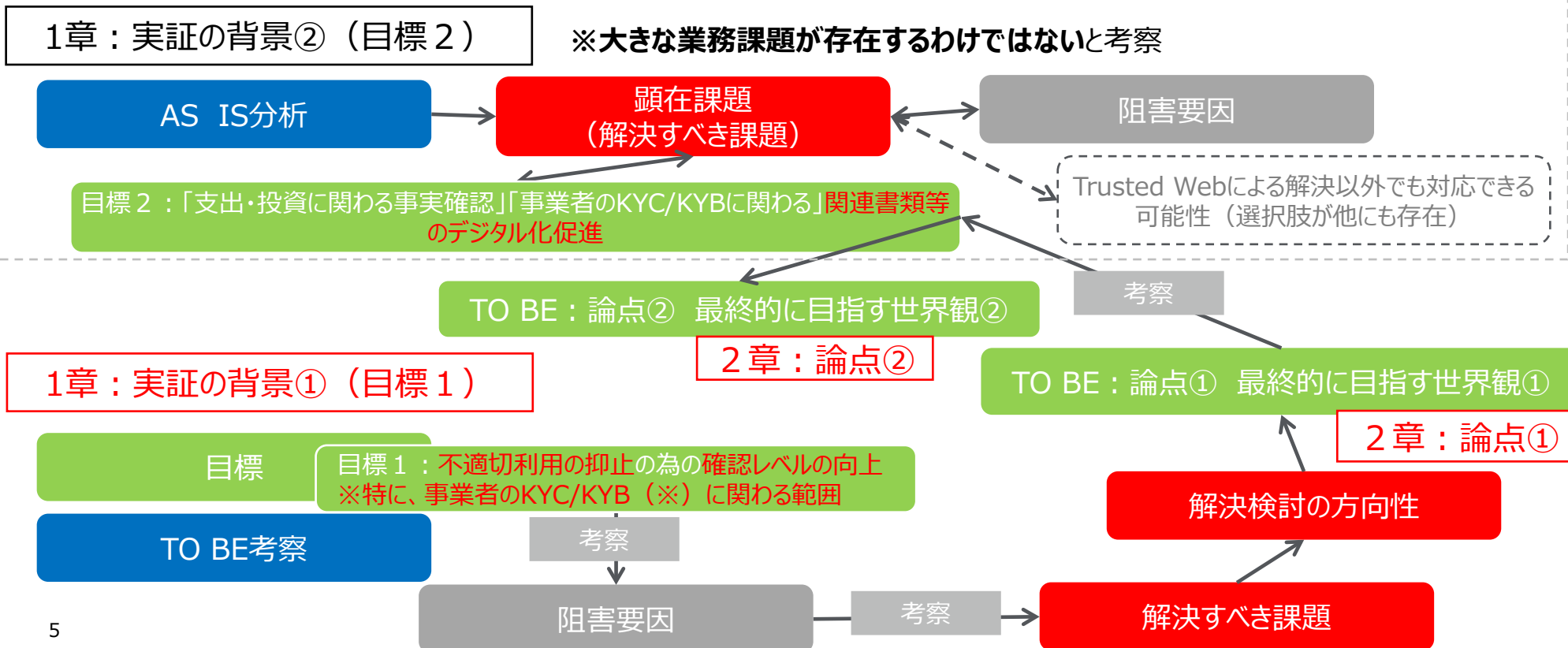
【今後に向けて】

- 事業者（個人事業主を含む）のKYBに関しては、特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照だけでは実態の把握が困難であり、**複数の事業者の発行する証明書（ビジネス活動から生成されたデータ）**を複合的に判断することにより、業務判断の信頼性の向上を目指す。
 - Trusted Webの概念を基とした社会実装として、KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの**検証可能性の拡大**および**業務目的に対し一定レベルの依拠が出来る状態**を実現する仕組み（トラストフレームワークの変化等を含む）が必要。
 - 特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照および行政システム間連携だけを視野にすると行政システム間のAPI連携やIDフェデレーション連携で十分と考えられるが、複数の事業者の発行する証明書（官民連携）を同時に取得・連携する事を視野にすると、社会コストの低減および接続先の拡大の観点で、Trusted Webで利用される技術要素を活用した社会基盤の整備として、**VCの活用および事業者DIW（Digital Identity Wallet）等の整備**が有効になると考える

0. はじめに

はじめに③

- ✓ 後述の「0. 現状整理」の通り、**現状の補助金事業等の業務運用（およびトラストフレームワーク）**において、**大きな業務課題が存在するわけではない**と考察した。 ※1章 実証の背景②（目標2）
- ✓ その為、当実証事業では、AS ISからのフォアキャストによる検討だけでなく、**TO BEからのバックキャスト**による検討に比重を置いた。その上で、AS IS課題からのフォアキャストとあわせ、TO BE論点を整理した。
 - ※1章 実証の背景①（目標1） →2章 TO BE 論点①
 - ※1章 実証の背景②（目標2） →2章 TO BE 論点②
- ✓ **目標1に対するTO BE検討がキモとなる。**



1. 背景・目的

0. 現状整理

- 補助金・助成金・給付金事業は、①正確性を重視する事業と②執行の速さを重視する事業の2類型に大別できる
- 各々、業務プロセスと業務運用は大きく異なるが、不適切利用の抑止において、肝となる業務プロセスおよび業務運用が各々で存在し、補助金事業の信頼性を支えていると考えられる。

注) 類型および特徴（傾向）については、当実証事業におけるサンプル分析に基づく独自の考察である。

類型 1 (正確性を重視する事業)

全体プロセス数が多く、期間も長い

類型 2 (執行の速さを重視する事業)

全体プロセス数が少なく、期間も短い

全体プロセス

- ① 応募申請
- ② 応募審査・対象先選定
- ③ 交付申請
- ④ 交付決定
- ⑤ 事業実施（進捗管理、中間検査等）
- ⑥ **確定検査**（**交付額の確定**）
- ⑦ 請求、交付
- ⑧ トレース

- ① 応募申請
- ② 応募審査、交付・支給確定
- ③ 交付・支給
- ④ **事後トレース（不正チェック）**

特徴 (傾向)

- 相対的に**交付額が大きい**
- 要件適用の対象事業者が絞られ、**件数が少ない**
- 交付までに多くのプロセスが存在し、対面や非対面のやり取りが多く、**全体プロセス過程で有形無形の参考情報が得られる**事で、悪意ある第三者のなりすましや代理リスクは低く、**水増し請求の抑止観点の業務運用に力点がおかれる**

- 相対的に**交付・支給額が小さい**
- 要件適用の対象事業者が幅広く、**件数が多い**
- 申請内容の確認審査後、すぐに交付・支給となる為、応募申請情報とエビデンス確認の**限られた情報による判断**をする事になり、**悪意ある第三者のなりすましや代行ビジネス、水増し請求抑止の観点において審査プロセスに加え事後トレースの業務運用にも力点がおかれる**

0. 現状整理

➤ 当実証事業においては、サンプル分析に基づき、「①事業者の妥当性を確認」「②支出・投資等の事実確認」は確認事項は異なるが、各補助金事業における**共通の確認要素であるとの基本認識をし、①②を検討対象の範囲とした。**

注) 種別や確認事項については、当実証事業におけるサンプル分析に基づく考察による定義である。

当実証事業における検討範囲

		共通的で確認	必要に応じて確認
①事業者の妥当性を確認・判断	1. 本人確認 (事業者KYCの一部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法的実在性確認 ※法令に従った登記情報等に当該事業者や組織が存在することを確認 または公的情報等に基づく実在性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 物理的実在性確認 ※当該事業者や組織の所在を確認 ➤ 法人等に属する内部属性の実在性確認 ※部門や事業所等を確認 ➤ 所属確認 (代表者、従業員、代理人等) ➤ 取引の任に当たっている事の確認 (権限確認) ➤ 事業者に関係する自然人の「個人」としての本人確認
	2. 事業内容や事業活動の実態有無の確認 (事業者KYBの一部)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 業種コードの確認 ➤ 口座の法人との関係性確認 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業内容の確認 ➤ 事業活動の実態有無の確認 (当該事業者や組織の運営状態を確認)
	②支出・投資等の事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 主に、関係書類との整合性を確認 例) 契約書と支払い証拠書類 例) 見積、発注、納入、検収、請求、支払い証拠書類 例) 健保等級、給与証明、従事日誌、月報、労務積算書等 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 個別要件に関わる追加の確認 (例：支出・投資等の内容が、事業目的に合致しているか、経済合理性があるか)
	③当該事業内容に即した個別要件確認	—	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象事業者に関わる個別要件 (事業者KYBの一部)、事業目的に関わる個別要件など

0. 現状整理

- 「1. 不適切利用の抑止」「2. 事務局等における業務運用に関わる負担軽減」「3. 申請事業者側の制度利用申請や交付申請等の業務負担軽減」の相互関係性が強く、3つのバランスをとった改善の取り組みが継続的に必要となる。

継続的な改善の取り組みが必要な、3つの目標の関係性

審査基準やチェックルール

1. 不適切利用の抑止

<例>

悪意のある第三者のなりすましや代理による不正受給の抑止

事業活動実態等の虚偽情報申告による不正受給の抑止

反社会勢力の排除（実質的支配者の確認含む）

計画倒産や買収等ケースにおける不適切受給の抑止

他省庁や地公体との不適切受給事業者の情報連携の円滑化

水増し請求の抑止

2. 事務局等における業務運用に関わる負担軽減

①事業者の妥当性確認

※補助金申込審査等の事業者情報の確認（事業者KYC/KYB※）に関わる業務負担の軽減

※KYC (Know Your Customer⇨相手の実在性や本人性等の確認)
KYB (Know Your Business⇨顧客の事業内容や実態などの確認)

②支出・投資等の事実確認

※補助金交付申請の確定検査等プロセスに関わる業務負担の軽減

③当該事業内容に即した個別要件確認

3. 申請事業者側の制度利用申請や交付申請等の業務負担軽減（及びそれによる制度利用活性化）

事務局等のチェックルールにより負担が変化

0. 現状整理

補助金・助成金・給付金事業におけるトラストフレームワークは、以下のような構造で成立していると考える。

- **補助金関連のガバナンスの適用対象となるコミュニティは、関係書類等（またはデータ）の取得先まで含む必要がない状態で、トラストフレームワークが成立している。**（一般的なトラストフレームワークは情報取得元の真正性を検証する必要あり）
- **キーファクター**としては、ガバナンス運用を支える補助金事業等の「**事務局等の業務運用**」の存在がある。

補助金・助成金・給付金事業におけるガバナンス

※ガバナンスの成立の為に必要となる手段の一つ

現状の補助金・助成金・給付金事業におけるトラストフレームワーク（※）

【ガバナンス機関】
所轄省庁

交付規定等
役割の規定と認定

補助金関連の
コミュニティ

交付規定等
対象事業者の条件
提出が必要な対象情報
交付条件等

✓コミュニティルール

✓ガバナンスの適用対象となるコミュニティとして、**関係書類等（またはデータ）の取得先まで含む必要が無い状態で、トラストフレームワークが成立している**

【ガバナンス運用】
補助金事業等の**事務局等**
(事業管理機関等含む)

事務局等の業務運用

✓キーファクター

✓「**その提出書類が、なぜ信じられるか**」
⇒**規定に基づき設置、認定された事務局等が、規定等に基づき策定された要領やチェックルール等に基づき「業務確認を実施済の書類」であるから**

- 機械可読性のない書類またはデータ（イメージ等）を対象としたチェックルール
- 現状の業務運用で取得可能な範囲の書類またはデータを対象としたチェックルール

申請等

業務運用
(確認・審査・検査)

要領 (マニュアル)

補助金等の**申請事業者**

取得

規定された対象書類やデータ等の取得先

※凡例

(※コミュニティの維持およびトラストフレームワークの信頼のルールを支えるマネジメントシステム)

1. 背景・目的

実証の背景①

- ✓ 公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界があり、円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少ない

目標

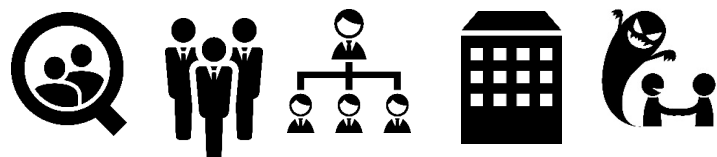
1. 不適切利用の抑止

<例>

- ✓ 小規模事業者（特に個人事業主）の事業活動の実態有無の確認
（例：個人事業主の実在性確認は個人に対する確認となる為、事業に関わる事実確認が合わせて必要となる）



- ✓ 所属確認や権限確認
（悪意のある第三者のなりすましや代行ビジネスではないか）



確認レベルの向上の検討

現状の**確定申告書類**や**納税証明書**の確認以外に
どういう手立てがあるか

本質的に、第三者が、所属や権限等の**法人内部情報**
について「**完全な確認**」をする事が困難



阻害要因

公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界があり、円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少ない

AS ISにおける対策の検討

- 業務プロセスにおいて、**対面審査**や**現地検査**の強化を検討するか？

業務負荷や**期間**や**コスト**が大幅に増加



確認レベルの向上の制約

2. 事務局等における業務運用に関わる負担軽減


3. 申請事業者側の制度利用申請や交付申請等の業務負担軽減（及びそれによる制度利用活性化）

1. 背景・目的


実証の背景①

➤ 1. 不適切利用の抑止の為の確認レベルの向上（目標1）における**解決すべき課題**と**解決検討の方向性**

阻害要因


-  ✓ 公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界があり、円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少ない **P.17,18,19参照**
- ✓ KYBに必要な情報は多岐にわたっており、例えば、事業活動の実態有無の確認や物理的実在性の確認や所属確認等の確認作業やエビデンスの信頼性レベルにばらつきが大きい。 **P.13参照**

解決すべき課題

 「KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティ」の検証可能性および業務目的に対し一定レベルの信頼性が十分に得られない状態

「業務目的に対し一定レベルの信頼性の担保がとれない状態」の情報は、補助金事業等の事務局等の業務運用における**業務判断の為の「参考情報」として情報価値が低く、利活用が難しい。**

解決検討の方向性

 事業者（個人事業主を含む）のKYBに関しては、特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照だけでは実態の把握が困難であり、**複数の事業者の発行する証明書（ビジネス活動から生成されたデータ）**を複合的に判断することにより、信頼性の向上を目指す。

- **Trusted Webの世界観に沿った仕組みの検討が有益ではないか**

補助金事業等における確認方法の例示

種別	確認事項	申請情報	確認有無	現状の確認方法（エビデンス）	
① 事業者の妥当性を確認（事業者のアイデンティティを確認）	法的実在性確認 ※法令に従った登記情報等に当該事業者や組織が存在することを確認 または公的情報等に基づく実在性確認	有※	有※	※法人番号や商業・法人登記のある法人は、法人番号や登記情報の確認（事業によっては、確定申告書類に記載の法人番号の確認で代替するケースもあれば、登記の履歴事項全部証明書等を確認するケースもあり、事業毎の基準と対象事業者種別により確認方法がケースバイケース） ※個人事業主は、実在性確認は個人に対してであり、事業性については確認が難しく、別途、確定申告書や納税証明等で代替	
	1. 本人確認（事業者KYCの一部）	物理的実在性確認 ※当該事業者や組織の所在を確認	有	※	※明確な確認方法をもって確認しているわけではなく、業務プロセス過程（書類等のやり取りや、対面審査・検査等プロセス）で実態として暗黙的に確認 （また、確認していない事業も存在） →取得可能な情報の不足 →デジタルの確認方法の不足
		法人等に属する内部属性の実在性確認 ※部門や事業所等を確認	有	※	
		所属確認 （代表者、従業員、代理人等）	有	※	
		取引の任に当たっている事の確認 （権限確認）	有	※	
		事業者に関連する自然人の「個人」としての本人確認	有※	有※	※個人事業主の場合は、個人としての本人確認事項を、本人確認書類の確認をもって確認
	2. 事業内容や事業活動の実態有無の確認（事業者KYBの一部）	業種の確認	有	有※	※明確な確認方法をもって確認しているわけではなく、業務プロセス過程（登記情報や納税事実の関係書類の徴求や、申請や通知等の書類のやり取りや、対面審査・検査等プロセス）で実態として暗黙的に確認 （また、自己申告情報に対して、関係書類の徴求や外部情報照会等エビデンス収集・確認を行っていないケースも存在） →取得可能な情報の不足 →デジタルの確認方法の不足
		事業内容の確認		※	
		事業活動の実態有無の確認 （当該事業者や組織の運営状態を確認）		※	
		納税事実確認 （事業活動の実態有無の確認における参考情報としても有益）	有※	有※	※全ての補助金事業において必要とされるわけではない。 ※確定申告書や納税証明書や、納税データ等の確認等
口座の法人との関係性確認		有	有	口座が法人のものか、法人代表者のものであるかを確認	

1. 背景・目的

<補足 1> 実証の背景①

参考・出典) 一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より

- ✓ 当該行為の業務目的から、**相手の実在性や本人性等の確認 (KYC : Know Your Customer)** だけではなく、**顧客の事業内容や実態などの確認 (KYB : Know Your Business)** がキモとなる
- ✓ 日本においては、現状、**公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界**がある
- 自然人に比べて、**特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照だけでは実態の把握が困難**である

自然人

✓ 現実の世界に実体が存在する



身元確認

当人認証

「信頼性の高い特定のエビデンス (※) を軸に、Proofingをする」という考え方がとりやすい

※例：本人確認書類 (Identity Document) など



「法律上の権利義務の主体」である事業者

✓ 現実の世界に実体が存在しない

法人格

法律上、登記事項、物理的所在、内部組織、事業内容、事業実態、

法人と自然人の関係性

事業者に関する自然人

経営者、従業員、所属、権限、実質的支配者、...

✓ 事業者のアイデンティティの構成要素は複雑 (KYC/KYB)

✓ 第三者が法人内部情報について「完全な確認」をする事が困難

✓ 事業者の形態が様々

法人等
※各種法律

事業者

個人事業主

自然人に比べて、**特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照だけでは実態の把握が困難**

公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界

- **事業者のアイデンティティの確認要素は複雑 (KYC/KYB)**
- **公的な情報 (例：法人番号検索サイト、登記情報)** の主なカバー範囲は、**法的実在性確認**に関わる範囲
- なお、デジタル庁で提供されているgBizInfoや検討中の法人ベース・レジストリは、オープン情報も含まれているのでカバー範囲は少し広い

KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの確認要素 (例)

1. 事業者の本人確認 (Identity Proofing) ≡ KYC (Know Your Customer≡相手の実在性や本人性等の確認)

1.1.法人格に対する確認	法的実在性確認 ※法令に従った登記情報等に当該事業者や組織が存在することを確認 または公的情報等に基づく実在性確認
	物理的実在性確認 ※当該事業者や組織の所在を確認
	法人等に属する内部組織の実在性確認 ※部門や事業所等を確認
1.2.事業者に関連する自然人に対する確認	所属確認 (代表者等、従業員、代理人等)
	取引の任に当たっている事の確認 (権限確認)
	(代表者等取引の任に当たっている自然人の) 事業者に関連する自然人の「個人」としての本人確認

2. 顧客管理 (Customer Due Diligence) ≡ KYB (Know Your Business≡顧客の事業内容や実態などの確認)

事業の内容の確認
事業活動の実態有無の確認 (当該事業者や組織の運営状態を確認)
実質的支配者 (BO) の確認
反社確認
資産及び収入の状況の確認
信用情報確認

- 事業者は法律上の権利義務の主体ではあるが、**関連する法律等は様々**であり、**事業者の形態も様々**である。
- ✓ なお、事業者の**法的実在性の網羅的かつ一元的な確認が困難**である背景として、関連する法律等の目的が異なることが挙げられる。

※各々の法律等は、個別の目的に対し対象の事業者の定義を行っている。事業者全般に対して、網羅性・整合性のある定義がなく、対象事業者の範囲の相関について、独自見解としてイメージの作成を行った。

※番号法における法人番号の対象とする事業者の範囲

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (番号法)

※法人の場合は法人番号

税法

税法上の開業届
(個人事業主)

※会社法人等番号の対象とする事業者の範囲

商法

(商法に基づく個人事業主)

商法に基づく登記あり (商号登記)

商法に基づく登記なし

個人事業主 (屋号について商号登記あり)

個人事業主
※屋号なし、または屋号はあっても商号登記なし

商法

(商法に基づく法人)

商法に基づく登記 (商業登記)

各種法人等登記規則

に基づく法人登記

法人登記

会社法

会社法に基づく会社設立

会社と同種のもの又は会社に類似するもの

一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人、宗教法人、税理士法人、管理組合法人、特定非営利活動法人 (NPO)、医療法人、社会福祉法人など

健康保険組合、土地改良区、企業年金基金など

外国会社を除く外国法人

人格のない社団等 (登記の無いマンション管理組合、PTA等の任意団体など)

国、地方公共団体

株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社

外国会社

関連する法律や登記等

事業者種別

1. 背景・目的

<補足2> 実証の背景①

参考・出典) 一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より

- 現状、円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少ない。
様々な「KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの情報確認」が必要となるが、現状、**公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界**がある。

	確認事項	現状と課題	公的な情報に限界
1. 本人確認	<ul style="list-style-type: none">物理的実在性確認 ※当該事業者や組織の所在を確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 申請情報と、登記情報等の住所情報との確認等をする場合、物理的実在性確認の基本確認レベルは出来ていると見なせるが、基本確認レベルすら困難なケースも多数存在。✓ 担当者・連絡先情報に記載の所在が、登記事項に記載の無い事業所等の場合、当該所在の実在性確認は困難。✓ 書類送付やり取りや、対面審査・検査等のやり取りが業務プロセス上存在する事業等では、実態的に業務プロセス過程で自然と確認。	<ul style="list-style-type: none">➤ 法人形態として登記の無い事業者も存在する事や、バーチャルオフィスの増加、また支店等含めた事業所情報を網羅的に保有するレジストリが存在しない事等が背景。(※デジタル庁の法人ベース・レジストリにおける整備検討でも同様の問題意識あり。)
	<ul style="list-style-type: none">法人等に属する内部属性の実在性確認 ※部門や事業所等を確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 補助金・助成金・給付金事業においては、多くは法人代表者名義による申請となる為、登記事項等との整合性確認等をする場合、基本確認レベルは出来ていると見なせる。✓ 一方で担当者・連絡先情報に記載の担当者に関わる内部属性の実在性確認については、書類送付やり取りや、対面審査・検査等のやり取りが業務プロセス上存在する事業等では、実態的に業務プロセス過程で自然と確認。	<ul style="list-style-type: none">➤ 信頼できる第三者が確認済の会社組織や、支店等含めた事業所情報を網羅的に保有するレジストリが存在しない事等が背景。➤ 本質的に、第三者が法人内部情報について、「完全な確認」をする事は困難。 (※eシール検討において、発行元組織について、事業者単位ではなく内部組織とする場合、法的推定効を得られるレベルの信頼性の担保が困難という課題と同根)

(前頁続き)

	確認事項	現状と課題	公的な情報に限界
	<ul style="list-style-type: none">所属確認 (代表者、従業員、代理人等)取引の任に当たっている事の確認(権限確認)	<ul style="list-style-type: none">✓ 基本的に同上(法人代表者名義による申請観点と、一方で担当者との実態的なやり取り観点)。所属確認は、法人等に属する内部属性の存在性確認とあわせ、事業者本人確認における当人性確認にも関係する。✓ 基本的に同上(法人代表者名義による申請観点と、一方で担当者との実態的なやり取り観点)。	<ul style="list-style-type: none">➤ 基本的に同上➤ 電子証明書による電子署名付きの申請書等の場合も、代表者以外の場合は困難であるが、当人性確認と間接的な意思確認として信頼できる為、申請書記載の担当者情報についても、ある程度信頼性が高いと見なせる。ただし、普及に関して課題あり。➤ 基本的に同上➤ 電子証明書による電子署名付きの申請書類等による代表者等の当人性確認や間接的な意思確認や、電子委任状等の活用も可能だが普及に関して課題あり。
2. 事業内容や事業活動の実態有無の確認	<ul style="list-style-type: none">事業の内容の確認	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業内容情報について、全ての事業者を網羅的に確認できる公的な情報は存在しない。✓ また、事業活動実態が登記事項と異なるケースも存在するが、確認が困難。	<ul style="list-style-type: none">➤ 商業・法人登記された法人については、登記事項として事業内容が存在するが、例えば法人番号はあるが登記が存在しない事業者の場合、法人番号公表サイトの基本3情報には事業内容は含まれない。➤ 民間事業者間の取引行為等においては、民間の企業信用調査会社の企業調査書等を業務利用するケースが多く見受けられるが、行政手続きにおいては、企業信用調査会社の情報活用は一般的ではない。(取引与信観点の信用力調査確認目的ではない事及び照会費用等の経済合理性の観点からと想定)

(次頁続く)

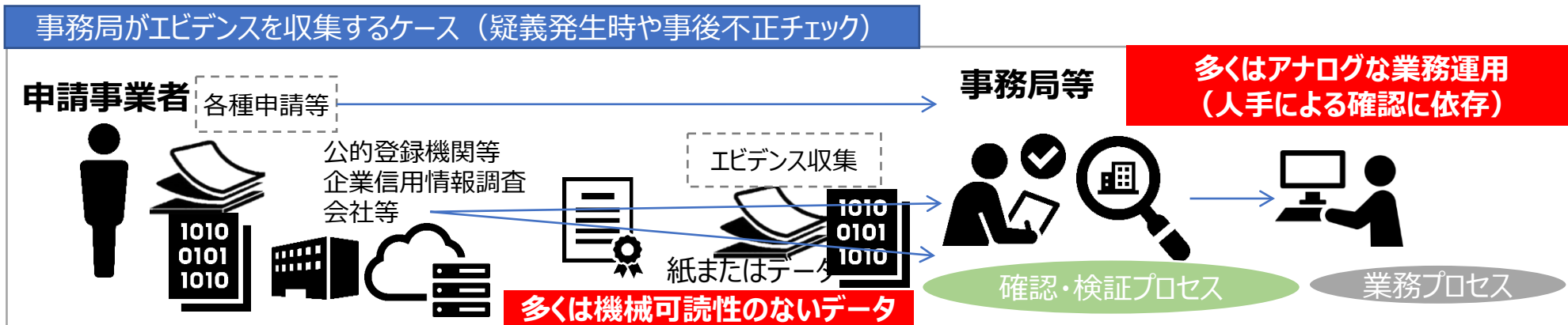
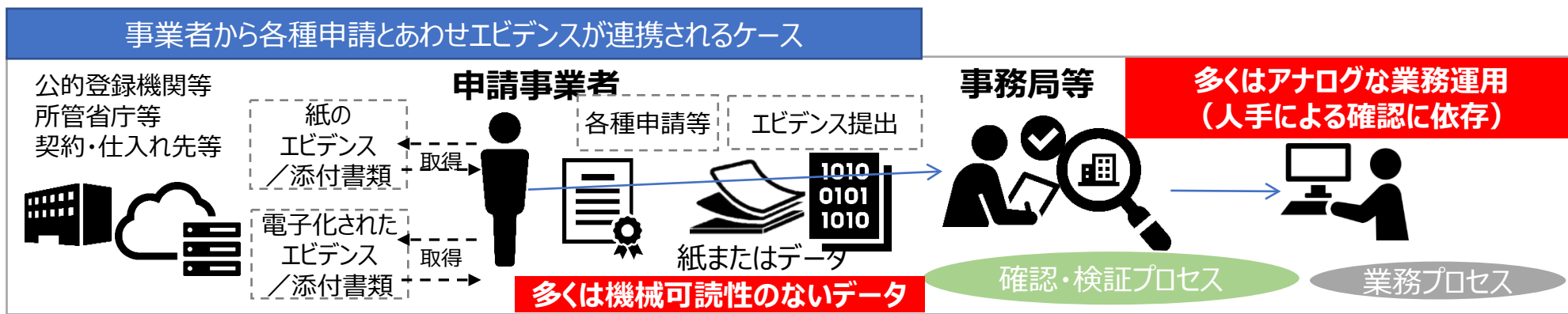
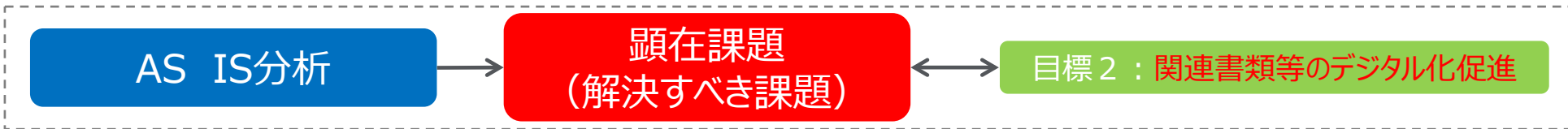
(前頁続き)

	確認事項	現状と課題	公的な情報に限界
	<ul style="list-style-type: none">事業活動の実態有無の確認（当該事業者や組織の運営状態を確認）	<ul style="list-style-type: none">✓ 事業活動の実態有無について、明確に確認できる公的な情報は存在しない。✓ 対面審査・検査等のやり取りが業務プロセス上存在する事業等では、実態的に業務プロセス過程で自然と確認される事もある。	<ul style="list-style-type: none">➤ 商業・法人登記や、法人番号公表サイト等は、事業活動の実態有無をとらえられるものではない。➤ 本質的に、第三者が法人内部情報について、「完全な確認」をする事は困難。➤ 将来、法人ベース・レジストリ等のオープン情報の収集と公開等により、事業活動の実態有無の参考情報が公的な情報で拡大すると期待されるが、網羅的かつ信頼性の高い情報と位置づけるには困難であり、参考情報の一つ（Trustを高める一つ）という位置づけと考える。➤ 民間事業者間の取引行為等においては、民間の企業信用調査会社の企業調査書等を業務利用するケースが多く見受けられるが、行政手続きにおいては、企業信用調査会社の情報活用は一般的ではない。（取引与信観点の信用力調査確認目的ではない事及び照会費用等の経済合理性の観点からと想定）
※反社確認（実質的支配者の確認含む）		<ul style="list-style-type: none">✓ 多くの事業において共通する確認事項であるが、宣誓書等で自己申告の確認に留まるケースも多い。	<ul style="list-style-type: none">➤ 反社情報を網羅的および外部利用開放した公的な情報が存在しない。➤ 民間事業者サービスも存在するが、網羅性の担保及び照会費用の経済合理性の観点で課題あり。

1. 背景・目的

実証の背景②

- **2. 関連書類等のデジタル化促進（目標2）**におけるAS IS分析と課題
- ✓ データで提出された場合でも、多くは**機械可読性のないデータ**である事から、提出方式のデジタル化に留まり、多くは**人手によるアナログな業務運用**となる（自動照合処理等による業務効率化に支障）。



(前頁続き)

✓ サンプルヒアリングから、関連書類等の機械可読性のあるデータ拡大に関わるニーズや課題を例示として抽出した。

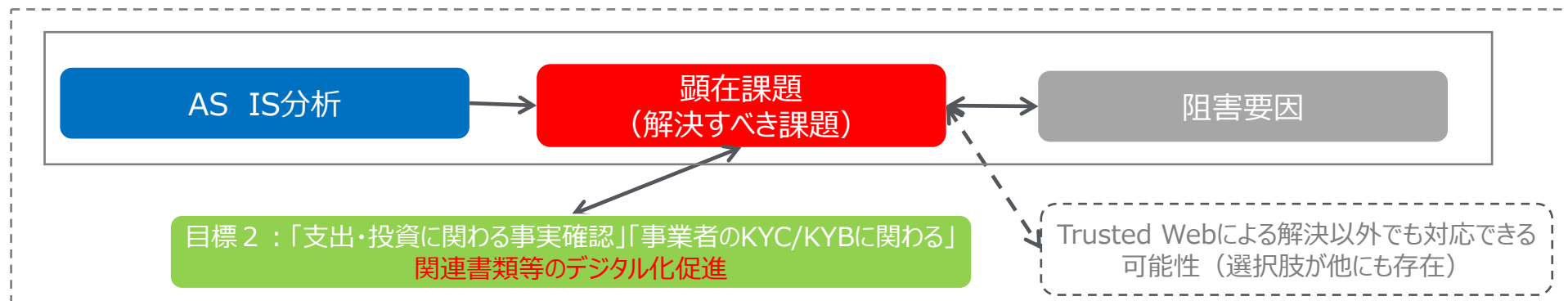
注) 以下、赤字で記載の確認事項を、当実証事業のプロトタイプシステム企画のシナリオ仮説として検討する事とした。

		確認事項	サンプルヒアリングから抽出したニーズ (例示)
大きな課題意識		<ul style="list-style-type: none">「チェック方式のデジタル化と統一」が不十分であり、不適切利用の抑止と、申請・支給の簡便さ・迅速さとのバランスの向上に限界がある。	
① 事業者の妥当性を確認・判断	1. 本人確認 (事業者KYCの一部)	<ul style="list-style-type: none">法的実在性確認個人事業主の個人としての本人確認	<ul style="list-style-type: none">実在性確認において、現状、法人形態により確認手段が異なり、一元的な確認手段が存在しない。また廃業や移転等の情報も確認する事が困難なケースも存在する。免許証・保険証・マイナンバーカード等の写し等の人の目による業務確認には確認精度および業務効率上の限界が明らかになっており、eKYC等に準ずるデジタル確認による不正の抑止が必要。
	2. 事業内容や事業活動の実態有無の確認 (事業者KYBの一部)	<ul style="list-style-type: none">納税事実確認口座と法人との関係性確認	<ul style="list-style-type: none">確定申告書よりも納税証明書の方が、納付した事実の証明力および非改竄性の観点では望ましいが、税務当局への取得手続きが双方の負担となる。確定申告書等のPDF等は機械的データ可読性が弱く、チェック自動化等を含めた業務効率化において限界がある為、機械可読性のある納税データ等の利用が望ましい。国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組みが存在するが、限られた行政システムしか対応されていない。銀行口座が法人のものか、法人代表者のものであるかの確認が、迅速かつ確実に実施可能であると、事務局の業務負担軽減に有益。
	② 支出・投資等の事実確認	<ul style="list-style-type: none">関係書類との整合性を確認	<ul style="list-style-type: none">書式・フォーマット等が千差万別であり、偽造等の確認が困難。複数の関係書類との整合性チェックの自動化等を含めた業務の効率化にも限界がある。
その他		<ul style="list-style-type: none">ある事業の事務局での確認結果を、隣接領域の事業の事務局で信頼して活用することにより業務負担の軽減を可能にする仕組み他省庁や地公体間の、不適切利用事業者の情報等を連携する仕組み	

1. 背景・目的

実証の背景②

➤ 阻害要因は、以下の3つと考える。



阻害要因 1

「データの真正性の担保が可能」かつ「中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低い」デジタル手法の発展と普及が途上

阻害要因 2

「支出・投資に関わる事実確認」や「事業者のKYC/KYBに関わる」関連書類等のバリエーションも多く、標準化が途上

阻害要因 3

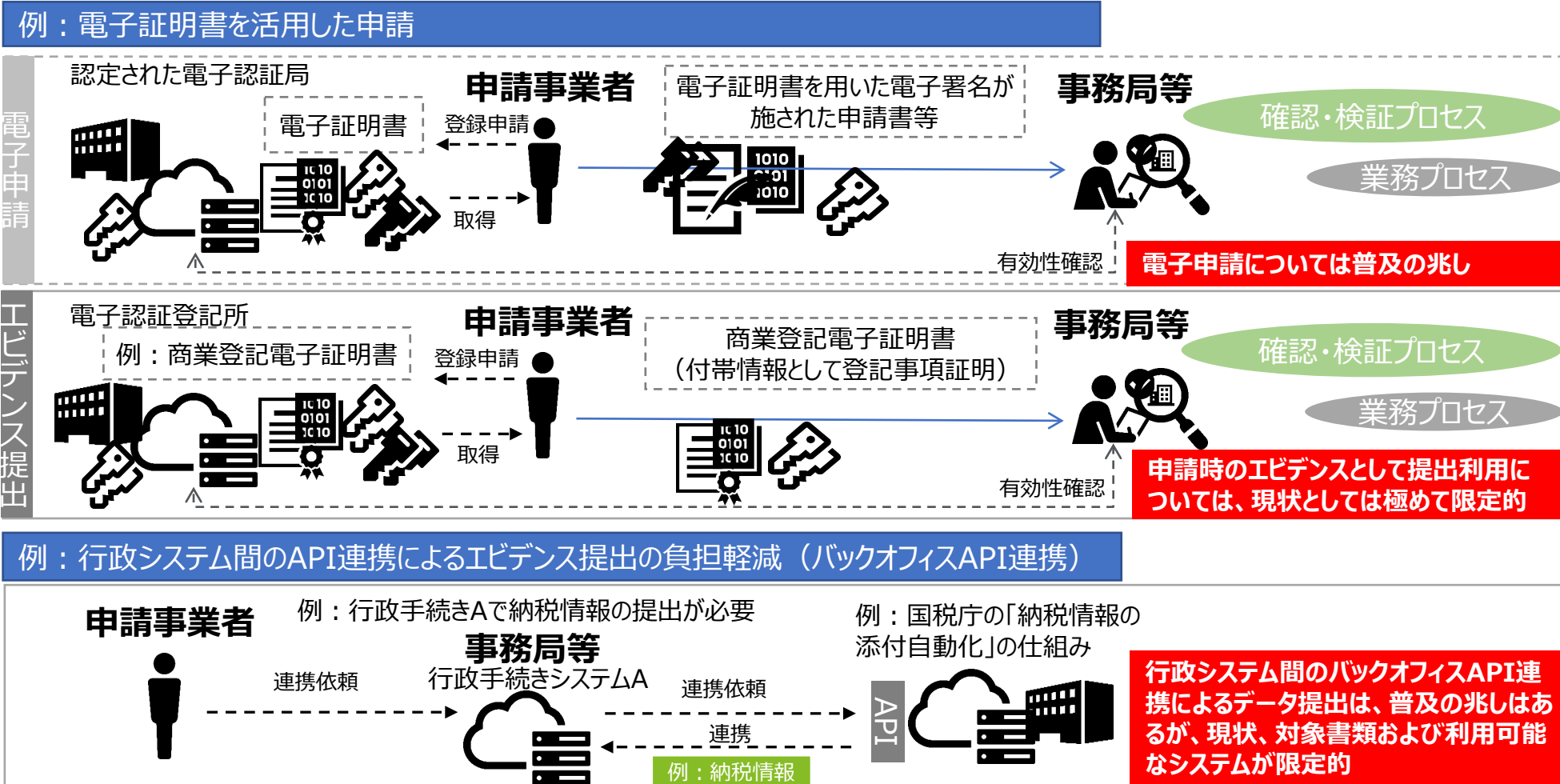
社会・ビジネス環境のデジタル化が途上である事、および相互接続性の拡大が途上である事から、機械可読性のあるデータの形で円滑にデータ取得可能な情報源が限定的

(前頁続き)

阻害要因 1

「データの真正性の担保が可能」かつ「中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低い」デジタル手法の発展と普及が途上

デジタル手法の発展と普及が途上
デジタル申請
エビデンス提出
デジタル化と統一が不十分



(前頁続き)

阻害要因 2

「支出・投資に関わる事実確認」や「事業者のKYC/KYBに関わる」関連書類等の
バリエーションも多く、標準化が途上

書類の形態および提出方法が様々



書式や情報形式が様々かつ関連書類間の紐づけの確認事項も様々

<例> 支出・投資等の事実確認において、複数の関連する書類等の整合性を確認

- ・見積書、契約書、請求書、支払い済の証跡等の書式や情報形式が様々
- ・その為、契約、請求、支払い済等の紐づけの確認事項も様々



書式や情報形式が様々

<例> 事業者の実在性確認書類は、法人形態等や事務局の業務運用によって様々



商業登記有り



登記事項証明書
(商業登記)

法人登記有り



登記事項証明書
(法人登記)

登記無し法人番号有り



確定申告書類または
納税証明書類
(法人番号公表サイトの照会)

個人事業主



(自然人の) 本人確認書類
確定申告書類または納税証明書類

(前頁続き)

出典)「仮想的な次世代取引基盤構築に係るグリーンペーパー (IPA-DADC契約・決済プロジェクト成果物経過報告)」
独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター 契約・決済プロジェクト 2022年5月

図表2-30: システム的観点からの企業間取引における課題の整理

				(データ連携課題)	(データ利活用課題)
		受発注	請求	決済	
第5層 ルール	トラスト基盤	データ連携・データ利活用に必要とされる、法人の信頼性の確保手段が明確でない		データの実在性、非改竄性の証明手段が明確でない	
	データ標準	データ発行主体によるデータ利用への同意の管理手段が明確でない		利活用権限がないユーザーに対する機密保持手段が明確でない	
第4層 利活用環境	事業者ごとに受発注プロセスで用いられるデータ規格及び通信規格が異なる	事業者ごとに受発注データと請求データのデータ項目を紐づける関連性が整備されていない		請求データと決済データのデータ項目を紐づける関連性が整備されていない	
				事業者間で請求データと決済データを紐づけるための決済通信規格が十分に機能していない	
第3層 連携基盤		取引データの流通に用いる通信規格が明確でない			
第2層 データ		取引主体及び取引自体の識別子の相互運用性が事業者内外で確保されていない			
第1層 インフラ		利活用しやすい取引データのデータ配置が明確でない			

【出典】IPA-DADC 作成

(前頁続き)

阻害要因 3

社会・ビジネス環境のデジタル化が途上である事、および相互接続性の拡大が途上である事から、機械可読性のあるデータの形で円滑にデータ取得可能な情報源が限定的



<例> 支出・投資に関わる事実確認

見積書



紐づけ確認

契約書



紐づけ確認

請求書



紐づけ確認

支払い済の証跡



出典) 中小企業庁.「受発注のデジタル化に関する推進方策報告書」
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/digitalization/download/report_r3.pdf

出典) 帝国データバンク.『「経営診断ツール認知・活用状況及び、決済・資金調達の実態に関する調査」調査報告書』
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sang_yokinyu/itakuhoukoku/05.pdf

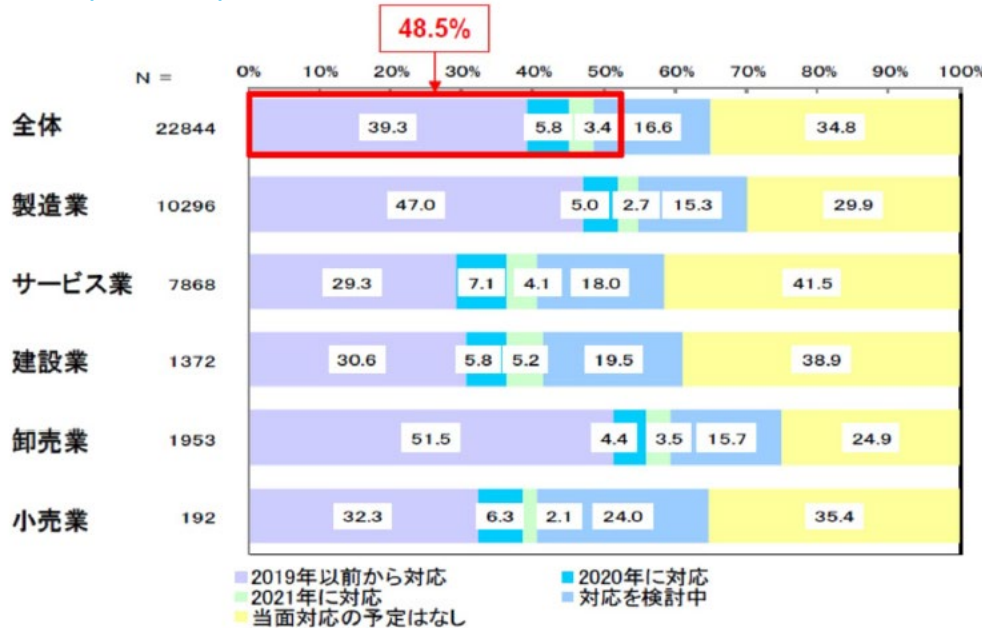
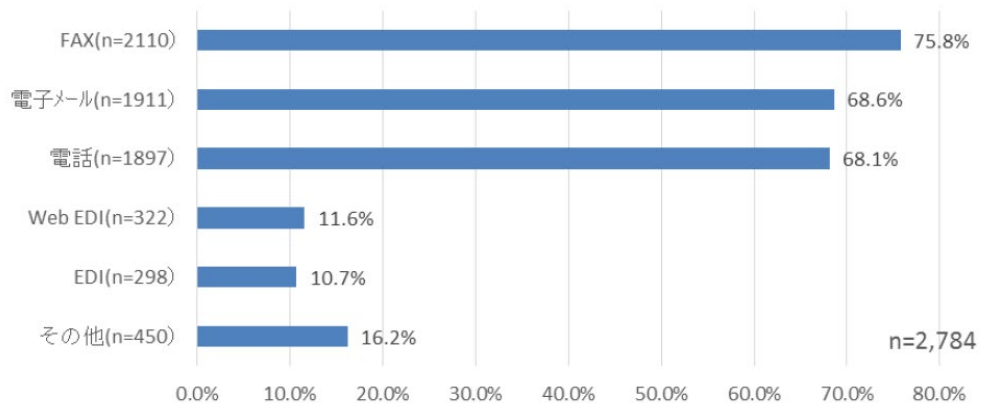


図 6 電子受発注への対応状況 (受注側) ¹³

図表 82 発注方法



(前頁続き)

出典)「仮想的な次世代取引基盤構築に係るグリーンペーパー (IPA-DADC契約・決済プロジェクト成果物経過報告)」
 独立行政法人情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンター 契約・決済プロジェクト 2022年5月

図表 2-7 : 受発注業務の課題

工程	業務の現状	業務の課題・リスク
見積依頼	受発注共通 : ・多くの企業は、電話・FAX・メールでやり取りをしている。 ・取引先ごとのシステム (EDI等) でデータ連携をしている。	受注 : ・受領した見積~注文の情報を自社システムに手入力するコストがかかっている。 ・注文確定後に価格・数量・仕様等が変更になることもあり、仕入や加工に影響がでている。 発注 : ・各社で登録されている商品マスタやデータ項目等が異なり、受注情報を連携して発注できていない。 ・仕入先の在庫・納期確認に時間がかかり、得意先への回答が遅れる。 受発注共通 : ・聞き間違いや言い間違い、誤記等で誤受発注や確認作業が必要となっている。 ・取引先がシステムを利用している場合、取引先ごとのシステムに合わせてログインや情報入力等の対応をする必要がある。
見積回答		
注文		
注文回答		
出荷・納品	受発注共通 : ・納品物と一緒に納品書を配送する/される。	受発注共通 : ・得意先や仕入先と見積・注文が電子化されていても、業界を超えた物流業者との情報連携は紙が必要となる。
検収	受発注共通 : ・納品物を確認の上、受領書にサインする/される。	
請求	受発注共通 : ・原本を郵送する/される。	受発注共通 : ・紙で受領するため、請求書と納品書の照合作業が必要となる。 ・電子帳簿保存法やインボイス制度等の対応が不十分の可能性はある。
決済	受発注共通 : ・支払方法は振込、手形、電子債権である。	

【出典】 中小企業庁 (2022) 「受発注のデジタル化に関する推進方策報告書」

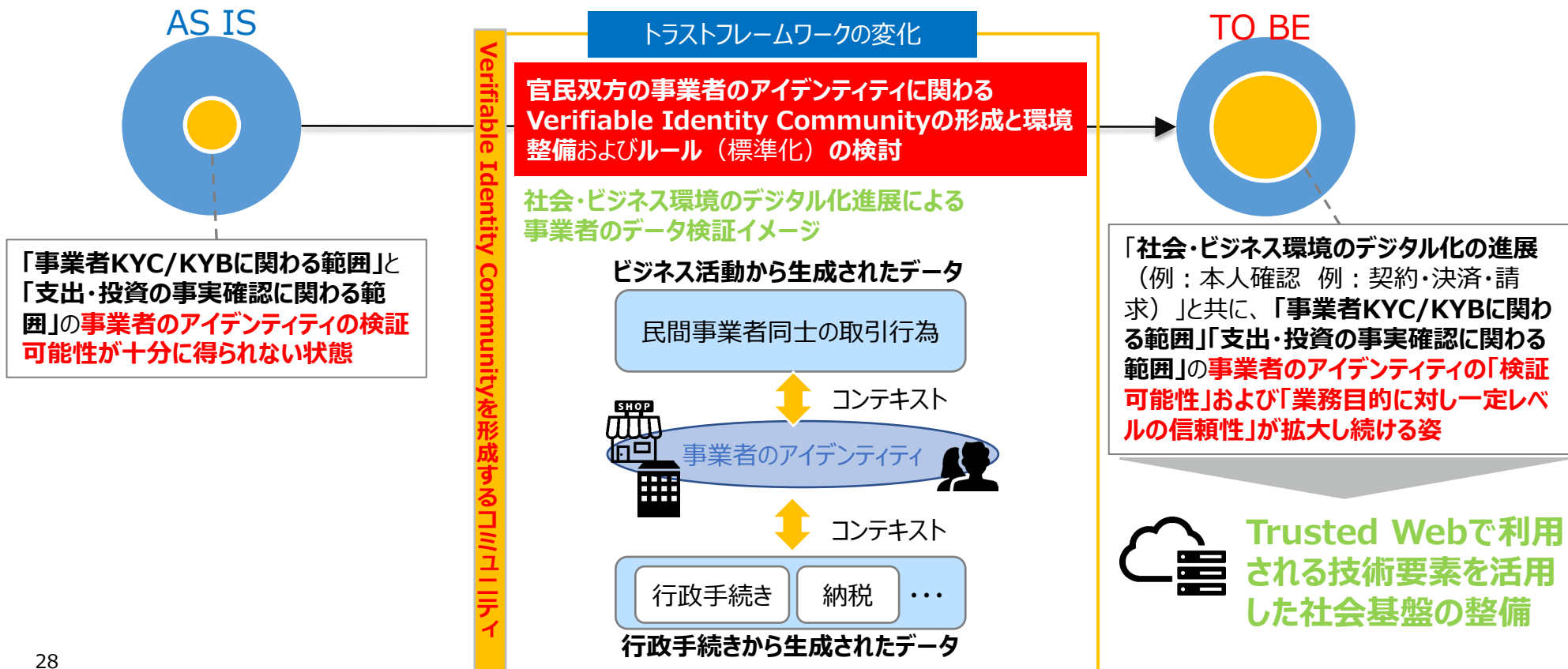
1. 背景・目的

当実証事業の目的

1. 行政手続き（特に補助金事業等）へのTrusted Webの社会実装が、「不適切利用の抑止の更なる向上（目標1）」「関連書類等のデジタル化促進（目標2）」に対し、どのように寄与する可能性があるかについての考察

および民間ビジネス環境へ寄与する可能性も念頭に、社会実装された行政手続き基盤の社会定着(社会基盤化)の提言

2. 社会実装の機運醸成の為の、プロトタイプシステム企画の要件定義



1. 背景・目的

＜派生＞ 当実証事業の目的

- 派生して、**来年度以降、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関わるトラストフレームワークの変化および関係性が高い官民双方のVerifiable Identity Community※の形成およびルール（標準化）について検討取り組みをする場の機運醸成**
（Verifiable Identity Communityを形成する主体を軸に、Verifiable Identity Communityにおいて必要となるルールやトラストフレームワーク等を検討する、ガバナンスの適用対象となるコミュニティへ発展を期待）
- あわせて、行政手続きに留まらない、（民間団体等が関わる）準公共領域における事業者に関わる申請や取引等のデジタル化の促進や、民間ビジネス領域における**事業者KYC/KYBのDX検討の機運の醸成を期待**

※Verifiable Identity Community ≒ Verifiable IdentityつまりはVerifiable Dataの送受信をする主体の集合の意

1. 背景・目的

<参考 1> 参考となる海外動向①

EUにおけるeIDAS規則の改正（eIDAS2.0）、EUDIWにおける法人ウォレットの動向

< EU DIWの枠組み設定 >

- 欧州委員会は現行のeIDAS（eIDAS1.0）を改正し、全てのEU市民、居住者、**企業**が、欧州のどこでもEUデジタルIDウォレット（EUDIW）を利用して各種オンラインサービスを利用できるようにすることを旨とする**欧州デジタルID枠組み規則案***を発表した。

* Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Regulation (EU) No 910/2014 as regards establishing a framework for a European Digital Identity

- 全EU市民が利用可能な、**新たなeIDの枠組み（eIDAS 2.0）**を整備し、ウォレットの発行を義務付ける
- EU加盟国間での個人識別、属性情報の電子証明等が可能となる

< 法人ウォレット（エンタープライズウォレット）に関わる取り組み動向 >

- EUDIWの大規模パイロットプロジェクトの一つである**EBSI* -VECTORプロジェクト**では、組織アイデンティティの国境やセクターを超えた相互作用に関連する既存の課題を解決することを目的としたワークプラン（WP3）が実施されている。

* EBSI : The European Blockchain Services Infrastructure

当該ワークプランでは、**法人およびビジネスレジストリのアイデンティティに関連する新たなEBSI機能への対処**が行われている。

- ドイツ政府が助成するSSI実証プロジェクトの一つである**IDunion**では、eIDAS2.0によって、**将来的に各法人に、法人EUDI ウォレット(または ODI ウォレット)**と呼ばれる**組織アイデンティティウォレットを提供することが求められる**と言及しており、**一部メンバー企業による実装検討の取り組み**も始まっている。

<参考：EBSI-VECTORプロジェクトにおける法人ウォレット（エンタープライズウォレット）に関わる定義>

- デジタルエコシステム内の外部および内部のやり取りを管理し、円滑化するために、**公的および私的組織によって使用されるデジタルプラットフォームまたはリポジトリ**である
- 組織が検証可能クレデンシャル(VC)、トークン、またはその他の形式のデジタル表現を保管、管理、交換できる安全かつ管理された環境として機能する
- 政府や規制機関によって認可された公的機関である**ビジネスレジストリによって認証**され、ウォレットの機能に正当性と信頼の要素が加わる
- **会社組織**は市民、パートナー、サプライヤ、または規制機関などの**他のエンティティとのシームレスかつ安全なやり取りが可能**になる
- 検証済みの情報や認証情報の共有が容易になり、**コンプライアンスチェック、契約交渉、取引などのプロセスが合理化**される
- **社内**では、**組織内の異なる部門や部署間でのやり取りやデータ共有を管理**するのに役立つ**従業員認証、アクセス管理、機密データ交換**のための安全で管理されたプラットフォームを提供することができる
- ビジネスレジストリの認証を受けたエンタープライズウォレットは、組織のデジタルインタラクションの信頼性、コンプライアンス、および効率性を保証し、業務プロセスの強化に貢献し、デジタルビジネス環境においてより高いレベルの信頼性を確立する

1. 背景・目的

<参考 1> 参考となる海外動向②

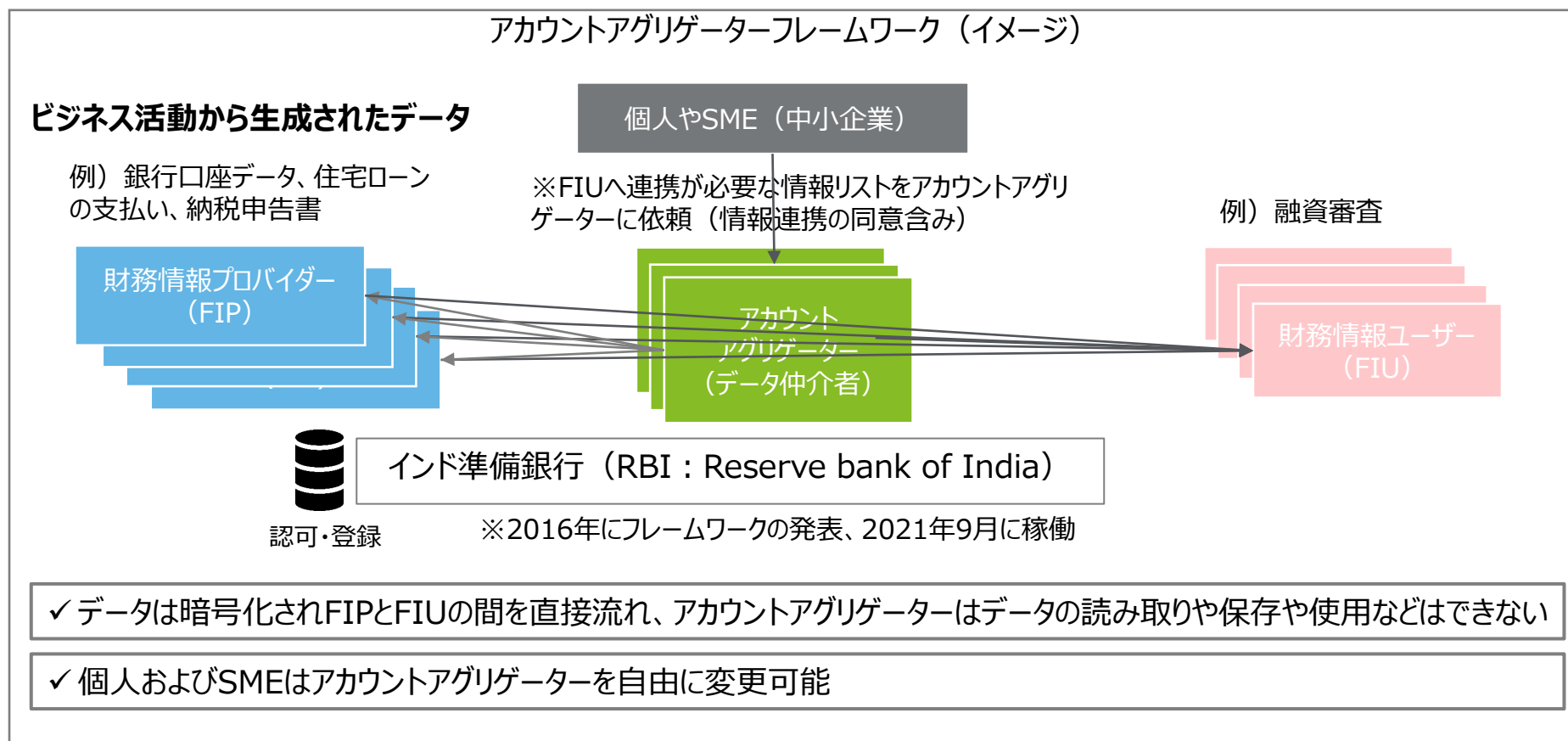
参考・出典) 一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より

インドにおけるアカウントアグリゲーターフレームワークの動向

<目的>

個人およびSME（中小企業）が、ビジネス活動から生成されたデータのメリットを享受できるようにする事

（例：金融包摂の促進）



1. 背景・目的

<参考2> 事業者KYC/KYBに関わる民間事業者同士におけるビジネス環境

参考・出典) 一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より

➤ 事業者のKYC/KYBのデジタル確認方法について

個人を対象としたデジタル本人確認方法（eKYC）は官民の各種報告書やガイドライン等（※）により確立されつつあり、セキュリティや利便性の向上において一層の改善が図られている状況にある。

しかし、行政手続きに限らず**一般事業者間の取引行為や申請等**において、**法人（事業者）については事業者KYC**（Know Your Customer≡相手の実在性や本人性等の確認）や**KYB**（Know Your Business≡顧客の事業内容や実態などの確認）について、**現状、完全非対面でのデジタル確認方法が未確立**と言っても過言でない。

※参考資料：行政関係の報告書やガイドライン等

- ・ 経済産業省「オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書」 2020年3月31日
- ・ 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
「行政手続きにおけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」 2019年2月25日

※参考資料：一般社団法人 OpenID ファウンデーション・ジャパン KYC WG

- ・ 民間事業者向けデジタル本人確認ガイドライン 2023年3月
- ・ デジタル本人確認の国内での普及に向けたツール・ルールの検討レポート 2022年12月
- ・ サービス事業者のための、継続的顧客確認に関する調査レポート 2021年9月
- ・ 次世代におけるKYCの方向性に関するレポート 2021年9月
- ・ サービス事業者のための本人確認手続き（KYC）に関する調査レポート 2020年1月

(前頁続き)

参考・出典) 一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より

➤ 事業者に関する本人確認に関わる整理やデジタル化における課題の共有といった議論は、以下の背景 1、2 の観点から進みにくい現状がある。

✓ **背景 1** : 多くの事業者において、取引判断や取引与信以降が明示的な社内基準が存在する業務プロセスとなる事が多く、本人確認については、それ以前の商談工程等も含め、明示的な社内基準に基づくことなく実態的に自然と執り行われている事が多い。

- 本人確認とKYBやCDDといった事業内容の把握との区別が曖昧となり、その線引きを行うことの意義も薄くなりがちである。
- なぜならば、事業者の本人確認を行うことの本質は、それ以降に行われる取引によるリスクに対処することが主眼であり、事業者の実在性だけを確認するだけではなく、事業内容も含めた事業者としての実態について把握した上で取引の妥当性を判断することが多いからである。

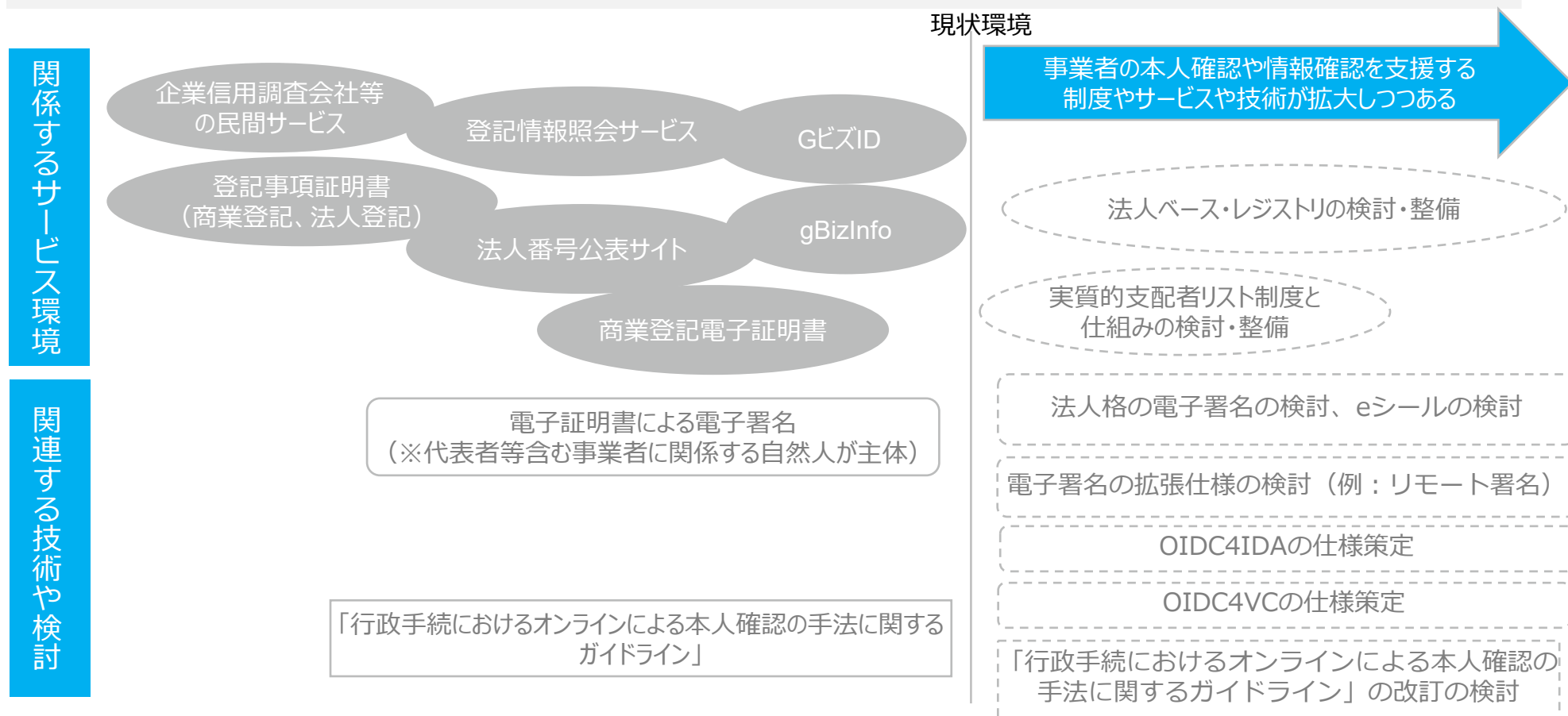


✓ **背景 2** : 従来、通常のビジネス活動において、何らかの対面含めた業務プロセス（例：商談工程における営業交渉等）が介在している事が多く、完全非対面取引が少ない為、完全デジタルでの本人確認の必要性が薄かった。

(前頁続き)

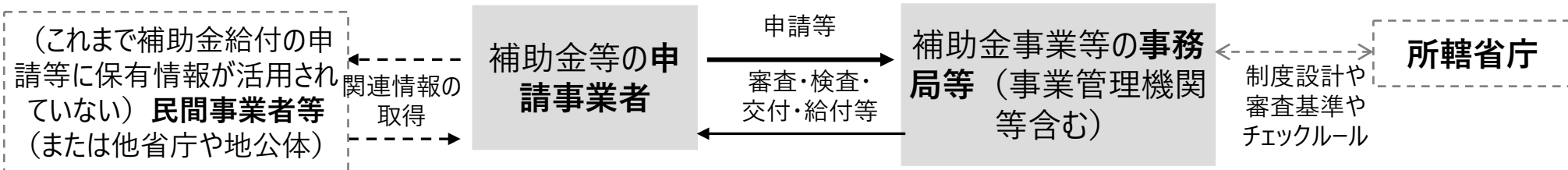
参考・出典) 一般社団法人 OpenID Foundation・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より

- 自然人の場合と同様に、今後、事業者のデジタル本人確認に関する検討も活発になると期待される。
- しかし、「事業者に関するデジタル本人確認の市場規模およびビジネスモデルが明確でない」事もあり、卵が先か鶏が先か構図もつきまとう為、民間事業者だけでなく官民ニーズをあわせて、ファーストペンギンの取り組み施策を含めた、中長期的な検討と取り組みが必要になると考える。



2. 事業の概要

2.1. 登場する主体と概要



主体	役割	課題
(これまで補助金給付の申請に保有情報が活用されていない) 民間事業者等 (または他省庁や地公体)	<ul style="list-style-type: none"> ①事業者の妥当性確認・判断 ②支出・投資等の事実確認 に関わる保有する情報を、補助金等を申請する事業者からの要求に基づき、情報の発行および連携をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状、存在していないスキームであり、コミュニティ形成を検討する座組の調整から取り組みが必要。 ✓ システム観点のフィージビリティ検討において、Issuer側のシステム対応負担を軽減可能な機能（既存システム環境の有効利用）の検討が必要。 ✓ ガバナンス観点のフィージビリティ検討では、既存サービスにおけるデータガバナンス、データポリシーをベースに変化が必要となる論点整理が必要。
補助金等の申請事業者	<ul style="list-style-type: none"> 各業務プロセスにおいて、申請等に必要となる情報や関係書類等のエビデンスを準備する。 各業務プロセスにおいて、規定された方式で申請等を実施し、必要に応じて、事務局等とやり取りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事務局とのやり取りにおける、関係書類等のエビデンス準備や、やり取り対応の業務負担の軽減（手続きの円滑性や容易性の向上）。 ➢ 事務局手続きにおける、申請から交付までの迅速性の向上。
補助金事業等の事務局等 (事業管理機関等含む)	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準等を設計 申請要領や検査要領（マニュアル）の策定システム環境、業務環境の決定と運営 各業務プロセスにおいて、事業者からの各種申請等を受領し、業務上必要な書類・メール・手続きシステム等のやり取りや、対面検査等のやり取りを行う。 当該事業の審査基準等に基づき、確認が必要となる事項について適切なチェック方法により業務確認や検査を実施し、審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ①不適切利用の抑止の為の確認レベルの向上において、様々な「KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの情報確認」が必要となる。現状、公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界があり、円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少ない為、確認レベルの向上と対応負担の軽減の両立が困難。 ➢ ②「データ自体、データのやり取りの真正性検証」が困難な事および機械可読性のあるデータの形で円滑にデータ取得可能な情報源が限定的である事から、関連書類等のデジタル化促進および自動照合処理等による業務効率化に支障がある。
所轄省庁	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の制度設計をする。 交付規定等を策定する。 事務局等の認定をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 以下の1～3のバランスをとった不適切利用の抑止の継続な改善。 ✓ 1. 不適切利用の抑止 2. 事務局等における業務運用に関わる課題軽減 3. 利用者側の制度利用申請等の業務負担軽減（及びそれによる制度利用活性化）

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

論点①：現在の課題（ペインポイント）

課題解決前の事業スキーム図（As-Is）

【目標1】：事業者のKYC/KYBの確認レベルの向上

例：小規模事業者（個人事業主を含む）の事業活動の実態有無の確認、所属確認や権限確認（悪意のある第三者のなりすましや代行ビジネスではないか）

【目標に対する阻害要因と課題】

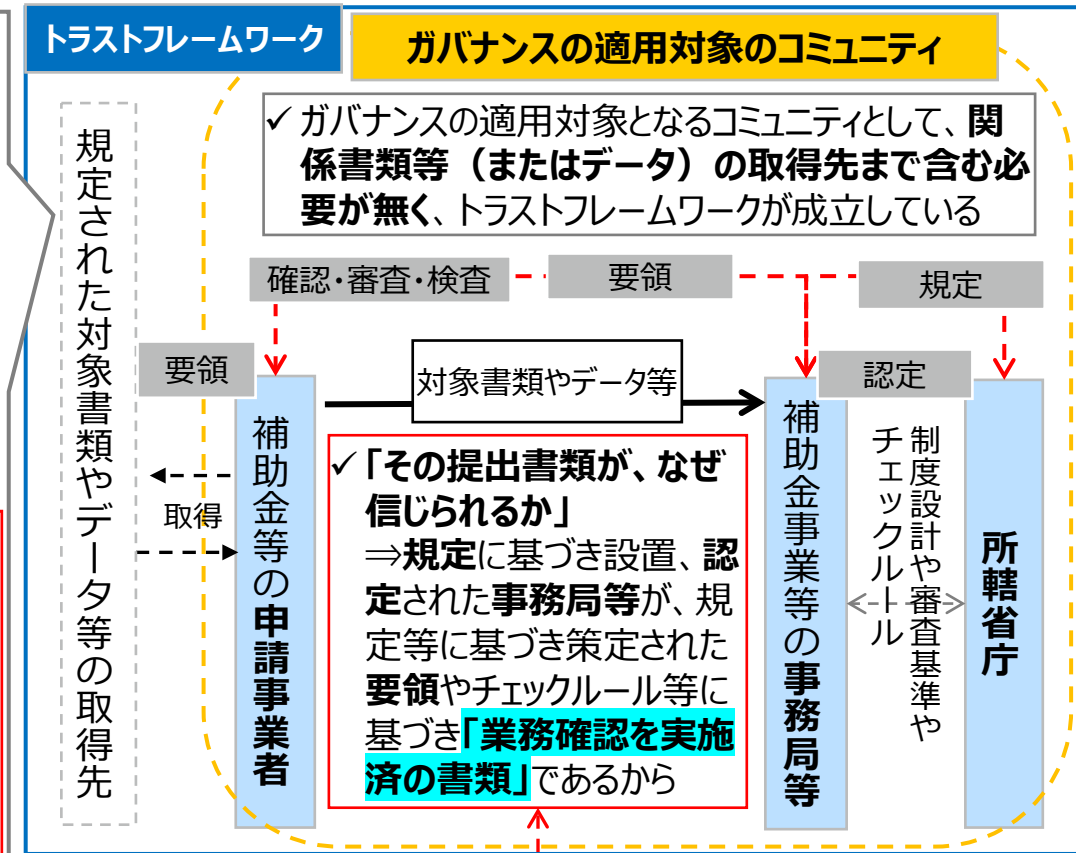
- 様々な「KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの情報確認」において、**現状、公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界**があり、**円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少なく、確認レベルの向上に支障**

【解決の方向性】 **論点②にも関係**

- 事業者（個人事業主を含む）のKYBに関しては、特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照だけでは実態の把握が困難であり、**複数の事業者の発行する証明書（ビジネス活動から生成されたデータ）を複合的に判断することにより、信頼性の向上**を目指す。

【解決すべき課題】

- KYBに必要な情報は多岐にわたっており、例えば、事業活動の実態有無の確認や物理的実在性の確認や所属確認等の**確認作業やエビデンスの信頼性レベルにばらつきが大きい。**
- 「**業務目的に対し一定レベルの信頼性の担保がとれない状態**」の情報は、補助金事業等の事務局等の業務運用における業務判断の為の「**参考情報**」として**情報価値が低く、利活用が難しい。**



現状のトラスフレームワークの構造では解決が困難

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

論点①：Trusted Webの実現により解決する内容①

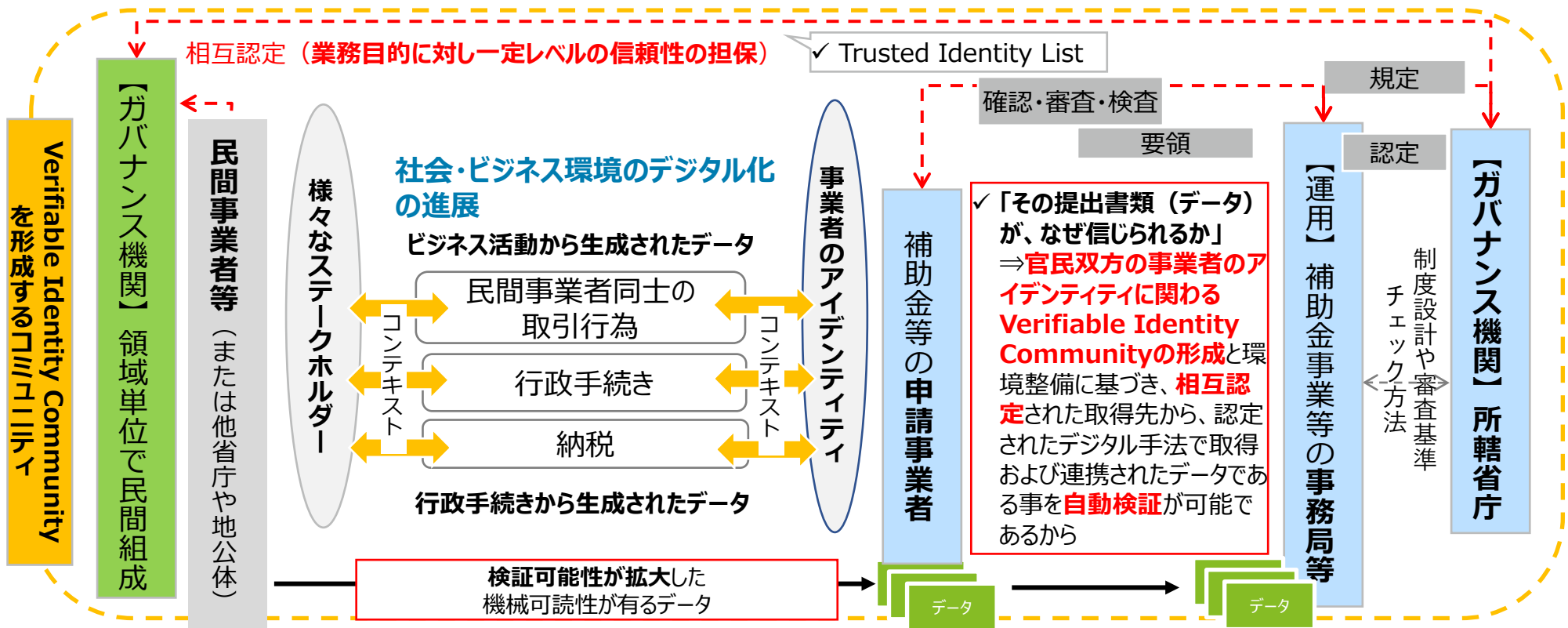
創出するユースケースの事業スキーム図 (To-Be)

✓ トラストフレームワークの変化

Trusted Webの概念を基とした社会実装として、KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの検証可能性の拡大および業務目的に対し一定レベルの依拠が出来る状態の仕組みづくり

相互認定（業務目的に対し一定レベルの信頼性の担保）

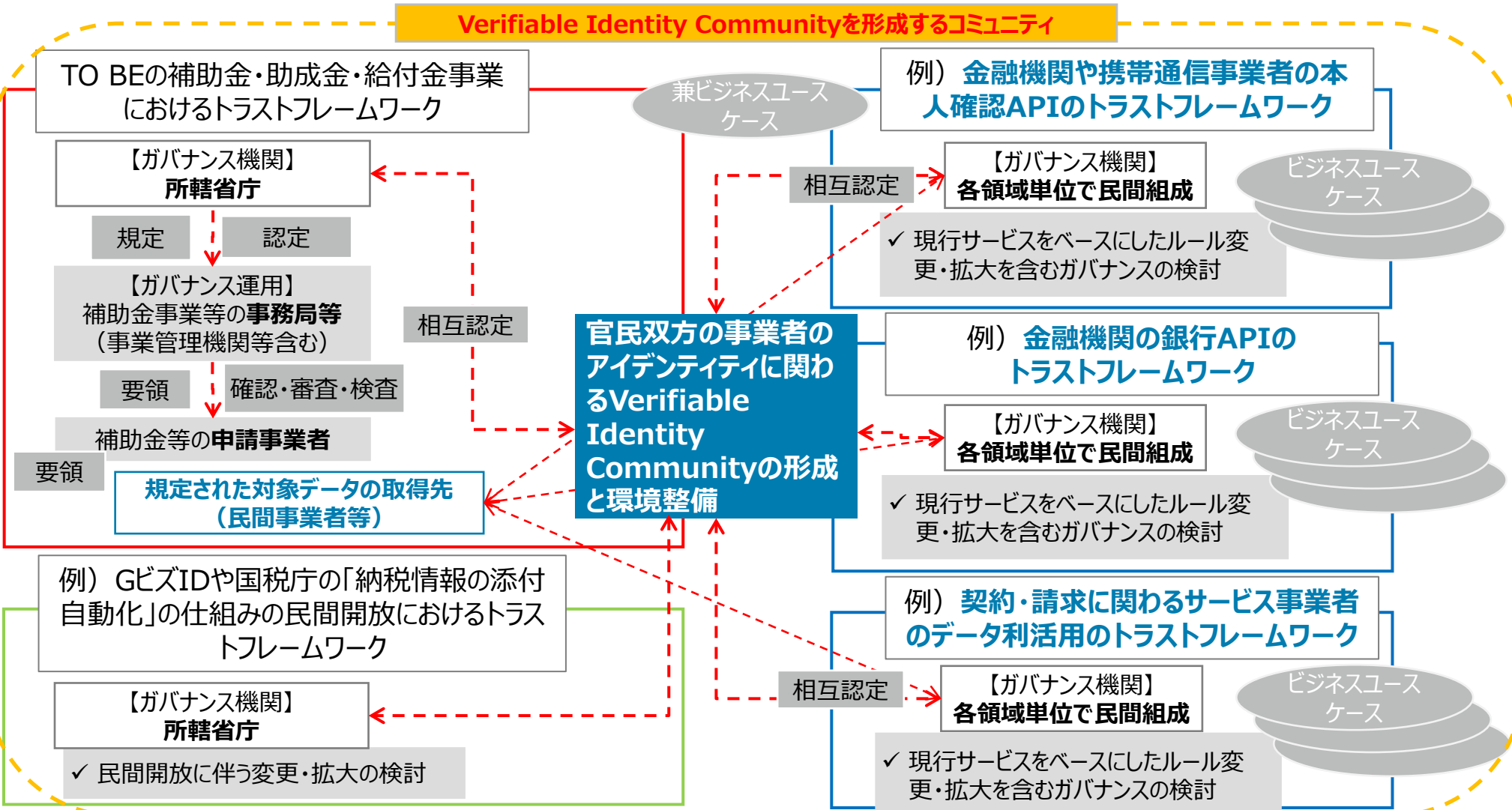
✓ Trusted Identity List



✓ Verifiable Identity Communityが関係書類等（データ）の取得先まで拡大することで、これまで補助金給付の申請で保有情報が活用されていない民間事業者（または他省庁や地公体）のKYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティに関する情報が活用可能となり、結果、補助金事業等の事務局等が行う不適切利用の抑止の為の確認レベルが向上する

（前頁続き）

- 「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関係性が高い官民双方のVerifiable Identity Communityの形成と環境整備およびルール（標準化）の検討



2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

論点①：Trusted Webの実現により解決する内容①

➤ 最終的に目指す世界観①

- ✓ Trusted Webの概念を基とした社会実装として、**KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの検証可能性の拡大**および**業務目的に対し一定レベルの依拠が出来る状態**の仕組みづくり（トラストフレームワークの変化等を含む）
※官民双方のKYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティのVerifiable Identity Communityの形成

➤ 最終的に目指す世界観①により実現される姿

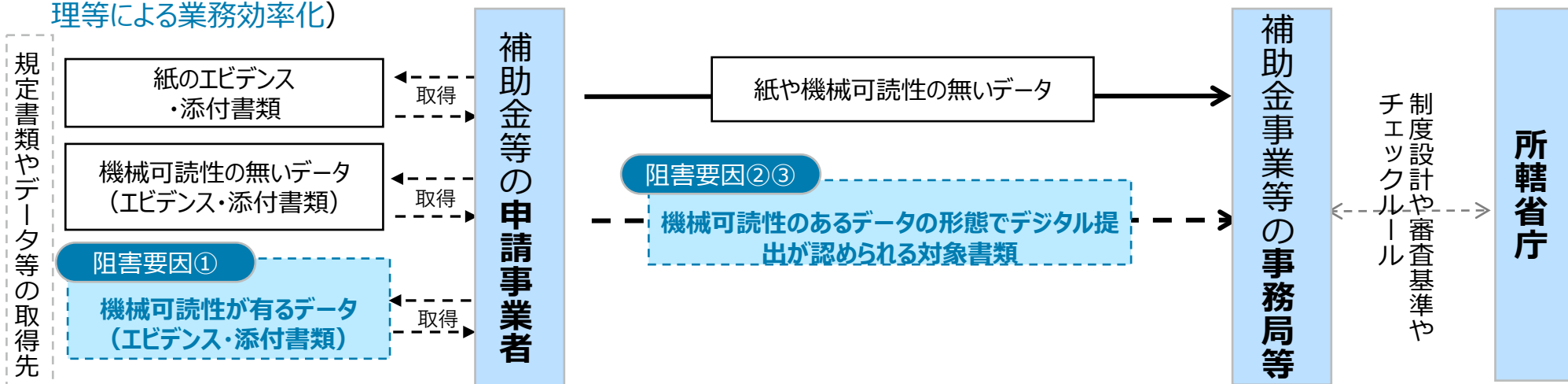
- ✓ 「**民間事業者同士のビジネス活動や行政手続き等の様々なコンテキスト**（例：取引行為 例：サービス機能利用 例：行政手続き）」から**生成されたデータ（複数の事業者の発行する証明書：ビジネス活動等から生成されたデータ）**の**利活用の拡大**により、「**補助金事業等の不適切利用の抑止の為の確認レベルの向上**」および「**民間ビジネス環境へ寄与する可能性も念頭にした事業者KYC/KYBのDX**」が継続的に進展し続ける姿の実現
- ✓ **KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティのVerifiable Identity Communityの形成**を通じ、必要となる**ガバナンスを支えるトラストフレームワークの変化**および**コミュニティの拡大**および**ルール（標準化）の検討**の継続的な取り組みにより、**相互接続性に関わる標準化**（データ標準、プロトコルやAPI標準）が**進展**し、結果、関連する**社会・ビジネス環境のデジタル化の進展**につながる「**相乗効果**」を期待

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

論点②：現在の課題（ペインポイント）

課題解決前の事業スキーム図（As-Is）

【目標2】：「支出・投資に関わる事実確認」「事業者のKYC/KYBに関わる」関連書類等のデジタル化促進（および自動照合処理等による業務効率化）



1

• 「データの真正性の担保が可能」かつ「中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低い」デジタル手法の発展と普及が途上である事を背景に、機械可読性のあるデータとして取得および提出可能な対象書類が限定的

2

• 社会・ビジネス環境のデジタル化が途上である事、および相互接続性の拡大が途上である事から、機械可読性のあるデータの形で円滑にデータ取得可能な情報源が限定的

3

• 関連書類等のバリエーションも多く、データ標準が途上である事から、将来、機械可読性のあるデータとして提出が認められる対象書類が拡大した際においても、自動照合処理等による業務効率化に支障

論点①：解決すべき課題

• 論点①にて「解決の方向性」として示した、複数の事業者の発行する証明書（ビジネス活動から生成されたデータ）を複合的に判断することにより信頼性の向上を目指す上で必要となる、アグリゲート（情報の集約と共有）について、円滑かつ対応コストの軽減が可能な実現方法の検討が必要

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

論点②：Trusted Webの実現により解決する内容②

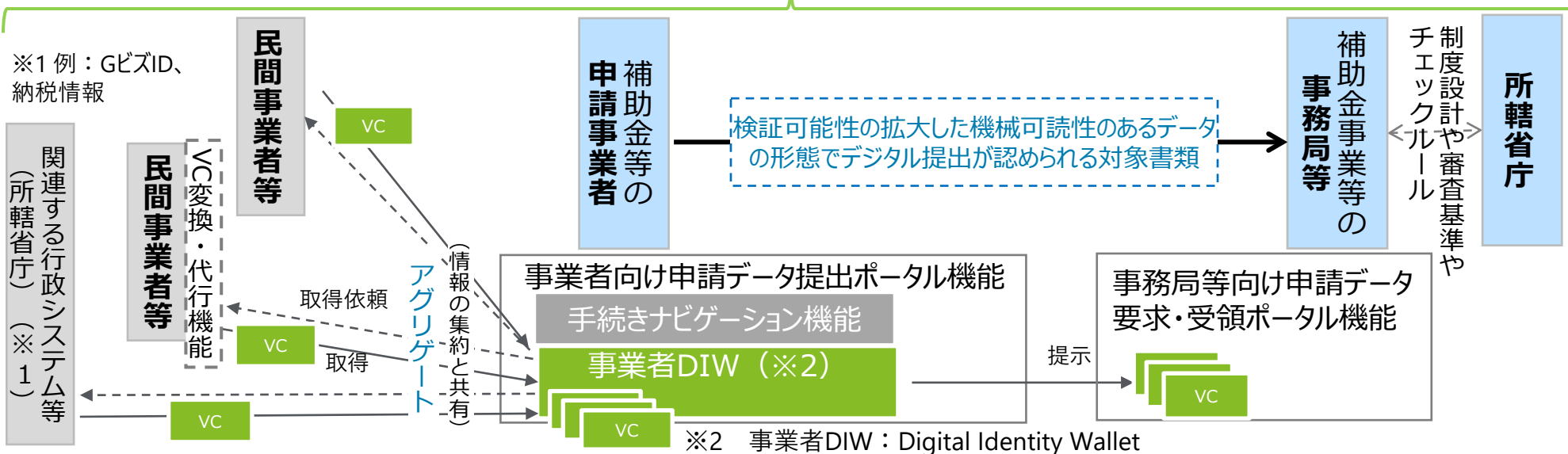
創出するユースケースの事業スキーム図 (To-Be)

Verifiable Messaging

Verifiable Identity

Verifiable Data

データやり取り、データそのものの検証可能性向上に寄与する技術要素



✓ Trusted Webの実現において利用される**技術要素 (Verifiable Identity、Verifiable Data、Verifiable Messaging) の活用**、および**事業者DIW (Digital Identity Wallet) やUI/UXとしてのポータル機能等の基盤整備**により以下を実現する

- ・「データの真正性の担保が可能」かつ「中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低い」デジタル手法の選択肢の拡大と普及
 - ・検証可能性の拡大した機械可読性のあるデータの事務局等における業務活用により、自動照合処理等による業務効率化が実現された姿
 - ・社会基盤整備による技術標準の普及とあわせ、論点①の取り組みによる相互接続性に関わる標準化が進展する事で、関連する社会・ビジネス環境のデジタル化の進展の「相乗効果」による情報源の拡大
 - ・アグリゲート (情報の集約と共有) の実現方式として基盤機能を活用する事による社会コストの低減および接続先の拡大
- ✓ あわせて、情報源の拡大の施策の一つとして、証明の発行元となる民間事業者や行政システム側の対応負担の軽減が必要となる為、既存APIサービス (資産) 自体への改修影響がなく、そのまま有効活用が可能な機能 (例：VC変換・代行機能) の共通資産化が必要と考えられる

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

論点②：Trusted Webの実現により解決する内容②

➤ 最終的に目指す世界観②

- ✓ Trusted Webの実現において利用される**技術要素（Verifiable Identity、Verifiable Data、Verifiable Messaging）の活用**、および**事業者DIW（Digital Identity Wallet）やUI/UXとしてのポータル機能等**の基盤整備。

➤ 最終的に目指す世界観②により実現される姿

- ✓ 「データの真正性の担保が可能」かつ「**中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低い**」デジタル手法の**選択肢の拡大と普及**。
- ✓ **検証可能性の拡大した機械可読性のあるデータ**の事務局等における業務活用により、**自動照合処理等による業務効率化**が実現された姿。
- ✓ **社会基盤整備による技術標準の普及**とあわせ、**論点①の取り組みによる相互接続性に関わる標準化**が進展する事で、関連する社会・ビジネス環境のデジタル化の進展の「**相乗効果**」による**情報源の拡大**。
- ✓ **アグリゲート（情報の集約と共有）の実現方式**として基盤機能を活用する事による**社会コストの低減**および**接続先の拡大**。

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

論点②：Trusted Webの実現により解決する内容②

➤ <補足説明> 最終的に目指す世界観②

- ✓ 「中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低い」デジタル手法の選択肢として、事業者向け申請データ提出ポータル機能（事業者DIW：Digital Identity Walletおよび手続きナビゲーション業務機能をUI/UXとして包括的に提供）や事務局向け申請データ要求・受領ポータル機能の基盤構築が有益と考える。
また、構築した基盤の民間開放・民間連携も視野に入れた社会定着(社会基盤化)の可能性があると考える。
- ✓ 特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照および行政システム間連携だけを視野にすると行政システム間のAPI連携やIDフェデレーション連携で十分と考えられる。
しかし、複数の事業者の発行する証明書（ビジネス活動から生成されたデータ）を同時に取得・連携する事（官民連携）、つまりはアグリゲート（情報の集約と共有）を視野にいれた実現方式として、社会コストの低減および接続先の拡大の観点で、VCの活用および事業者DIW（Digital Identity Wallet）等の活用が有益と考える。

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案 最終的に目指す世界観①②

トラストフレームワークの変化

最終的に目指す世界観①：Trusted Webの概念を基にした社会実装

✓ 官民双方の事業者のアイデンティティに関わる**Verifiable Identity Community**の形成と環境整備およびルール（標準化）の検討

Verifiable Identity Communityを形成するコミュニティ

【ガバナンス機関】
各領域単位で民間組成

✓ Trusted Identity List

相互認定

✓ 現状のガバナンスの適用対象のコミュニティ

【ガバナンス機関】
所轄省庁

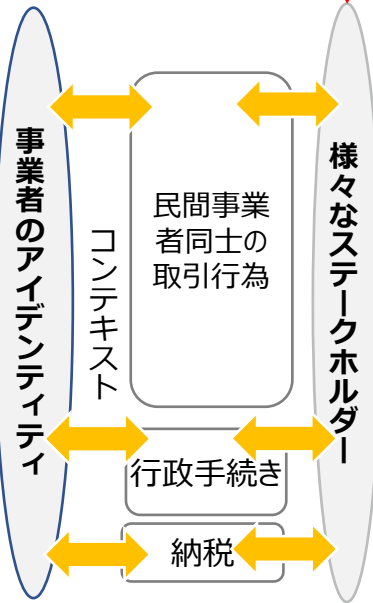
規定 認定

確認・審査・
検査

Holder
申請事業者

要領

Verifier
事務局等



社会・ビジネス環境のデジタル化の進展

認定

ビジネス活動から生成されたデータ

進展

本人確認

Issuer

※携帯通信事業者、
金融機関等

進展

請求・決済

Issuer

※例：請求書電子化サービス事業者、
金融機関、会計サービス事業者等

進展

契約

Issuer

※例：EDIサービス事業者、
取引DXプラットフォーム等

進展

行政（※）

Issuer

※例：GbizIDの本人確認、納税
証明、補助金の審査交付の実績等

行政手続きから生成されたデータ

最終的に目指す世界観②：Trusted Webで利用される技術要素を活用した社会基盤の整備

検証可能性が拡大した
機械可読性があるデータ

事業者向け申請データ
提出ポータル機能

手続きナビゲーション機能

事業者DIW
(Digital Identity
Wallet)

事務局等向け申請データ要
求・受領ポータル機能

データ

※確認レベル向上
と、対応期間とコスト
のバランス向上

✓ 民間事業者等（または他省庁や地公体）の「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の**事業者のアイデンティティに関する情報をウォレットとでしてデータ活用、民間開放・民間連携も視野にいた社会定着（社会基盤化）の可能性**

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム

<付帯的に検討が必要となる論点> セキュリティ/プライバシー・バイ・デザイン

- TO BEのガバナンスの検討において、トラストフレームワークの変化およびガバナンスの適用対象のコミュニティの拡大について論点において検討したが、セキュリティ/プライバシー・バイ・デザインの観点の検討が付帯的に必要になると考える

- ✓「ガバナンスの適用対象のコミュニティの拡大およびトラストフレームワークの変化が、申請事業者（特に個人事業主含む小規模事業者）の不利益につながらない」という事を明確に示せる事が必要ではないか
- ✓ 対策として、「申請事業者自身が自らに関連するデータをコントロールする事を可能にする仕組み」が、セキュリティ/プライバシー・バイ・デザインの観点における普及施策を支える仕組みとして必要であり、Trusted Webの概念および利用される技術要素を活用した社会基盤の整備が有益と考える。

Technology(Tool)

アーキテクチャ

標準規格等
(例:VC/DID)

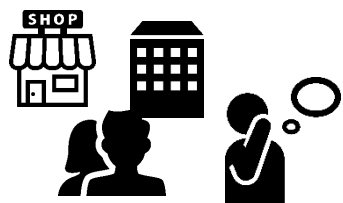
Governance(Rule)

トラストフレームワーク

セキュリティ/プライバシー
バイ・デザイン

出典) 内閣官房デジタル市場競争本部事務局
Trusted Web ホワイトペーパー-ver.3.0概要より抜粋

申請事業者



機微情報を含めて、何でも情報が紐づけられてしまうのではないかと、漠然とした不安(?)

Trusted Webで利用される技術要素を活用した社会基盤の整備

これまで補助金給付の申請で保有情報が活用されていない民間事業者
(または他省庁や地公体)



データやり取り、データそのものの検証可能性向上に寄与する技術要素

Verifiable
Messaging

Verifiable
Identity

Verifiable
Data

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム

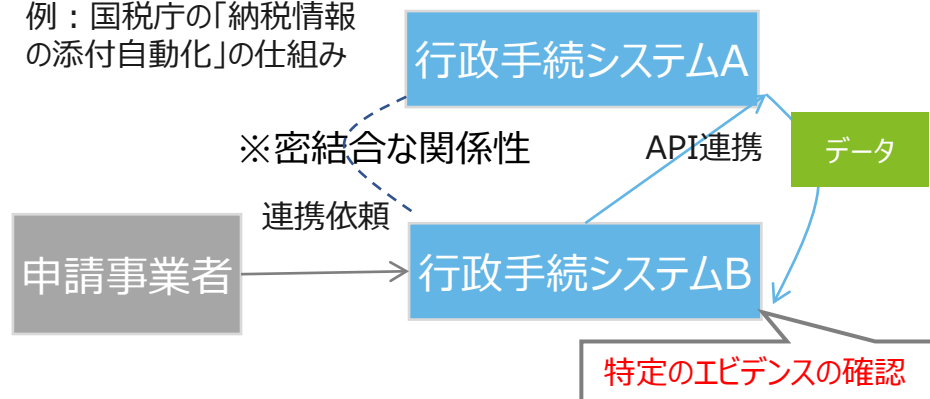
<付帯的に検討が必要となる論点> アグリゲートの実現方式の検討

- 特定のエビデンスの確認やデータベース等に対する参照および行政システム間連携だけを視野にすると行政システム間のAPI連携やIDフェデレーション連携で十分と考えられる。

AS IS : 密結合なアーキテクチャのAPI連携

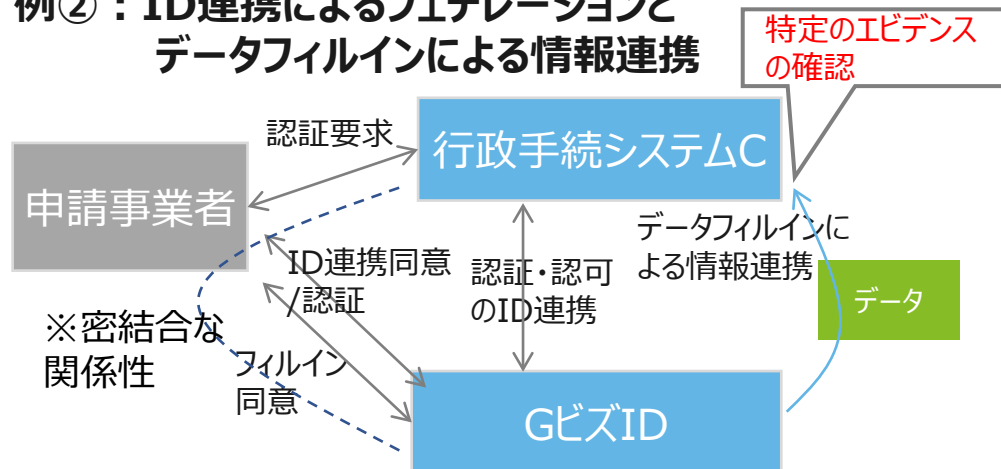
例① : バックオフィスでの情報連携

例：国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組み



※行政手続システムBで、行政手続システムA（例：国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組み）のAPI連携の対応が必要となる（Bの対応時に、A側も相互接続の仕様調整やテスト対応なども発生）

例② : ID連携によるフェデレーションとデータフィルインによる情報連携



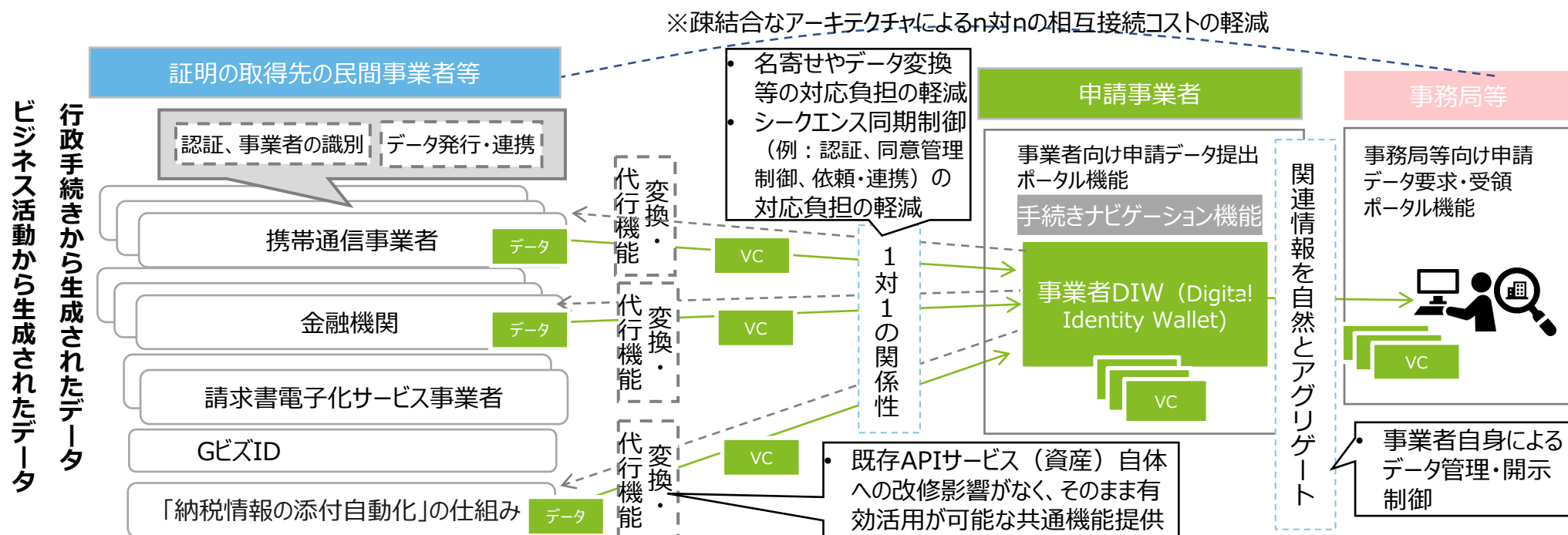
※行政手続システムCで、GビズIDとのAPI連携の対応が必要となる（Cの対応時に、GビズID側も相互接続の仕様調整やテスト対応なども発生）

- しかし、複数の事業者の発行する証明書（官民連携）を同時に取得・連携する事を視野にすると、社会コストの低減および接続先の拡大の観点で、Trusted Webで利用される技術要素を活用した社会基盤の整備として、VCの活用および事業者DIW（Digital Identity Wallet）等の整備が有効になると考える。

(前頁続き)

- ✓ 複数の事業者等の発行する証明書（ビジネス活動から生成されたデータ）を複合的に判断することにより業務判断の信頼性の向上を目指す。
- ✓ 補助金事業等の事務局等の業務判断のための「参考情報」としての情報価値を高めるために、「業務目的に対し一定レベルの信頼性が担保された複数の情報源から円滑にアグリゲート（情報の集約と共有）」を可能とする事が必要となる。
- ✓ 最終的に目指す世界観②にて、共通機能として必要と想定する事業者DIW（Digital Identity Wallet）およびVCを活用する事で、アグリゲートの実現における相互接続コストおよび名寄せやデータ変換等の対応負担の軽減が可能ではないかと考える。（Trusted Webで利用される技術要素を活用した社会基盤の整備）

解決する仕組み（Trusted Webで利用される技術要素を活用した社会基盤の整備）



(前頁続き)

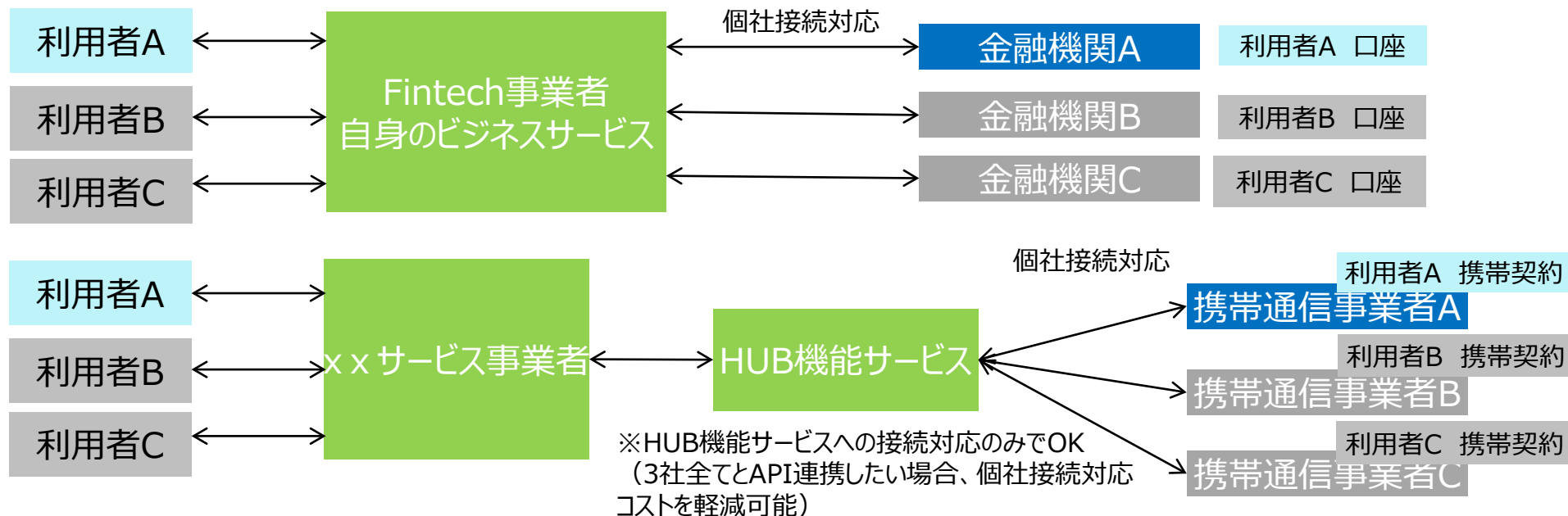
➤ **アグリゲートによるデータの集約と共有の実現**において、方式案2のようなHUB機能／データ仲介者スキームである必要は必ずしも無いと考えられ、**方式案3のようなDIW (Digital Identity Wallet)等の活用**を念頭においた、「**事業者自身**」「**機能**」により**アグリゲートを実現するスキーム**も視野に入ると考えられる。

	方式1 (データ照会API標準、事業者識別子のデータ標準)	方式2 (HUB機能・役割整備)	方式3 (※DIWの活用を検討)
イメージ			
内容	<ul style="list-style-type: none"> レジストリへのデータ照会仕様の標準化 各々のレジストリにおいて、グローバル (または日本) で一意の何らかの事業者識別子を共通で採用 (データ標準の策定と共通対応) 	<ul style="list-style-type: none"> 各々のレジストリに対するデータ照会のアグリゲートを担うHUB機能・データ仲介者役割にて、識別子の変換処理・名寄せ処理・データ変換処理を実施 各々のレジストリ単位で独自採番管理された事業者識別子を変換処理する為の、エイリアス管理の仕組みや名寄せ処理機能やデータ変換機能等の整備 レジストリやHUBへのデータ照会仕様の標準化 	<ul style="list-style-type: none"> 各々のレジストリから、事業者本人に対し、データ連携する事により、事業者自身によるデータ管理・開示制御により、関連情報が自然とアグリゲートされる姿を実現 レジストリ(≒Issuer)と事業者本人(Holder)とデータ利用者(Verifier)間のデータ自身、データのやり取りの真正性担保の標準化、および本人によるデータコントロール(Trusted web的な思想)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 方式2や方式3に比べ、考え方的にシンプル 	<ul style="list-style-type: none"> 各々のレジストリに対する対応コストや期間は、相対的に方式1より低減可能。 	<ul style="list-style-type: none"> レジストリと事業者本人間の事業者識別に関しては、従来通りレジストリ側の識別子管理体系に基づく、当該事業者との1対1の当人認証および識別で対応できる為、アグリゲートの際の、事業者識別の名寄せ処理に関わる課題が発生しない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> API標準やデータ標準の策定と合意形成が、非常に困難と想定。 各々のレジストリにて、データ標準、データ照会仕様の標準に基づく改修対応投資が必要となる。各々で相応の対応コストと期間が発生する事に加え、(法的強制力など無い為) 対応時期もバラバラとなる事が想定され、実現時期がみえない実態となると想定。(実現の時期に課題) 	<ul style="list-style-type: none"> HUB機能にて、各々のレジストリ単位で独自採番管理された事業者識別子のエイリアス管理の仕組み等の整備が必要となり、多大な対応コストと期間が必要となる。 各々のレジストリにて、データ照会仕様の標準化対応投資が必要 共通機能となるHUB機能の整備と維持のビジネススキームの合意形成が非常に困難と想定 	<p>事業者にとってのマイナス情報について、事業者本人を介したデータ連携が機能しにくい為、解決可能範囲に限界がある。</p> <p>各々のレジストリにおいて、データ自身、データのやり取りの真正性担保の標準化対応に投資が必要。 (Trusted Web取り組み全般に共通するものであるが、事業者本人のITリテラシーやデータリテラシーの底上げ対策やUI/UXの継続的向上が必要と想定)</p>

(前頁続き)

アグリゲート機能の実現検討における現状整理

- **現状**、携帯通信事業者の本人確認APIや金融機関の金融APIにおいて、**仲介者役割（HUB機能役割）にてアグリゲートを実現するサービスは存在しない。**
- ✓ Fintech事業者も、仲介者役割のアグリゲート機能ではなく、Fintech事業者自身のビジネスサービス目的の個別接続となっている。
- ✓ 携帯通信事業者のHUB機能サービスも限定的に存在するが、アグリゲート目的ではなく接続対応負担の軽減が目的である。



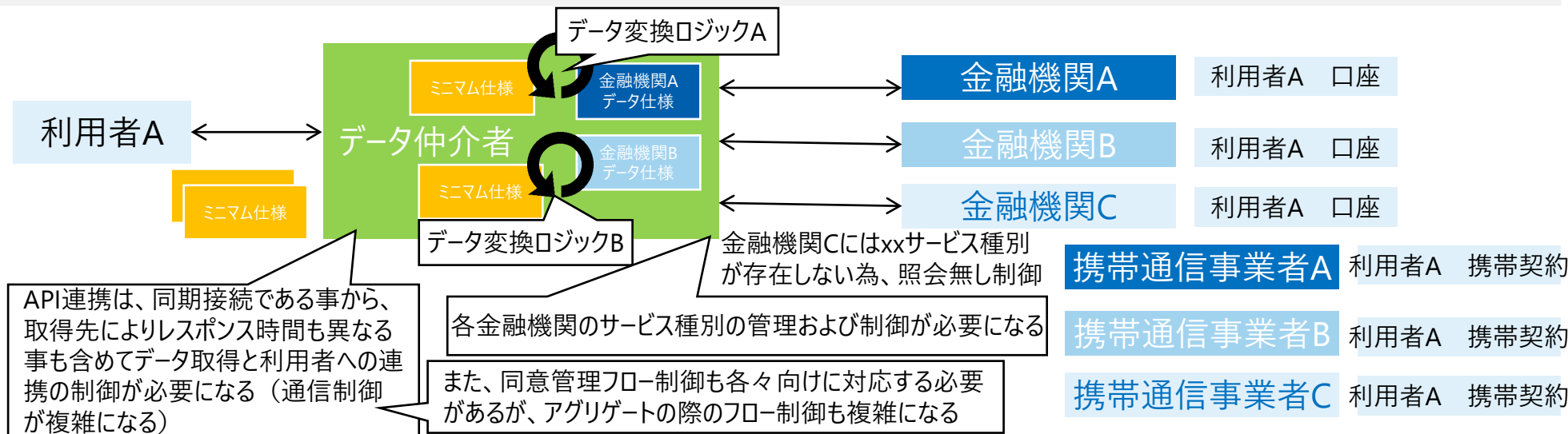
- **アグリゲートサービスが難しい理由の一つとして、各事業者のAPIのサービス種別やデータ仕様の相違**があげられる。
(アグリゲートをする為の、大元の仕様がそろっていない)
- ✓ **理想的には、各事業者でミニマム仕様（データ標準やシークエンスフロー）の策定と合意と対応が進む事**であるが、現時点では**実現性が不透明**である。

(前頁続き)

＜補足：考察＞方式案2の仮検討

システム対応負担観点の懸念

- 仮に、現状の環境のまま、仲介者役割（HUB機能役割）にてアグリゲートを実現するサービスの実現を検討した際には、以下のような対応が必要となると想定される。
- ✓ **データ仲介者側の対応負担はかなり大きいと想定される**（アナロジー：EDI ASP事業者の変換サービス）



データガバナンス観点の懸念

- ✓ 当実証事業においてIssuer候補である金融機関と机上ビジネスフェジビリティスタディで意見交換を実施した。その際に、方式案2のデータ仲介者モデルの是非についても意見聴取を行ったが、以下のような意見が出た。
- **データ変換がデータ仲介者において発生する**想定を背景に、「〇〇銀行が証明したことを、データ仲介者（例：FinTech事業者A）が証明します」となる為、**データ仲介者をどこまで信頼できるか、が課題**となる。データ仲介者を介さず「銀行側が証明」がシステム観点およびビジネス観点で望ましい姿ではないかと考える、という意見があった。（つまり**方式3の方が、シンプルという意見聴取**）
- また、必要都度、同期接続でトランザクションが発生するよりも、**方式3の方がトランザクション量が軽減できるのではないか**、つまり金融機関側の**APIシステムリソース負荷が軽減できるのではないか**（利用者の手元データの再利用も念頭）、という意見もあった。

(前頁続き)

＜補足：考察＞方式案2の仮検討

＜補足＞インドと国内の前提環境の相違（想定）

- インドのアグリゲーターフレームワークでは、**前提としてデータ仲介者でデータ変換などは必要ないと想定**され、前述の金融機関の意見聴取で呈された懸念の問題は発生していないと想定される。

＜想定論拠＞

データは暗号化されFIPとFIUの間を直接流れ、アカウントアグリゲーターはデータの読み取りや保存や使用などはできない

ビジネスモデルとしての実現性の懸念

- つまり、国内で、方式案2で、前述の金融機関が呈した懸念も含め、問題ない形で実現できる姿を実現するには、**前提として、現行の携帯通信事業者の本人確認APIや金融機関の金融APIの刷新が必要になるのではないかと懸念**される。（または、**最低でも、ミニマム仕様のデータ標準の策定と対応が必要**になると想定）
- 現行のAPIの投資回収もビジネスモデル的に厳しい現状で、刷新または改修対応が一律に整備が進展するとは考えにくい。
- つまりは、「**既存サービス（資産）への影響**」という観点で、**方式案2はハードルがかなり大きいのではないかと懸念**する。

＜補足＞方式案3の現実策の意見交換

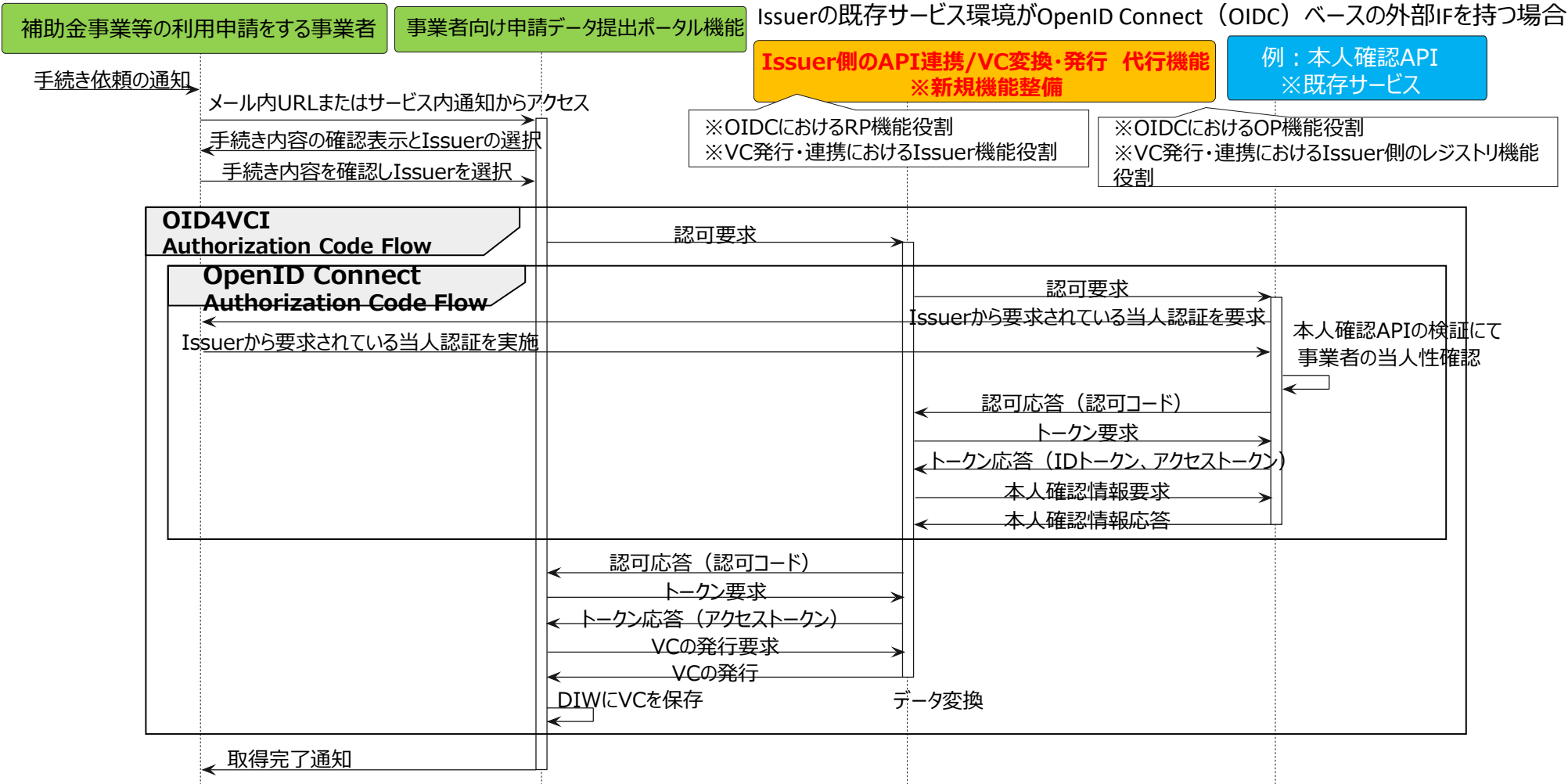
- ✓ 当実証事業においてIssuer候補である携帯通信事業者や金融機関と机上ビジネスフェジビリティスタディで意見交換を実施した。方式案3について、「**既存APIサービス（資産）自体への改修影響がなく、そのまま有効活用が可能な仕組み**」の現実策として、次頁のような検討を実施したが、概ね好感触であった。
- ✓ なお、記載の**変換機能は、携帯通信事業者や金融機関に機能配置する前提**での意見交換（データ責任の観点）

(前頁続き)

<方式案3の付帯的な検討>

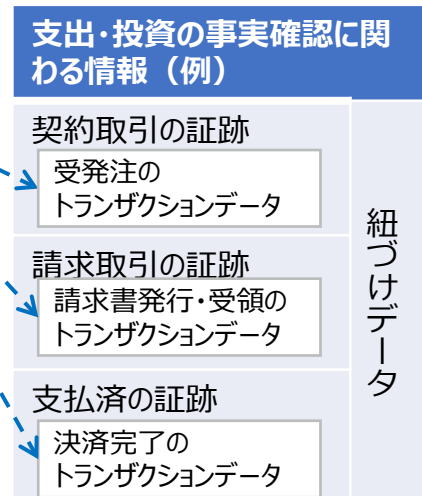
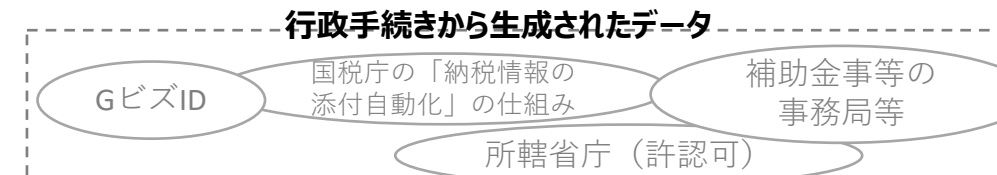
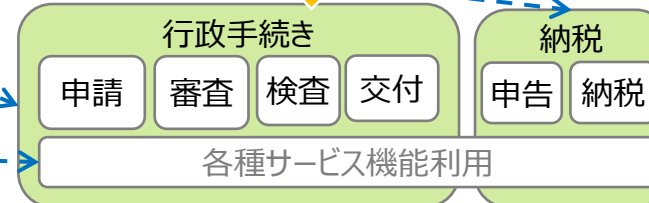
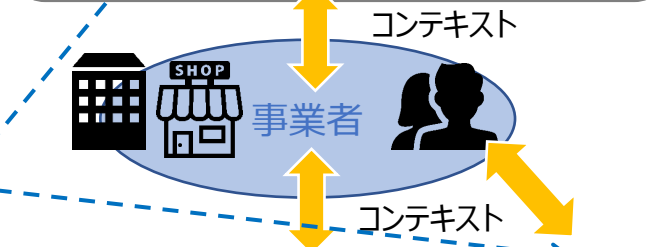
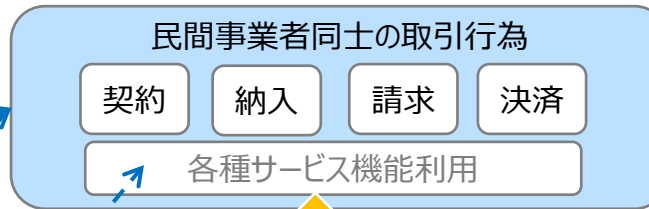
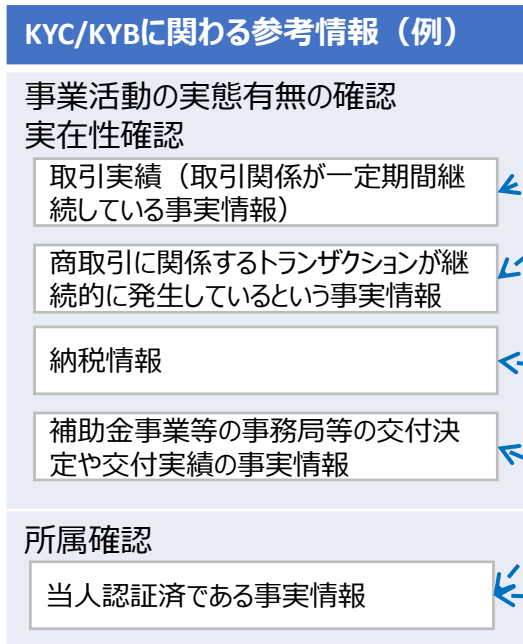
- Issuerの拡大（情報源の拡大）の施策の一つとして、証明の発行元となる民間事業者や行政システム側の対応負担の軽減が必要となる為、既存APIサービス（資産）自体への改修影響がなく、そのまま有効活用が可能な機能（例：VC変換・代行機能）の共通資産化が必要と考えられる。

例：携帯通信事業者 本人確認API、金融機関 銀行API、GビズID



2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案 業務判断の信頼性の向上につながる情報の利活用イメージの例示

- 「民間事業者同士のビジネス活動や行政手続き等の様々なコンテキスト（例：取引行為 例：サービス機能利用 例：行政手続き）」から生成されたデータの利活用の拡大

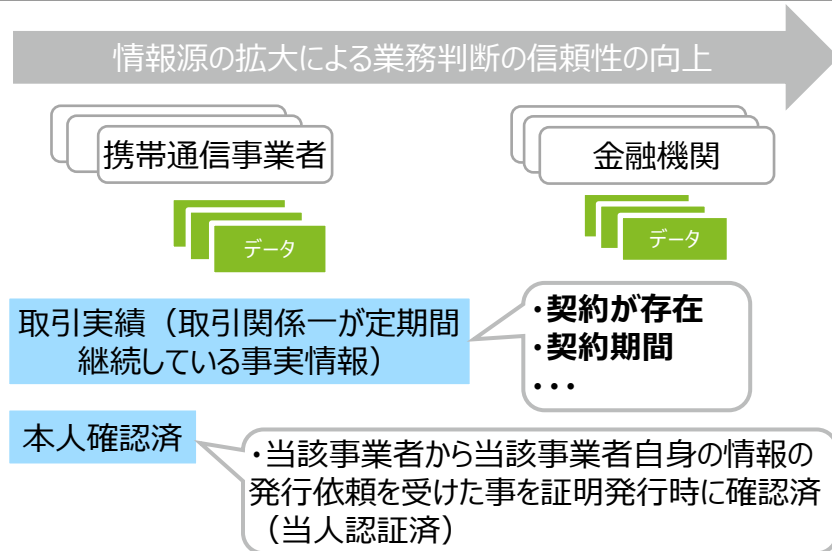
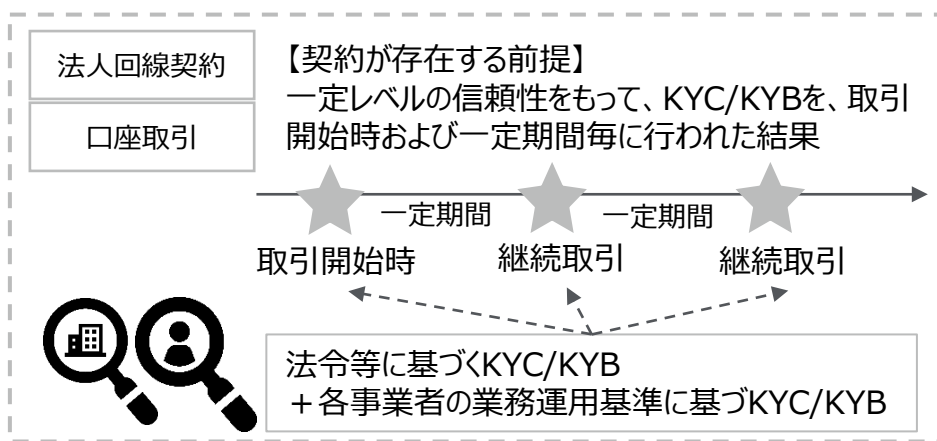


(前頁続き)

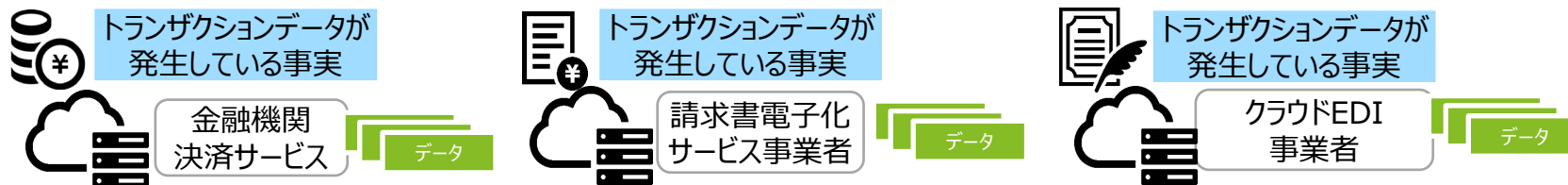
- ▶ 補助金事業等の事務局等において、業務目的に対し一定レベルの信頼性がある複数の事業者の発行する証明書（ビジネス活動から生成されたデータ）を複合的に判断することにより、業務判断の信頼性の向上につながるイメージを例示する。

- 例 1
- ✓ **取引実績（取引関係が一定期間継続している事実情報）**に関わる情報は、**個人事業主を含む小規模事業者の事業活動の実態有無の確認、実在性確認**の業務判断の為の「参考情報」として、一定レベルの情報価値があると考えられる。
 - ✓ 複数の事業者からの取引実績に関わる情報を総合的に確認できる事で、更に情報価値が向上すると考えられる。

例) 本人確認に関わる規定のある法令等（犯罪収益移転防止法、携帯電話不正利用防止法）の対象事業者



- 例 2
- ✓ **商取引に関するトランザクションが継続的に発生しているという事実情報**は、**個人事業主を含む小規模事業者の事業活動の実態有無の確認**の業務判断の為の「参考情報」として、一定レベルの情報価値があると考えられる。



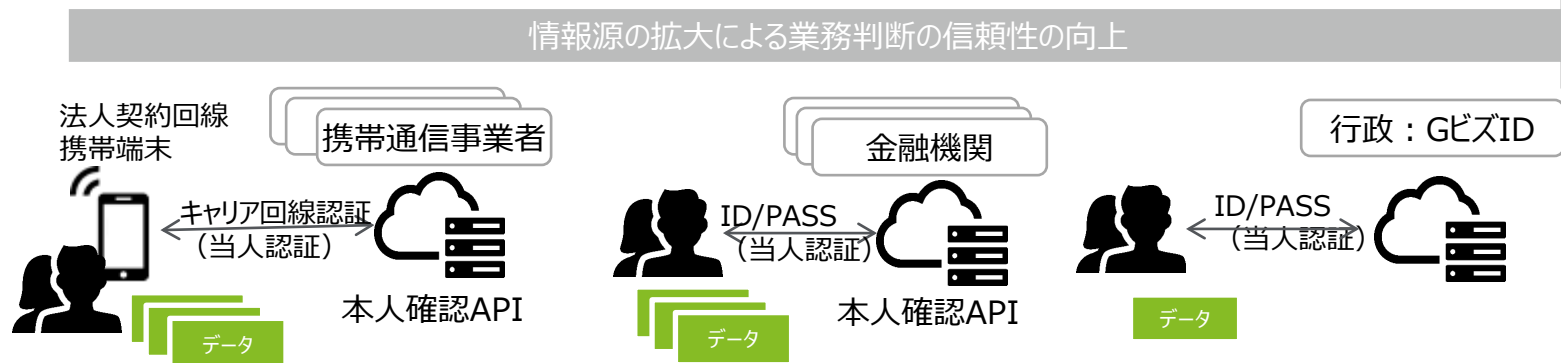
情報源の拡大による業務判断の信頼性の向上

(前頁続き)

- 例3
- ✓ 「本人確認に関わる規定のある法令等（例：犯罪収益移転防止法 例：携帯電話不正利用防止法）の対象事業者」の提供する本人確認サービスや、行政手続におけるGビズIDの**当人認証結果は、悪意のある第三者のなりすましや代行ビジネスではないか**の確認において、「やりとりしている相手が、当該事業者に関係した自然人であろう」という**一定レベルの信頼性を高める参考情報**として有益ではないかと考える。
 - ✓ 複数の事業者からの当人認証済の情報を総合的に確認できる事で、更に情報価値が向上すると考えられる。

当人認証済である事実情報

- ・当人認証済
- ・事業者情報
- ・発行日
- ...



悪意のある第三者や代行ビジネス等が、当該事業者に関係する自然人しか知りえにくい情報（当人認証における身元識別情報や、法人契約回線の携帯端末等のデバイスを所持）を、一つだけなら知りえた（もしくは所持した）としても、複数を知りえる事は相応に困難と考えられる。

普及施策の仮イメージ

- ✓ 補助金事業等の事務局等の確認レベルを向上させる「複数の情報源から取得された証明」を提示した申請事業者については、**審査完了期間が短縮されるなど、具体的なデジタル化のメリットを申請事業者に示す事で、デジタル化の促進が加速する事を期待**する。

※アナロジー：クレジットカード会社のカード申込において、eKYCによる本人確認・口座確認を選択した申込については、審査期間が短い事をユーザーにも訴求している

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案 ユーザーメリットの整理

➤ 申請事業者側、事務局等側の業務変化のイメージを例示

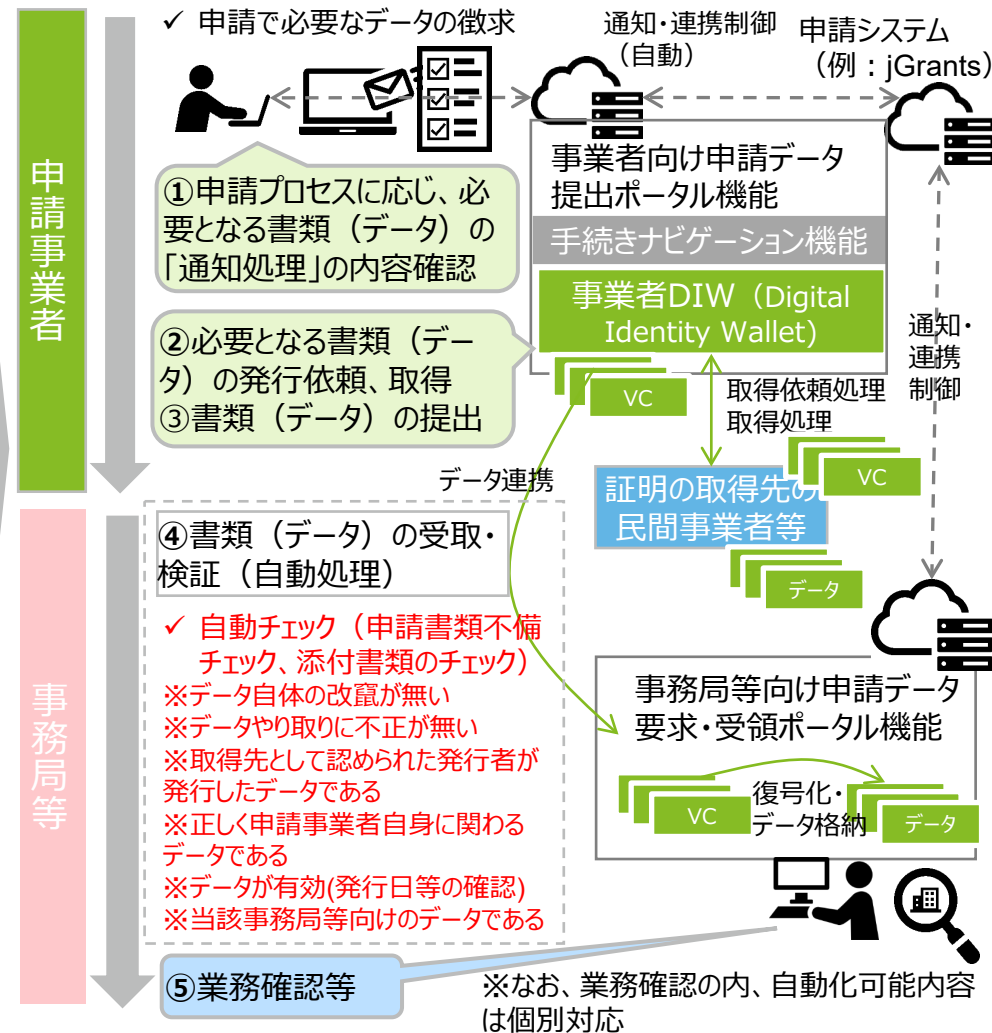
AS IS

例) 紙書類の添付による申請 例) イメージファイル等の添付による申請



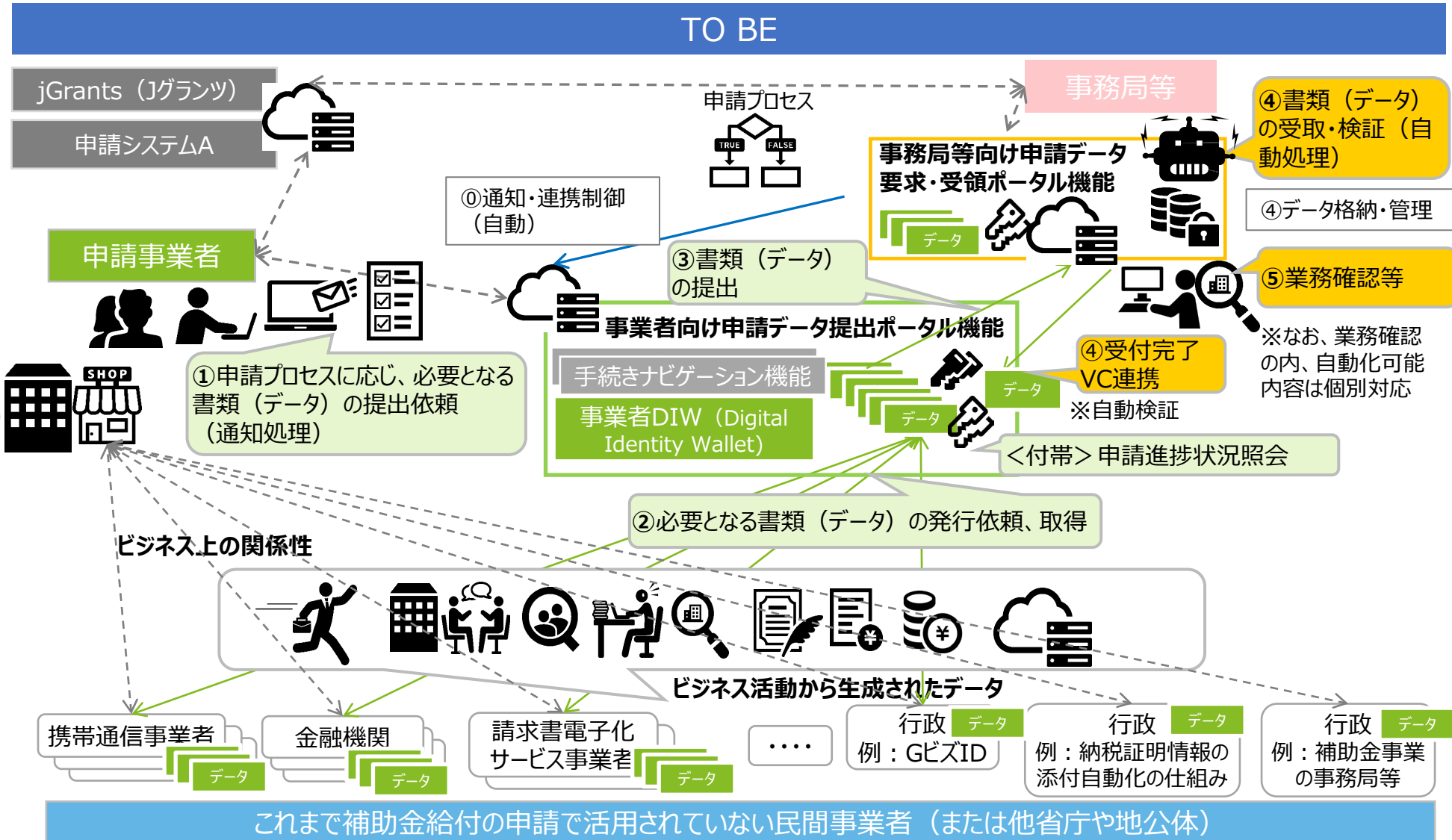
TO BE

例) 申請事業者による事業者DIWを介した添付データの申請イメージ



(前頁続き)

➤ 業務環境イメージを例示



2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案 ユーザーメリットの整理

➤ 1. 補助金事業等の事務局等における業務変化のポイント

現状、申請事業者から郵送またはイメージデータとしてアップロードされた提出書類（データ）のチェックにおいて、例えば、書類（データ）の不備チェックや偽造書類でないかの業務確認等が発生しているが、最終的に目指す世界観においては、書類（データ）の基本的な不備や真正性は、「検証性が拡大した機械可読性のあるデータ」の業務活用により自動チェックが可能と想定され、本質的な人による業務判断が必要な業務確認に集中が可能になる。

最終的に目指す世界観① の進展



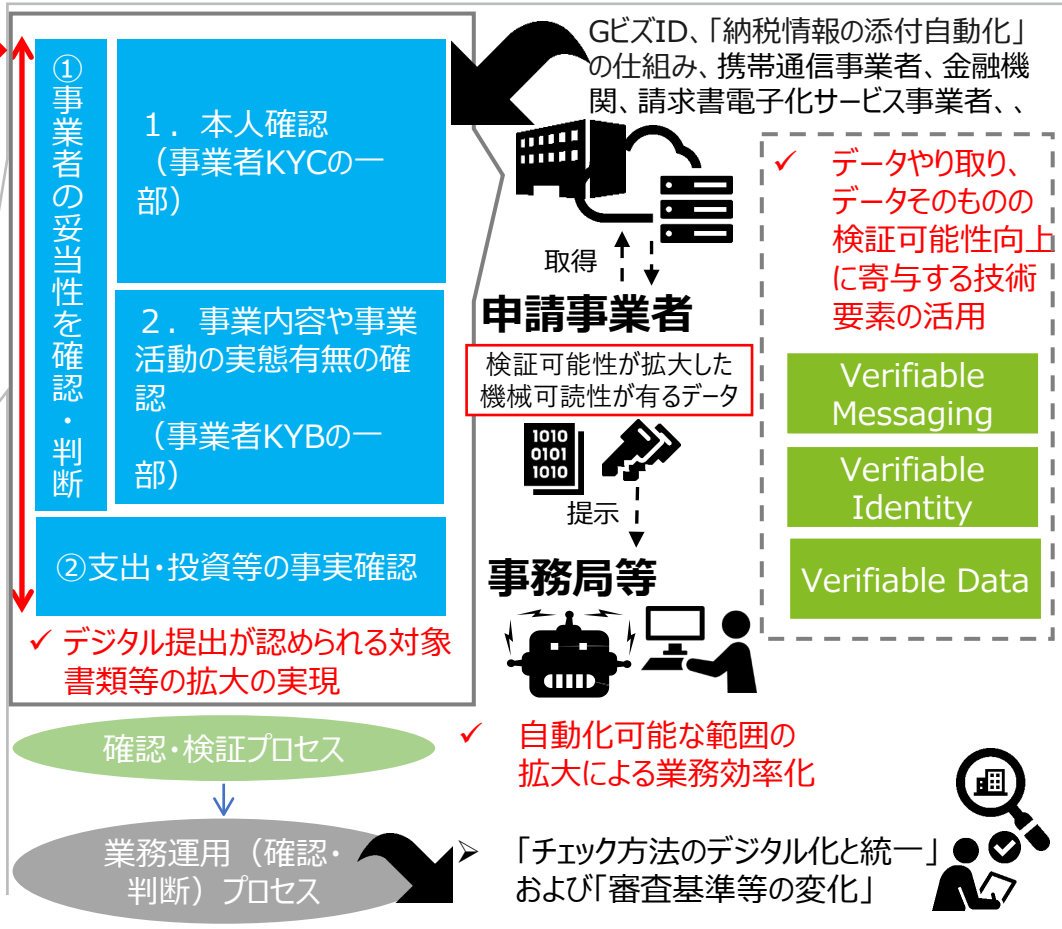
➤ 「社会・ビジネス環境のデジタル化の進展（例：本人確認例：契約・決済・請求）」と共に、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティの検証可能性が拡大し続ける姿の実現

現状

- ✓ 「その提出書類が、なぜ信じられるか」⇒規定に基づき設置、認定された事務局等が、規定等に基づき策定された要領やチェックルール等に基づき「業務確認を実施済の書類」であるから
- ✓ 機械可読性のない書類またはデータ（イメージ等）を対象としたルール
- ✓ 現状の業務運用で取得可能な範囲の書類またはデータを対象としたチェックルール

TO BE

- ✓ 「その提出書類が、なぜ信じられるか」⇒官民双方の事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityの形成と環境整備に基づき、相互認定された取得先から、認定されたデジタル手法で取得および連携されたデータである事を自動検証が可能であるから
- ✓ 機械可読性があるデータを対象としたチェックルール
- ✓ データ利活用の業務適用範囲の拡大に合わせたチェックルール



※【参照】 1.背景・目的 <補足2> 実証の背景① 一部抜粋

(前頁続き)

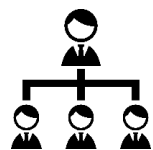
AS IS (事務局等側)

- ✓ 関連書類等の形態や提出方法が様々であり、書類（やデータ）自体の信頼性に対する確認事項や確認方法が様々であり、業務運用が複雑（※業務効率化に制約）

イメージファイル

PDF

電子証明書で電子署名された書類



紙の写し

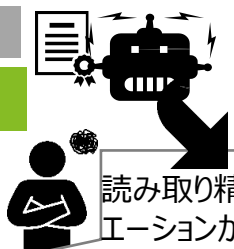
紙書類（原本）

- ✓ 紙ベース書類またはイメージデータに対する、自動照合処理等による業務効率化を目的としたシステム対応の制約

紙

イメージファイル

PDF



例：AI-OCRによる機械可読性のあるデータ化およびRPA（Robotic Process Automation）による処理自動化の検討

読み取り精度に起因する制約や、書類のバリエーションが多い事に起因して、システム対応コスト増による制約が発生するケースも存在

※アナロジー：クレジットカード会社のカード申込において、eKYCによる本人確認・口座確認を選択した申込については、審査期間が短い事をユーザーにも訴求している

TO BE：最終的に目指したい姿（事務局等側）

- ✓（申請システム環境は当該の補助金事業等で様々であっても）申請において必要となる書類等（データ含む）の提出環境は統一されている事により、「**チェック方法のデジタル化と統一**」が可能（※業務運用の統一による業務効率化）
- ✓もともと機械可読性のあるデータを業務活用する事により、（データ化に関わるシステム対応の無駄がなく）**自動照合処理等による業務効率化が可能**

申請に必要なデータの徴求

携帯通信事業者

金融機関

請求書電子化

行政システム

事業者向け申請データ提出ポータル機能

事業者DIW (Digital Identity Wallet)

手続きナビゲーション機能

事務局向け申請データ要求・受領ポータル機能

データ

データ

申請・提出

受領・検証

Verifiable Messaging

Verifiable Identity

Verifiable Data

データやり取り、データそのものの検証可能性向上に寄与する技術要素の活用

✓「**チェック方法のデジタル化と統一**」が可能

✓ **デジタル提出が認められる対象書類等の拡大の実現**

✓ **自動化可能な範囲の拡大による業務効率化**

申請事業者側

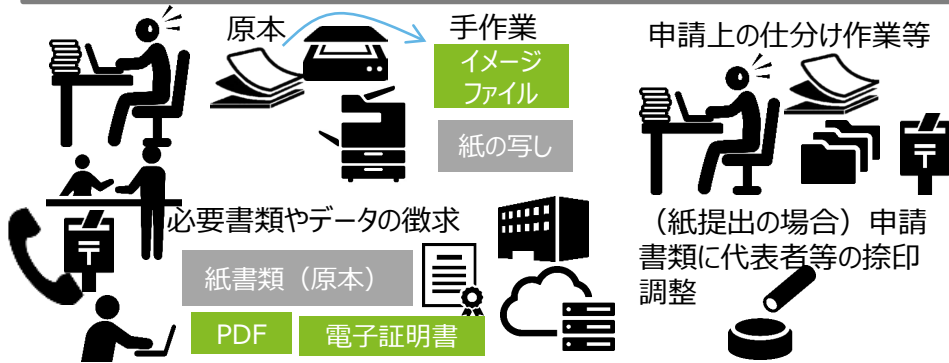
- ✓「上記のデジタル手段で申請書類を提出した」申請事業者が、事務局の業務効率化の結果による**対応期間の短縮のメリット**を享受可能となる（具体的なデジタル化のメリットを、申請事業者に示す事で、デジタル化の促進を加速）

2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案 ユーザーメリットの整理

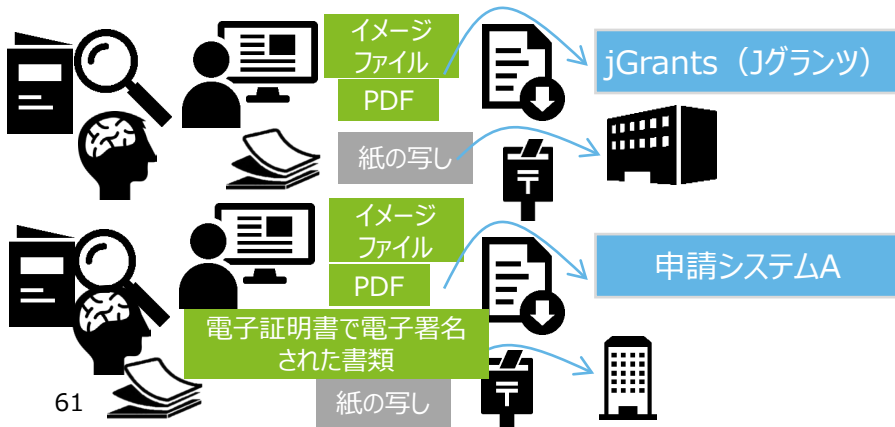
➤ 2. 申請事業者における業務変化のポイント

AS IS (申請事業者側)

- ✓ 申請において必要となる書類（データ含む）の準備に手間が多い



- ✓ 当該の補助金事業等で、申請において必要となる書類等（データ含む）の提出環境が異なるケースも存在し、個々にマニュアル等の確認と操作環境の理解が必要

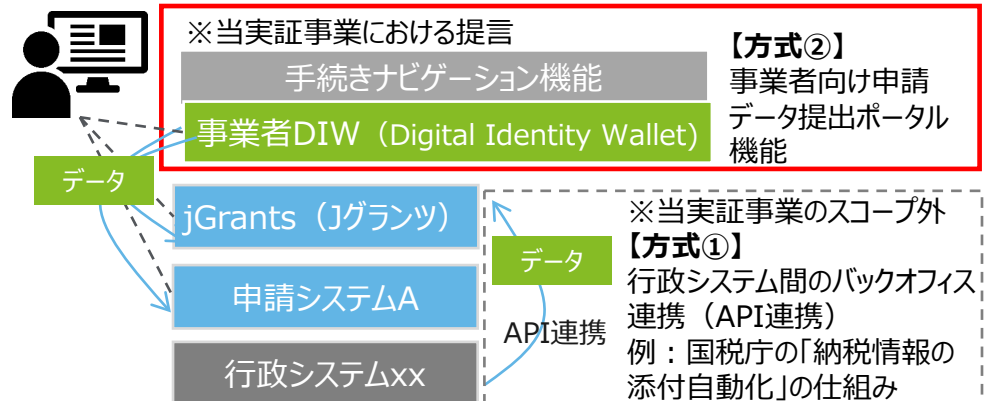


TO BE : 最終的に目指したい姿 (申請事業者側)

- ✓ 申請において必要となる書類をデータの形で、認定された適切な徴求先に対し、**システム上で発行依頼と取得が可能**であり、**そのまま提示処理のみ**で事務局等に連携可能
- ✓ 異なる申請で同一書類（データ）が必要な際に、**一度取得したデータの再利用**（手元保持したデータ提出）も可能



- ✓ (申請システム環境は当該の補助金事業等で様々であっても) **申請において必要となる書類等（データ含む）の提出環境は統一**されており、同一のユーザー体験で操作可能



2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案 ユーザーメリットの整理

- ▶ 社会・ビジネス環境のデジタル化の進展と相互接続の標準化と検証可能性の拡大により、業務利用可能な事業者のアイデンティティに関わる情報の「対象事業者のカバー率の拡大」および「業務として活用可能なデータ範囲の拡大」により、情報価値と業務運用性の継続的な拡大が期待でき、中長期的な視点にたつて、有益な仕組みづくりと考える。

AS IS（事務局等側）

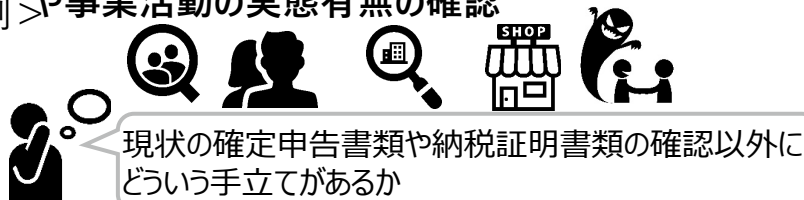
- ✓ 不適切利用の抑止において、現状、公的な情報は属性情報のカバー範囲と情報鮮度の限界があり、円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少ない事から、業務負荷や期間やコストを大幅に増加させずに確認レベルの向上をはかる取り組みが難しい（結果、改善に制約がある）

例：不適切利用の抑止

確認レベルの向上の検討

- ✓ 小規模事業者（個人事業主を含む）の実在性確認

<例> や事業活動の実態有無の確認



- ✓ 所属確認や権限確認

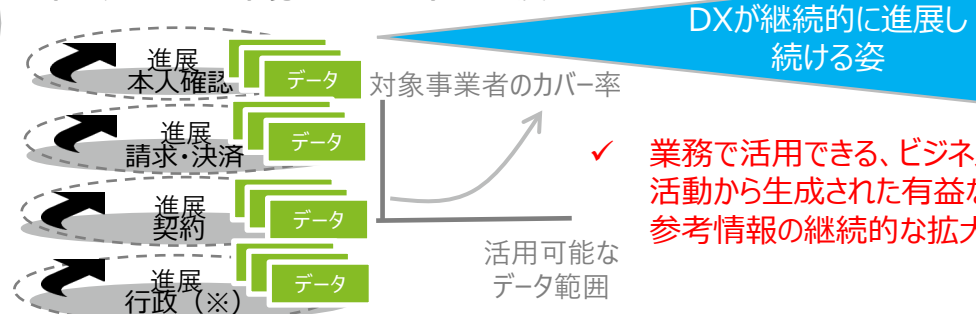
<例> (悪意のある第三者のなりすましや代行ビジネスではないか)



TO BE：最終的に目指したい姿（事務局等側）

- ✓ (初期段階においては、活用可能な情報取得先が限定される事に起因した限定的な業務効果しか得られないとしても)、「社会・ビジネス環境のデジタル化の進展 (例：本人確認例：契約・決済・請求)」と共に、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティの検証可能性が拡大し続ける姿の実現

社会・ビジネス環境のデジタル化の進展



2.3. 社会・経済に与える影響・価値

ステップ1：「行政手続き、特に補助金事業等のデジタル化およびDXの促進」に寄与する基盤の構築

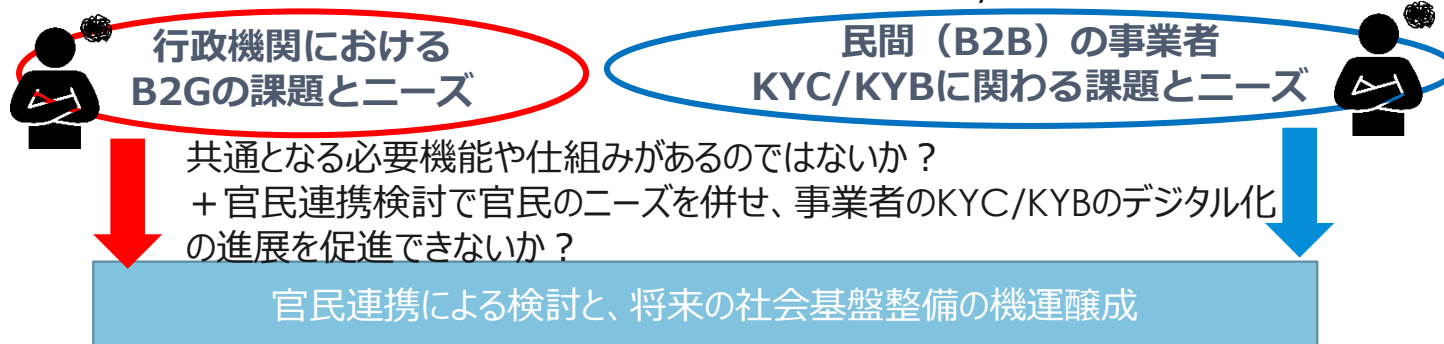
- 様々な行政機関における不適切受給の抑制
- 補助金事業等の事務局等の業務効率の向上
- 補助金事業等の適正な対象となる申請事業者の業務負担の軽減および利用促進

ステップ2：（行政手続きだけに限らず）準行政手続き等も視野に入れ、官民双方利用が可能な社会基盤化

- 行政手続きだけに限らず、民間（例：民間業界団体等）が関係する準行政手続きにおけるデジタル化の促進
例：令和4年度 Trusted Web実証事業 法人税制と工業会証明書
 - ・工業会証明書のデジタル化で必要となるシステム環境の整備コストの軽減（認証・認可機能やデジタル証明基盤機能）
 - ・準行政手続きにおける民間発行の証明書等（工業会証明書等）の信頼性の向上（偽造、不適切利用の抑止）
 - ・準行政手続きにおける民間の事務局等（例：情報サービス産業協会等の50超の各団体）の業務効率の向上と期間の短縮
 - ・準行政手続きの対象となる申請事業者の業務負担の軽減および利用促進

（派生）社会機運の醸成：事業者KYC/KYBについて、官民双方利用が可能な社会基盤化

- 行政手続きにおける基盤整備を契機にした、一般事業者間の事業者KYC（/KYB）のデジタル確認方法の整備の機運醸成



※KYC (Know Your Customer≒相手の実在性や本人性等の確認)

KYB (Know Your Business≒顧客の事業内容や実態などの確認)

2.3. 社会・経済に与える影響・価値

<付带的に検討が必要となる論点> システムデザインにおけるアーキテクチャ視点

- 行政手続きにおける情報連携のアーキテクチャとして、密結合なAPI連携だけではなく、「疎結合なAPI連携の機能整備」を補完し、準行政手続きへの拡大や官民双方での利用も踏まえた相互接続拡大における社会コストの低減が有益と考えられる。

TO BE : 疎結合なアーキテクチャのAPI連携による補完

ステップ1 : 「行政手続き、特に補助金事業等のデジタル化およびDXの促進」に寄与する基盤の構築

AS IS
: 密結合
なアーキ
テクチャの
API連携

<補完>
相互接続コスト
およびリソース
コストの低減

ステップ2 : (行政手続きだけに限らず) 準行政手続き等も視野に入れ、官民双方利用が可能な社会基盤化

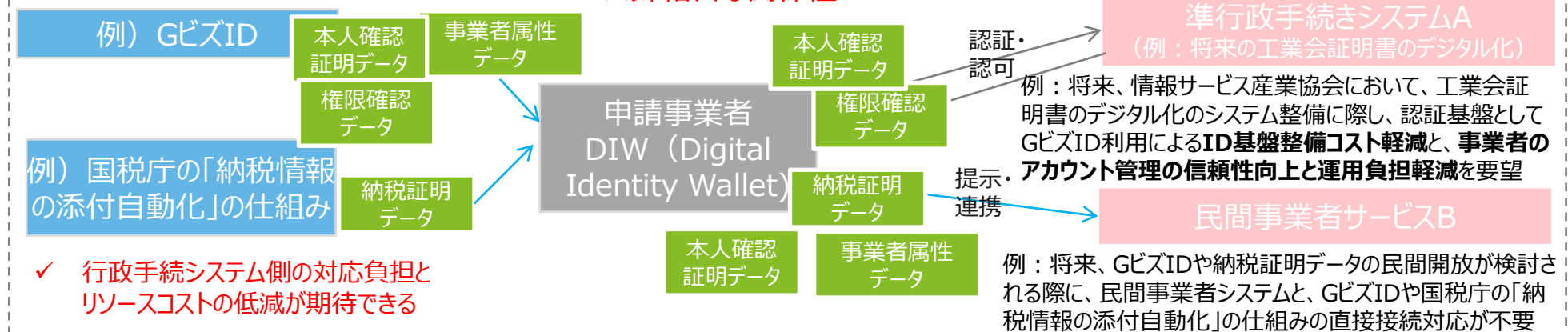
(派生) 社会機運の醸成 : 事業者KYC/KYBについて、官民双方利用が可能な社会基盤化

<連携方式拡大(補完)>

- 事業者本人を介したフロントでの情報連携
- 疎結合アーキテクチャによる認証認可

Trusted Webの社会実装で整備を検討するシステムのシステムデザイン(アーキテクチャ論)の付加価値

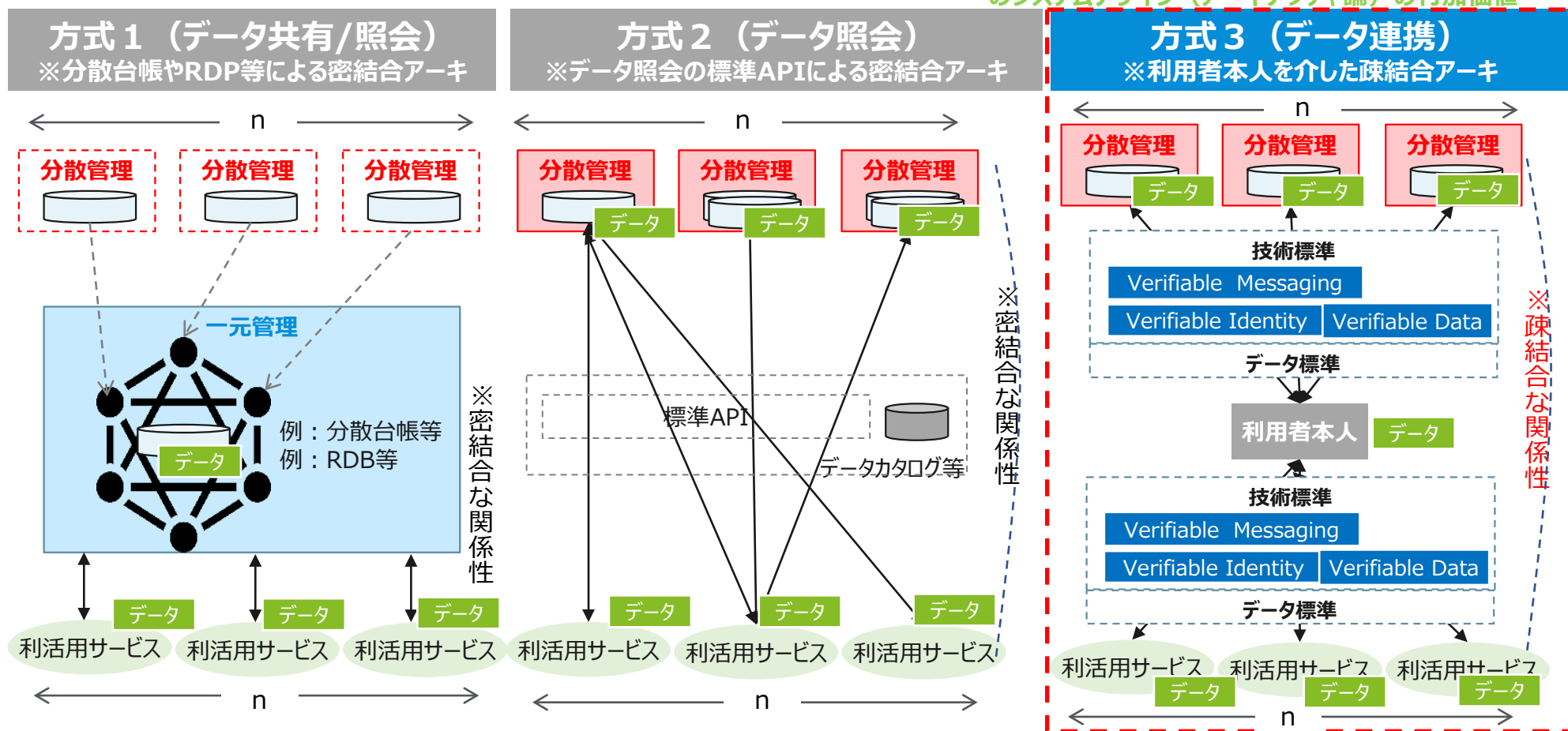
※疎結合な関係性



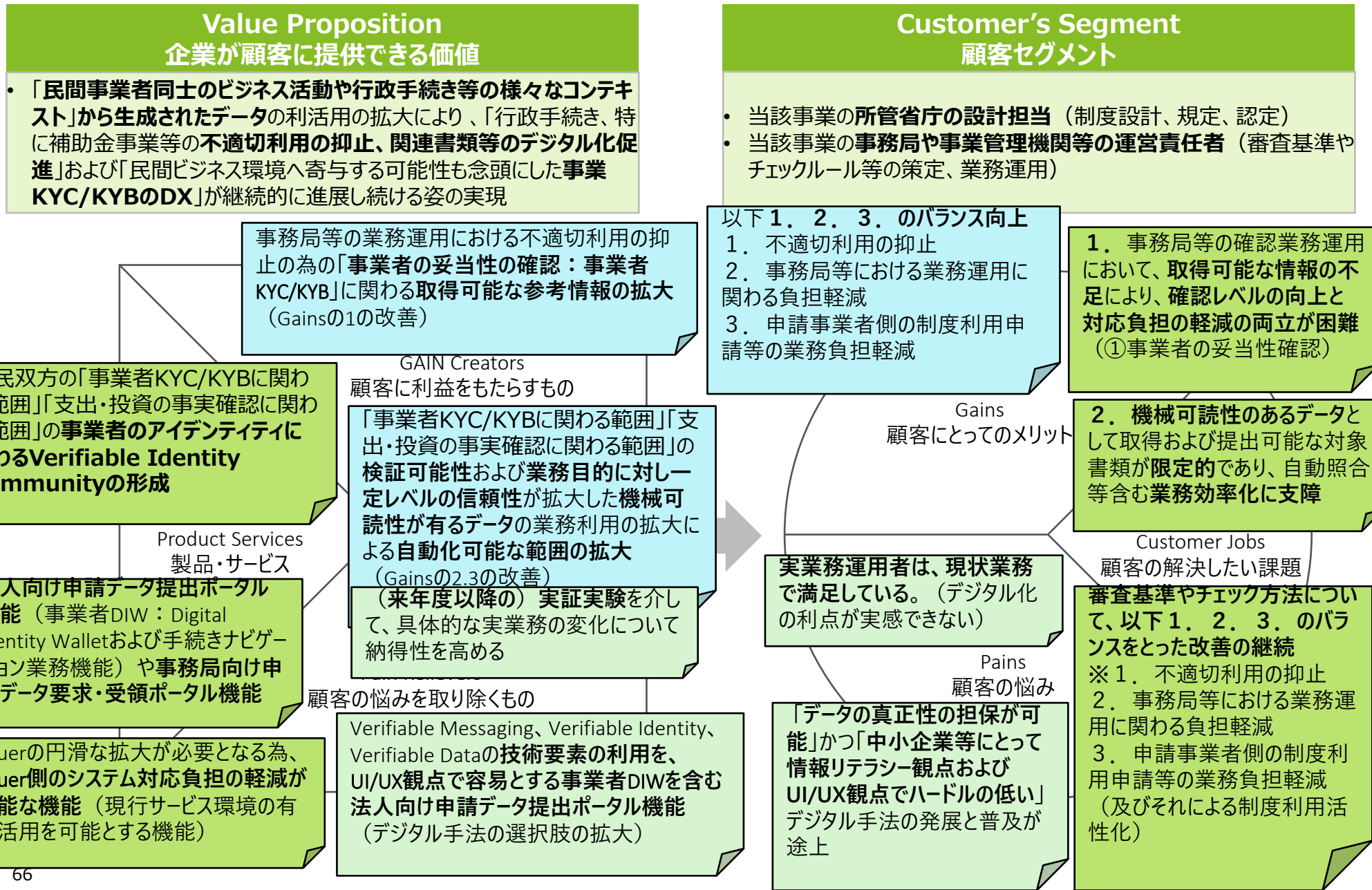
(前頁続き)

- 現状の方式1、2のような密結合なアーキテクチャの姿に加え、Trusted Webの思想に基づき当実証事業において検討する**方式3**のような疎結合アーキテクチャの選択肢の拡大と組み合わせによる**補完**は、**n対nの相互接続拡大の実現において、社会コストの低減に寄与**すると考える（Trusted Webの社会実装で整備を検討するシステムのシステムデザイン（アーキテクチャ論）の付加価値）

Trusted Webの社会実装で整備を検討するシステムのシステムデザイン（アーキテクチャ論）の付加価値



2.4. ペイン・ゲインの整理 (Value Proposition Canvas)



3. 本実証事業における検証計画

3.1. 実証事業で明らかにする論点への導出・経緯

観点	明らかにする論点	論点設定の背景	論点解決に向けた検証概要
実証事業で焦点をあてる課題の特定	1 補助金事業等の事務局等における課題の特定	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業等の行政手続きにおいてTrusted Webの社会実装が有益である可能性の「仮説」は、実証事業開始時点で存在したが、実務者レベルと共通認識が得られている状態ではない 	<p><STEP 1 : AS IS分析およびフォアキャスティングによる課題の特定></p> <ul style="list-style-type: none"> サンプル分析対象の補助金事業等の業務運用の現状分析について、公開資料ベースの机上調査と考察を実施後、実務経験者にヒアリング・意見交換を実施 机上調査およびヒアリング・意見交換により特定した顕在課題は、Trusted Webの社会実装による解決も有効であるが、他の方法でも解決可能である内容であると基本整理 <p><STEP 2 : TO BEからのバックキャスティングによる課題の特定></p> <ul style="list-style-type: none"> その為、次STEPとして、机上調査の深掘りおよび考察によるTO BE検討と合わせ、目標と阻害要因からインサイト課題の特定を考察 1章で、現状整理、特定した顕在課題、インサイト課題の内容報告
実証事業で目指す姿（TO BE）の特定	2 最終的に目指す世界観および実現の方向性（TO BE）の検討 ※補助金事業等の業務におけるTrusted Webの社会実装の取り組み価値の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> 特定した顕在課題およびインサイト課題をあわせTO BE検討を行った。 1章2章で、TO BE検討内容、およびTrusted Webの社会実装の取り組み価値の考察結果の内容報告
プロトタイプシステム企画	3 プロトタイプシステム企画のシナリオ仮説	<ul style="list-style-type: none"> 実証事業開始時点で「仮説」は存在したが、課題の特定、TO BEの検討にあわせブラッシュアップが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 「これまで補助金給付で活用されていない民間事業者（または他省庁や地公体）」のビジネス活動から生成された、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティ情報の利活用の「例示」として、シナリオ仮説の検討を実施 1章2章4章にて内容報告
プロトタイプシステム企画	4 机上フィージビリティスタディ（プロトタイプシステム企画におけるIssuerの実現性の検討）	<ul style="list-style-type: none"> Issuerの参画の実現性について一定レベルで確認できる事が、プロトタイプシステム企画の前提となり必要 	<ul style="list-style-type: none"> 特定した課題、TO BE、シナリオ仮説をもとに、Issuer候補にとっての取り組み価値の検討整理の上、TO BEおよびプロトタイプシステム企画について意見交換を実施 Issuer候補の事業者等との意見交換により、ビジネス観点およびシステム環境観点の実現性と課題の基礎整理をおこなった。（携帯通信事業者、金融機関、請求書電子化サービス事業者等） 2章5章にて内容報告
プロトタイプシステム企画	5 プロトタイプシステム企画の要件定義	<ul style="list-style-type: none"> 必要機能の特定が必要 UI/UXの検討が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 検討実施 4章にて内容報告
プロトタイプシステム企画	6 政府・行政機関にとっての取り組み価値の明確化	<ul style="list-style-type: none"> いずれかの省庁における、来年度以降の実証実験の検討の働きかけが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 検討した内容を基に、内閣官房と意見交換 1章2章にて内容報告 内閣官房による関係省庁との意見交換

3.2. 本事業におけるスコープ

• 行政手続き（特に補助金事業等）における Trusted Webの社会実装の取り組み価値の明確化および民間ビジネス環境へ寄与する可能性を含めた提言

• 「これまで補助金給付の申請で保有情報が活用されていない民間事業者（または他省庁や地公体）」の「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティの検証可能性が「社会・ビジネス環境のデジタル化の進展」と共に拡大し続ける姿の実現において、必要となる仕組みの検討

Trusted Webの概念を基にした社会実装



3.2. 本事業におけるスコープ

- **行政手続き（特に補助金事業等）へのTrusted Webの社会実装が、「不適切利用の抑止（目標1）」「関連書類等のデジタル化促進（目標2）」の更なる向上（≒「目標」に対する「阻害要因」の「解決すべき課題」）に対し、どのように寄与する可能性があるか（最終的に目指す世界観）についての考察、検討が必要となる仕組み（ガバナンス観点、システム観点）（※）の考察**
 - ※Trusted Webの概念を基にした社会実装
 - ※Trusted Webで利用される技術要素を活用した社会基盤の整備
- **および民間ビジネス環境へ寄与する可能性も念頭にいた、社会実装された行政手続き基盤の社会定着(社会基盤化)の提言**
 - ✓ その為に検討が必要となる、**課題の特定（顕在課題およびインサイト課題となる目標/阻害要因/解決すべき課題）**や、課題解決に有益な「これまで活用されていない民間事業者等の保有する事業者のアイデンティティに関係する情報」の利活用の**シナリオ仮説の検討**、およびIssuer候補の**民間事業者等との意見交換による机上フィジビリティスタディ**を実施。
- **来年度以降、いずれかの省庁における実証実験の検討契機となる、プロトタイプシステム企画の要件定義として、要求機能の特定、フロー図、システム概要図等の検討等**を実施。
 - ✓ 当実証事業においては、当コンソーシアムによる直接的な社会実装を目指すものではなく、来年度以降の実証実験の機運醸成の一助になる事を目指すものである為、**特定の技術や製品や実装方法に限定される形の検討を実施する事は望ましいと考えていない。**
 - ✓ その為、あくまで、**必要と考えられる機能や制約となりうる要件の特定**、および**実現に寄与する技術や実装方法に関わるアーキテクチャの選択肢の整理**にとどめる事とする。

3.3. 実施事項・成果物一覧（1／3）

実施項目		具体的な作業内容	担当(会社名)	想定成果物
実証ユースケースにかかわる ステークホルダ調整	行政機関担当官と調整	<ul style="list-style-type: none"> サンプル分析対象の補助金事業の選定含む意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤忠テクノソリューションズ 	
	コミュニティ募集（OIDFJ KYC WG）	<ul style="list-style-type: none"> OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WGにおける募集 	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤忠テクノソリューションズ 	
調査・分析、論点仮説整理	課題・ニーズの解決方向性の論点整理	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業に関わる（主に政府行政機関側の）課題・ニーズのヒアリング、解決検討の論点整理 	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤忠テクノソリューションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ユースケース図 データ整理 課題分析 論点整理
	有効施策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 必要となる情報が存在する民間事業者等（または他省庁や地公体）の基礎検討 必要となる情報が存在する民間事業者等（または他省庁や地公体）から、情報連携可能とする有効施策の仮説検討（データ元、連携可能な仕組み、ビジネススキーム） 行政機関担当官等と意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤忠テクノソリューションズ NTTデータ経営研究所 Block Base 	<ul style="list-style-type: none"> シナリオ仮説 机上フィージビリティスタディ結果
	コミュニティ有識者意見交換	<ul style="list-style-type: none"> 論点仮説、有効施策の仮説のブラッシュアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 情報サービス産業協会 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 NTTデータ経営研究所 Block Base 	

3.3. 実施事項・成果物一覧（2/3）

実施項目	具体的な作業内容	担当(会社名)	想定成果物
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度実証事業における継続検討必要内容の検討 ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及）施策との相互補完の可能性検討 ・ 関連する海外動向・技術標準の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BlockBase 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討における中間成果物（意見交換資料他）
プロトタイプシステム企画の要件定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効施策を実現する仕組みのプロトタイプシステム企画 ・ プロトタイプシステム企画の要求定義 ・ 有効施策のフィージビリティスタディから派生する要求定義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤忠テクノソリューションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロトタイプシステム企画 ※以下、中間成果物 ・ 要求機能抽出 ・ 要求機能一覧 ・ コンテキスト図・ユースケース記述 ・ 業務フロー図
システム要件定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務視点の要求定義を受けたシステム要件定義 ・ 認識済の必要となる検討・調査の中間成果物を受けたシステム要件定義 ・ アーキテクチャの選択肢の検討整理 ・ 主に行政機関側（または補助金事業の事業管理機関）における、To Be業務運用と利用環境（UI/UX）の変化について具体的イメージの整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BlockBase ・ 伊藤忠テクノソリューションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求機能 ・ 業務フロー図 ・ シークエンス図 ・ 画面フロー図、UI/UXイメージ ・ アーキテクチャの選択肢の整理 ・ システム概要図
コミュニティ有識者意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロトタイプシステム企画のブラッシュアップ意見交換 ・ デジタル社会の実現に向けた重点計画（電子署名、電子委任状、商業登記電子証明書の普及）施策との相互補完の可能性等の意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報サービス産業協会 ・ 伊藤忠テクノソリューションズ ・ NTTデータ経営研究所 ・ BlockBase 	

3.3. 実施事項・成果物一覧（3／3）

実施項目		具体的な作業内容	担当(会社名)	想定成果物
有効施策のフィージビリティスタディ	業務運用・UI/UX、ビジネススキーム他	<ul style="list-style-type: none"> 有効施策の仮説に基づき、想定するデータ出し元（Issuer）（実証実験の候補先）の可能性のある民間事業者等（または他省庁や地公体）の有効施策仮説の意見交換（実現可能性の感触つかみ、及び実現における課題の把握、ビジネススキーム仮説） To Be業務運用と利用環境（UI/UX）の変化について具体的イメージの整理と共通認識 GビズID検討チーム、Jグランツ刷新の検討チーム、処分通知のデジタル化検討チーム等と意見交換を実施し、隣接領域の政府重点施策との全体としての整合性についての基礎検討 	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤忠テクノソリューションズ BlockBase 	<ul style="list-style-type: none"> 検討における中間成果物（意見交換資料他）
	事業者KYCのデータポリシー基礎検討	<ul style="list-style-type: none"> （これまで有効活用されてこなかった）民間事業者等（または他省庁や地公体）の保有する情報の活用について「データを誰が責任を持って運営するのか」というポリシーの基礎検討 	<ul style="list-style-type: none"> 伊藤忠テクノソリューションズ 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者KYCデータ標準仮案
報告書とりまとめ	コミュニティ有識者意見反映	<ul style="list-style-type: none"> 有識者レビュー 	<ul style="list-style-type: none"> 情報サービス産業協会 伊藤忠テクノソリューションズ NTTデータ経営研究所 	
	最終報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> 論点整理 取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> 情報サービス産業協会 伊藤忠テクノソリューションズ NTTデータ経営研究所 BlockBase 	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告書

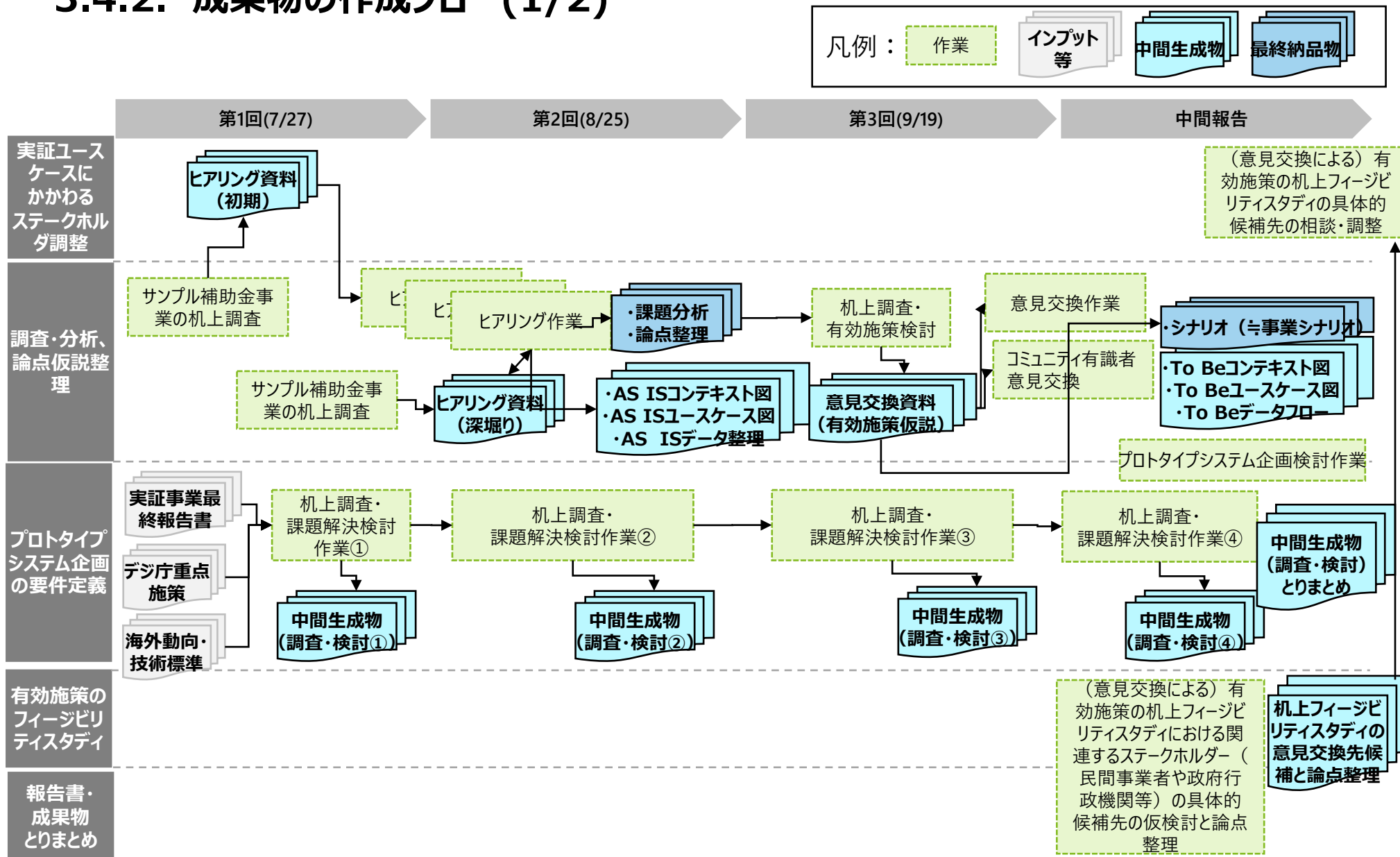
3.4. スケジュール

3.4.1. 全体スケジュール

	2023年							2024年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
マイルストーン	◆ 実施計画合意 契約締結				◆ PoC中間報告			PoC最終報告 ◆	◆ 報告書納品	
実施計画書作成・契約締結	■									
実証ユースケースにかかわる ステークホルダ調整 行政機関担当官と調整 コミュニティ募集 (OIDFJ KYC WG)	■		■							
調査・分析、論点仮説整理 課題・ニーズの解決方向性の論点整理 有効施策の検討 コミュニティ有識者意見交換		■			■					
					検討推進状況により継続検討 (並行検討期間発生可能性)					
プロトタイプシステム企画の要件定義 認識済の必要となる検討・調査 実現に向けた業務観点の要求定義 システム要件定義 コミュニティ有識者意見交換		■				■				
有効施策のフェージビリティスタディ 業務運用・UI/UX、ビジネススキーム他 事業者KYCのデータポリシー基礎検討					■					
報告書取りまとめ コミュニティ有識者意見反映 最終報告書作成								■		

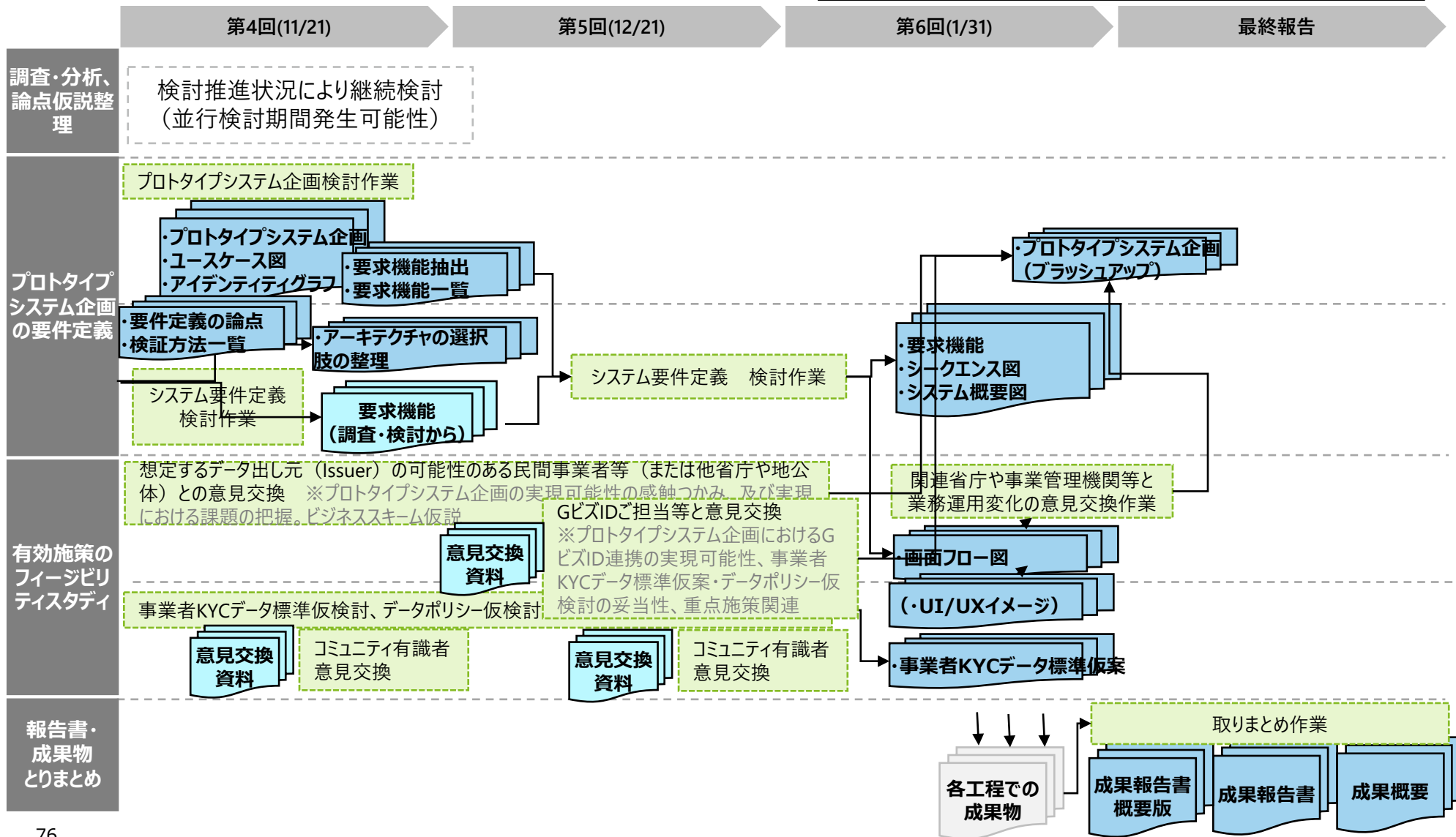
3.4. スケジュール

3.4.2. 成果物の作成フロー(1/2)

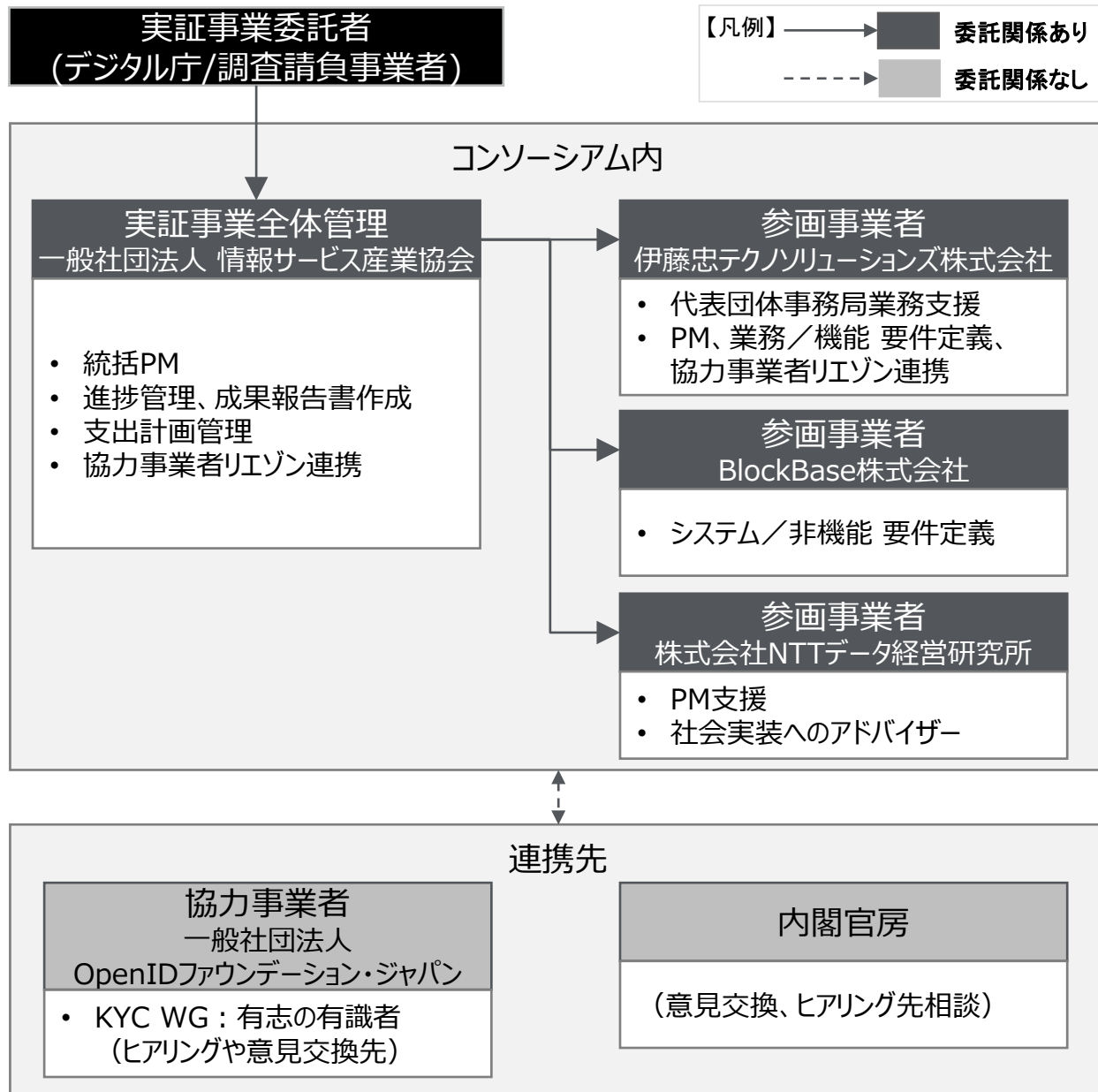


3.4. スケジュール

3.4.2. 成果物の作成フロー(2/2)



3.5. 実施体制



4. 実証（企画・プロトタイプ開発）

4.1. 実施概要

4.1.1. 企画・プロトタイプ開発で明らかにする論点とその結果

No.	論点	検討結果とその経緯
1	<ul style="list-style-type: none">補助金事業等の事務局等における業務運用の顕在課題の特定（AS IS分析およびフォアキャストによる課題の特定）	<ul style="list-style-type: none">サンプル分析対象の補助金事業等の業務運用の現状分析について、公開資料ベースの机上調査と考察を実施後、実務経験者にヒアリング・意見交換を実施机上調査およびヒアリング・意見交換により特定した顕在課題は、Trusted Webの社会実装による解決も有効であるが、他の方法でも解決可能である内容であると基本整理 ※検討結果は1章
2	<ul style="list-style-type: none">TO BEからのバックキャストによるインサイト課題の特定	<ul style="list-style-type: none">机上調査の深掘りおよび考察によるTO BE検討と合わせ、目標と阻害要因および解決すべき課題（インサイト課題）の考察による特定 ※検討結果は1章
3	<ul style="list-style-type: none">最終的に目指す世界観および実現の方向性（TO BE）の検討 ※補助金事業等の業務における Trusted Webの社会実装の取り組み価値 の明確化	<ul style="list-style-type: none">特定した顕在課題およびインサイト課題をあわせTO BE検討 ※検討結果は1章2章
4	<ul style="list-style-type: none">プロトタイプシステム企画（シナリオ仮説）	<ul style="list-style-type: none">「これまで補助金給付で活用されていない民間事業者（または他省庁や地公体）」のビジネス活動から生成された、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティ情報の利活用の「例示」として、シナリオ仮説の検討を実施 ※検討結果は1章2章4章
5	<ul style="list-style-type: none">プロトタイプシステム企画（システム概要検討）	<ul style="list-style-type: none">システム概要図の検討、検討必要ポイントの検討要求機能の特定、フロー図の検討結果によるブラッシュアップ ※検討結果は4章
6	<ul style="list-style-type: none">プロトタイプシステム企画（要求機能の特定、フロー図）	<ul style="list-style-type: none">検討対象とする業務フローの検討要求機能の特定、シーケンス図の検討 ※検討結果は4章

(次頁続く)

4.1. 実施概要

4.1.1. 企画・プロトタイプ開発で明らかにする論点とその結果

(前頁続き)

No.	論点	検討結果とその経緯
7	<ul style="list-style-type: none">机上フィージビリティスタディ (Issuer候補との意見交換)	<ul style="list-style-type: none">特定した課題、TO BE、シナリオ仮説をもとに、Issuer候補にとっての取り組み価値の検討整理の上、TO BEおよびプロタイプシステム企画について意見交換を実施Issuer候補の事業者等との意見交換により、ビジネス観点およびシステム環境観点の実現性と課題の基礎整理をおこなった。(携帯通信事業者、金融機関、請求書電子化サービス事業者等) ※検討結果は5章
8	<ul style="list-style-type: none">机上フィージビリティスタディ (隣接テーマを取り扱う他ユースケースや検討会等との意見交換)	<ul style="list-style-type: none">Trusted Web実証事業の他ユースケースご担当と意見交換独立行政法人情報処理推進機構デジタルアーキテクチャ・デザインセンターと意見交換 (請求と決済の紐づけデータ標準の取り組み状況) ※検討結果は5章
9	<ul style="list-style-type: none">Issuerの円滑な拡大が必要となる為、Issuer側のシステム対応負担の軽減の実現方法の検討が必要 (Issuer側の既存システム環境の有効利用またはシステム対応負担の軽減方法)	<ul style="list-style-type: none">Issuer側の既存サービスとの連携において、OpenID Connect Authorization Code FlowとOID4VCI Authorization Code Flowの連携方法を具体的に検討。実現性は高いと判断した。 ※検討結果は2章、4章 (再掲) <ul style="list-style-type: none">Issuer候補 (携帯通信事業者、金融機関) との意見交換による机上フィージビリティスタディにより、有益性を確認できた。
10	<ul style="list-style-type: none">Holderに関しては、①Holder Bindingにおけるアンカリング方法を踏まえた識別子の検討整理、②事業者Digital Identity Wallet自体の信頼性担保の2観点でのアーキテクチャの選択肢の検討整理が必要	<ul style="list-style-type: none">① 全ての事業者形態を網羅するアンカリング先は存在しない為、事業者形態により選択可能なアンカリング先の候補を整理した。ケースによって、Trust Listおよび電子証明書等とのアンカリングも想定される為、識別子に関しては、電子証明書の鍵のローテーション時の影響大小を加味して、検討整理を行った。② の検討において1. Wallet自体のなりすまし対策 (Device binding)、2. Wallet操作に関わる当人性の検証 (User binding、Wallet authentication) の観点で検討を実施した。当ユースケースにおいて、事業者Digital Identity Walletはクラウド型が業務要件的に望ましいと整理の上、その前提でセキュリティ対策を検討した。 ※検討結果は4章

4.1. 実施概要

4.1.1. 企画・プロトタイプ開発で明らかにする論点とその結果

(前頁続き)

No.	論点	検討結果とその経緯
11	<ul style="list-style-type: none">• Issuer Bindingにおいて、①事業者の実在性担保と、②業務的に必要なデータ自体の信頼性担保の2観点での検討整理が必要	<ul style="list-style-type: none">• 当実証事業として提言する、事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityに付帯して検討が必要となると想定する、Trusted Identity Listの今後の検討を含め、継続的な検討が必要と考える。• ②の観点で、(将来)業界団体や行政機関で運営を想定するコミュニティにおけるTrust Listとのアンカリングが必要となる。将来スキームの言及は困難である為、現状、関連する可能性のあるアンカリング先の候補を整理した。更に必要に応じて、①の観点で電子証明書等のアンカリングが必要となる。アーキテクチャーの選択肢の整理を行った。また、ケースによって、Trust Listおよび電子証明書等とのアンカリングも想定される為、識別子に関しては、電子証明書の鍵のローテーション時の影響大小を加味して、検討整理を行った。 <p>※検討結果は4章</p>
12	<ul style="list-style-type: none">• Verifierの信頼性担保の検討整理が必要 (中間者攻撃などにより、申請情報を第三者に向けて連携してしまうリスク)	<ul style="list-style-type: none">• HolderからVerifierへのVP (VC) 提示の際のトランザクションフローの完了条件として、Verifier側からVP(VC) 提示を受け取った事を表現するVC (例：受付完了VC) を返し、当該VCの検証完了をもってトランザクションフローの完了とする。 <p>Verifierの発行するVCは、例えばGPKI等とバインディングされる事で、Verifierの確からしさが検証可能とする</p> <p>※検討結果は4章</p>
13	<ul style="list-style-type: none">• 事業者Digital Identity Walletの形態の検討整理	<ul style="list-style-type: none">• クラウド型が適切と判断した。• 事業者(法人格) Walletと、事業者に関係する自然人Walletを分離する方が適切と判断した。 <p>※検討結果は4章</p>

(次頁続く)

4.1. 実施概要

4.1.1. 企画・プロトタイプ開発で明らかにする論点とその結果

(前頁続き)

No.	論点	検討結果とその経緯
14	<ul style="list-style-type: none">補助金事業等の申請等（行政手続）で必要となる業務機能と、事業者Digital Identity Walletの機能配置について検討整理	<ul style="list-style-type: none">業務機能は、個別の手続き内容で変化する為、将来の柔軟な機能拡張性の観点において、行政手続の業務機能と、共通基盤となる事業者Digital Identity Walletの機能分離が望ましいと考えた。その基本的な考えに基づき、事業者Digital Identity Wallet機能と、手続きナビゲーション機能（当該業務機能単位で複数存在）との連携の実現の姿を検討した。ナビ機能は大きく2つ異なる役割があると考える。 ①Walletの機能補完⇒Wallet自体には業務機能をのせない（機能分離）思想のもと、Walletで不足する必要となる業務機能の補完 ②事務局や事業者などの業務運用関連機能（例：進捗管理・進捗照会、...） <p>※検討結果は4章</p>
15	<ul style="list-style-type: none">幅広いIssuerとの連携が想定される為、IssuerのVC形式（Key Proofも含め）を特定できない	<ul style="list-style-type: none">例えば、Issuerによって発行されるVCは、JSON形式（JWT：JSON Web Token）を利用するVCであればJWS（JSON Web Signature）、JSON-LD形式を利用するVCであればLD-Proofとなるが、当ユースケースにおいては、Issuerは当ユースケース以外に対してもVC発行する可能性が高く、Issuer判断となる事が想定される為、いずれの形式でも、Holder、VerifierにおいてKey Proofの解決ができる必要がある。 <p>※様々な種別の事業者のアイデンティティに関わるデータを取り扱う為、（例えばmdlのように）特定の利用目的で取り扱う属性データの仕様まで規定されていない事が望ましい</p> <p>※検討結果は4章</p>

4.1. 実施概要

4.1.2. 企画・プロトタイプ開発に用いる技術・標準等を選定した理由及び背景

※当実証事業においては、「3.2 本事業におけるスコープ」にて記載通り、活用技術・規格の特定はスコープ外である為、当章はスコープ外となる。

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.1. 登場主体・要求事項整理

主体	実証事業での役割	実証事業において設定した要求事項
補助金等を申請する事業者	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業等の申請（応募や交付関連）プロセスにおいて提出必要となる情報について、取得先として認められた（※1）民間事業者等（または他省庁や地公体）から情報取得の上、関連する情報を一纏めにして、事務局等に提出する 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業等の申請（応募や交付関連）に際し、申請進捗状況に基づく通知等を起点に、提出が必要となる情報内容および認められた適切な取得先（※1）について手続きがナビゲーションされる事で、適時、円滑かつ適切な情報取得が可能 事務局への提出時、「KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティの参考情報」について、複数の民間事業者等から取得した情報を手元で保持し、一纏めで連携可能。 「支出・投資等の事実確認の参考情報」について、当該支出や投資に関連する複数の情報（例：請求と決済情報）を紐づけ管理の上で手元で保持し、一纏めで事務局に連携可能 法人格（代表者名義）単位としての補助金事業等の申請が可能 申請者の自然人の単位において、一定レベルの所属と権限確認が可能 個別の申請者のアカウント管理については、当該事業者の管理者権限により追加や変更などが可能 申請者が複数のデバイス環境（例：PC、スマホ）を利用する事が可能（※特定のデバイスに依存した申請業務環境とならない事）
（これまで補助金給付の申請に保有情報が活用されていない）民間事業者等（または他省庁や地公体）	<ul style="list-style-type: none"> ①KYC/KYBに関わる事業者のアイデンティティ ②支出・投資等の事実確認 に関わる保有する情報を、事業者からの要求に基づき、情報の発行および連携をする 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者からの情報の発行依頼を受け付け、当該事業者の識別・認証をした上で、「正しく当該事業者に関わる情報」を、「データやり取り、データそのものの検証可能性が拡大した機械可読性が有るデータ」の形で発行と連携が可能 事務局等が、事業者を介して連携された情報の発行元が、「取得先として認められた（※1）」民間事業者等自身である事を検証可能 システム対応負担の軽減の実現方法の検討が必要（既存システム環境の有効利用またはシステム対応負担の軽減方法）

※1 当実証事業にて提言する、官民双方の「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityの形成に派生して「相互認定」された取得先（Trusted Identity Listによる管理を想定）

（次頁続く）

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

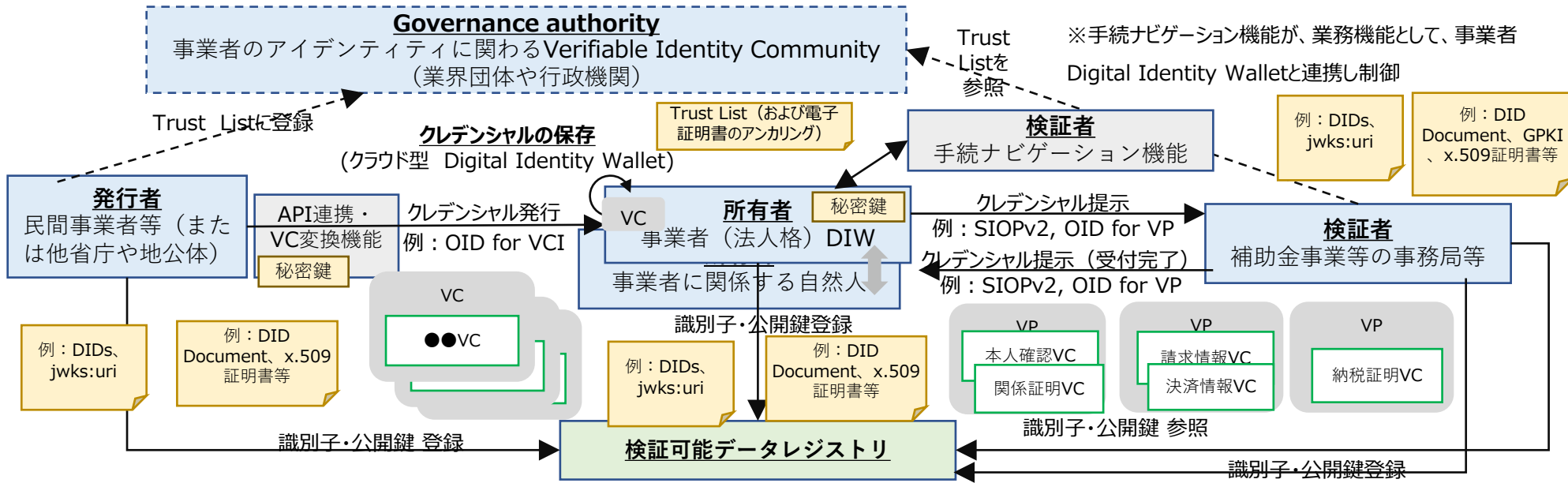
4.2.1. 登場主体・要求事項整理

(前頁続き)

主体	実証事業での役割	実証事業において設定した要求事項
事務局等（事業管理機関等含む）	<ul style="list-style-type: none">申請事業者から、補助金事業等の申請（応募や交付関連）プロセスにおいて必要となる情報を受領・検証後、業務確認を実施する	<ul style="list-style-type: none">補助金事業等の申請（応募や交付関連）に際し、提出必要となる情報内容および取得について、事業者に対し円滑に手続きのナビゲートや通知が可能事業者から一纏めで提出を受けた、複数の民間事業者等が発行した情報について、以下の自動検証が可能 ※データ自体の改竄が無い ※データやり取りに不正が無い ※取得先として認められた発行者が発行したデータである ※正しく申請事業者自身に関わるデータである ※データが有効(発行日等が確認可能) ※当該事務局等向けのデータである事業者に対して受付完了を通知時に、事業者側での当該申請の「正当な相手先」の事務局等である事の検証をもって申請完了となる制御が可能

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法



- 当実証事業においては、3.2. 本事業におけるスコープにて記載通り、活用技術・規格の特定はスコープ外である為、次頁は、必要と考えられる機能や制約となりうる要件および採用しうる技術・規格の例示にとどめる事とする。

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

ペイン	ペインの解決方法(仮説)	活用する規格・技術	技術選定理由(仮説)
<p>「データの真正性の担保が可能」かつ「中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低いデジタル手法」の発展と普及が途上</p> <p>(次頁続く)</p>	<p>Trusted Webの社会実装において利用される技術要素であるVerifiable Messaging、Verifiable Identity、Verifiable Dataの利用を、UI/UX観点で容易とする事業者DIWを含む法人向け申請データ提出ポータル機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> Verifiable Identity：広く認知された国際標準に準拠した規格 例：did:xxxx、jwks:uri ※ただし、検証鍵のローテーション時に、識別子の変更が発生する仕様については活用の優先度として劣後 Verifiable Data：広く認知された国際標準に準拠した規格 例：W3C/IETF Verifiable Credential (JSON、JSON-LD、JWT/SD-JWT) Verifiable Messaging要件：広く認知された国際標準に準拠した規格 例：OID4VCI/VP/SIOP2、DID Comm <ul style="list-style-type: none"> 業務機能（手続きナビゲーション等）、事業者DIWの機能分離の上で、ポータル機能として統合的なUI/UXの提供 事業者Digital Identity Walletの形態：クラウド型 事業者Digital Identity Walletの形態：法人格Walletの（事業者に関係する）自然人Walletによる制御 	<ul style="list-style-type: none"> Verifiable Identity要件：①様々な種別のIssuerが想定される為、国際標準として、広く認知・普及されている事および広く普及したResolverまたは汎用的なライブラリで検証解決が可能である事 ②コミュニティでコンソーシアム型で運営されるTrust Listおよび電子証明書等のアンカリングが必要となる可能性から、識別子をかえずに検証鍵をローテーション可能である識別子である事が望ましい Verifiable Data要件：①様々な種別のIssuerが想定され、相互接続性の担保が重要となる為、国際標準として、広く認知・普及されている事 ②様々な種別の事業者のアイデンティティに関わるデータを取り扱う為、（例えばmdlのように）特定の利用目的で取り扱う属性データの仕様まで規定されていない事が望ましい Verifiable Messaging要件：①様々な種別のIssuerが想定され、相互接続性の担保が重要となる為、国際標準として、広く認知・普及されている事 <ul style="list-style-type: none"> 中小企業等にとって、情報リテラシー観点およびUI/UX観点で、DIW等を意識させない必要があると判断。その上で、業務機能は、個別の手続き内容で変化する為、将来の柔軟な機能拡張性の観点において、業務機能と共通機能の分離が、資産の継続的活用性の観点で有益と判断 申請者が複数のデバイス環境（例：PC、スマホ）を利用する事が可能（※申請者の固有のデバイスに搭載されたスマホアプリなど、特定のデバイスに依存した申請業務環境とならない事） 補助金申請の業務要件から、共通機能となる法人格Walletが必要、かつ不正抑止観点で自然人Walletが個別アカウント単位で必要

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

(前頁続き)

ペイン	ペインの解決方法(仮説)	活用する規格・技術	技術選定理由(仮説)
「KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティ情報が必要となるが、業務目的に対し一定レベルの信頼性の担保があり、機械可読性のあるデータとして円滑に業務で活用できる取得可能な情報が少ない事により、確認レベルの向上と対応負担の軽減の両立が困難	官民双方の「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の 事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityの形成	<ul style="list-style-type: none">事業者のアイデンティティに関わる Verifiable Identity Communityにおいて検討し整備されるTrusted Identity List	<ul style="list-style-type: none">補助金事業等において、官民双方の相互認定により「取得先として認められた」民間事業者等自身である事を検証可能である必要がある為
		<ul style="list-style-type: none">例：Issuerの既存サービス環境がOpenID Connect (OIDC) ベースの外部IFを持つ場合、「既存APIサービス（資産）自体への改修影響がなく、そのまま有効活用が可能な仕組み」として、OIDCベースの「API連携・VC変換機能を持つ中間機能」の整備	<ul style="list-style-type: none">Issuerの円滑な拡大が必要となる為、Issuer側のシステム対応負担の軽減の実現方法の検討が必要（Issuer側の既存システム環境の有効利用またはシステム対応負担の軽減方法）

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

プロトタイプシステム企画のシナリオ仮説

- **プロトタイプシステム企画におけるシナリオ仮説と、着手小局として目指す範囲**
 - ✓ 以下の①②③④のシナリオ仮説に各々関係する、ビジネス活動から生成された業務利用価値がある参考情報を保持している、「（これまで補助金給付の申請に保有情報が活用されていない）**民間事業者の既存サービス**」との連携および関連する**行政システムとの連携の強化**による、補助金事業等の事務局等における業務活用のトライアル
 - ✓ プロトタイプシステム企画における着手小局としては、**既存サービス環境が比較的整っており、ビジネス成立可能性についても比較的ハードルが低いと想定される一部の事業者や行政システムとの連携をトライアルとして先行を想定**

	種別	シナリオ仮説	目的
①	事業者のKYC/KYB	小規模事業者（個人事業主を含む）を対象とした 事業活動の実態有無 の確認レベルの向上	※事業活動実態等の虚偽情報申告による不正受給の抑止
②	事業者のKYC/KYB	全ての事業者 を対象とした 所属確認や権限確認 に関わる確認レベルの向上	※悪意のある第三者のなりすましや代理による不正受給の抑止
③	事業者のKYC/KYB	検証可能性が拡大した機械可読性のあるデータとしての「 納税情報 」「 口座証明 」による業務効率化	※サンプルヒアリングから抽出した「 関連書類等の機械可読性のあるデータの拡大 」による業務効率化の可能性
④	支出・投資の事実確認	検証可能性が拡大した機械可読性のあるデータとしての「 請求情報 」「 決済情報および請求情報との紐づけ情報 」による業務効率化	※同上 補足：デジタルインボイスを契機に、標準化を含めたデジタル化が促進される可能性を期待し、請求と決済に焦点

(前頁続き)

- ✓ プロトタイプシステム企画のシナリオ仮説において連携の可能性のある、民間事業者の既存サービスや関連する行政システムの例示をする。
- ✓ 4.2.3にてプロトタイプシステム企画における証明書の検討内容、5章にてIssuer候補の事業者等との机上ビジネスフィージビリティスタディの意見交換の結果を報告する。

	シナリオ仮説		<例示> ビジネス活動から生成された業務利用価値がある参考情報	<例示> 連携を検討する既存サービス
①	小規模事業者（個人事業主を含む）を対象とした事業活動の実態有無の確認レベルの向上	民間	取引関係が一定期間継続している事実情報（取引実績に関わる情報）	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯通信事業者：本人確認API（法人回線契約） ・金融機関：銀行API
			商取引に係るトランザクション（例：受発注処理、請求処理、決済処理）が継続的に発生しているという事実情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関：銀行API ・（外部IFが存在する）請求書電子化サービス事業者やEDIサービス事業者 ※トランザクションデータを基にしたデータ加工
		行政	補助金事業等の事務局等の交付決定や交付実績の事実情報	（※今後、継続検討）
②	全ての事業者を対象とした所属確認や権限確認に関わる確認レベルの向上	民間	当人認証済である事実情報 ※完全な所属確認や権限確認は難しいが、行政手続や民間事業者の認証サービスの認証結果は、「申請事業者と何らかの関係した自然人であろう」という蓋然性を高める事は可能と考える	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯通信事業者：本人確認API（法人回線契約） ・金融機関：本人確認API（・名刺管理サービスの契約アカウント等も有益な参考情報となる可能性）
		行政		・GビズID

(次頁続く)

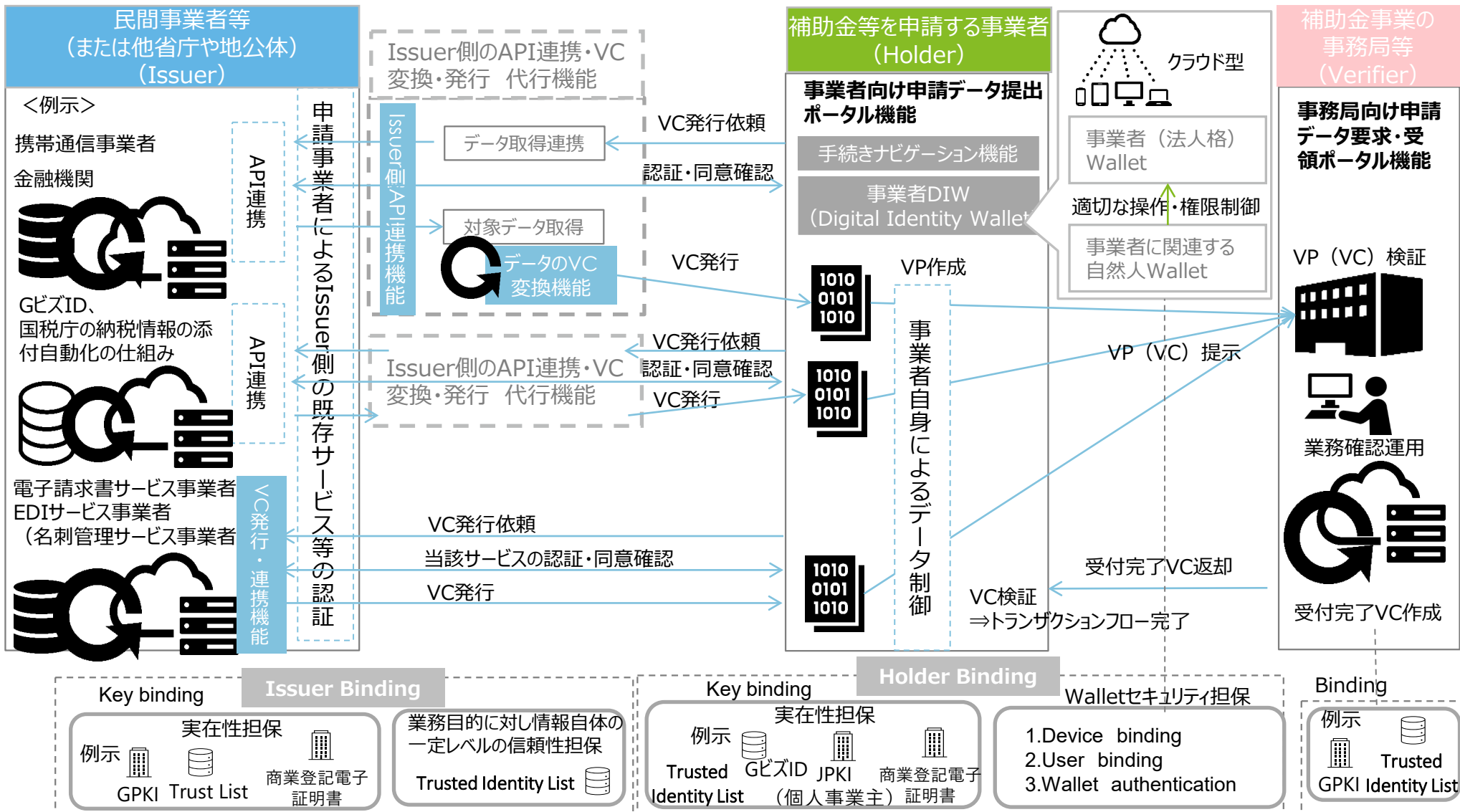
(前頁続き)

	シナリオ仮説		<例示> ビジネス活動から生成された業務 利用価値がある参考情報		<例示> 連携を検討する既存サービス
③	検証可能性が拡大した 機械可読性のあるデータ としての「 納税情報 」「 口座証明 」による業務効率化	民間	口座情報と当人認証済である事実情報		・金融機関：銀行API
		行政	納税情報		・国税庁の「納税情報の添付自動化の仕組み」
④	検証可能性が拡大した 機械可読性のあるデータ としての「 請求情報 」「 決済情報および請求情報との紐づけ情報 」による業務効率化	民間	請求情報 決済情報および請求情報との紐づけ情報		・金融機関：銀行API ・（外部IFが存在する）請求書電子化サービス事業者やEDIサービス事業者

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

<補足> プロトタイプシステム企画におけるシステムイメージ



4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

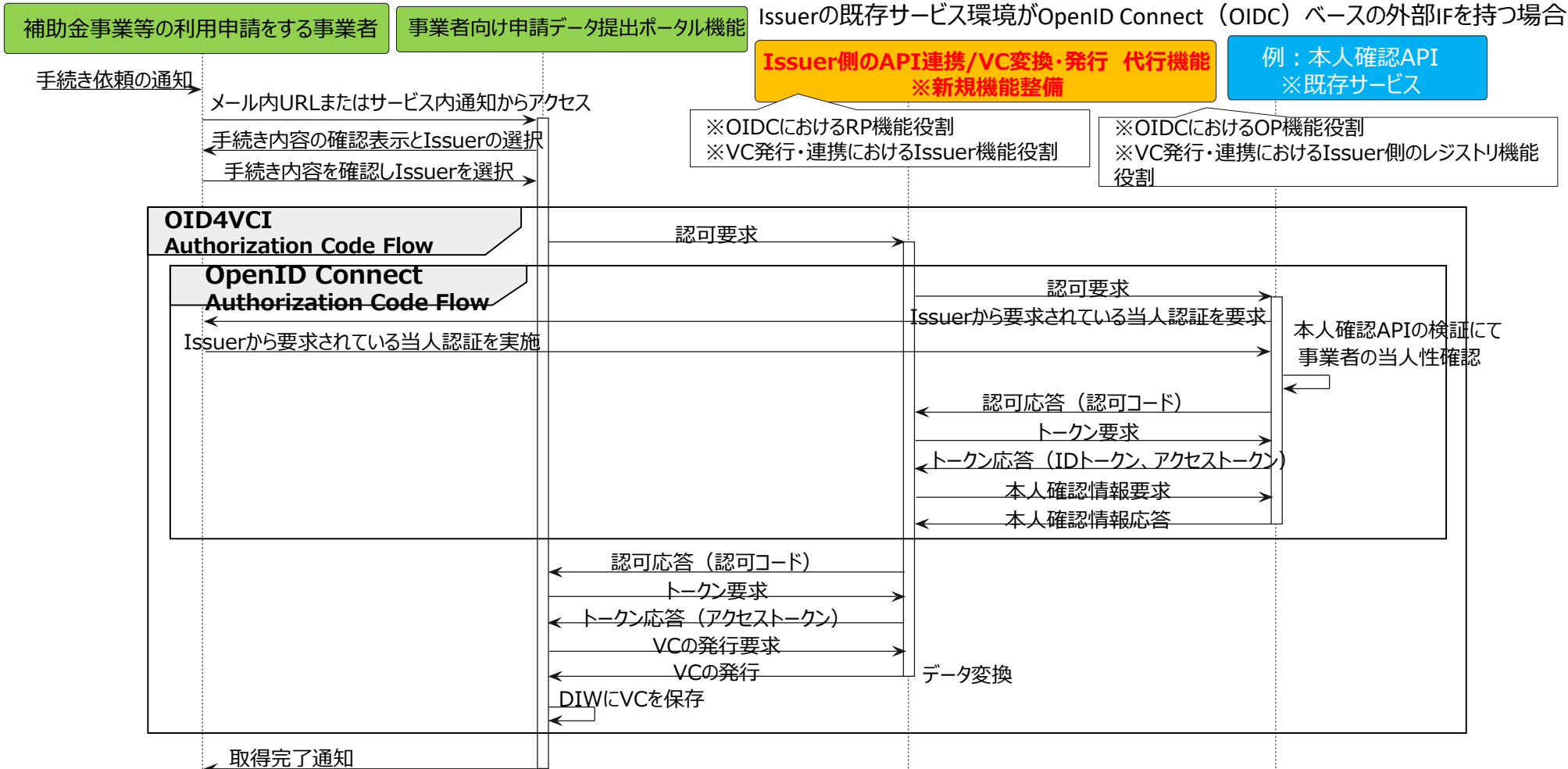
【資料再掲】2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

<補足> Issuer側のシステム対応負担の軽減の実現方法の検討

例：携帯通信事業者 本人確認API、
金融機関 銀行API、GbizID

- Issuerの拡大には、Issuer側のシステム対応負担の軽減の実現方法の検討も必要な為、「既存APIサービス（資産）自体への改修影響がなく、そのまま有効活用が可能な仕組み」の現実策として、「Issuer側のAPI連携/VC変換・発行 代行機能」を検討した。



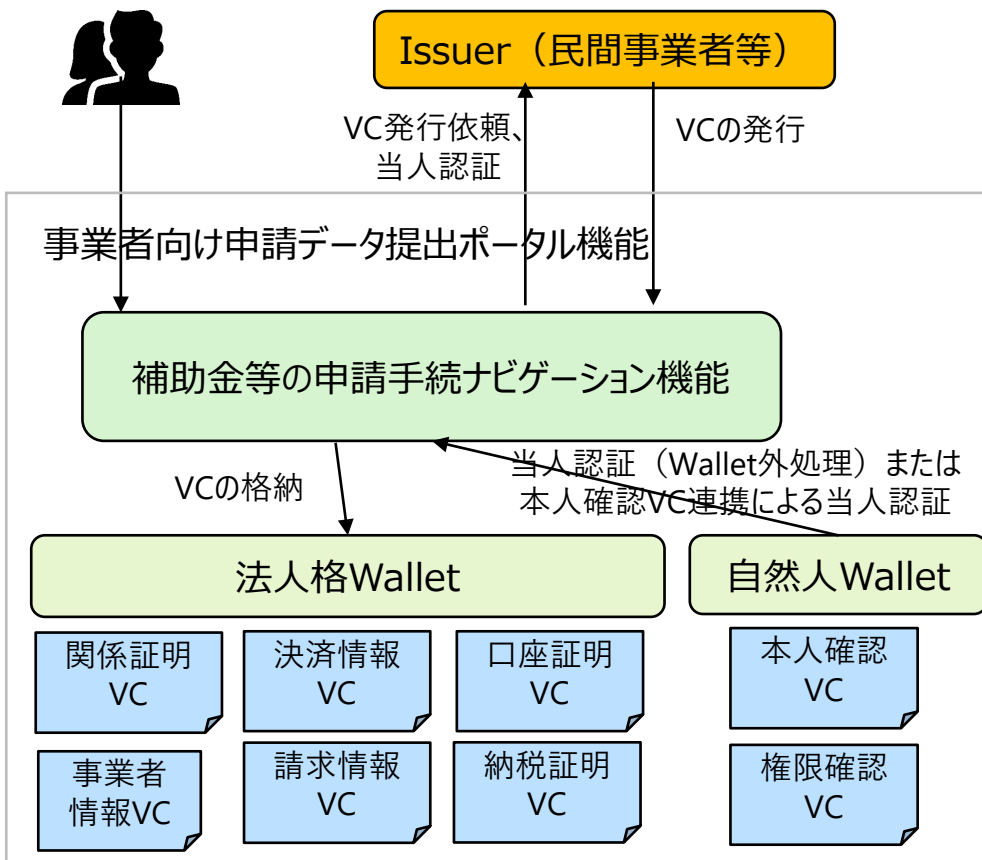
4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

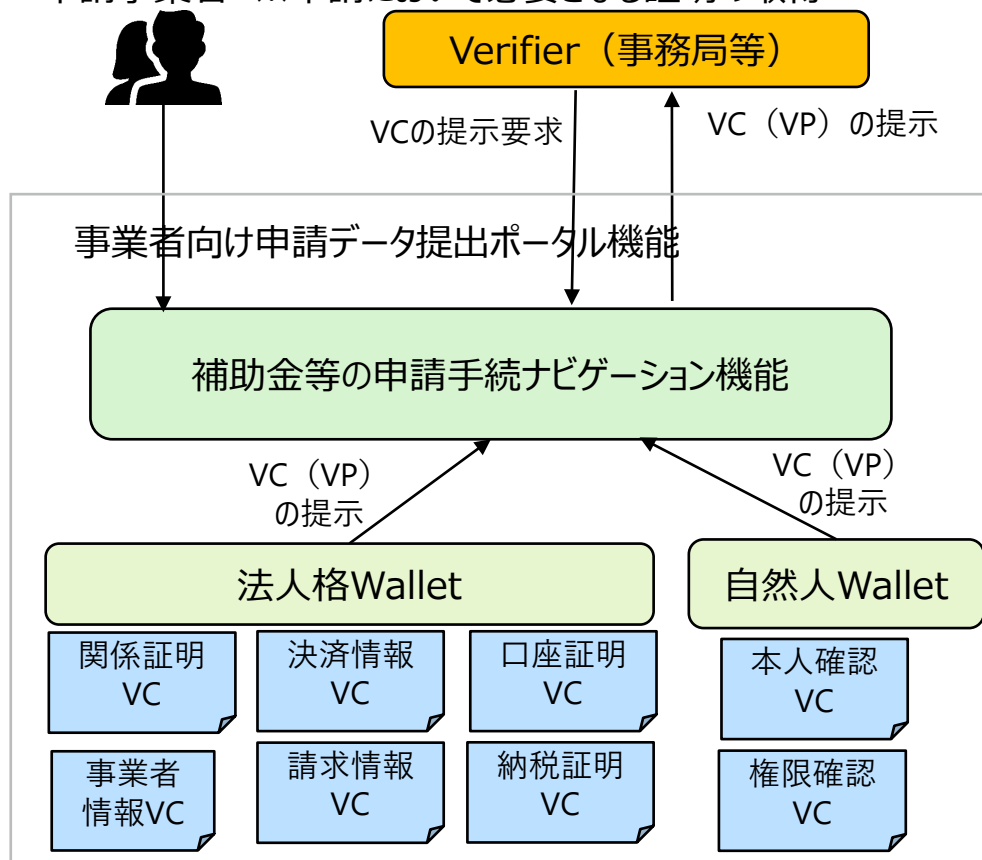
<補足> 業務機能、事業者DIWの機能分離の上で、ポータル機能として統合的なUI/UXの提供

- 中小企業等にとって、情報リテラシー観点およびUI/UX観点で、DIW等を意識させない必要があると判断。
- 業務機能は、個別の手続き内容で変化する為、将来の柔軟な機能拡張性の観点において、行政手続の業務機能と、共通基盤となる事業者Digital Identity Walletの機能分離が望ましいと考える

申請事業者 ※申請において必要となる証明の取得



申請事業者 ※申請において必要となる証明の取得



4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

<補足> 事業者Digital Identity Walletの形態

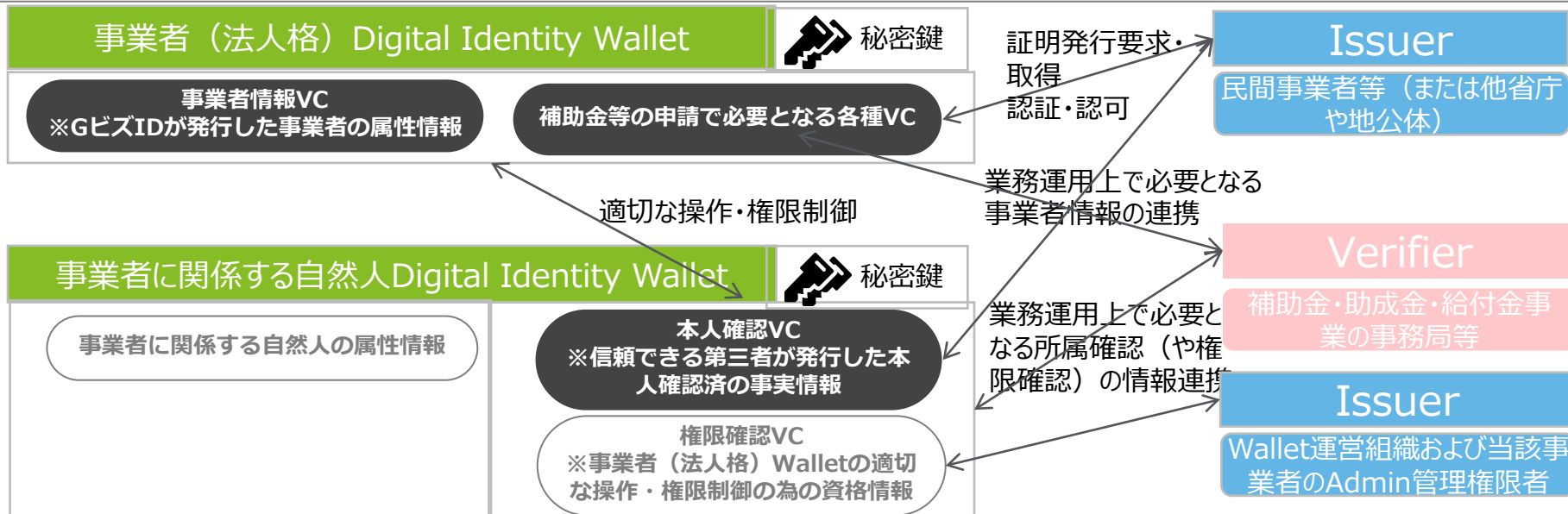
➤ 事業者Digital Identity Walletは、法人格Walletが、事業者に関する自然人Walletにより操作制御される姿が必要と考える。

➤ **事業者（法人格）として、共通でWalletが業務運用の観点で必要**

- ✓ 法人代表者等名義での申請（法人代表者は、事業者（法人格）の代理人である）
- ✓ 審査や、確定検査や交付・支給は、事業者単位
- ✓ 「事業者（法人格）としての意思確認⇔法人代表者等の意思確認」は、事業者（法人格）Walletに対し、適切な操作・権限制御が執り行われている事をもって、適切な委任・代理または代行により申請が執り行われていると見なすことができる

➤ **事業者に関する自然人（申請や連絡先の担当者）として、個別でWalletが業務運用の観点で必要**

- ✓ 「悪意のある第三者のなりすましや代理等による、なりすまし詐欺対策」の観点で、当人性確認（および所属確認や権限確認）が必要

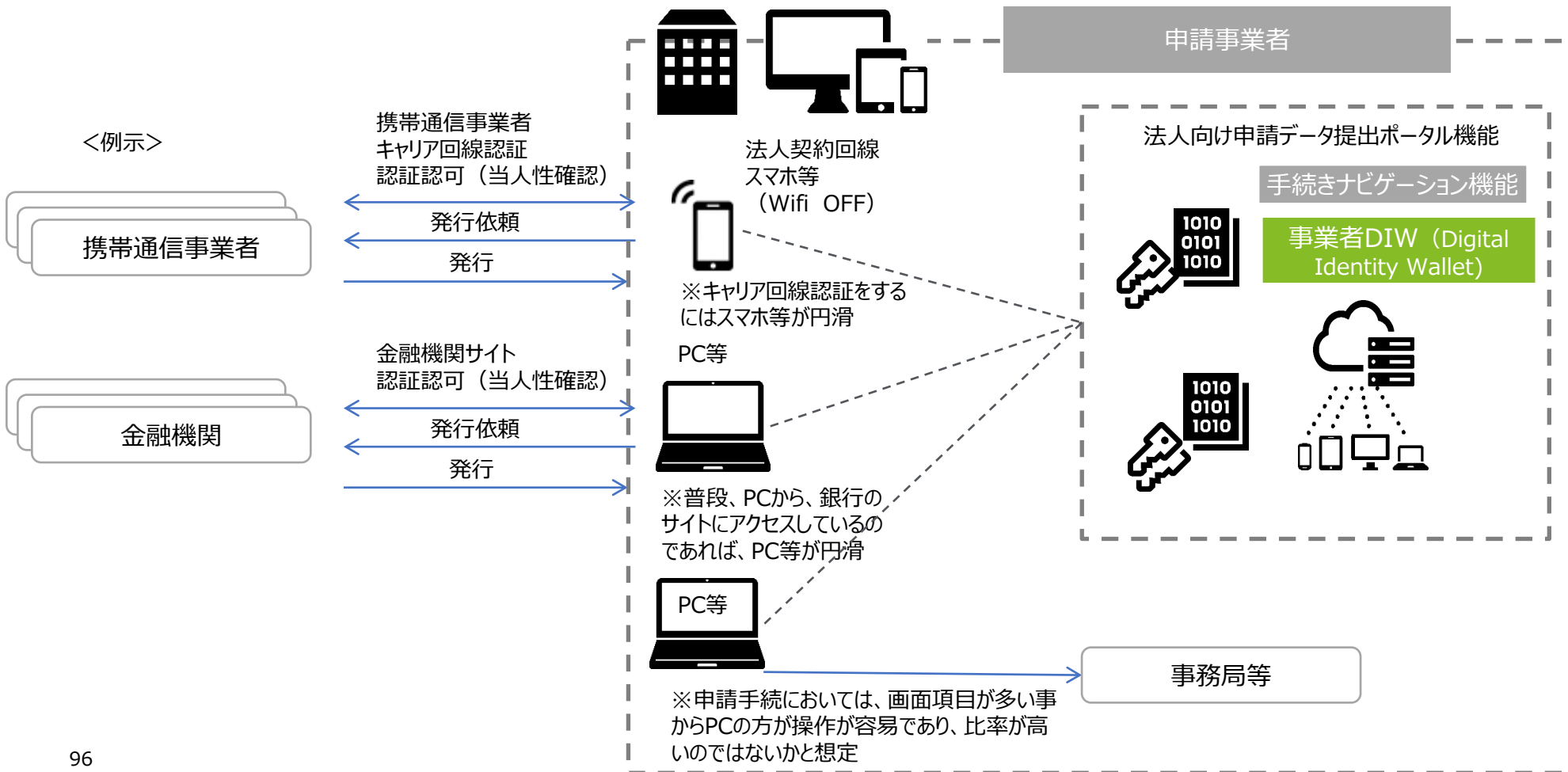


4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

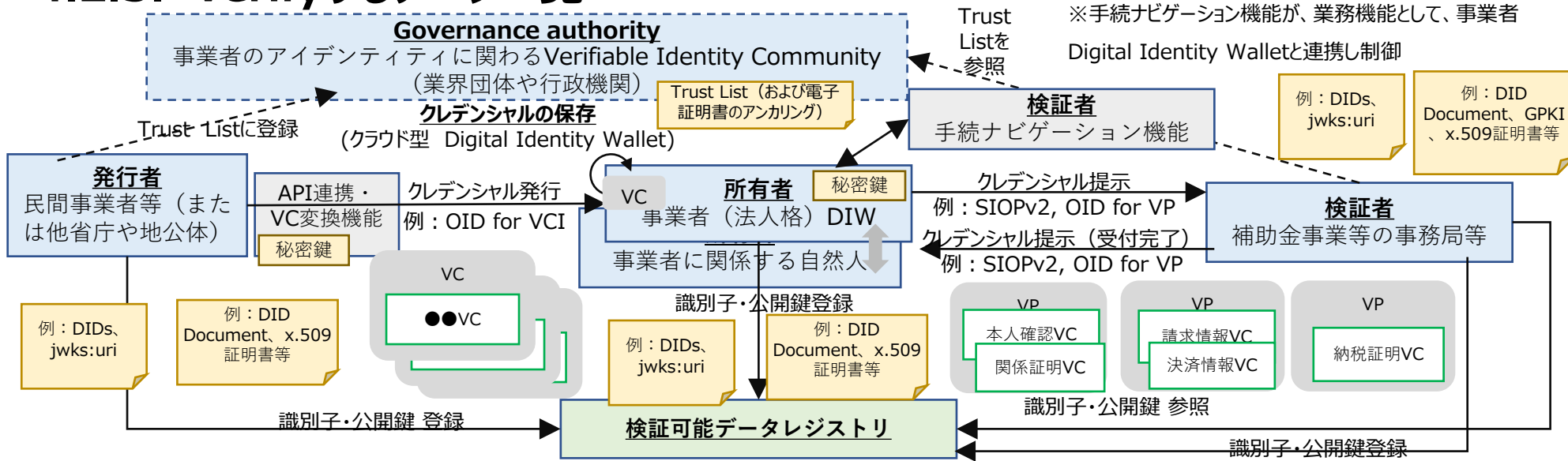
<補足> 事業者Digital Identity Walletの形態

- 事業者Digital Identity Walletは、申請者が複数のデバイス環境（例：PC、スマホ）にまたがり業務する可能性を想定し、クラウド型である事が望ましいと考える。（※申請者の固有のデバイスに搭載されたスマホアプリなど、特定のデバイスに依存した申請業務環境とならない事が望ましい）



4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.3. Verifyするデータ一覧



課題	Verifyの対象	Verify方法	検証者 (verifier)	データの保有者 (ownership)	発行者 (issuer)	データの置き場所 (storage)	アクセスコントロール (access control)	成果・留意点
1. 取得可能な情報の不足	◆ 関係証明	◆ VCの署名検証およびTrust Listの検証、 ◆ 申請の事業者自身の署名検証およびアンカリングの電子証明書等の検証	◆ 補助金事業等の事務局等	◆ 補助金等を申請する事業者 (法人格)	◆ 通信事業者や金融機関等 ◆ ギズID	◆ (VC、秘密鍵) クラウド型の Digital Identity Wallet 採用するWalletによる為、当実証事業においては、物理配置は規定しない ◆ (識別子、公開鍵) 採用するDIDメソッドなどによる為、当実証事業においては、検証可能データレジストリ以上の物理配置は規定しない ◆ (Trust List) 当ユースケースに限定されない利活用が想定される為、当ユースケースとは独立した共通基盤的な環境が望ましいと想定される為、業界団体や行政機関で検討が必要 (Verifiable Identity Communityとあわせ検討)	◆ 発行者においては既存サービスの認証により当該事業者の識別を行う ◆ 対象先としての発行者や検証者の制御は、補助金事業等で認められた取得先である事が必要となる為、手続ナビゲーション機能でのIssuerやVerifierのリスト制御およびTrust List検証で制御	
	◆ 本人確認 (所属確認の参考情報としても利用) ◆ 権限確認 (代表者、Admin、委任・代理)		◆ 補助金事業等の事務局等 ◆ 関連システム (認証・認可のVCのVerify機能)	◆ 補助金等を申請する事業者 (事業者に関係する自然人)	◆ ① ギズID ◆ ① 通信事業者や金融機関等 ◆ ② 代表者権限はWalletの運営事務局。委任・代理権限は当該事業者が発行			
2. デジタルの確認方法不足	◆ 口座証明 ◆ 請求情報 ◆ 決済情報 ◆ 納税証明		◆ 補助金事業等の事務局等	◆ 補助金等を申請する事業者 (法人格)	◆ 電子請求書サービス事業者等 ◆ 国税庁等 ◆ 金融機関		◆ 事業者 (法人格) の Digital Identity Walletの操作権限は、事業者に関係する自然人のWalletの本人確認VCおよび権限VCで制御	

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.3. Verifyするデータ一覧

証明書名称	Verifyの対象
①関係証明	補助金事業等の事務局等における、小規模事業者（個人事業主を含む）を対象とした事業活動の実態有無の確認レベルの向上の参考情報として、ビジネス活動から生成されたデータの利活用を目的とする。 民間事業者同士の商取引行為における取引実績（取引関係が一定期間継続している事実情報）に関わる情報は、個人事業主を含む小規模事業者の事業活動の実態有無の確認の業務判断のための「参考情報」として、一定レベルの情報価値があると考えられる。
②本人確認	ケース1として、補助金事業等の事務局等における、「悪意のある第三者のなりすましや代行ビジネス等」でないこと（申請担当者の所属確認）の確認の参考情報としてのデータ利活用を対象とする。 ケース2として、事業者に関係する自然人の事業者Digital Identity Walletに、本人確認VCおよび権限確認VCを格納し、関係するシステム（法人格Walletや手続ナビゲーション機能等）への認証・認可における利用を対象とする。
③権限確認	ケース1として、補助金事業等の事務局等における、補助金等を申請する事業者の「相手先の担当者が適切な相手であるかの確認」の参考情報として、Digital Identity Walletの運営組織または当該事業者のAdmin権限保持者が発行した権限情報を確認する。 ケース2として、事業者に関係する自然人の事業者Digital Identity Walletに、本人確認VCおよび権限確認VCを格納し、関係するシステム（法人格Walletや手続ナビゲーション機能等）への認証・認可において利用する。
④口座証明	「銀行口座が法人のものか、または法人代表者のものであるか」つまりは口座と事業者との関係性の確認について、金融機関が発行した口座証明情報を確認する。 なお、口座証明に紐づいた当該事業者の当人性確認が合わせて必要となるため、口座証明には属性情報の一部として当人認証の結果の事実情報も含まれる。
⑤決済情報	支出・投資の事実確認のための、関係書類との整合性を確認（例：決済情報と請求書情報）することを目的に、当該の支出・投資に関わる金融機関が発行した決済情報を確認する。
⑥請求情報	支出・投資の事実確認のための、関係書類との整合性を確認（例：決済情報と請求書情報）することを目的に、当該の支出・投資に関わる請求書情報を確認する。
⑦納税証明	事業者の妥当性の確認における事業活動の実態有無の確認の参考情報として、納税証明情報を確認する。

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.3. Verifyするデータ一覧

証明書名称	Issuer候補の具体例
①関係証明	【携帯通信事業者や金融機関等】 契約存在や期間情報等の事実情報、発行日、発行者情報等 【請求書電子化サービス事業者やEDIサービス事業者等や金融機関】 当該申請事業者が関わる契約処理や請求処理や決済処理のトランザクションが、ある程度の件数と、ある程度の継続期間で行われている事実情報 【補助金事業の事務局等】 審査承認実績や交付実績
②本人確認	【携帯通信事業者や金融機関等（名刺管理サービスも可能性）】 本人認証済、事業者情報（法人番号または事業者名称）、確認時の識別子（例：携帯番号やID情報）、発行日、発行者情報等 【GビズID】 本人認証済、事業者情報（法人番号または事業者名称）、確認時の識別子（例：内部ID情報）、発行日、発行者情報等
③権限確認	【GビズID】 権限情報、ユーザー識別子、事業者に関する自然人の属性情報、発行日、発行者情報等
④口座証明	【金融機関等】 口座情報、口座名義、本人認証済、発行者情報等
⑤決済情報	【金融機関等】 振込元の事業者名称、振込先の事業者名称、振込金額、振込日、出金口座情報、振込先口座情報、発行者情報等
⑥請求情報	【請求書電子化サービス事業者等】 請求元の事業者名称、適格請求書発行事業者番号、請求先の事業者名称、請求金額、請求口座情報、インボイス情報、発行日、本人認証済等
⑦納税証明	【国税庁の納税情報の添付自動化の仕組み】 納税証明情報、発行日等

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.4. 証明書要件・識別子要件

証明書要件

証明書名	記載情報	要件	活用する規格	規格選定理由
①関係証明	<ul style="list-style-type: none"> 契約存在や期間情報等の取引実績や、審査承認実績や交付実績に関わる事実情報、発行日、発行者情報等 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等を申請する事業者が提示した証明書の署名検証と、証明書を発行した事業者の署名検証をもとに確からしさを確認可能（なお、選択的開示要件は低いと想定） 事務局等が、事業者を介して連携された情報の発行元が、「取得先として認められた（※1）」民間事業者等自身である事を検証可能 あくまで、業務運用上の参考情報扱いであり、利活用範囲は個々の業務運用判断による為、VC自体の有効期限は特に定めない（業務運用判断の為の発行日情報を含める） 失効管理は発行者側でStatus List等で行い、検証者の検証時に有効性を検証可能 	<ul style="list-style-type: none"> 広く認知された国際標準に準拠した規格例： W3C/IETF Verifiable Credential（JSON、JSON-LD、JWT/SD-JWT） 事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityにおいて検討し整備されるTrusted Identity Listおよび必要に応じて電子証明書等のアンカリング 	<ul style="list-style-type: none"> ①様々な種別のIssuerが想定され、相互接続性の担保が重要となる為、国際標準として、広く認知・普及されている事 ②様々な種別の事業者のアイデンティティに関わるデータを取り扱う為、（例えばmdlのように）特定の利用目的で取り扱う属性データの仕様まで規定されていない事 「取得先として認められた（※1）」民間事業者等自身である事を検証可能である事が必要となる為
②口座証明	<ul style="list-style-type: none"> 口座情報、口座名義、当人認証済、発行者情報等 			
③本人確認	<ul style="list-style-type: none"> 当人認証済、事業者情報（法人番号または事業者名称）、確認時の識別子（例：携帯番号やID情報）、発行日、発行者情報等 			
④納税証明	<ul style="list-style-type: none"> 納税証明情報、発行日等 			
⑤事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業者属性情報（※基本的にGビズIDのAPI連携情報） 			
⑥決済情報	<ul style="list-style-type: none"> 振込元の事業者名称、振込先の事業者名称、振込金額、振込日、出金口座情報、振込先口座情報、発行者情報等 			
⑦請求情報	<ul style="list-style-type: none"> 請求元の事業者名称、適格請求書発行事業者番号、請求先の事業者名称、請求金額、請求口座情報、インボイス情報、発行日、当人認証済等 			
⑧権限確認	<ul style="list-style-type: none"> 権限情報、ユーザー識別子、事業者に関係する自然人の属性情報、発行日、発行者情報等 			

※1 当実証事業にて提言する、官民双方の「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityの形成に派生して「相互認定」された取得先（Trusted Identity Listによる管理を想定）

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.4. 証明書要件・識別子要件

識別子要件

識別子名	何を識別しているか	要件	活用する規格	規格選定理由
①申請事業者 Identifier	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等を申請する事業者(Holder) 	<ul style="list-style-type: none"> 識別子から、検証鍵をロケート可能であり、検証に必要な検証鍵を取得できる（なお、ペアワイズ要件は低いと想定） 電子証明書のアンカリングも必要に応じて対応可能 「検証鍵のローテーション時のアンカリング先への影響」および「アンカリング先の更新発生時の検証鍵への影響」を考慮する必要がある為、識別子をかえずに検証鍵をローテーションが出来る事 	<ul style="list-style-type: none"> 広く認知された国際標準に準拠した規格 例：did:xxxx、jwks:uri ※ただし、検証鍵のローテーション時に、識別子の変更が発生する仕様については活用の優先度として劣後 事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityにおいて検討し整備されるTrusted Identity Listおよび必要に応じて電子証明書等のアンカリング 	<ul style="list-style-type: none"> Verifier、Issuer側でのHolder検証鍵の取得のシステム対応を容易にする為、検証方法が広く公開されている必要がある為(Universal Resolverまたは汎用的なライブラリで対応可能) 電子証明書のアンカリングが想定され、識別子を変えずに検証鍵をローテーションする必要がある為
②発行事業者等 Identifier	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者等（または他省庁や地公体の発行者 (Issuer) 	<ul style="list-style-type: none"> 識別子から、検証鍵をロケート可能であり、検証に必要な検証鍵を取得できる 事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityにおいて検討し整備されるTrusted Identity Listおよび必要に応じて電子証明書等のアンカリングが対応可能 （①記載と同様の理由にて）識別子をかえずに検証鍵をローテーションが出来る事 		
③補助金等の事務局等 Identifier	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の事務局等 (Verifier) 	<ul style="list-style-type: none"> （補助金を申請する事業者に対して受付完了を通知時に）識別子から、検証鍵をロケート可能であり、検証に必要な検証鍵を取得できる GPKIまたは電子証明書のアンカリングが対応可能 （①記載と同様の理由にて）識別子をかえずに検証鍵をローテーションが出来る事 		

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.4. 証明書要件・識別子要件

<補足> アンカリング方式の検討

- ✓ 事業者のアイデンティティの検証可能性の拡大および業務目的に対し一定レベルの依拠が出来る状態の仕組みづくりにおいて、Trusted Identity Listの主な対象となり、特に発行事業者等IdentifierについてTrusted Identity Listのアンカリングは必須となると想定する。
- ✓ ①事業者の実在性担保と、②業務的に必要なデータ自体の信頼性担保の2観点での検討整理が必要
- ✓ ケースによって、Trust Listおよび電子証明書等とのアンカリングも想定される為、識別子に関しては、電子証明書の鍵のローテーション時の影響大小を加味して、検討整理を行った。

Issuer/Holder/Verifierの事業者のVerifiable Identityのアンカリング方式の例



業務目的に対し一定レベルの依拠が出来る状態の仕組みづくりにおいて、事業者の実在性担保だけでは、「業務目的に対し一定レベルの依拠が出来る状態」を実現できない事により、Trusted Identity Listの実装方式として、例1のPKI方式は選択肢としての検討の優先度は劣後すると想定する。

その為、例2または例3を念頭に仮検討を実施した。

4.2. Verifyできる領域を拡大する仕組み

4.2.4. 証明書要件・識別子要件

<補足> アンカリング方式の検討を踏まえた識別子要件の検討

- ✓ 何らかのTrust Listとのアンカリングが発生することを念頭に、Verifiable Identityの識別子の選定に際し、実運用においては、①検証鍵のローテーション時のアンカリング先への影響、②アンカリング先の更新発生時の検証鍵への影響を考慮する必要があり、各々のアンカリング方式について①②の影響を整理した。

方式	紐付き	①検証鍵のローテーション時のアンカリング先への影響	②アンカリング先の更新発生時の検証鍵への影響
EU Trusted List	公開鍵証明書	鍵のローテーションをする場合、公開鍵証明書(X.509)の更新とListへの反映が必要	X.509証明書の有効期限切れ等で更新する場合、鍵のローテーションは必須ではない
コンソーシアムトラストリスト	識別子	鍵のローテーションを行う場合、 識別子をかえずに検証鍵をローテーション可能かどうか でListへの影響の有無が変わる [識別子をかえずに検証鍵をローテーション可能な場合] 特に反映処理の必要はない [識別子をかえずに検証鍵をローテーション不可能な場合(jwksなど)] 鍵を新しく生成し、識別子に変更されるためListへの反映が必要となる	※前頁のアンカリング方式の例示（イメージ）の通り、Listでは識別子情報のみで公開鍵証明書は管理しない想定である為、考察の対象外

採用する識別子の比較及び評価について（結論）

✓上記の影響を考慮すると、**識別子をかえずに検証鍵をローテーションが出来ない識別子の方式は、選定の優先度から下げるべき**と考える。

(前頁続き)

＜補足＞ Holderのアンカリング方式の検討

- ✓ Holder（申請事業者）について、全ての事業者形態を網羅するアンカリング先は存在しない為、事業者形態により選択可能なアンカリング先の候補を整理した。
- ✓ 普及度合い、技術的・社会実装的な難易度やインセンティブを考慮してリーズナブルなものを選択する必要がある。

Holder 事業者形態

法人
(商業登記有り)

法人
(商業登記有り+
商業登記電子証明
書登録あり)

法人
(法人登記有り)

法人
(登記無し/法人番
号有り)

個人事業主
(商号登記 = 屋号
有り)

個人事業主
(商号登記無し)

アンカリング検討の可能性

- トラストリスト（商業登記：会社法人等番号）
 - 当該事業者が利用しているのであれば、電子証明書（民間認証局のx.509証明書）
 - 当該事業者が登録しているのであれば（またはGビズID登録を前提とするのであれば）
GビズID：外部のID管理システム
-
- 電子証明書（商業登記電子証明書）
 - トラストリスト（商業登記：会社法人等番号）
 - 当該事業者が登録しているのであれば（またはGビズID登録を前提とするのであれば）
GビズID：外部のID管理システム
-
- トラストリスト（法人登記：会社法人等番号）
 - 当該事業者が利用しているのであれば、電子証明書（民間認証局のx.509証明書）
 - 当該事業者が登録しているのであれば（またはGビズID登録を前提とするのであれば）
GビズID：外部のID管理システム
-
- トラストリスト（法人番号）
 - 当該事業者が利用しているのであれば、電子証明書（民間認証局のx.509証明書）
 - 当該事業者が登録しているのであれば（またはGビズID登録を前提とするのであれば）
GビズID：外部のID管理システム
-
- 電子証明書（マイナンバーカード JPKI）
 - トラストリスト（商号登記）※商号登記はトラストリストとしては実態的に無価値（適格請求書発行事業者登録）※課税事業者かつ登録事業者に限る
 - 当該事業者が登録しているのであれば（またはGビズID登録を前提とするのであれば）
GビズID：外部のID管理システム

(前頁続き)

<補足> Issuerのアンカリング方式の検討

- ✓ 事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityにおいて検討し整備されるTrusted Identity Listとのアンカリングが必要となると考える。更に事業者の実在性担保の観点で、必要に電子証明書等のアンカリングが必要となると考える。
- ✓ 現時点、将来スキームの言及は困難である為、現状、関連する可能性のあるアンカリング先の候補を整理した。

Issuer候補	事業者種別	アンカリング検討の可能性
GBZID 国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組み (許認可) 所管省庁	行政機関 または行政機関が所管するシステム	<ul style="list-style-type: none">電子証明書 (GPKI)トラストリスト (法人番号)
補助金事業等 事務局等	何かの認定機関や組織	<ul style="list-style-type: none">事務局 (事務局の受託事業)、事業管理機関 (認定機関) 等、当該補助金事業との関係性や形態によると想定※トラストリスト (事業管理機関が法人登記あるケース)、電子証明書 (GPKI; 当該補助金事業の所管省庁との関係性による)
携帯通信事業者 金融機関	(何らかの本人確認規定が存在する) 法令等に基づく許認可が必要な事業者	<ul style="list-style-type: none">トラストリスト: 携帯通信キャリア (電気通信事業法に基づく電気通信業の登録) 金融機関 (例: 全国銀行協会の金融機関コード (いわゆる銀行コード) 例: IBAN(International Bank Account Number、例: SWIFTコード) (金融機関に特定ではないが例: GLEIF)電子証明書 (商業登記電子証明書)
Fintech事業者 デジタルインボイス関連サービス事業者等	何らかの認定登録が必要な事業者	<ul style="list-style-type: none">トラストリスト: Fintech事業者 (電子決済等代行業の登録) デジタルインボイス関連サービス事業者電子証明書 (商業登記電子証明書)
一般事業者	(法令等に基づく本人確認規定や業界自主ルール等が存在しない業界の) 一般事業者	<ul style="list-style-type: none">well-known/didconfigurationトラストリスト (法人番号) (商業登記、法人登記: 会社法人等番号)当該事業者が利用しているのであれば、電子証明書 (商業登記電子証明書、民間認証局のx.509証明書)

4.3. 合意形成・トレースの仕組み

本システムで目指す合意形成とその履行のトレースの内容

合意の主体	合意の対象	合意の条件	トレースの対象	トレースの手法	合意取消の可否・方法
民間事業者等の発行者と、補助金等を申請する事業者	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業者自身の情報を当該事業者からの依頼に基づき発行する事の合意 (データ連携先やデータ利用目的を発行者が制御できない為) 発行されたデータ管理の責任は発行者にはない事の合意 	発行サービス機能における、システム的な約款への同意管理	履行された左記の同意	発行者の発行サービス機能における同意管理の証跡	—
補助金等を申請する事業者と、補助金事業等の事務局等および所管省庁	<ul style="list-style-type: none"> 申請情報の目的外利用の禁止(審査や交付に係る事務連絡、通知、調査等。例外規定あり) 	補助金事業等の規約等で定義(※本システムのスコープ外)	—	—	—

第三者が確認する情報一覧

トレース情報	トレース手法	第三者が確認することのリスク・対応方針
当該事業者自身の情報を当該事業者からの依頼に基づき、約款同意の上で発行する事に合意した同意の記録	発行時の、発行者側サービス機能における同意管理の証跡	データ内容自体ではない為、リスクは低い

4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

- プロトタイプシステム企画において、1. 目的・背景 実証の目的④で記載通り、シナリオ仮説として以下を検討した。
- シナリオ仮説をサンプルとしてメインの業務フローを検討し、付帯的なフローとしてアカウント申請管理等を検討した。

	種別	シナリオ仮説
①	事業者のKYC/KYB	小規模事業者（個人事業主を含む）を対象とした 実在性確認 や 事業活動の実態有無 の確認レベルの向上
②	事業者のKYC/KYB	全ての事業者 を対象とした 所属確認 や 権限確認 に関わる確認レベルの向上
③	事業者のKYC/KYB	検証可能性が拡大した機械可読性のあるデータとしての「 納税情報 」「 口座証明 」による業務効率化
④	支出・投資の事実確認	検証可能性が拡大した機械可読性のあるデータとしての「 請求情報 」「 決済情報および請求情報との紐づけ情報 」による業務効率化

	業務フロー	シナリオ仮説	関係者
メイン	<サンプル1> 事業者KYC/KYBに関わる範囲の事業者のアイデンティティの複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示	①②③	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業等の利用申請をする事業者（Holder） （これまで補助金給付の申請に保有情報が活用されていない）民間事業者等（または他省庁や地公体）（Issuer） 補助金事業等の事務局等（Verifier）
メイン	<サンプル2> 支出・投資の事実確認に関わる範囲の複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示	④	
付帯	事業者Digital Identity Walletアプリケーションのアカウント申請や管理		<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業等の利用申請をする事業者（Holder） 事業者Digital Identity Walletの運用組織（利用申請の確認・審査を実施）（Verifier） 行政手続き申請可能な権限付与の審査の為に、事業者の本人確認に関係する情報を取得する相手先（Issuer）

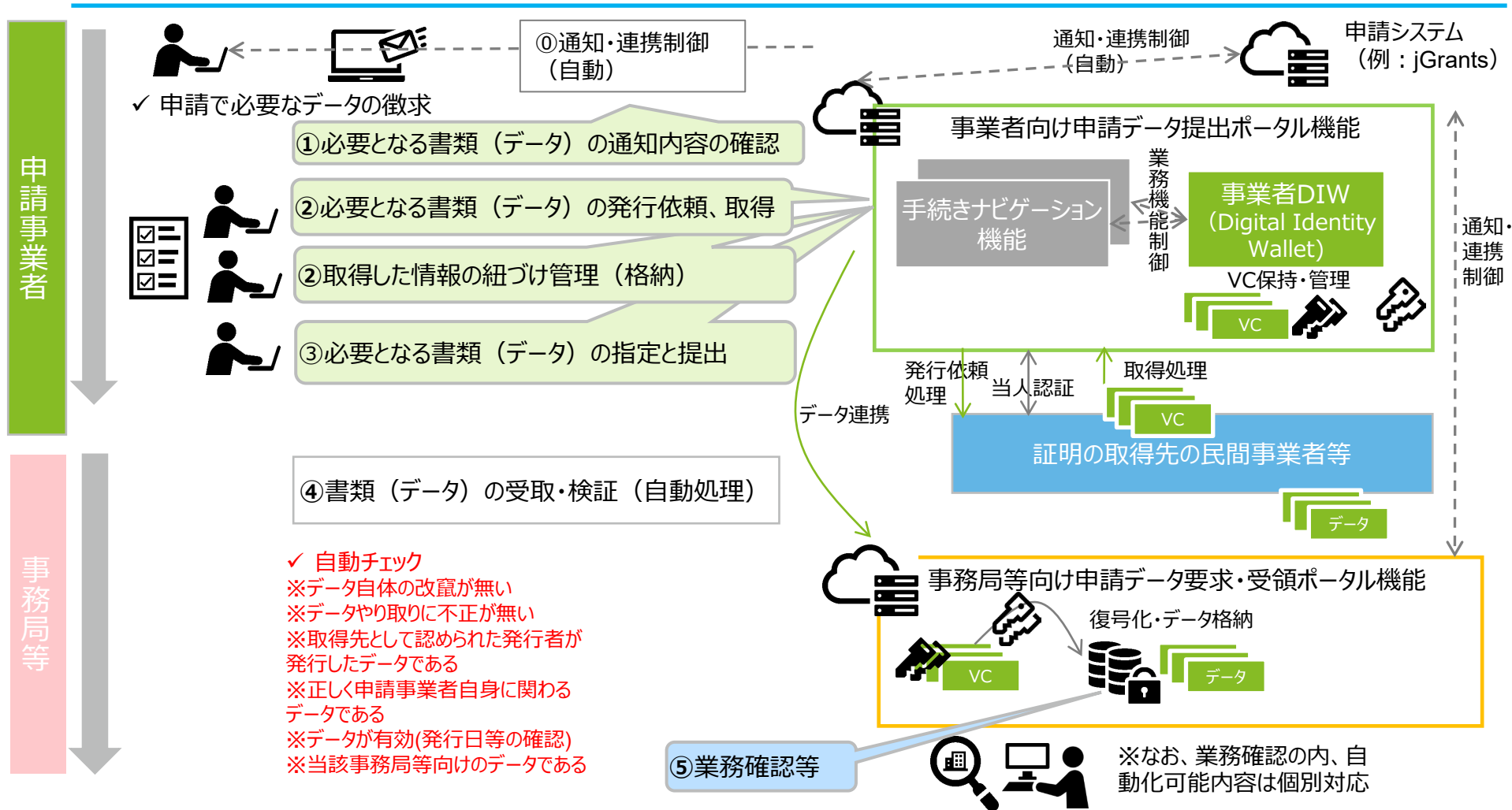
4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

➤ メインの業務フローの概要イメージ

TO BE

例) 申請事業者による事業者DIWを介した添付データの申請イメージ



2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案 ユーザーメリットの整理

➤ 申請事業者側、事務局等側の業務変化のイメージを例示

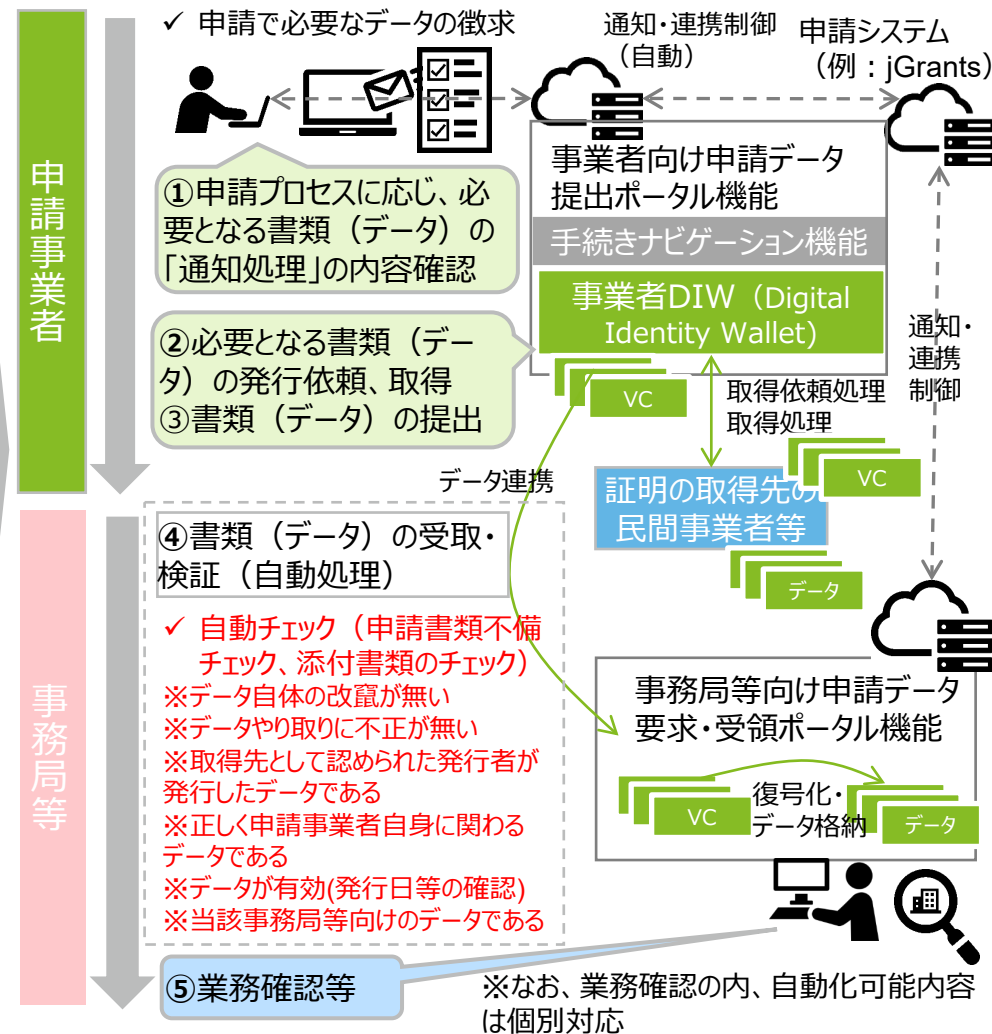
AS IS

例) 紙書類の添付による申請 例) イメージファイル等の添付による申請



TO BE

例) 申請事業者による事業者DIWを介した添付データの申請イメージ



4.4. 企画・開発物

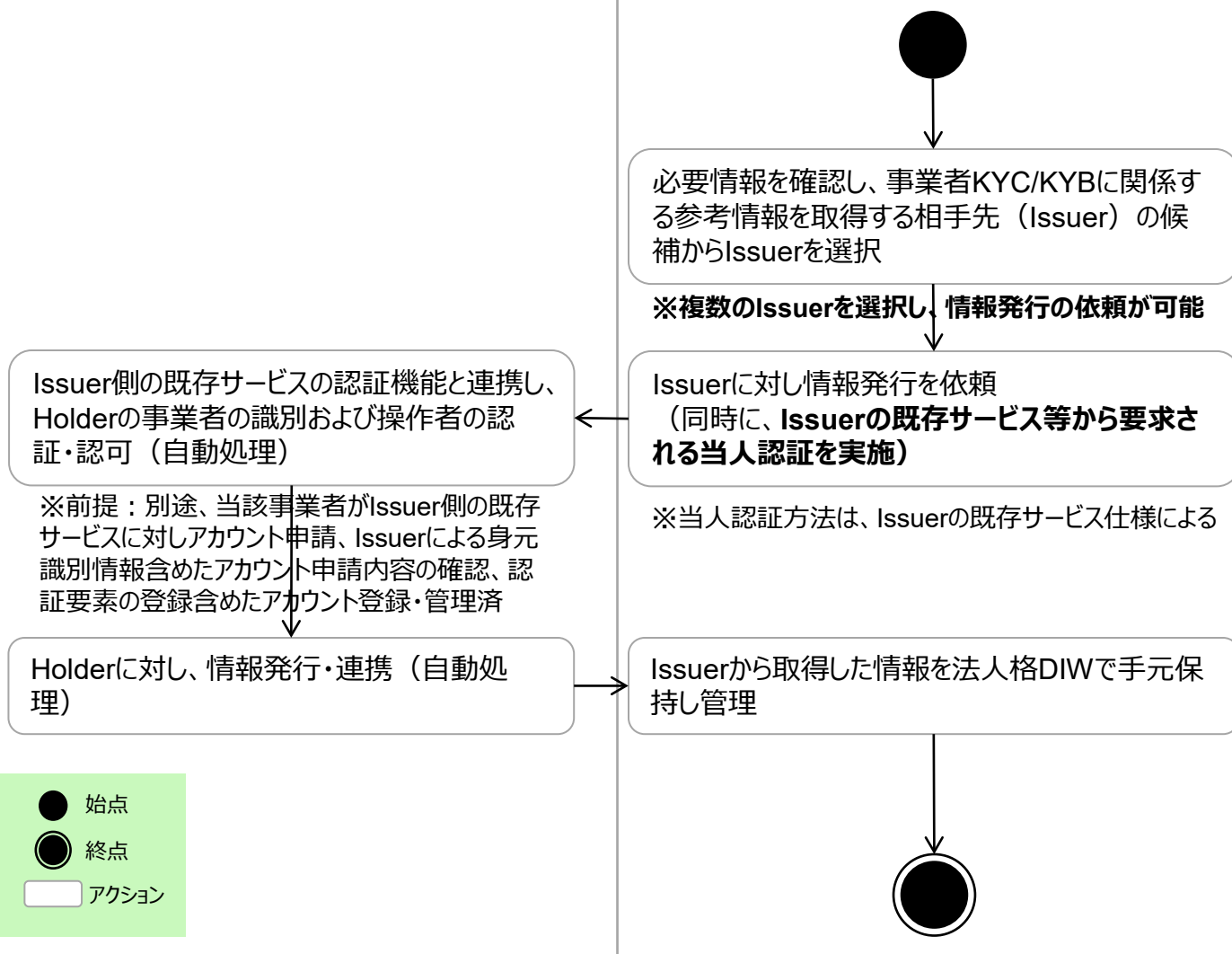
4.4.1. 業務フロー

<業務フロー：サンプル1> (1/2) ※検討ケース1 (Issuerが既存サービス連携でVC発行)
 事業者KYC/KYBに関わる範囲の事業者のアイデンティティの複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示

事業者のKYC/KYBに関わる参考情報を取得する相手先 (Issuer)

補助金事業等の申請事業者 (Holder)
 ※事業者向け申請データ提出ポータル機能进行操作

補助金事業等の事務局等 (Verifier)



- 始点
- 終点
- アクション

4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

<業務フロー：サンプル1> (2/2)

事業者KYC/KYBに関わる範囲の事業者のアイデンティティの複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示

事業者のKYC/KYBに関わる参考情報を取得する相手先 (Issuer)

補助金事業等の申請事業者 (Holder)
※事業者向け申請データ提出ポータル機能进行操作

補助金事業等の事務局等 (Verifier)

法人格DIWで手元管理された情報をVerifierに対し情報を連携

※複数のIssuerから取得した情報を、同時にまとめて連携が可能

Holderからの連携された情報についてVerifierが情報の真正性を含む検証し、受付完了を通知 (自動処理)

✓ 自動チェック

- ※データ自体の改竄が無い
- ※データやり取りに不正が無い
- ※取得先として認められた発行者が発行したデータである
- ※正しく申請事業者自身に関するデータである
- ※データが有効(発行日等の確認)
- ※当該事務局等向けのデータである

受付完了の通知を受け取り、受付完了情報を元にVerifierの真正性を検証 (自動検証)

Verifierが確認業務を実施 (連携されたIssuer種別や情報種別により、業務確認または自動処理)

随時、法人向け申請データ提出ポータル機能で審査状況の確認

審査状況のステータスを審査完了に更新



4.4. 企画・開発物

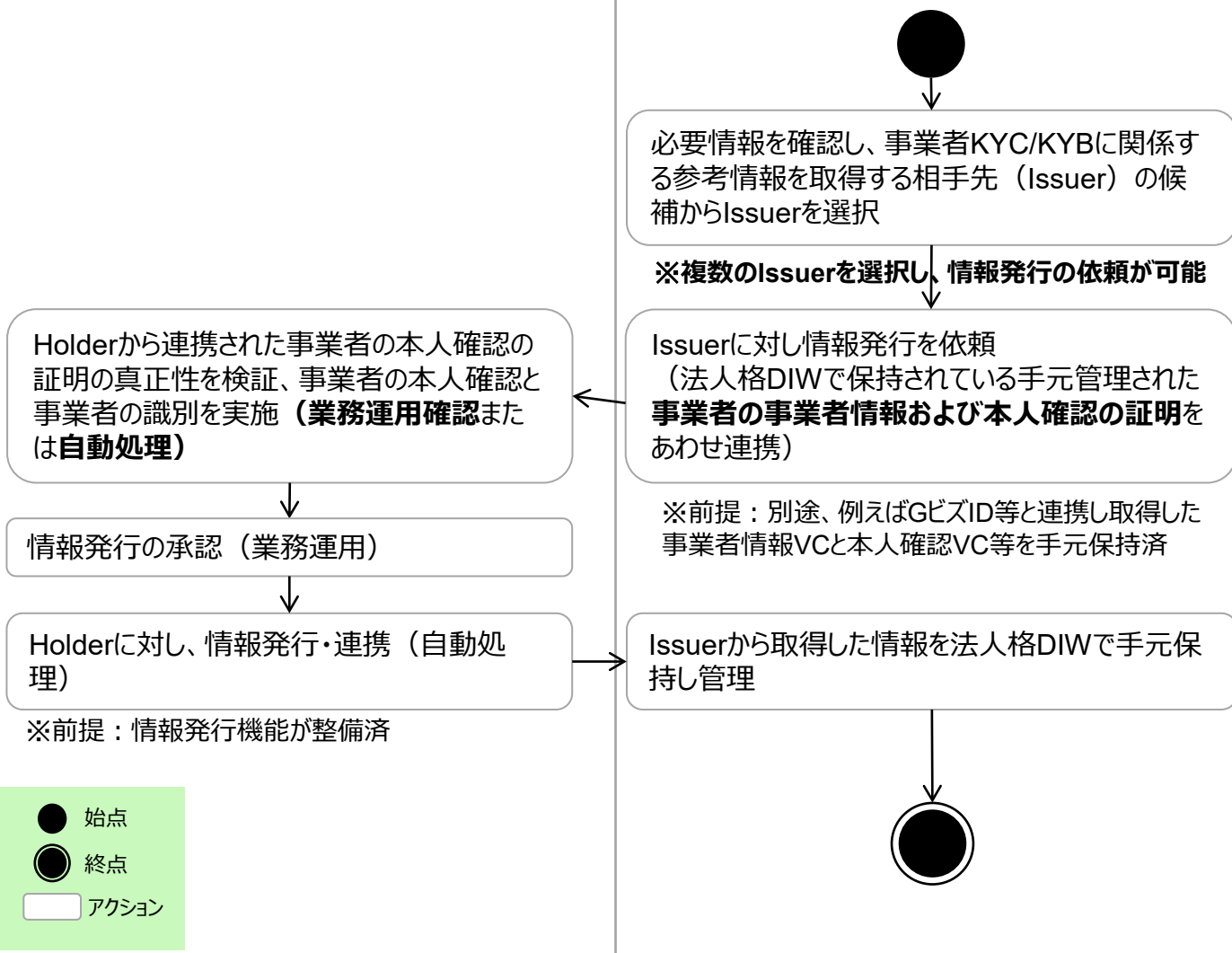
4.4.1. 業務フロー

<業務フロー：サンプル1> (1/2) ※検討ケース2 (Issuerが業務運用でVC発行)
 事業者KYC/KYBに関わる範囲の事業者のアイデンティティの複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示

事業者のKYC/KYBに関わる参考情報を取得する相手先 (Issuer)

補助金事業等の申請事業者 (Holder)
 ※事業者向け申請データ提出ポータル機能进行操作

補助金事業等の事務局等 (Verifier)



4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

<業務フロー：サンプル1> (2/2)

事業者KYC/KYBに関わる範囲の事業者のアイデンティティの複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示

事業者のKYC/KYBに関わる参考情報を取得する相手先 (Issuer)

補助金事業等の申請事業者 (Holder)
※事業者向け申請データ提出ポータル機能进行操作

補助金事業等の事務局等 (Verifier)

法人格DIWで手元管理された情報をVerifierに対し情報を連携

※複数のIssuerから取得した情報を、同時にまとめて連携が可能

Holderからの連携された情報についてVerifierが情報の真正性を含む検証し、受付完了を通知 (自動処理)

✓ 自動チェック

- ※データ自体の改竄が無い
- ※データやり取りに不正が無い
- ※取得先として認められた発行者が発行したデータである
- ※正しく申請事業者自身に関わるデータである
- ※データが有効(発行日等の確認)
- ※当該事務局等向けのデータである

受付完了の通知を受け取り、受付完了情報を元にVerifierの真正性を検証 (自動検証)

Verifierが確認業務を実施 (連携されたIssuer種別や情報種別により、業務確認または自動処理)

随時、法人向け申請データ提出ポータル機能で審査状況の確認

審査状況のステータスを審査完了に更新



4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

<シーケンス図：サンプル1>

事業者KYC/KYBに関わる範囲の事業者のアイデンティティの複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示



4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

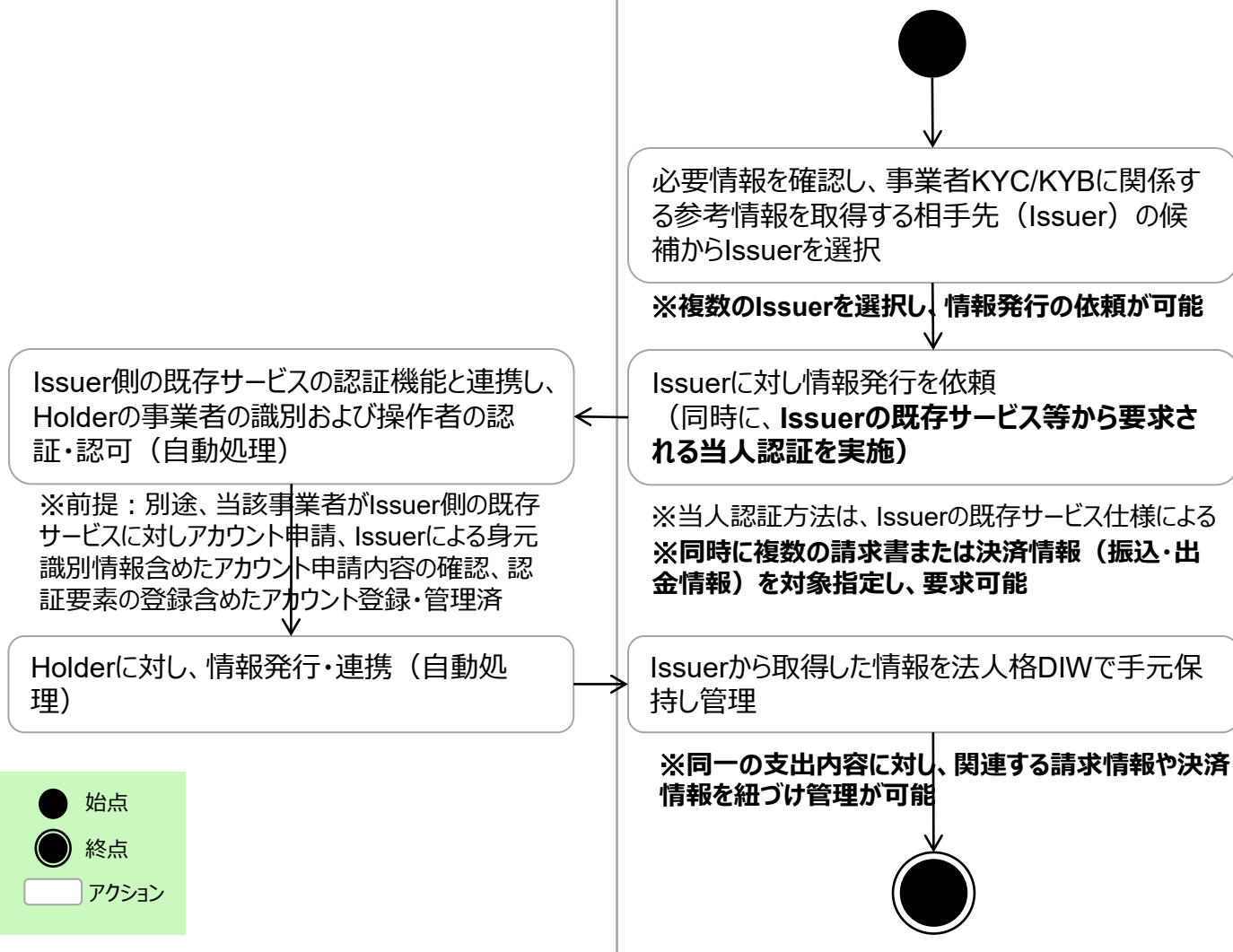
<業務フロー：サンプル2> (1/2)

支出・投資の事実確認に関わる範囲の複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示

支出・投資の事実確認に関わる参考情報を取得する相手先 (Issuer)

補助金事業等の申請事業者 (Holder)
※事業者向け申請データ提出ポータル機能进行操作

補助金事業等の事務局等 (Verifier)



- 始点
- 終点
- アクション

4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

<業務フロー：サンプル2> (2/2)

支出・投資の事実確認に関わる範囲の複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示

支出・投資の事実確認に関わる参考情報を取得する相手先 (Issuer)

補助金事業等の申請事業者 (Holder)
※事業者向け申請データ提出ポータル機能进行操作

補助金事業等の事務局等 (Verifier)

法人格DIWで手元管理された情報をVerifierに対し情報を連携

※複数のIssuerから取得した情報を、同時にまとめて連携が可能
※同一の支出内容に対し紐づけ管理された請求情報や決済情報を紐づけ情報を含め、同時にまとめて連携が可能

Holderからの連携された情報についてVerifierが情報の真正性を含む検証し、受付完了を通知 (自動処理)

✓ **自動チェック**
※データ自体の改竄が無い
※データやり取りに不正が無い
※取得先として認められた発行者が発行したデータである
※正しく申請事業者自身に関わるデータである
※データが有効(発行日等の確認)
※当該事務局等向けのデータである

受付完了の通知を受け取り、受付完了情報を元にVerifierの真正性を検証 (自動検証)

Verifierが確認業務を実施 (連携されたIssuer種別や情報種別により、業務確認または自動処理)

随時、法人向け申請データ提出ポータル機能で審査状況の確認

審査状況のステータスを審査完了に更新

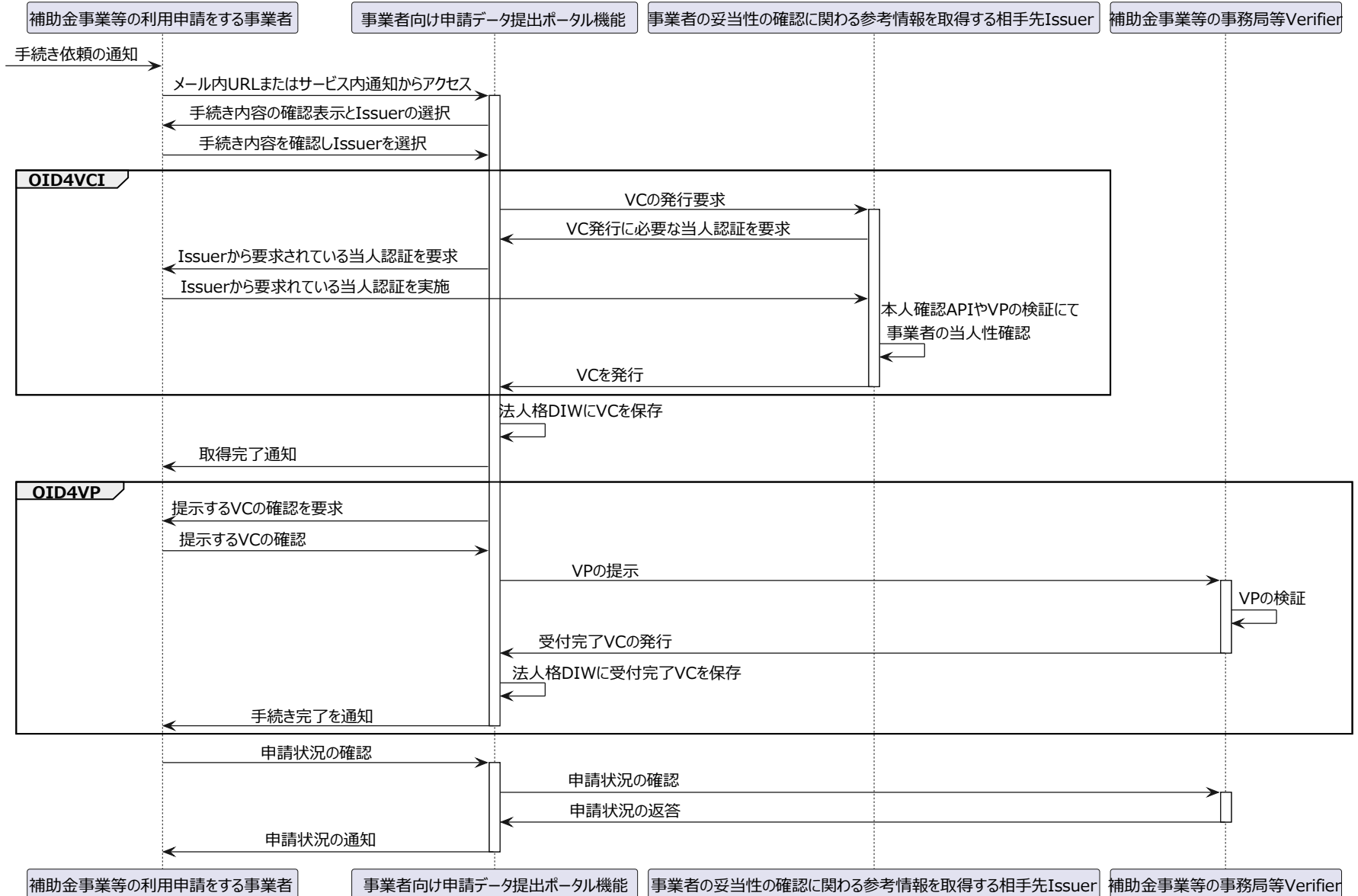


4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

<シーケンス図：サンプル2>

支出・投資の事実確認に関わる範囲の複数のIssuerからの情報取得と、事務局への提示



4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

<業務フロー：付帯>

事業者Digital Identity Walletアプリケーションのアカウント申請や管理

利用申請に当たり、事業者が必要とする
情報を取得する相手先（Issuer）

補助金事業等の申請事業者（Holder）
※事業者向け申請データ提出ポータル機能进行操作

事業者Digital Identity Walletの
運用組織

事業者の本人認証の上、本人確認情報(VC)および事業者情報（VC）を発行（自動処理）

※前提：別途、当該事業者がIssuer側の既存サービスに対しアカウント申請、Issuerによる身元識別情報含めたアカウント申請内容の確認、認証要素の登録含めたアカウント登録・管理済

申請事業者側の管理者アカウントの申請（情報入力等）

管理者アカウントの作成、法人格・自然人DIWの作成（自動処理）

Issuerに対し情報発行を依頼
（同時に、**Issuerの既存サービス等から要求される本人認証を実施**）

事業者の本人確認に関する情報を要求

※本人認証方法は、Issuerの既存サービス仕様による

Issuerから取得した事業者の本人確認に関する情報（事業者情報VC）を法人格DIW、事業者の自然人に関する情報（本人確認VC）を自然人DIWを保持

Issuerから取得した事業者情報VCおよび本人確認VCを提出

Issuerから取得した情報のVCの有効性検証と事業者の本人確認(自動検証)

管理者アカウント権限に基づき、事業者に関する自然人のアカウント（メンバーアカウント）の登録設定

事業者の本人確認の完了と管理者アカウント適切な権限（行政手続き申請可能）付与の通知（自動処理）

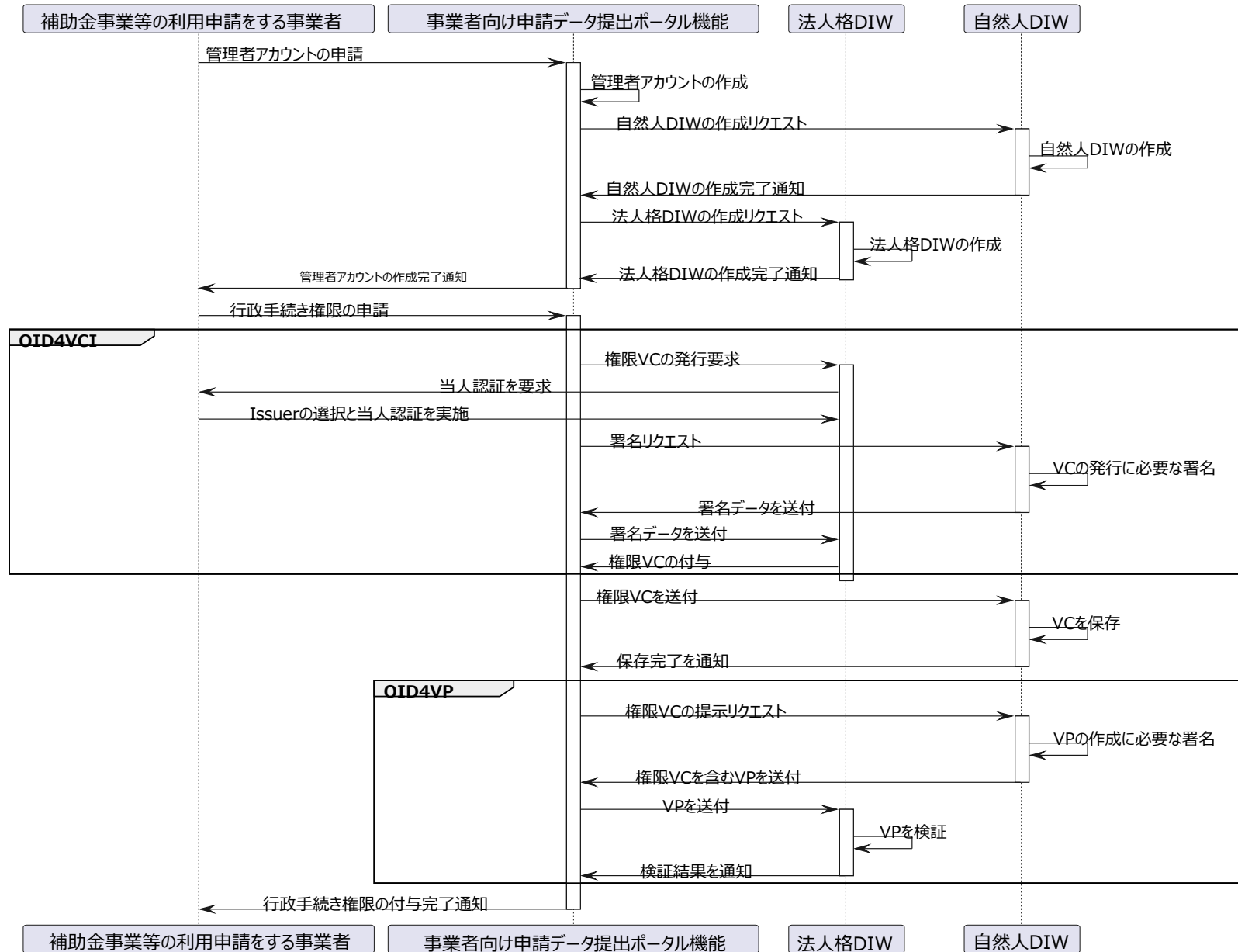
● 始点
● 終点
□ アクション

4.4. 企画・開発物

4.4.1. 業務フロー

<シーケンス図：付帯>

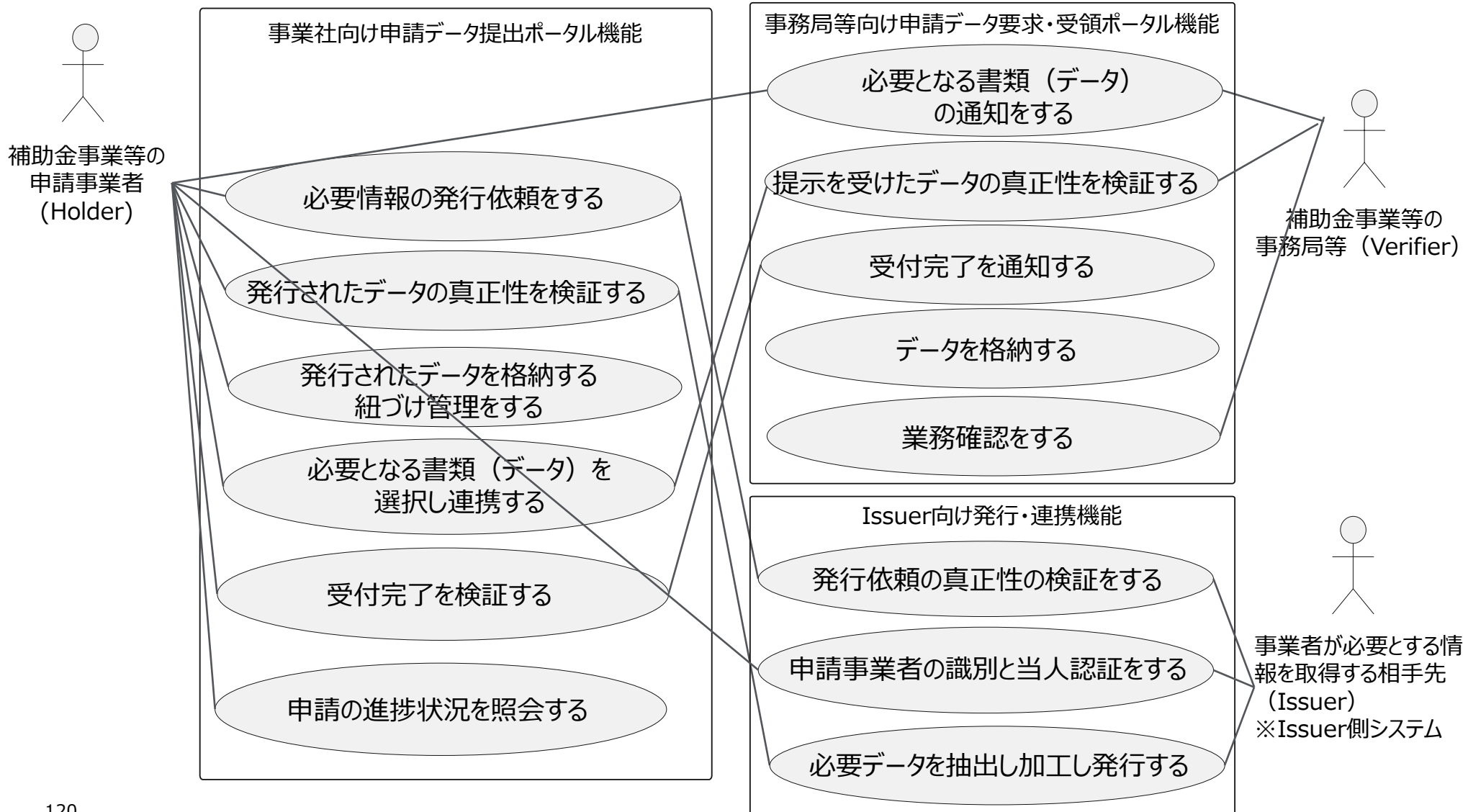
事業者Digital Identity Walletアプリケーションのアカウント申請や管理



4.4. 企画・開発物

4.4.2. ユースケース図

ユースケース図



4.4. 企画・開発物

4.4.3. 操作画面 (UI)

<画面UI (サンプルイメージ) >

手続きの依頼メールからの遷移 ⇒ 事業者向け申請データ提出ポータル機能

✓ 必要となる手順内容の確認画面

件名：【重要】申請手続きの依頼

本文：

xxx 様

この度、[会社名]における申請の手続きをお願いします。

手続きの概要は以下の通りです：

1. 証明書を発行します
2. 証明書を提出します
3. 手続き完了

手続きを進めるには、下記の手続きサイトにアクセスし、申請を完了してください。
[法人向け申請データ提出ポータル機能のURL]

手続きの期限は[期限日]です。期限内に手続きを完了させていただけますよう、お願い申し上げます。
ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に[担当者名]までご連絡ください。

お手続き

2024年度 申請手続き A 「事業者の妥当性の確認に関わる参考情報」の提出(仮) ^

このお手続きは事業者の妥当性の確認に係る参考情報の提出を行います

- 1 事業と本人確認を行います
 - ✓ 事業者の確認 ①
 - ✓ 本人確認 ①
- 2 証明書を発行します
 1. 関係証明書
 2. 口座証明書
 3. 納税証明書
- 3 関係証明書を提出します
 1. 関係証明書
 2. 口座証明書
 3. 納税証明書
- 4 手続き完了

手続きを行う

4.4. 企画・開発物

4.4.3. 操作画面 (UI)

<画面UI (サンプルイメージ) >

事業者向け申請データ提出ポータル機能

✓ 取得するVCと取得先の確認とVC取得依頼Step

2024年度 申請手続き A



必要な書類

- 関係証明書 ◯
- 口座証明書 ◯
- 納税証明書 ◯

証明書の発行

関係証明書の発行方法を選択してください

過去の証明書を再利用

xxx会社のキャリア認証

認証済み

xxx認証を行う

発行する

2024年度 申請手続き A



必要な書類

- 関係証明書 ◯
- 口座証明書 ◯
- 納税証明書 ◯

証明書の発行

口座証明書の発行方法を選択してください

過去の証明書を再利用

xxx会社のキャリア認証

⚠ 認証が必要です。

xxx認証を行う

発行する

2024年度 申請手続き A



必要な書類

- 関係証明書 ◯
- 口座証明書 ◯
- 納税証明書 ◯

証明書の発行

納税証明書の発行方法を選択してください

過去の証明書を再利用

どの証明書を使いますか？

- 2023年度申請手続きA
- 2023年度申請手続きB
- 納税証明書 ◯ 発行日：2020/12/22
- 関係証明書 ◯ 発行日：2020/12/20
- 口座証明書 ◯ 発行日：2020/12/12
- 関係証明書 発行日：2020/12/22

次に進む

4.4. 企画・開発物

4.4.3. 操作画面 (UI)

<画面UI (サンプルイメージ) >

事業者向け申請データ提出ポータル機能

✓ 提示するVCの指定と提示Step、申請完了画面

2024年度 申請手続き A

1 2 3
証明書の発行 証明書の提出 手続き完了

必要な書類

- ✓ 関係証明書 ①
- ✓ 口座証明書 ①
- ✓ 納税証明書 ①

証明書の提出

以下の書類を提出します。

提出書類

2024年度申請手続きA

関係証明書 ①	発行日：2024/12/22
口座証明書 ①	発行日：2024/12/22
納税証明書 ①	発行日：2020/12/12

[提出する](#)

2024年度 申請手続き A

1 2 3
証明書の発行 証明書の提出 手続き完了

お手続きが完了しました

このお手続きで提出した証明書

2024年度申請手続きA

関係証明書 ①	発行日：2020/12/22
関係証明書 ①	発行日：2020/12/20
関係証明書 ①	発行日：2020/12/12

[ホームに戻る](#)

4.4. 企画・開発物

4.4.3. 操作画面 (UI)

<画面UI (サンプルイメージ) >
事務局等向け申請データ要求・受領ポータル機能
✓ ホーム画面および受領確認画面

Logo

事務局

お知らせ

- 「AAA株式会社」から2024年度 手続きAの申請を受け取りました。 -2023/1/18
- 「BBB株式会社」から2024年度 手続きBを承認しました。 -2023/1/10

表示期間

受け取った手続き申請 2024年度 1月分

事業者名	手続き	ステータス
AAA株式会社	2024年度 手続きA	未承認
BBB株式会社	2024年度 手続きA	承認済み
CCC株式会社	2024年度 手続きA	承認済み
DDD株式会社	2024年度 手続きA	承認済み

前へ 1 2 3 前へ

申請詳細

 AAA株式会社 ①

 申請手続きA ①

受け取った証明書

 関係証明書 ①	有効な証明書です 発行日：2024/1/18
 口座証明書 ①	有効な証明書です 発行日：2024/1/18
 納税証明書 ①	有効な証明書です 発行日：2024/1/18

申請を承認する

4.4. 企画・開発物

4.4.3. 操作画面 (UI)

<画面UI (サンプルイメージ) >

事業者向け申請データ提出ポータル機能

✓ 事業者側の管理権限者のホーム画面、アカウント権限の管理画面

The dashboard for '株式会社XXX' features a left sidebar with navigation items: Home, My Tasks, Notifications, and Menu. The main content area includes a 'Notice' section with two items, a 'Documents I Own' section with a 'Create New Folder' button, and a table of documents.

名前	更新日
関係証明書	2024/1/1
口座証明書	2024/1/2
2024年度 申請書類	2024/1/3

The menu for 'Management of Delegation and Proxy Rights' includes a '+ Add Rights' button and a table of users.

ユーザー	権限種別	ステータス
A User	法人代表者(Admin)	委任・代理権限付与可能
B User	従業員	委任・代理権限付与済み
C User	従業員	委任・代理権限付与済み
D User	従業員	委任・代理権限付与済み

The modal dialog for 'Add Delegation and Proxy Rights' contains two dropdown menus and a 'Change Rights' button.

権限を変更するユーザーを選択してください
ユーザーA

変更する権限を選択してください
手続き委任・代理権限

権限を変更

4.4. 企画・開発物

4.4.3. 操作画面 (UI)

<画面UI (サンプルイメージ) >

事業者向け申請データ提出ポータル機能

✓ 事業者の管理者アカウントや従業員アカウントの作成、ログイン画面

ログイン

ID
[入力欄]

パスワード
[入力欄] [目隠しアイコン]

アカウントをお持ちでない場合は、[こちら](#)から利用申請を行なってください

確認

または

 Walletアプリでログイン

ログイン

ID
[入力欄]

あなたは事業者の代表者ですか？

はい

いいえ

[こちら](#)から利用申請を行なってください

 Walletアプリでログイン

利用申請(従業員)

法人ポータルの利用を申請する事業者の従業員情報を入力してください。

メールアドレス
[入力欄]

パスワード
[入力欄]

パスワード再入力
[入力欄]

利用申請する

利用申請(事業者の代表者)

法人ポータルの利用を申請する事業者の代表者情報を入力してください。

事業者名
[入力欄]

法人番号
[入力欄]

代表者名
[入力欄]

代表者 メールアドレス
[入力欄]

代表者 パスワード
[入力欄]

代表者 パスワード再入力
[入力欄]

利用申請する

4.4. 企画・開発物

4.4.4. 機能一覧/非機能一覧

機能/ 非機能	機能名	機能概要
機能	事業者向け申請データ提出ポータル機能	<ul style="list-style-type: none"> 申請事業者が、事業者DIWやVC等を意識する事なく利用を可能にする為のUI/UXを提供する機能 業務内容により適切な業務種別（例：申請業務運用 例：アカウント申請・管理）の手続きナビゲーション機能呼び出し制御、および事業者DIW機能を統合的に操作
機能	手続きナビゲーション機能（申請業務運用）	<p><フロー制御></p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局向け申請データ要求・受領ポータル機能（申請事業者への必要情報の提出依頼の通知機能）から連携を受ける機能 複数のIssuerへ同時に証明発行を依頼するケースも含め、発行依頼から取得完了までのフロー制御 Verifierからの受付完了VCを自動検証し、事務局等への提示から受付完了までのトランザクションフローの完結を制御 <p><連携先および画面制御></p> <ul style="list-style-type: none"> 共通基盤のTrusted Identity Listと連携し、当該手続きで認定された取得元（Issuer）の候補リストを、申請事業者に表示制御 当該手続きの連携先の事務局等（Verifier）を判別し、申請事業者に表示制御 <p><事業者DIWに対する制御></p> <ul style="list-style-type: none"> Issuerから取得したVCを、VC種別によって、「法人格」または「事業者に関係する自然人」いずれか適切な事業者Digital Identity Walletに対し連携・格納制御 事務局等（Verifier）に対し提示するVCを、VC種別によって、「法人格」または「事業者に関係する自然人」いずれか適切な事業者Digital Identity Walletから取得および連携制御 <p><事業者DIWと連携した補助的なUI機能></p> <ul style="list-style-type: none"> Issuerに発行依頼をするVC種別を同時に複数指定可能 DIWに手元保持されているVCを種別単位で表示、選択可能 Issuerから取得した複数のVCを、関連する単位で画面操作で紐づけ指定および紐づけフラグ付与管理が可能（例：同一の支出内容に対し、関連する請求情報と決済情報を紐づけ） <p><申請事業者向け業務支援機能></p> <ul style="list-style-type: none"> 申請事業者向け進捗状況照会機能

(次頁続く)

4.4. 企画・開発物

4.4.4. 機能一覧/非機能一覧

(前頁続き)

機能/ 非機能	機能名	機能概要
機能	手続きナビゲーション機能 (アカウント申請・管理)	<フロー制御> <ul style="list-style-type: none">申請事業者への必要情報の提出依頼の通知機能 (申請進捗状況により、適時、メール等通知連携および画面表示)アカウント登録・変更や、権限管理VC発行の為に、事業者DIWアプリケーションのID管理システム (例：GビズID) との連携機能Verifierからの受付完了VCを自動検証し、事務局等への提示から受付完了までのトランザクションフローの完結を制御
		<VC発行・連携の制御> <ul style="list-style-type: none">業者DIWアプリケーションのID管理システムへのメンバーアカウントの登録にともない、メンバーアカウントに対し本人確認VC、権限確認VCを発行・連携 (自動処理)
		<連携先および画面制御> <ul style="list-style-type: none">共通基盤のTrusted Identity Listと連携し、当該手続きで認定された取得元 (Issuer) の候補リスト (例：GビズID) を、申請事業者に表示制御当該手続きの連携先の事業者DIWアプリケーション運営の事務局等 (Verifier) を判別し、申請事業者に表示制御
		<事業者DIWに対する制御> <ul style="list-style-type: none">Issuerから取得したVCを、VC種別によって、「法人格」または「事業者に関係する自然人」いずれか適切な事業者Digital Identity Walletに対し連携・格納制御事務局等 (Verifier) に対し提示するVCを、VC種別によって、「法人格」または「事業者に関係する自然人」いずれか適切な事業者Digital Identity Walletから取得および連携制御
		<申請事業者向け業務支援機能> <ul style="list-style-type: none">申請事業者向け進捗状況照会機能

(次頁続く)

4.4. 企画・開発物

4.4.4. 機能一覧/非機能一覧

(前頁続き)

機能/ 非機能	機能名	機能概要
機能	事業者Digital Identity Wallet機能 (法人格)	<操作権限制御> <ul style="list-style-type: none">事業者Digital Identity Wallet機能（事業者に関係する自然人）から連携された本人確認VC、権限確認VCを自動検証による認証認可により、事業者Digital Identity Wallet機能（事業者に関係する自然人）の操作者に対し、事業者Digital Identity Wallet機能（法人格）の操作を許可
		<手続きナビゲーション機能との連携> <ul style="list-style-type: none">手続きナビゲーション機能を介し、Issuerの指定およびVC発行依頼手続きナビゲーション機能を介し、Verifierの指定およびVC（VP）連携
		<VC保持管理> <ul style="list-style-type: none">手続きナビゲーション機能の、事業者DIWと連携した補助的なUI機能と連携し、VC種別を管理し保持手続きナビゲーション機能の、事業者DIWと連携した補助的なUI機能と連携し、Issuerから取得した複数のVCに対し、紐づけフラグも含めて保持管理が可能（例：同一の支出内容に対し、関連する請求情報と決済情報を紐づけ）
機能	事業者Digital Identity Wallet機能 (事業者に関係する自然人)	<操作権限制御> <ul style="list-style-type: none">事業者向け申請データ提出ポータル機能の当人認証と連携し、事業者Digital Identity Wallet機能（事業者に関係する自然人）の操作を許可
		<手続きナビゲーション機能との連携> <ul style="list-style-type: none">手続きナビゲーション機能を介し、Issuerの指定およびVC発行依頼手続きナビゲーション機能を介し、Verifierの指定およびVC（VP）連携
		<VC保持管理> <ul style="list-style-type: none">本人確認VC、権限確認VCの保持管理

(次頁続く)

4.4. 企画・開発物

4.4.4. 機能一覧/非機能一覧

(前頁続き)

機能/ 非機能	機能名	機能概要
機能	事務局向け申請データ 要求・受領ポータル機能	<p><フロー制御></p> <ul style="list-style-type: none">申請事業者への必要情報の提出依頼の通知機能（申請進捗状況により、適時、メール等通知連携および画面表示）通知機能の基となる申請進捗情報の連携の為、関連する行政手続システム（例：J Grants）との連携機能複数の申請事業者（Holder）から取得したIssuerへ同時に証明発行を依頼するケースも含め、発行依頼から取得完了までのフロー制御Verifierからの受付完了VCを自動検証し、事務局等への提示から受付完了までのトランザクションフローの完結を制御
		<p><VC検証></p> <ul style="list-style-type: none">申請事業者（Holder）から一纏めで提出を受けた、複数のIssuerが発行した情報について自動検証 ※データ自体の改竄が無い ※データやり取りに不正が無い ※取得先として認められた発行者が発行したデータである ※正しく申請事業者自身に関わるデータである ※データが有効(発行日等が確認可能) ※当該事務局等向けのデータである共通基盤のTrusted Identity Listと連携
		<p><VC発行・連携の制御></p> <ul style="list-style-type: none">申請事業者（Holder）から連携を受けたVC（VP）の自動検証の処理後、受付完了VCを発行し申請事業者に連携（自動処理）
		<p><データ管理></p> <ul style="list-style-type: none">申請事業者から連携を受けたVCを自動検証後（復号後）、データ管理機能へ格納 ※業務運用でデータ活用（思想的にはドキュメント管理機能に類似） ※必要に応じて、（業務確認の）自動照合プログラムなど開発対応
		<p><事務局等向け業務支援機能></p> <ul style="list-style-type: none">申請事業者との進捗状況管理機能

(次頁続く)

4.4. 企画・開発物

4.4.4. 機能一覧/非機能一覧

(前頁続き)

機能/ 非機能	機能名	機能概要
機能	事業者DIWアプリケーションID管理機能	<ul style="list-style-type: none">事業者Digital Identity WalletのアプリケーションとしてのID管理機能 ※既存ID基盤（例：GビズID）にて対応も視野
機能	Issuer側：API連携/VC変換・発行 代行機能	<p><ケース1：Issuerの既存サービスに、OpenID ConnectベースなどのAPI等の外部IF機能がある場合></p> <ul style="list-style-type: none">Issuer側の事業者に対し、既存APIサービス（資産）自体への改修影響がなく、そのまま有効活用が可能な仕組み」の現実策として、「Issuer側のAPI連携/VC変換・発行 代行機能」を共通コンポーネントとして提供。
機能	Issuer側：VC発行・連携機能	<p><ケース2：Issuerの既存サービスに、外部IF機能がない場合></p> <ul style="list-style-type: none">Issuer側の事業者に対し、既存システムと連携しVC連携・発行を円滑にする共通コンポーネントとして提供
機能	Issuer側：VC検証機能	<p><ケース3：Issuerに既存サービスが存在せず、業務運用によるVC発行となる場合></p> <ul style="list-style-type: none">Holderの識別と本人確認を円滑にする為に、本人確認VCや事業者情報VCを検証可能な機能をコンポーネントとして提供VC発行を円滑にする共通コンポーネントを提供
機能	共通基盤：Trusted Identity List	<ul style="list-style-type: none">官民双方の「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityの形成とあわせ、Trusted Identity Listの環境整備（仕様は、Verifiable Identity Communityを形成するコミュニティにて策定） ※①事業者の実在性担保と、②業務的に必要なデータ自体の信頼性担保の2観点が必要と想定

4.4. 企画・開発物

4.4.4. 機能一覧/非機能一覧

(前頁続き)

機能/ 非機能	機能名	機能概要
非機能	デバイス環境	<ul style="list-style-type: none">申請者が複数のデバイス環境（例：PC、スマホ）を利用する事が可能（※申請者の固有のデバイスに搭載されたスマホアプリなど、特定のデバイスに依存した申請業務環境とならない事）
非機能	可用性 運用・保守性	<ul style="list-style-type: none">24時間365日のサービス提供を前提とし、システム内にシングルポイントオブフェイラが存在しないこと。障害発生時にはこれを検知可能とし、障害の発生に伴うサービスの切り替え等は可能な限り自動化する。（アクセス先のサーバを切替える、など）保守交換に伴うサービスの停止を回避するために、各種ハードウェア機器は活性交換（ホットプラグ対応）可能なものを選択する。バックアップ・リストアによる環境復旧が可能とすること。死活監視を行うこと。プロセス監視を行うこと。業務システムで正常にサービスが提供できているか否かを、定期的に監視すること。リソース使用率等の定期的な監視を行うこと。 <p>※関連する行政システムのサービス稼働時間に合わせる事が適切と想定される為、上記要件を基本としつつ、一部変更検討する事は想定される。</p> <p>※オンプレミスのインフラ環境かクラウドサービスのインフラ環境かは問わない。上記はオンプレのインフラ環境を例に記載したが、クラウドサービスの場合はサービス要件に読み替える事。</p> <p>※上記は本番サービスを念頭においた記載となっている為、設計上の要件となる。プロトタイプシステムの実環境要件においては、シングル構成、サービス停止を許容する（コスト軽減を重視した構成が望ましい）。</p>

4.4. 企画・開発物

4.4.4. 機能一覧/非機能一覧

(前頁続き)

機能/ 非機能	機能名	機能概要
非機能	拡張性	<ul style="list-style-type: none">将来的な利用者の増加、トラフィック増加等に対して、拡張可能なシステム構成とする。将来、民間開放等を想定し、コピー環境を円滑に構築できる設計、構成とすること。拡張時のシステム構成変更において、サービス停止を最小限に抑えることのできるシステム構成とする。 ※上記は本番サービスを念頭においた記載となっている為、設計上の要件となる。プロトタイプシステムの実環境要件においては、シングル構成、サービス停止を許容する（コスト軽減を重視した構成が望ましい）。
非機能	性能	<ul style="list-style-type: none">ブラウザの動作やインターネット回線所要時間を除いたサーバ内の処理時間が、更新系処理では3000ミリ秒以内、参照系は2000ミリ秒以内とし、それぞれ遵守率90%とすること。 ※関連する行政システムのレスポンス要件に合わせる事が適切と想定される為、上記要件を基本としつつ、一部変更検討する事は想定される。 ※上記は本番サービスを念頭においた記載となっている為、設計上の要件となる。プロトタイプシステムの実環境要件においては、レスポンス要件は重視しない（コスト軽減を重視した構成が望ましい）。

4.4. 企画・開発物

4.4.4.1. (非機能要件)リスク分析とセキュリティ対応方針

サービス(アプリ)利用に かかるリスク	影響度 (機密性・完全性・可用性への影響)	発生可能性 (どのような悪意的な攻撃が考えられるか)	左記リスクへの対応方針・ 攻撃防止の根拠
事業者Digital Identity Walletアプリケーション自体への不正アクセス	<ul style="list-style-type: none"> 機密性：第三者による情報接触が発生 完全性：第三者の操作により、不適切な申請内容となる可能性が発生 可用性：第三者が、仮に管理者権限を詐取した際に、サービス利用に支障が出る可能性が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 悪意ある第三者が、中間者攻撃など何らかの手段で身元識別情報を詐取し、なりすまし 当該事業者とは異なる第三者が、悪意のある代行ビジネスとして、または当該事業者をだまして操作を行う（悪意の有無に限らず、不適切な申請内容となるリスクが高い） 	<p><前提環境></p> <ul style="list-style-type: none"> 当実証事業では、業務要件からクラウド型の事業者Digital Identity Walletを前提と置く。 申請行為の主体として法人格Walletと位置づけ、事業者に関する自然人Walletにより法人格Walletの操作制御の認証認可を行う前提としている（当該の自然人Walletがソフトウェア認証デバイスという位置づけとなる）。 <p><対策></p> <ul style="list-style-type: none"> Device binding（鍵とデバイスが紐付いていること）：ソフトウェア認証デバイスに秘密鍵を格納により、デバイスと鍵のbindingを対策。 User binding（ユーザーとデバイスが紐付いていること）およびWallet authentication：自然人Walletへのログイン認証に対し、適切な強度の本人認証手段の採用による対策 認可の信頼性向上：自然人Walletに、携帯事業者等やGビズID等の信頼できる第三者の発行した本人確認VC（所属確認に隣接の参考情報としても価値）を格納し、認証認可に活用。それにより、一定レベルの信頼性をもって、「当該事業者に関係性がある自然人であろう」という蓋然性に基づき認可を制御する事により信頼性向上を実現。

4.4. 企画・開発物

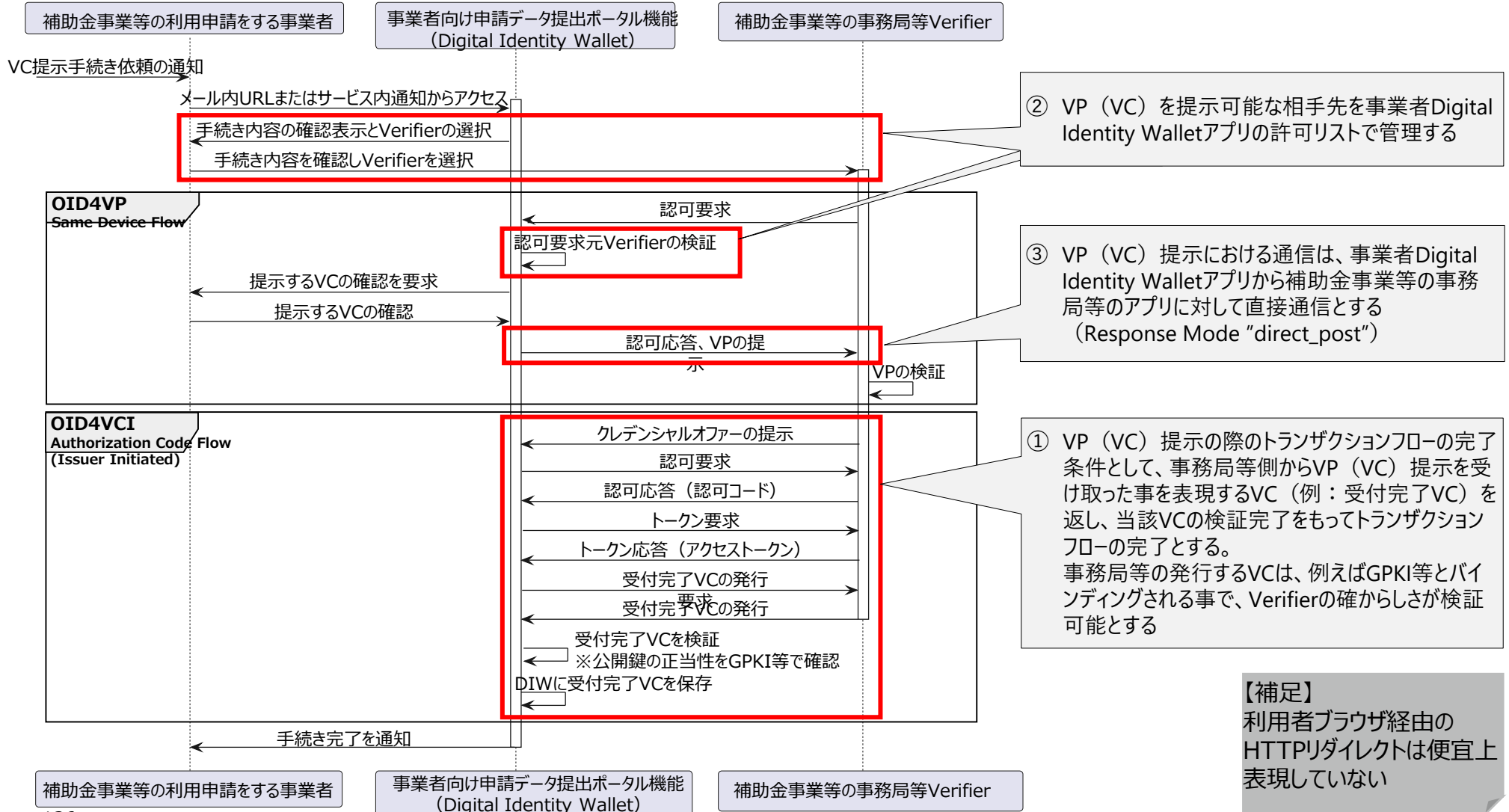
4.4.4.1. (非機能要件)リスク分析とセキュリティ対応方針

サービス(アプリ)利用に かかるリスク	影響度 (機密性・完全性・可用性への影響)	発生可能性 (どのような悪意的な攻撃が考えられるか)	左記リスクへの対応方針・ 攻撃防止の根拠
中間者攻撃などにより、申請情報を第三者に向けて連携してしまうリスク	<ul style="list-style-type: none"> 機密性：第三者による情報接触が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 中間者攻撃などにより、申請情報を第三者に向けて連携してしまう 	<p><対策方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等を申請する事業者から、補助金事業等の事務局等の確からしさを検証可能とする <p><具体的な対策></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等を申請する事業者から、補助金事業等の事務局等へのVP (VC) 提示では以下のいずれかの対策を講じる（複数可） 案①：VP (VC) 提示の際のトランザクションフローの完了条件として、事務局等側からVP (VC) 提示を受け取った事を表現するVC (例：受付完了VC) を返し、当該VCの検証完了をもってトランザクションフローの完了とする。事務局等の発行するVCは、例えばGPKI等とバイディングされる事で、Verifierの確からしさが検証可能とする 案②：VP (VC) を提示可能な相手先を事業者Digital Identity Walletアプリの許可リストで管理する 案③：VP (VC) 提示における通信は、事業者Digital Identity Walletアプリから補助金事業等の事務局等のアプリに対して直接通信とする
補助金事業等の事務局等の業務運用としての基準を満たさない民間事業者等の発行した情報に基づき、業務を執り行ってしまうリスク	<ul style="list-style-type: none"> 完全性：改竄ではないが、不適切な信頼度の情報の取扱いにより、不適切な業務判断となる可能性が発生 	<ul style="list-style-type: none"> 攻撃ではないが、不適切な信頼度の情報を取り扱う事業者が、トラストフレームワーク内に存在してしまう事で、全体としてのトラストを低下させる 	<p><対策方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局等が、事業者を介して連携された情報の発行元が、「以下の①②の2観点で取得先として認められた」民間事業者等自身である事を検証可能とする仕組みの整備 <p>※①事業者の実在性担保 ②業務的に必要なデータ自体の信頼性担保</p> <p><具体的な対策></p> <ul style="list-style-type: none"> (将来) 業界団体や行政機関で運営されるTrust Listおよび必要に応じて電子証明書等のアンカリング。 業務ナビゲーション機能により、発行元の選択肢の制御を行う。

4.4. 企画・開発物

【補足】4.4.4.1. (非機能要件)リスク分析とセキュリティ対応方針

✓ 「中間者攻撃などにより、申請情報を第三者に向けて連携してしまうリスク」への対策における実装の検討案を以下に例示する。



【補足】
利用者ブラウザ経由の
HTTPリダイレクトは便宜上
表現していない

4.4. 企画・開発物

4.4.4.2. (非機能要件)大規模・商用・社会実装時のシステム・運用方針

※当実証事業は、プロトタイプシステム企画の要件定義にとどまる為、当章はスコープ外となる。

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

- 当実証事業の範囲は、「来年度以降、いずれかの省庁における実証実験の検討契機となる、プロトタイプシステム企画の要件定義」の為、来年度以降ののプロトタイプシステムの要件定義工程において、データモデル定義は行われる事を想定している。
- その為、当実証事業の範囲のデータモデル定義としては、データモデル定義の要件定義の基となる、必要となる属性情報の基礎検討とする。
- プロトタイプシステム企画のシナリオ仮説にて検討した証明書について、次の通り、検討結果を記載する。

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

➤ 本人確認VC

照会値	情報	備考
本人確認済	フラグ（有）	G.bizID認証や、携帯通信事業者や金融機関の本人確認APIにおいて、結果情報が取得された事実が、当人認証済である事実情報と位置づけられる。 ※所属確認に関わる参考情報としての情報価値もあると考える。 当該事業者に関係する自然人である事の蓋然性を、一定レベルの信頼性をもって確認可能（複数のIssuerから発行された本人確認VCをアグリゲートする事で、確からしさを向上させる事も可能）
事業者名称	（補助金等を申請する事業者の）法人番号または事業者名称	法人契約回線や金融機関の口座に紐づく法人の法人番号（国税庁が指定する13桁の識別番号）が存在する場合は、法人番号 または事業者名称（個人事業主のケースは法人番号を持たない為、事業者名称のみとなる。また、屋号の場合、個人名の場合等も存在する） 以下の3ケースが存在しうる。 1. 法人番号のみ 2. 法人番号 + 事業者名称 3. 事業者名称のみ ※G.bizIDの場合、（G.bizID内部の）個人事業主管理番号も存在
確認日	当人認証の実施日	G.bizID認証や、携帯通信事業者や金融機関の本人確認APIにおいて、当人認証をした日時
事業者のユーザー識別子 （内部管理）	※携帯通信事業者の場合：携帯電話番号 ※金融機関の場合：口座種別 支店番号 口座番号 ※G.bizIDの場合：gBizID プライムのアカウント管理番号	
発行者情報	事業者名称および法人番号	
発行者のアンカリング情報	Trust Listまたは電子証明書のロケット情報	

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

➤ 権限確認VC

※認可の権限確認のVerify利用以外に、行政手続の申請の入力項目（担当者情報）へのフィルイン目的にも利用

照会値	情報	備考
権限	フラグ情報 ①代表者権限（兼Admin権限） ②Admin権限 ③（行政手続の）委任・代理権限	
事業者のユーザー識別子	<ul style="list-style-type: none">事業者のアカウント管理番号（内部）法人番号/個人事業主管理番号法人名/屋号	※基本的に、GビズIDのAPI情報項目と同様と想定（キー項目のみ）
事業者に関する自然人情報	<ul style="list-style-type: none">アカウント利用者氏名（姓）（名）アカウント利用者氏名フリガナ（姓）（名）連絡先郵便番号連絡先住所（都道府県）（市区町村）（番地等）（マンション名等）会社部署名/部署名連絡先電話番号利用者 生年月日メールアドレス	※基本的に、GビズIDのAPI情報項目と同様と想定
発行日	発行年月日	
発行者情報	発行者の事業者名称および法人番号	①は、事業者Digital Identity Walletの運営組織（≒GビズIDの運営組織等？）が、本人確認の上、発行する ②は、①の権限に基づき、必要に応じて当該事業者内部で発行 ③は、①または②の権限に基づき、必要に応じて当該事業者内部で発行
発行者のアンカリング情報	Trust Listまたは電子証明書のロケート情報	

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

➤ 事業者情報VC

※主に、Verify目的ではなく、行政手続の申請の入力項目へのフィルイン目的で利用を想定

照会値	情報	備考
事業者情報	<ul style="list-style-type: none">• 事業形態（1：法人、2：個人事業主）• アカウント管理番号• 法人番号/個人事業主管理番号• 法人名/屋号• 法人名/屋号（英語表記）• 本店所在地/印鑑登録証明書住所（都道府県） （市区町村）（番地等）• 代表者名/個人事業主氏名（姓）（名）• 代表者名フリガナ/個人事業主氏名フリガナ （姓）（名）• 代表者生年月日/個人事業主生年月日	※基本的に、GビズIDのAPI情報項目と同様と想定
発行日	発行年月日	
発行者情報	発行者の事業者名称および法人番号	事業者Digital Identity Walletの運営組織（≒GビズIDの運営組織等？）で発行を想定
発行者のアンカリング情報	Trust Listまたは電子証明書のロケート情報	

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

➤ 関係証明VC

照会値	情報	備考
取引関係有	フラグ（有）	
事業者名称	法人番号または事業者名称	法人契約回線や金融機関の口座に紐づく法人の法人番号（国税庁が指定する13桁の識別番号）が存在する場合は、法人番号 または事業者名称（個人事業主のケースは法人番号を持たない為、事業者名称のみとなる。また、屋号の場合、個人名の場合等も存在する） 以下の3ケースが存在しうる。 1. 法人番号のみ 2. 法人番号+事業者名称 3. 事業者名称のみ
契約日	携帯通信事業者の場合：手続き日	
ユーザ識別子（内部）	携帯通信事業者の場合：携帯電話番号 金融機関の場合：口座種別 支店番号 口座番号	携帯通信事業者：携帯電話番号 金融機関：口座種別 支店番号 口座番号
発行者情報	事業者名称および法人番号	
発行者のアンカリング情報	Trust Listまたは電子証明書の口座情報	

注：上記では検討論点が取り込まれていない。請求書電子化サービス事業者、EDIサービス事業者等のプラットフォームサービスにおける「一定のトランザクション件数が一定の頻度で存在する事実、期間情報等」等の証明もあわせて、今後継続検討が必要と考える

注：また、補助金事業等の事務局等の交付決定や交付実績の事実情報や、営業許可証等の許認可の所管省庁における検査事実等なども同様である。

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

➤ 決済情報VC

照会値	情報	備考
本人確認済	<ul style="list-style-type: none">・ フラグ（有）	※金融機関の法人API等の認証結果（事業者自身の情報であるという事を発行者が確認済であるという事実情報として活用）
口座情報	<ul style="list-style-type: none">・ 支店情報・ 口座種別情報（普通、当座）・ 口座番号情報・ 口座名義（漢字）・ 口座名義（カナ）	※金融機関の法人APIの入出金明細照会等から情報取得
トランザクション情報	<ul style="list-style-type: none">・ トランザクション日・ 指定日・ トランザクションID・ トランザクション種別（決済種別）・ 金額・ 振込先 銀行情報・ 振込先 支店情報・ 振込先 口座種別情報（普通、当座）・ 振込先 口座番号情報・ 振込先 口座名義（カナ）・ 入金出金フラグ・ EDI情報	
発行日	発行年月日	
発行者情報	発行者の事業者名称および法人番号	※金融機関の法人API等
発行者のアンカリング情報	Trust Listまたは電子証明書のロケート情報	

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

➤ 口座証明VC

照会値	情報	備考
本人確認済	・ フラグ (有)	※金融機関の法人API等の認証結果 (事業者本人の情報であるという事実情報として活用)
口座情報	・ 支店情報 ・ 口座種別情報 (普通、当座) ・ 口座番号情報 ・ 口座名義 (漢字) ・ 口座名義 (カナ)	
発行日	発行年月日	
発行者情報	発行者の事業者名称および法人番号	※金融機関の法人API等
発行者のアンカリング情報	Trust Listまたは電子証明書のロケート情報	

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

➤ 請求情報VC

照会値	情報	備考
本人確認済	<ul style="list-style-type: none">・ フラグ（有）	※請求書電子化サービス事業者等のAPI等の認証結果（事業者自身の情報であるという事を発行者が確認済であるという事実情報として活用）
請求書情報（トランザクション情報）	<ul style="list-style-type: none">・ 発行日・ 支払い期日・ 請求書番号・ 請求元事業者名称・ 適格請求書発行事業者番号・ 部署情報・ 請求先事業者名称・ 部署情報・ 金額・ インボイス情報（請求内容の品目内容、課税種別等）	
請求書情報（支払先口座）	<ul style="list-style-type: none">・ 金融機関名称・ 支店情報・ 口座種別情報（普通、当座）・ 口座番号情報・ 口座名義	※決済情報との関係性の確認の一要素
発行日	発行年月日	
発行者情報	発行者の事業者名称および法人番号	※請求書電子化サービス事業者等
発行者のアンカリング情報	Trust Listまたは電子証明書のロケート情報	

4.4. 企画・開発物

4.4.5. データモデル定義

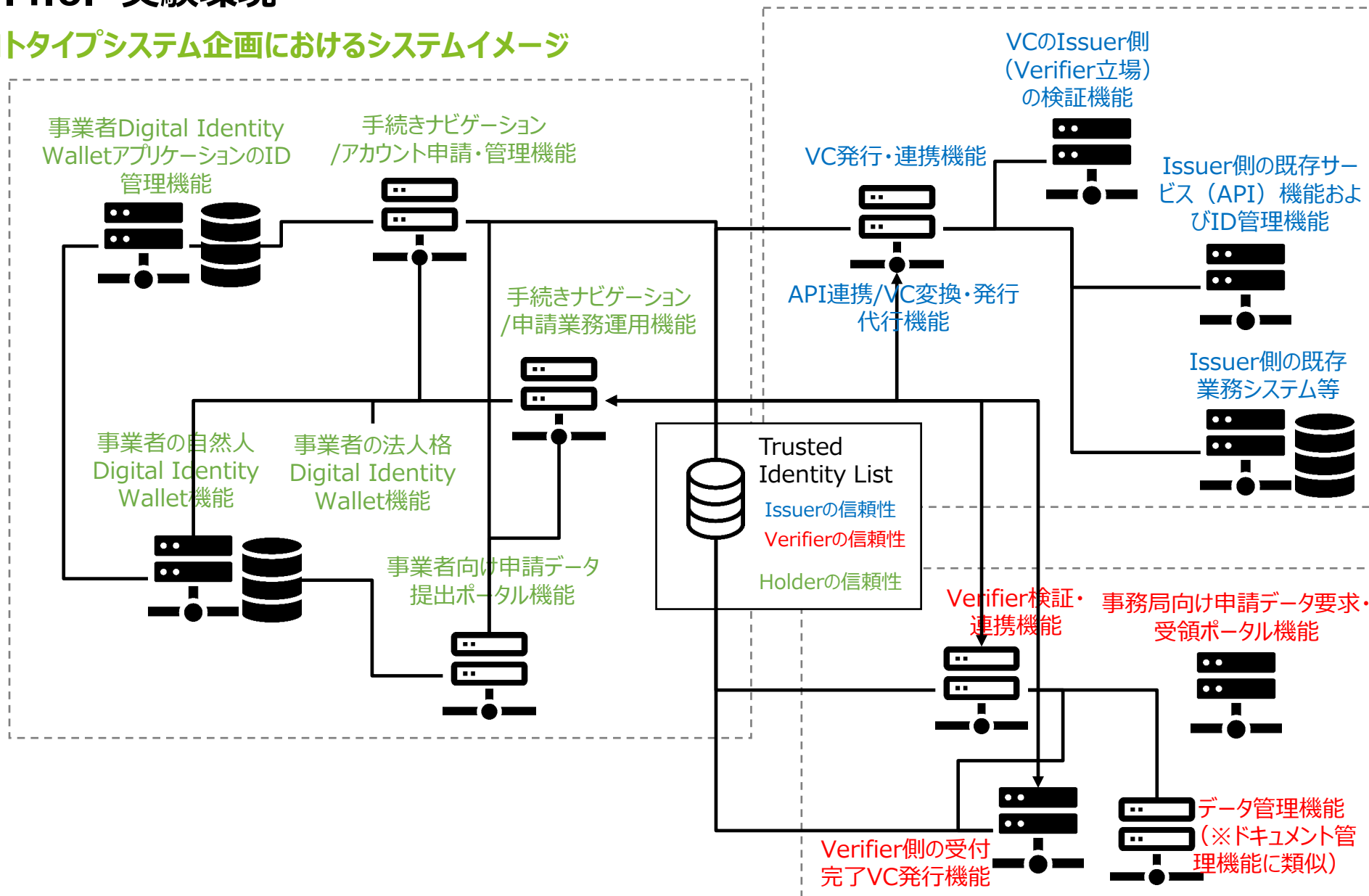
➤ 納税証明VC

※国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組みをIssuerとして想定するが、現時点、意見交換が出来ていない為、当実証事業の期間中において、検討の具体化が未了

4.4. 企画・開発物

4.4.6. 実験環境

プロトタイプシステム企画におけるシステムイメージ



5. 実証（事業実現に向けたガバナンス・コミュニティ等の検討）

5.1. 実施概要

5.1.1. 事業実現に向けたガバナンス・コミュニティ等における論点とその結果

No.	論点	検討結果とその経緯
1	<ul style="list-style-type: none">机上ビジネスフィージビリティスタディ/ガバナンス・ルールの論点整理※Issuer候補（携帯通信事業者）との意見交換	<p>携帯通信事業者（3社）と意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none">①Issuerビジネスとして成立する可能性（持続可能なエコシステム）②シナリオ仮説で必要となる情報について、実現性のあるIF先③Issuer側のVC対応の負担軽減方法の仮説に関わる意見交換④現状サービスを含めたデータポリシーに関わる意見交換 <p>※意見交換結果は後述</p>
2	<ul style="list-style-type: none">机上ビジネスフィージビリティスタディ/ガバナンス・ルールの論点整理※Issuer候補（金融機関）との意見交換	<p>大手銀行（2行）と意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none">①Issuerビジネスとして成立する可能性（持続可能なエコシステム）②シナリオ仮説で必要となる情報について、実現性のあるIF先③Issuer側のVC対応の負担軽減方法の仮説に関わる意見交換④現状サービスを含めたデータポリシーに関わる意見交換 <p>※意見交換結果は後述</p>
3	<ul style="list-style-type: none">机上ビジネスフィージビリティスタディ/ガバナンス・ルールの論点整理※Issuer候補（請求書電子化サービス事業者）との意見交換	<p>請求書電子化サービス事業者（1社）と意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none">①Issuerビジネスとして成立する可能性（持続可能なエコシステム）②シナリオ仮説で必要となる情報について、実現性のあるIF先③Issuer側のVC対応の負担軽減方法の仮説に関わる意見交換④現状サービスを含めたデータポリシーに関わる意見交換 <p>※意見交換結果は後述</p> <p>独立行政法人 情報処理推進機構 デジタルアーキテクチャ・デザインセンターと意見交換を実施</p> <ul style="list-style-type: none">決済と請求の紐づけデータ標準策定・普及の状況ヒアリング <p><意見交換結果></p> <p>今後、検討中の決済と請求の紐づけデータ標準の普及施策の状況により、タイミングをみて施策連携の可能性を探る事とする</p>

(次頁続く)

5.1. 実施概要

5.1.1. 事業実現に向けたガバナンス・コミュニティ等における論点とその結果

(前頁続き)

No.	論点	検討結果とその経緯
4	<ul style="list-style-type: none">机上ビジネスフィージビリティスタディ/ガバナンス・ルールの論点整理※Issuer候補（GビズID）（国税庁の「納税情報の添付自動化の仕組み」との意見交換	<ul style="list-style-type: none">※当実証事業の期間内では未了
5	<ul style="list-style-type: none">政府・行政機関にとっての取り組み価値の明確化※いずれかの省庁における、来年度以降の実証実験の検討の働きかけ	<ul style="list-style-type: none">※内閣官房にて関係省庁と意見交換
6	<ul style="list-style-type: none">Trusted Web実証事業の他実証事業を含めたコミュニティ形成の可能性（各ユースケースでビジネス化を目指す事業者のアイデンティティに関わる情報価値）	<ul style="list-style-type: none">各実証事業の前提条件が整った際の、他実証事業のユースケースで社会実装を目指している情報価値の可能性について意見交換を実施① S B I ホールディングス株式会社 「事業所 I Dとそのデジタル認証基盤」 ＜意見交換結果＞<ul style="list-style-type: none">◆情報価値の可能性：「物理的実在性確認」（所属確認レベルではないが）当該相手先が当該事業者と関係がある自然人である」の検証可能性の拡大◆ユースケース間のコミュニティ形成の検討段階検討中の事業所の認証レベル1～3のうち、レベル3が一般化した段階 レベル1:所属する事業者（法人等）の本人認証を行うが事業所情報については自己表明 レベル2:公的・準公的機関が発行する書面等の提出による事業所情報の確認（非対面） レベル3:有資格者による現地実査を通じた事業所の実在確認（対面）② 株式会社電通国際情報サービス 「KYC/KYBに基づいたトラストのある取引」を促進する新しい仕組み」 ＜意見交換結果＞ ビジネスフィージビリティについて継続検討が必要段階の為、ユースケース間の情報交換の継続が必要

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ビジネスフィージビリティ検証

	意見交換事項	意見交換によって得られた声
携帯通信事業者	①Issuerビジネスとして成立する可能性 (持続可能なエコシステム)	<ul style="list-style-type: none">・以下のいずれの事業者においても、現在も「本人確認APIサービス提供者」の立場であり、ビジネス採算性が前提条件としてクリアされれば、Issuer視点における持続可能なエコシステムは成立可能。・＜ケース1：現行の本人確認APIにおいて、法人がサービス対象の範囲「内」である事業者＞・現行の本人確認APIを、そのまま活用する形であればサービス提供は可能（大きな改修投資コストが必要でない事が検討の条件となる）・上記に派生して、③の検討内容について、意見交換を実施・＜ケース2：現行の本人確認APIにおいて、法人がサービス対象の範囲「外」である事業者＞・相応の投資が必要となる為、法人向けの本人確認ビジネス「新しいサービスの市場性」が明確である事が検討の条件となるが、行政手続ユースケースだけでは市場性が不透明であり判断が困難（行政手続ユースケース以外も含めて、ビジネスニーズと市場規模の明確化が必要）※なお、最低限の情報項目は保持をしている為、仕組み的にはIssuer対応は可能。
	②実現性のあるIF先	<ul style="list-style-type: none">・現行の本人確認APIを、そのまま活用（ただし、事業者により、仕様の若干の相違がある）
	③Issuer側のVC対応の負担軽減方法の仮説に関わる意見交換	<ul style="list-style-type: none">・通信事業者側のVC対応負担軽減（既存APIサービス自体への改修を必要としない事）を目的に、「API連携・VC変換・連携機能の仮説」を検討の上、意見交換。少なくとも実証実験に際しては、現行の本人確認APIを、そのまま外部から照会が現実的と考える為、実証実験として必要となる機能である、との声。
	④データポリシーに関わる意見交換	<ul style="list-style-type: none">・共通する声として、「データ提供者の責任範囲」の原則が明確であると（例えば、ガイドラインが存在する等）、関係者合意が得られやすいという声があった。（現状サービスとは、データ管理の主体やステークホルダーの関係性等の相違を背景に、新しいデータポリシーの検討が必要となる事が背景）データ提供者の視点から「データ利用に対するステークホルダーが特定しにくい（利用目的や関係性の把握が困難）」という背景から、「データ提供者の責任範囲」については大幅に変わると想定される。（同意関係と同意内容、情報管理の環境などにおいて、データ提供者がコントロールできる範囲が、現状サービスに比べ、大幅に減少する事が背景）

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ビジネスフィージビリティ検証

	意見交換事項	意見交換によって得られた声
金融機関	① Issuerビジネスとして成立する可能性 (持続可能なエコシステム)	<ul style="list-style-type: none">・金融機関の業態や規模等によってデータ戦略とビジネス採算性が異なる為、持続可能なエコシステムにおいて、Issuerとしてビジネス成立可能な金融機関と、そうでない金融機関に分かれると想定。<ケース1：法人APIや本人確認APIのサービス提供がある事業者>・現行の既存APIを、そのまま活用する形であればサービス提供は可能（また、金融機関によっては、VC発行機能の検討の可能性もある）・上記に派生して、③の検討内容について、意見交換を実施・金融機関にとっても、毎度APIを照会される姿よりも、使いまわしが可能なVCが活用される姿の方がメリットがある可能性があるとの声も一部あり。<ケース2：法人APIや本人確認APIのサービス提供が無い事業者>・業態や規模等を背景に、サービス提供の現状があると想定される。データ戦略とビジネス採算性から、ビジネス成立が困難と想定される。
	② 実現性のあるIF先	<ul style="list-style-type: none">・現行のAPIを、そのまま活用（ただし、金融機関により、サービス種別の有無や仕様の若干の相違がある為、可否は個別となる）
	③ Issuer側のVC対応の負担軽減方法の仮説に関わる意見交換	<ul style="list-style-type: none">・金融機関側のVC対応負担軽減（APIサービス側の改修を必要としない事）を目的に、「API連携・VC変換・連携機能の仮説」を検討の上、意見交換。・少なくとも実証実験に際しては、現行のAPIを、そのまま外部から照会が現実的と考える為、実証実験として必要となる機能である、との声。・「API連携・VC変換・連携機能」は、データポリシー上の観点でも、金融機関側の機能という位置づけが適切との意見。
	④ データポリシーに関わる意見交換	<ul style="list-style-type: none">・今後、金融機関の提供したデータを活用して業務判断を行った結果、何か問題が発生した際の「データ提供者の責任範囲」について、ビジネスサービス観点および法律観点で、検討を進めていく必要があるとの声。

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ビジネスフィージビリティ検証

	意見交換事項	意見交換によって得られた声
請求書電子化サービス事業者	① Issuerビジネスとして成立する可能性 (持続可能なエコシステム)	・利用者向けサービス機能として、利用者ニーズが高い場合、サービス提供者として機能向上の対応を検討する立場（利用者から選択されるサービス事業者である事が必要であり、非金銭的なインセンティブ）であるが、現時点で、利用者の機能向上の対応要求が明確でない為、不透明という声。 ・また、機能対応が必要となる際には、事業者によって機能差異が大きく個別対応判断となる事や、事業者によりビジネス状況も異なる為、請求書電子化サービス事業者が足並みをそろえて対応するという姿は、現実難しいと想定される
	② 実現性のあるIF先	・外部IFとしてAPIを提供している事業者もあるが、事業者による機能や仕様の差異が大きい為、何か共通機能のような形で、足並みをそろえて対応するという姿は、現実難しいと想定される
	③ Issuer側のVC対応の負担軽減方法の仮説に関わる意見交換	・①②と同様
	④ データポリシーに関わる意見交換	・事業者本人のデータを本人がどう扱うかは、サービス事業者の関与する範囲ではない、という声があった（データ自体は、事業者のデータであり、サービス機能提供するプラットフォーム視点である為と推察）

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ビジネスフィージビリティ検証

論点	実証事業での取組・わかったこと	課題・対応方針
証明書発行等仕組みに参加するインセンティブ	<p>ウォレット等の仕組みを想定する場合、様々な発行者が汎用的なアプリケーションに証明書を発行する際（証明書を発行しない場合は情報入力する）のインセンティブ（金銭的、非金銭的双方）について、実現可能か</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 携帯通信事業者や金融機関 【ケース1】既存サービス（API）を活用可能な事業者 ・当ユースケース利用に限らず共通的なサービス機能の為、インセンティブの課題は比較的小さいが、Issuer側の投資コストの低減の仕組みが求められる。その為、既存サービスを最大限活用する仕組み等が必要となる。 【ケース2】既存サービスに対する追加投資が必要な事業者 ・「新しいサービスの市場性」の明確化が必要となる。つまり、ビジネス的（金銭的）なインセンティブの明確化が必要となるが、当実証事業ユースケース単体では、多くのIssuerの投資判断が可能なレベルの市場性を示すことは困難である。◆ 請求書電子化サービス事業者等 ・利用者向けサービス機能として、利用者ニーズが高い場合、サービス提供者として機能向上の対応を検討する立場（利用者から選択されるサービス事業者である事が必要であり、非金銭的なインセンティブ） ・現時点で、利用者の機能向上の対応要求が明確でない為、不透明 ・機能対応が必要となる際には、事業者によって機能差異が大きく、個別対応判断となる。◆ GビズID （意見交換が未了）◆ 国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組み （意見交換が未了）	<p>Issuer候補</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 携帯通信事業者や金融機関 【ケース1】 ・OpenID Connect（OIDC）ベースの外部IFを持つGビズIDや民間事業者の既存サービスとのAPI連携・VC変換機能を持つ中間機能の検討等を実施 ・各事業者で仕様などが異なり、各々に個別対応が必要 【ケース2】 ・Silver bulletは存在せず（短期に効果が見込まれる有効な働きかけが難しいと想定）、「複数のビジネスユースケースを束にしてマーケット創出」を中長期的に取り組むしかないと想定する。 その為、ユースケース単体ではなく、「当該データの利活用」を軸とした「市場の共創」の取り組みの場が必要となると考える。◆ 請求書電子化サービス事業者等 ・個別事業者による差異が大きく、ネットワーク効果の拡大の為の、Issuerの参加者拡大のハードルが高い

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ガバナンス整理

- ✓ 具体的なガバナンス・ルール整理については、当実証事業のスコープ外となり、今後の課題となる。
- ✓ 後述の「5.2.2 取り組みにおけるハードルと、当実証事業を契機とした今後の期待」にて、今後、検討が必要となる取り組みについて言及する。

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ガバナンス整理

【資料再掲】1. 背景・目的

補助金・助成金・給付金事業におけるトラストフレームワークは、以下のような構造で成立していると考える。

- 補助金関連のガバナンスの適用対象となるコミュニティは、関係書類等（またはデータ）の取得先まで含む必要がない状態で、トラストフレームワークが成立している。（一般的なトラストフレームワークは情報取得元の真正性を検証する必要あり）
- キーファクターとしては、ガバナンス運用を支える補助金事業等の「事務局等の業務運用」の存在がある。

補助金・助成金・給付金事業におけるガバナンス

※ガバナンスの成立の為に必要となる手段の一つ

現状の補助金・助成金・給付金事業におけるトラストフレームワーク（※）

【ガバナンス機関】
所轄省庁

交付規定等
役割の規定と認定

補助金関連の
コミュニティ

交付規定等
対象事業者の条件
提出が必要な対象情報
交付条件等

✓コミュニティルール
✓ガバナンスの適用対象となるコミュニティとして、関係書類等（またはデータ）の取得先まで含む必要が無い状態で、トラストフレームワークが成立している

【ガバナンス運用】
補助金事業等の事務局等
（事業管理機関等含む）

事務局等の業務運用

✓キーファクター
✓「その提出書類が、なぜ信じられるか」
⇒規定に基づき設置、認定された事務局等が、規定等に基づき策定された要領やチェックルール等に基づき「業務確認を実施済の書類」であるから
- 機械可読性のない書類またはデータ（イメージ等）を対象としたチェックルール
- 現状の業務運用で取得可能な範囲の書類またはデータを対象としたチェックルール

申請等
業務運用（確認・審査・検査）
要領（マニュアル）

補助金等の申請事業者

取得
規定された対象書類やデータ等の取得先

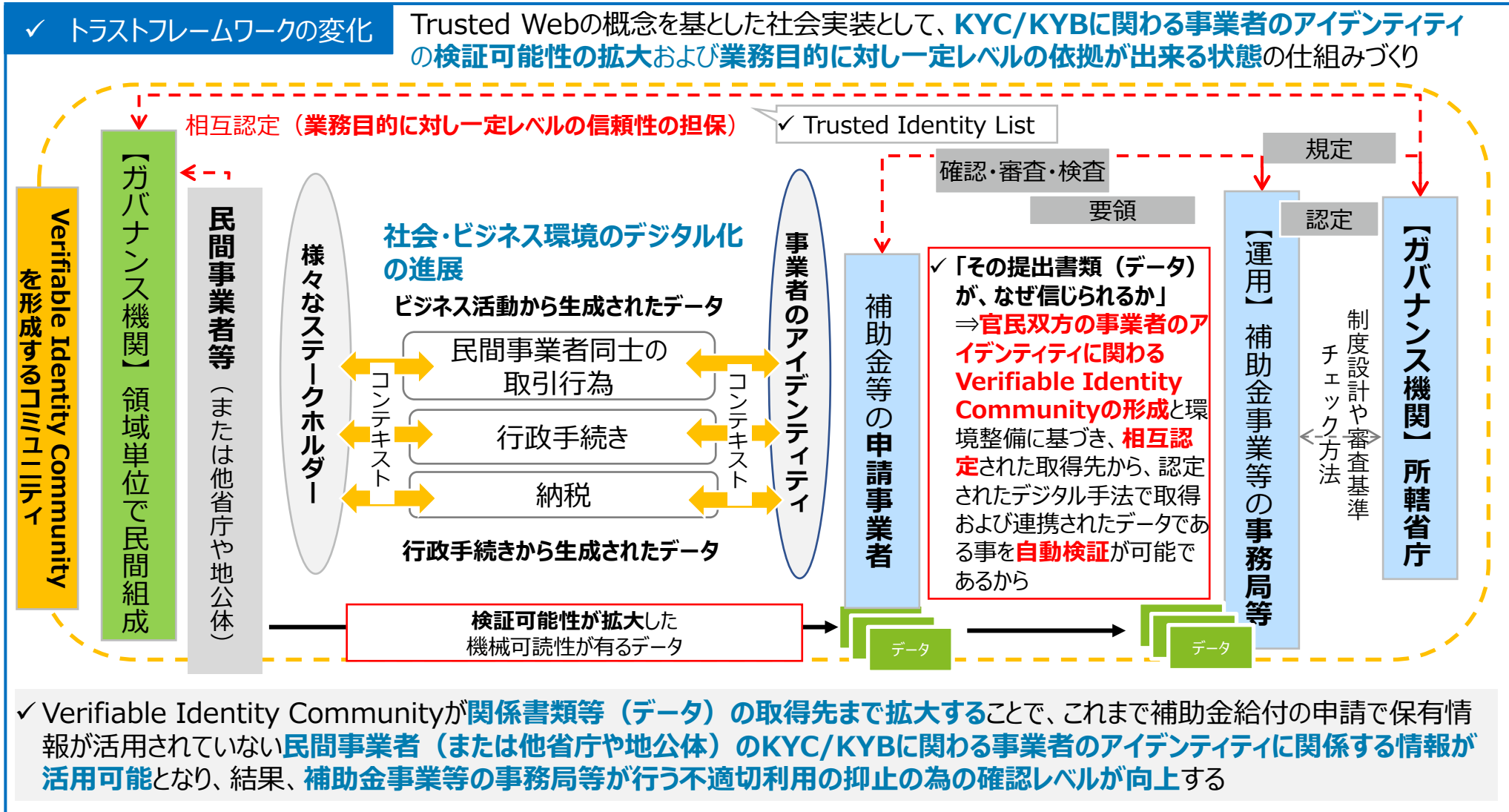
※凡例
（※コミュニティの維持およびトラストフレームワークの信頼のルールを支えるマネジメントシステム）

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ガバナンス整理

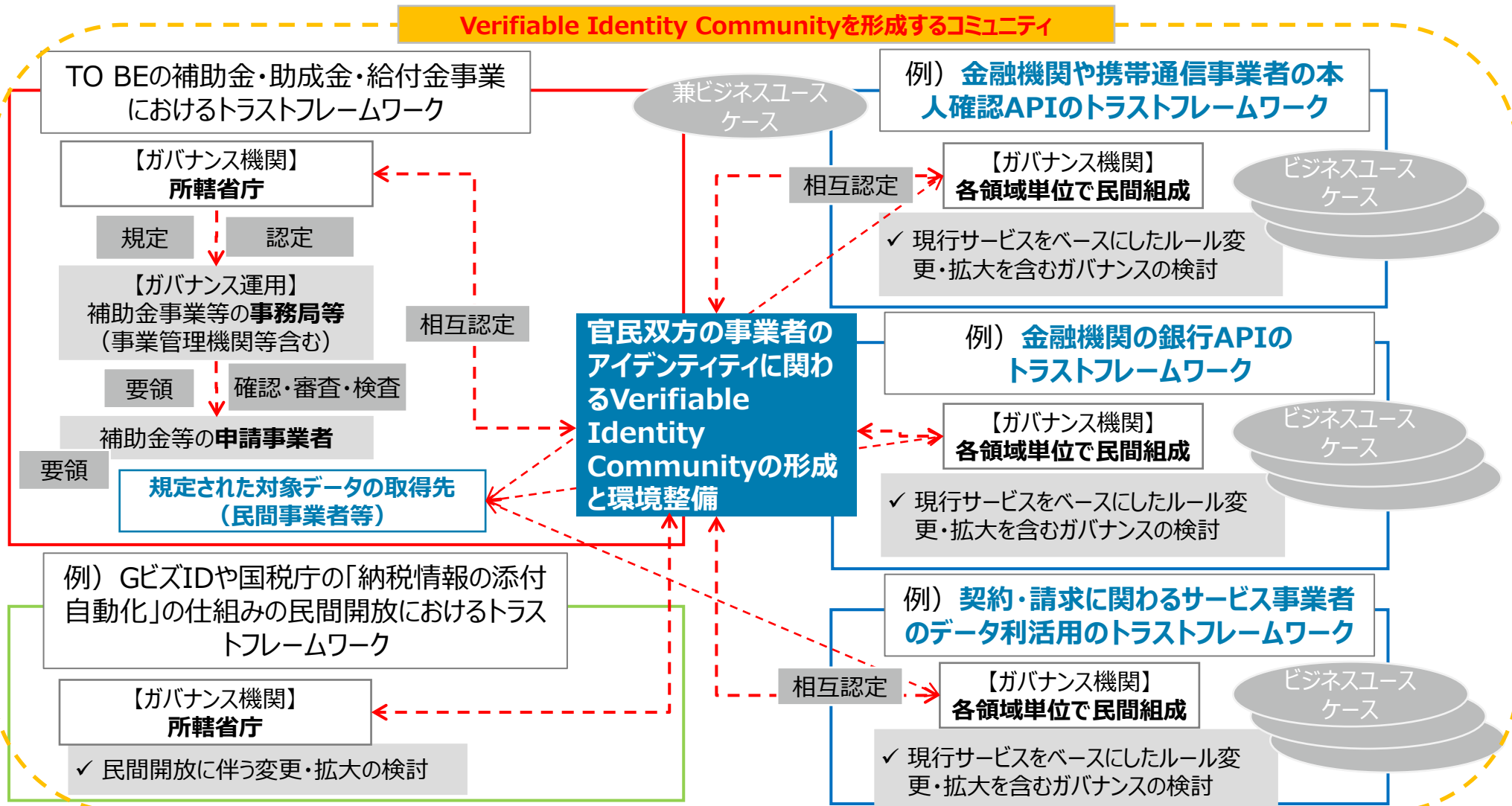
【資料再掲】2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案

創出するユースケースの事業スキーム図 (To-Be)



(前頁続き)

- 「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関係性が高い官民双方のVerifiable Identity Communityの形成と環境整備およびルール（標準化）の検討



5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：ガバナンス整理

論点	実証事業での取組・わかったこと	課題・対応方針	
各ステークホルダーに有効なガバナンス	エコシステム実現に向けて適切なステークホルダーを参加させる仕組みができているか (Issuer / Holder / Verifier / その他ステークホルダーの観点でそれぞれ記載ください)	<p>Issuer</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 携帯通信事業者や金融機関 【ケース1】既存サービス（API）を活用可能な事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、既存サービスのガバナンスを基にした検討が可能。その上で、現状サービスとは、データ管理の主体やステークホルダーの関係性等の相違を背景に、新しいデータポリシーの検討が必要となる。 データ提供者の視点から「データ利用に対するステークホルダーが特定しにくい（利用目的や関係性の把握が困難）」という背景から、「データ提供者の責任範囲」については大幅に変わると想定される。 （同意関係と同意内容、情報管理の環境などにおいて、データ提供者がコントロールできる範囲が、現状サービスに比べ、大幅に減少する事が背景） 【ケース2】既存サービスに対する追加投資が必要な事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ケース1の事業者と同様であるが、ガバナンスの前にインセンティブの課題が大きい ◆ 請求書電子化サービス事業者等 <ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスの前にインセンティブの課題が大きい為、言及が困難 ◆ GビズID <ul style="list-style-type: none"> ・（意見交換が未了） ◆ 国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・（意見交換が未了） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 携帯通信事業者や金融機関 <ul style="list-style-type: none"> ・特に「データ提供者の責任範囲」の原則が明確であると（例えば、ガイドラインが存在する等）、関係者合意が得られやすいという声があった。（現状サービスとは、データ管理の主体やステークホルダーの関係性等の相違を背景に、新しいデータポリシーの検討が必要となる事が背景）
		<p>Holder</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続（補助金等の申請）である為、UI/UX的に「使えない」仕組みでない限り、補助金等を申請する事業者は参加が前提となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・UI/UXについて、来年度以降の実証実験で具体化していく必要あり
		<p>Verifier</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（意見交換が未了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運用上の価値とUI/UXについて、来年度以降の実証実験で具体化していく必要あり
		<p>その他</p>	

5.1. 実施概要

5.1.2. 実施内容・手法：コミュニティ形成

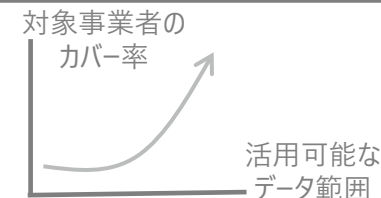
- ✓ （当実証事業のスコープは、ビジネス普及やルール整理等の前段階である為）当実証事業の範囲におけるコミュニティ形成の目的は、プロトタイプシステム企画の検討内容について、外部の有識者との意見交換の場の形成である。
- ✓ 本実証事業およびコンソーシアムとは独立した形で、事業者KYCや事業者Digital Identity Walletに関して、外部の有識者との意見交換の場の形成を行った。（支出・投資等の事実確認に関わる検討は、コミュニティのスコープ外とした）
- ✓ 具体的には、一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパンのKYC WG参加事業者の中からヒアリングや意見交換の有志メンバーを募集した。

No.	論点	検討結果とその経緯
1	<ul style="list-style-type: none">• ビジネスフェージビリティスタディ/ガバナンス・ルール整備 ※Issuer候補の机上フェージビリティスタディの意見交換先として、適切な事業者の検討と調整	<ul style="list-style-type: none">• コミュニティのメンバーへの相談の結果、Issuer候補へのヒアリングの順番として、携帯通信事業者、次に金融機関が円滑と判断。• コミュニティのメンバーを介して、Issuer候補である携帯通信事業者、金融機関の適切なメンバーの調整およびヒアリングを実施。• Issuer候補との意見交換の結果については、「5.1.2. 実施内容・手法：ビジネスフェージビリティ検証」にて記載
2	<ul style="list-style-type: none">• 最終報告書の内容に関して有識者フィードバック	<ul style="list-style-type: none">• コミュニティの事業者KYC/KYB有識者であるコミュニティのメンバーと、最終報告書の内容について意見交換を実施し、指摘を取り入れた。

5.2. 検証結果

5.2.1. 取り組みにおけるハードルと、当実証事業を契機とした今後の期待

- ✓ **情報価値と、結果的に享受できる業務・ビジネス効果は、ネットワーク効果に依存**
※情報価値 = 活用可能なデータ範囲 × データの対象事業者のカバー率
※情報価値のネットワーク効果の拡大の為に、Issuerの参加事業者の拡大と、Issuerのビジネス的な参加モチベーションを高める為にVerifierの拡大のスパイラルが必要



事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityの取り組みハードル

- Verifiable Identity Communityおよび持続可能なエコシステムの形成において、**IssuerおよびVerifierの双方の立場の参加者が「信じられる」かどうか（投資判断を可能な状態とする必要）**
※最低でも、**事業者のアイデンティティに関わるデータ流通市場の基盤⇨事業者DIWが整備される事**について、**実現性を含め共通認識が持てるようにする必要**がある
（共通基盤の要素の一つとしての事業者DIWの普及施策について、ファーストペンギンの検討が必要）
※**市場性と市場規模が明確でない**と（**社会基盤を担うレベルの事業者であっても**）**民間事業者も投資が困難**（鶏が先か卵が先かのジレンマに陥る）

当実証事業を契機とした今後の期待

- **ファーストペンギンとして、行政シナリオの模索の取り組み価値がある**と考える（併せて民間シナリオの模索）
- 行政シナリオアプローチの実現性を、民間側で「信じられる」状態を目指すには、以下観点が最低限必要と想定と考える。（なお、3. は、行政シナリオ以外の民間シナリオにとっても価値のあるデータとなる）
 1. 基盤の普及施策：事業者DIWの行政手続きにおける普及施策および民間開放の基本方針
 2. Verifierとしての行政機関：行政手続き（補助金事業）における利用
 3. Issuerとしての行政機関・行政システムの参加
例：納税証明データ（国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組み との連携）
例：本人確認データ（GビズID連携）

7. 実証終了後の社会実装に向けた実現案と 今後の見通し

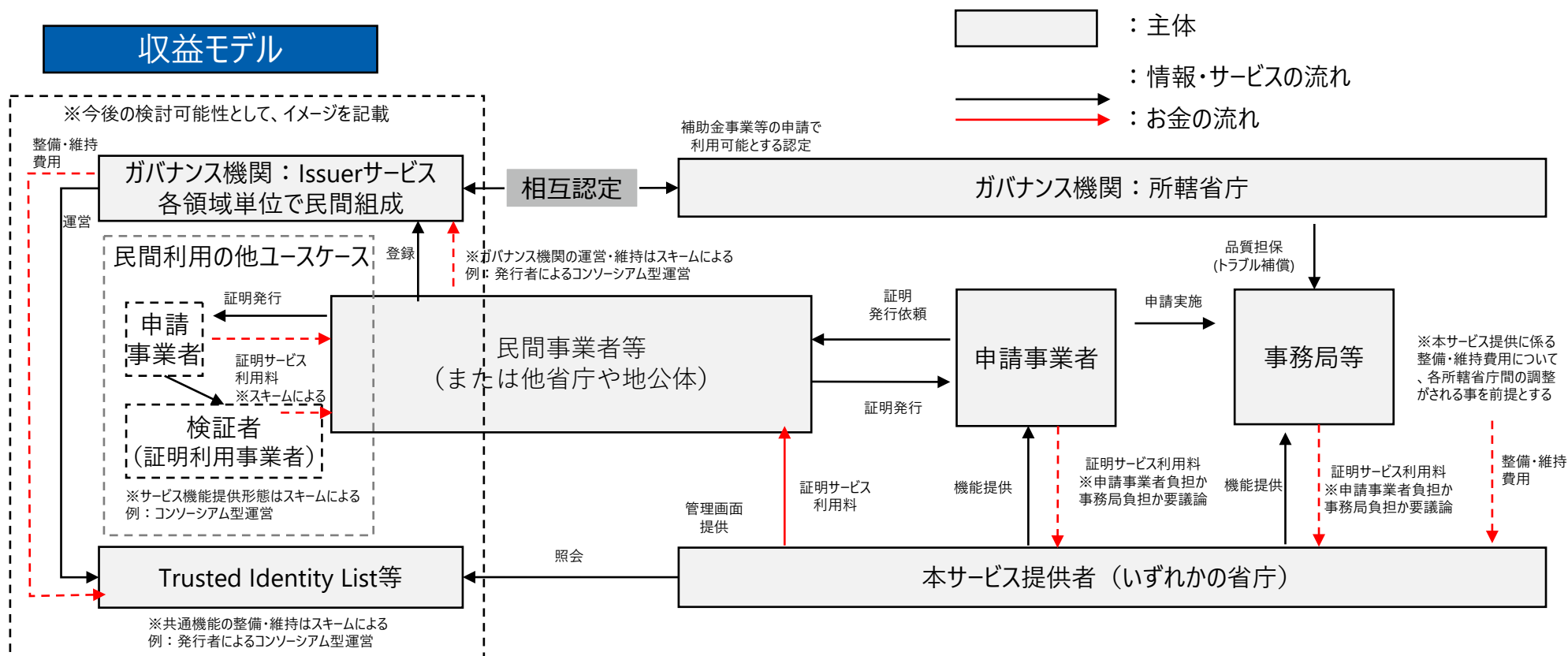
7.1. 残課題対応方針一覧

No.	残課題（指摘事項含む）	対応方針
1	<ul style="list-style-type: none"> 政府・行政機関にとっての取り組み価値の明確化 ※いずれかの省庁における、来年度以降の実証実験の検討の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ※今後の取り組み方について、内閣官房と意見交換
2	<ul style="list-style-type: none"> 机上ビジネスフィージビリティスタディ/ガバナンス・ルールの論点整理 ※Issuer候補（GビズID）（国税庁の「納税情報の添付自動化の仕組み」との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ※今後の取り組み方について、内閣官房と意見交換
3	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業等の事務局等の実務経験者等に対し、プロトタイプシステム企画の要件定義で検討したUI/UX含む業務有用性等についてサンプルヒアリング 	<ul style="list-style-type: none"> ※今後の取り組み方について、内閣官房と意見交換
4	<ul style="list-style-type: none"> 「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関わるVerifiable Identity Communityの形成について、検討の場の組成（Verifiable Identity Communityを形成するコミュニティへ発展を期待） 	<ul style="list-style-type: none"> ※今後の取り組み方について、内閣官房と意見交換
5	<ul style="list-style-type: none"> EUにおける法人ウォレット（エンタープライズウォレット）の取り組みの実装仕様の調査 例：EBSI-VECTORプロジェクト 例：IDunion 	<ul style="list-style-type: none"> ※今後の取り組み方について、内閣官房と意見交換

7.2. 将来的なユースケース実現モデル

7.2.1. ビジネスモデル案

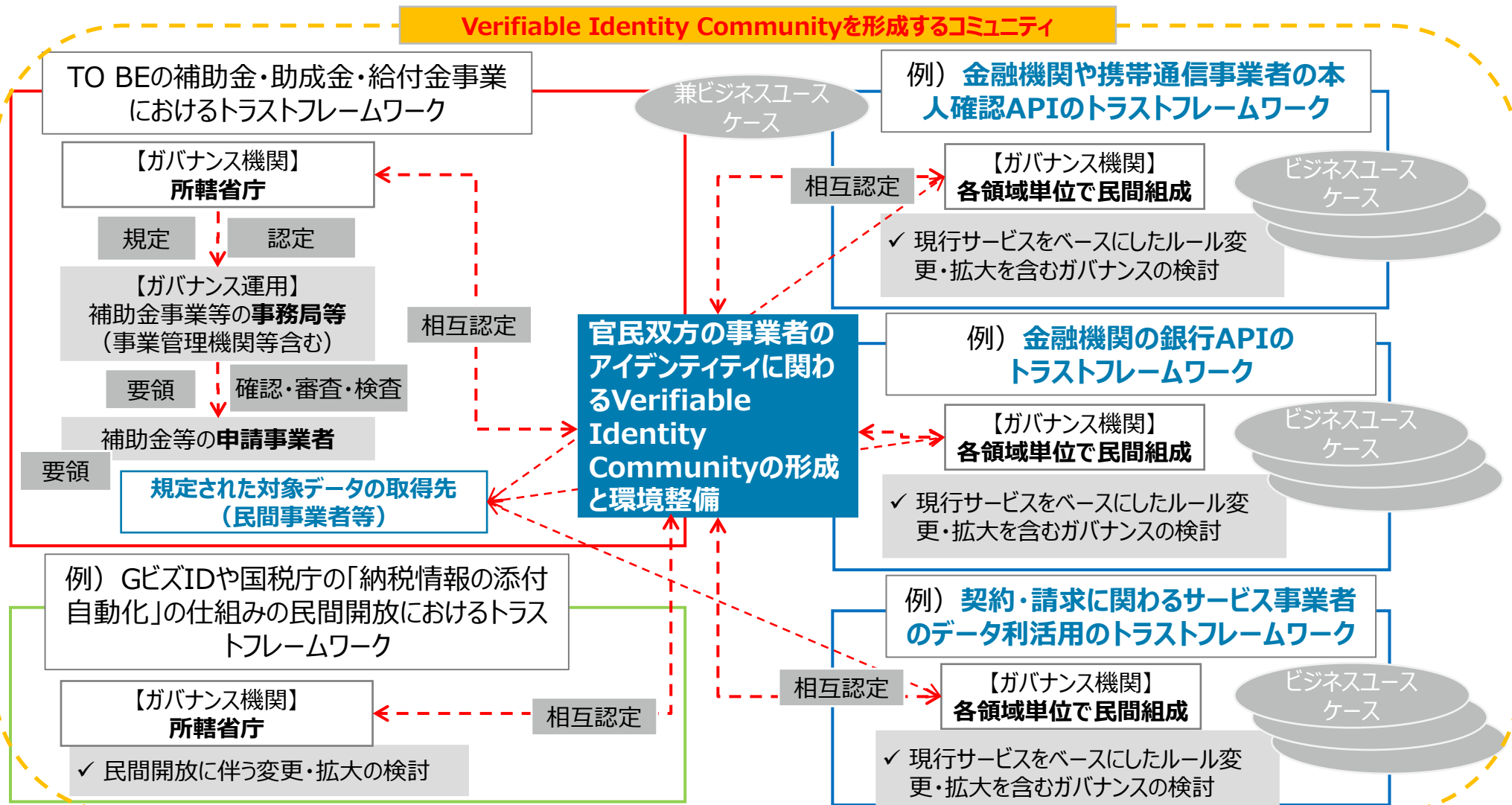
- ✓ 当実証事業で最終的に目指す世界観は、補助金事業のユースケース単体でエコシステムが成立するわけではなく、ビジネスモデルもユースケース単体では成立が困難なビジネスモデルとなる。
- ✓ 「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関係性が高い官民双方の Verifiable Identity Communityの形成と環境整備およびルール（標準化）の検討とあわせ、同時並行で、ビジネスユースケース拡大およびビジネスモデルの取り組みの検討が必要になると考える為、官民双方の「取り組み検討の場」の形成が今後の課題となる。
- ✓ その検討機運の醸成の為にも、来年度以降、いずれかの省庁におけるプロトタイプシステム企画を基にした実証実験が必要となる。



7.2. 将来的なユースケース実現モデル

7.2.1. ビジネスモデル案

【資料再掲】2.2. 現状の課題を解決する事業スキーム案



7.2. 将来的なユースケース実現モデル

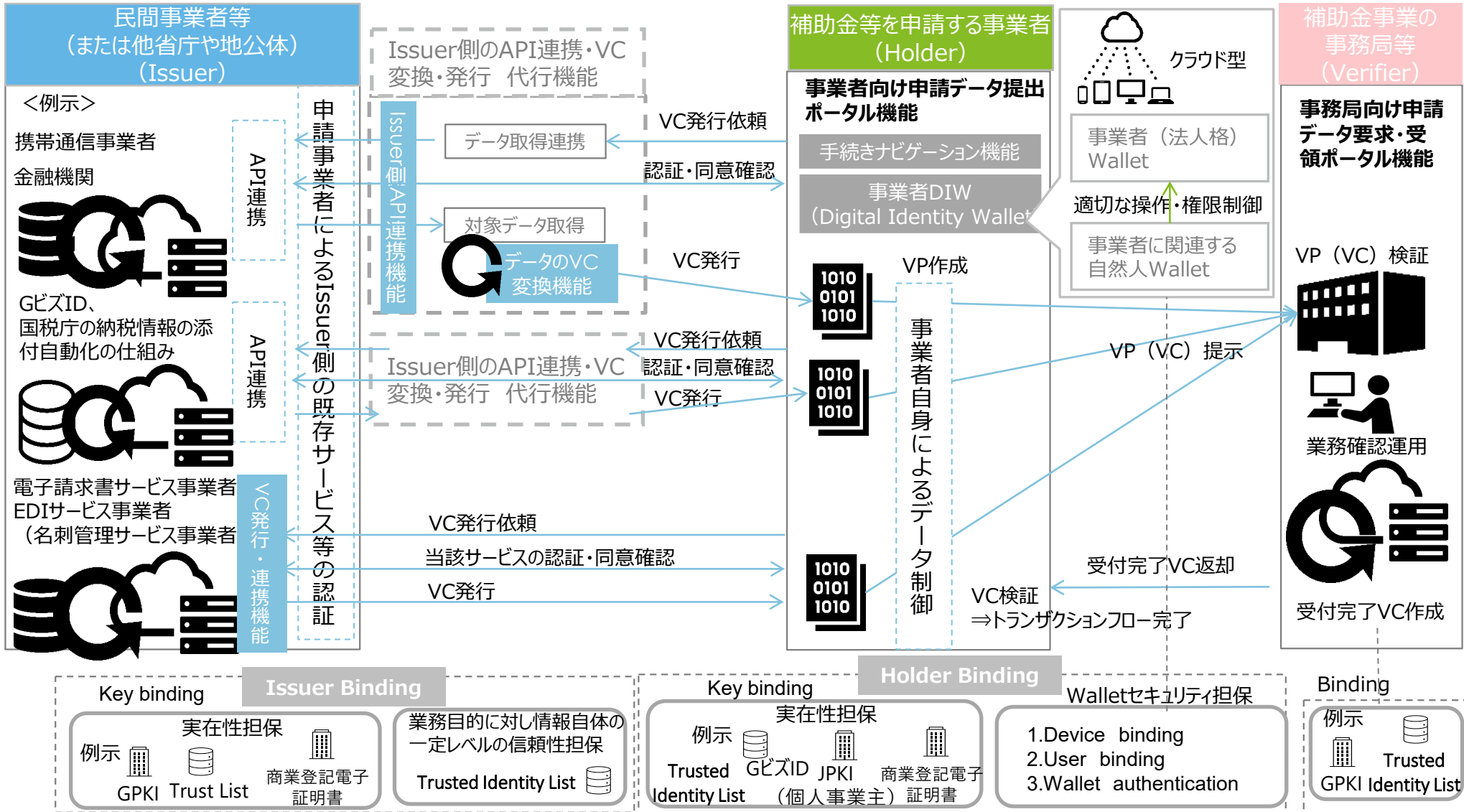
7.2.1. ビジネスモデル案

論点	実証事業での取組・わかったこと	課題・対応方針
<p>【ビジネスモデル】 持続可能なエコシステムを実現するためのビジネスモデル・収益モデルは実現できるかといえるか</p>	<p>当実証事業で最終的に目指す世界観は、補助金事業のユースケース単体でエコシステムが成立するわけではなく、ビジネスモデルもユースケース単体では成立が困難なビジネスモデルとなる。</p> <p>事業者のVerifiable Identity Communityにおける証明発行の各主体にとっては、各々の領域でエコシステムが存在する為、Issuer側のビジネスモデル・収益モデル視点（例：デジタル本人確認 例：請求・決済データのデジタル化の進展と利活用）では、当ユースケースも単なる1ユースケースであり、①行政手続（補助金事業等）の申請手続のDXに関わるエコシステム観点だけではなく、②Issuer側視点のデータ利活用に関わるエコシステム観点での検討が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・初期フェーズにおいては、ビジネス成立が可能な一部のIssuerとの連携を先行させる想定。 ・本質的には、「複数のビジネスユースケースを束にしてマーケット創出」を中長期的に取り組むしかないと想定する。その為、ユースケース単体ではなく、「当該データの利活用」を軸とした「市場の共創」の取り組みの場が必要となると考える。
<p>【参加者巻き込み】 エコシステム実現に向けて適切なステークホルダーを参加させる仕組みができていますか</p>	<p><①本人確認情報、決済情報関連のIssuer> 既存サービスとして本人確認APIや金融APIが存在しており、既存の仕組みとしてエコシステムがある程度成立している。 インセンティブは、「ビジネスサービスとして成立可否（市場性の明確化）」が主である。 初期フェーズにおいては、既存サービスの機能カバー範囲が大きく対応コストが低く、ビジネス成立が可能な一部の携帯通信事業者や金融機関のみが対応可能。その他の、新しく大きな投資が必要な携帯通信事業者や金融機関は投資判断が現時点で難しい。</p> <p><②請求情報関連のIssuer> 利用者向けサービス機能として、利用者ニーズが高い場合、サービス提供者として機能向上の対応を検討する立場（利用者から選択されるサービス事業者である事が必要であり、非金銭的なインセンティブ）であるが、現時点で、利用者の機能向上の対応要求が明確でない為、不透明という声。 その上で、機能対応が必要となる際には、事業者によって機能差異が大きく個別対応判断となる事や、事業者によりビジネス状況も異なる為、サービス事業者が足並みをそろえて対応するという姿は、現実難しいと想定される</p>	<p>同上</p>

7.2. ユースケース実現案 【資料再掲】4.2.2. 企画・プロトタイプシステムの開発におけるペインの解決方法

7.2.2. アプリ・システム案

＜補足＞プロトタイプシステム企画におけるシステムイメージ



7.2. ユースケース実現案

7.2.3. ガバナンス・ルール案

- ✓ 当実証事業にて最終的に目指す世界観として提言する、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関係性が高い官民双方のVerifiable Identity Communityの形成において必要となる、「**Verifiable Identity Communityを形成するコミュニティの組成検討**」の取り組みとあわせ、今後、継続的な検討取り組みが必要と考える。

7.3. 実現に向けたアクションプラン・ロードマップ

タイムライン	マイルストーン	マイルストーン達成に向けて実施すること
 <p>2025年3月</p>	<p>いずれかの省庁におけるプロトタイプシステム企画を基にした実証実験の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • いずれかの省庁における、来年度以降の実証実験の検討の働きかけ（内閣官房による関係省庁との意見交換） • 実証実験に対し、Issuerとして参加協力可能な民間事業者および行政システムの調整（初期フェーズにおいては、既存サービス環境が比較的整っており、ビジネス成立可能性についても比較的ハードルが低い一部のIssuerとの連携を先行させる想定）
<p>2026年3月</p>	<p>実証実験を契機とし、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関係性が高い官民双方のVerifiable Identity Communityを形成するコミュニティの「検討機運」の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 実証実験に参加協力の民間事業者および行政システムを軸に、検討機運の醸成
<p>2027年3月</p>	<p>Verifiable Identity Communityを形成するコミュニティの「検討の場」の組成（ガバナンス、ビジネスモデル両面の検討取り組みの推進）</p>	
<p>202x年XX月</p>	<p>パイロットシステム、パイロットユースケース（補助金事業および民間シナリオ）の取り組み</p>	
<p>202x年XX月</p>	<p>社会実装</p>	

8. Trusted Web に関する考察

8. Trusted Web に関する考察

8.1. 求める機能やTrusted Webホワイトペーパー-ver.1.0の原則に関する課題と提言

原則	取組との関連	アラインするうえでの課題
<p>エコシステムを支える仕組み</p> <p>① 持続可能なエコシステム ステークホルダーがそれぞれの責任を分担し、責任を果たすインセンティブがあること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当実証事業で検討した、最終的に目指す世界観として、「事業者KYC/KYBに関わる範囲」「支出・投資の事実確認に関わる範囲」の事業者のアイデンティティに関係性が高い官民双方のVerifiable Identity Communityの形成がある。 Issuerの参加の拡大の前提となる、持続可能なエコシステムを支えるIssuer視点の仕組みの検討が非常に重要となる。 当実証事業で検討したシナリオ仮説におけるIssuer候補の多くは、既存サービスにおいて、個人と法人の対象の差異や、データ提供形態の差異はあれども、一定レベルの持続可能なエコシステムを実現している。その為、責任分担やインセンティブに関して、ベース理解は相対的にされやすい背景はある。 （しかし、既存サービスとの差異に対応する投資コストを含めた、参加者の拡大が可能なビジネスモデルの成立を含めた課題は大きい） 	<ul style="list-style-type: none"> 当ユースケースにおいて必要となるデータの業務運用上の価値は、Issuer側で保有する対象事業者のカバー率に左右される（対象事業者のカバー率が高いほど情報価値が高まる、ネットワーク効果の構図となる）。つまり、Issuer側の参加者の拡大によるカバー率の向上が取り組みとして重要となる。 「新しいサービスの市場性」が不透明である事から、事業者が本格的に検討する状況に至っていない（必要となる投資判断が可能な状況に市場が至っていない）。 当実証事業ユースケース単体では、Issuer側のビジネス成立が困難であり、ビジネスモデルの成立が大きな課題となる。 つまり、インセンティブ課題が大きな課題となるが、Silver bulletは存在せず（短期に効果が見込まれる有効な働きかけが難しいと想定）、「複数のビジネスユースケースを束にしてマーケット創出」を中長期的に取り組むしかない想定する為、ユースケース単体ではない市場の共創の取り組みの場が必要となると考える。
<p>② マルチステークホルダーによるガバナンス マルチステークホルダーがガバナンスに関与し、ステークホルダーの責任が明確で、問題が発生したときに原因究明ができること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当実証事業で活用を検討したデータ（「本人確認（KYC）」「決済情報」「請求情報」「納税証明」）は、複数のビジネスユースケースで共通で利用が想定されるデータである。 その為、特定のユースケースを軸にしたガバナンスの検討ではなく、当該の特定のデータ利用を軸にしたガバナンスの検討が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 共通で利用が想定されるデータの為、「ステークホルダーの範囲」の特定が難しく、共通するステークホルダーはIssuerのみとなる。 現実には、マルチステークホルダーによるガバナンスの検討よりも、「データ提供者の責任範囲」のガイドライン化、つまりはIssuerに焦点をあてる検討となると想定される。
<p>③ オープンネスと透明性 アーキテクチャー設計、実装とそのプロセスがオープンであり、透明性が高く相互に検証可能であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当実証事業では、必要機能の特定、アーキテクチャの選択肢の整理等までにとどめ、実装についてはスコープ外の為、言及が困難。 なお、アーキテクチャの選択肢の整理においては、相互接続性含めてオープンネスを意識している。 	

8. Trusted Web に関する考察

8.1. 求める機能やTrusted Webホワイトペーパー-ver.1.0の原則に関する課題と提言

原則		取組との関連	アラインするうえでの課題
機能をシステムとして実装する際に必要なこと	ユーザー観点	<p>④ データ主体によるコントロール データへのアクセスのコントロールは、データ主体（個人・法人）に帰属すること</p> <ul style="list-style-type: none"> TO BEのガバナンスの検討において、トラストフレームワークの変化およびガバナンスの適用対象のコミュニティの拡大について論点において検討したが、機微情報を含めて、何でも情報が紐づけられてしまうのではないかと、漠然とした不安等も念頭に、セキュリティ/プライバシー・バイ・デザインの観点の検討が付带的に必要なと考ええる。 「ガバナンスの適用対象のコミュニティの拡大およびトラストフレームワークの変化が、申請事業者（特に個人事業主含む小規模事業者）の不利益につながらない」という事を明確に示せる事が必要であり、「申請事業者自身が自らに関連するデータをコントロールする事を可能にする仕組み」が、普及施策を支える仕組みとして必要と考える。 一方、「行政手続（補助金等の申請）というコンテキスト」である事、「事業者の情報である事」から、忘れられる権利に配慮や選択的開示やペアワイズ要件は、個人に比べ相対的に低いと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に関する情報は、1. 法人格の情報と、2. 事業者に関連する自然人の情報の2観点が存在する。各々の主体の識別と当人性の確認、およびデータ管理の観点で、法人格と自然人を機能分離しながら、業務運用上、円滑に制御と連携が可能とする仕組みの検討が必要となった（システム検討を実施）。
		<p>⑤ ユニバーサル性 誰も排除せず、弱い立場にある人を取り残さないこと。誰でも自由に参加できること</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助金等を申請する事業者は、個人事業主や小規模事業者も含まれる為、ITリテラシー高め高くない事を念頭に、「誰もが取り残されないデジタル化」を念頭においたUI/UX設計が重要と基本認識している。（なお、当実証事業においては、UI/UXイメージの仮検討までとし、画面設計等はスコープ外） 	<ul style="list-style-type: none"> 「中小企業等にとって情報リテラシー観点およびUI/UX観点でハードルの低い」デジタル手法の発展と普及が必要であり、DIW等を意識させない必要があると判断し、事業者DIWを含む法人向け申請データ提出ポータル機能のUI/UXイメージを検討したがブラッシュアップが必要
		<p>⑥ ユーザー視点 ロックインフリーでユーザーに選択肢があること。ユーザーにとって分かりやすく安心して使えること</p> <ul style="list-style-type: none"> 「行政手続（補助金等の申請）というコンテキスト」である事から、補助金等を申請する事業者観点では、ユーザーの選択肢（ロックインフリー）の要件は相対的に低いと考える。一方、分かりやすく安心して使える事は重要であり、UI/UXについて、またセキュリティ・リスク対策は重要となる。 Issuer観点では、ユースケース、利用目的含めて当実証事業の検討内容に関わるロックインはない。 	

8. Trusted Web に関する考察

8.1. 求める機能やTrusted Webホワイトペーパー-ver.1.0の原則に関する課題と提言

原則		自社取組との関連	アラインするうえでの課題	
機能をシステムとして実装する際に必要なこと	システム観点	<p>⑦ 継続性 既存のインターネットアーキテクチャーを基礎として、上位に構築することとし、transitional な形で現行ウェブに付加されること。既存のトラスト手段とのフェデレーションも考慮すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 既存サービスを活用し、対応コストを低減する仕組みの検討などを実施。（OpenID Connect (OIDC) ベースの外部IFを持つGIDZIDや民間事業者の既存サービスとのAPI連携・VC変換機能を持つ中間機能の検討等） ビジネス活動により生成されたデータであり、既に存在するデータの有効活用となる。 	
		<p>⑧ 柔軟性 構成部品が疎結合で構成され、拡張可能なアーキテクチャーであること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金等の申請等の業務機能は、個別の手続き内容で変化する為、将来の柔軟な機能拡張性の観点において、行政手続の業務機能と、共通基盤となる事業者Digital Identity Walletの機能分離を検討。 	
		<p>⑨ 相互運用性 技術のみだけでなく、法制度、ガバナンス、組織等の社会システム全体について異なるシステム間で連携可能であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> プロトコル観点やデータフォーマット観点で、グローバルで、相互接続性の高い仕様を選択。 	<ul style="list-style-type: none"> 当実証事業のシナリオ仮説で検討したデータは様々であり、また複数ユースケースで共通で利用が想定されるデータである為、データ標準等のガバナンスの策定と調整をする場の形成が課題となる。
		<p>⑩ 更改容易性・拡張性 特定の技術に依存し過ぎず、中長期での利用を意識して継続的に機能拡張が容易でスケラブルであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当実証事業では、必要機能の特定、アーキテクチャの選択肢の整理等までにとどめ、実装についてはスコープ外の為、言及が困難。 なお、アーキテクチャの選択肢の整理においては、相互接続性含めてオープンネスを意識している。 また、⑧柔軟性に関係するが、極力、機能分離を意識している。 	

8. Trusted Web に関する考察

8.2. Trusted Web のガバナンスに関する課題と提言

Ver.1.0で設定した原則と照らし合わせたときに、現状の原則に対するフィードバックや改善要望

①業界で既に存在するトラストフレームワーク・ルールを準用したときに原則との関係性は問題ないか

②新規でガバナンスを作成した場合、他業界に横展開する上で効果的な取組は何かあるか

➤ 「②マルチステークホルダーによるガバナンス」について、前提を類型化の上、「マルチステークホルダーがガバナンスに関与」について、「どのように関与すべきなのか」について補記した方がよいと考える。

✓ 「対象となるステークホルダーの範囲」と「ガバナンスの範囲」について、以下の通り、1. 当該の特定ユースケースを軸とするのか、2. 当該の特定データ利用を軸とするのか、により大きく異なると考えられる。

• 類型1：取り扱われるデータが、特定のビジネスユースケースに特有のデータの場合

※例：令和4年度実証事業における「工業会証明書」

• 類型2：取り扱われるデータが、複数のビジネスユースケースで共通で活用が想定されるデータの場合

※例：令和5年度実証事業における、「本人確認（KYC）」「決済情報」「請求情報」「納税証明」

→特定のユースケースに対する「Issuerがガバナンスに関与」は限定的となる（共通的なデータポリシー）

◆ 携帯通信事業者や金融機関の既存の本人確認APIを活用したVC発行の机上フィージビリティスタディに関わる意見交換に際し、特に「データ提供者の責任範囲」の原則が明確であると（例えば、ガイドラインが存在する等）、関係者合意が得られやすいという声があった。（現状サービスとは、データ管理の主体やステークホルダーの関係性等の相違を背景に、新しいデータポリシーの検討が必要となる事が背景）

データ提供者の視点から「データ利用に対するステークホルダーが特定しにくい（利用目的や関係性の把握が困難）」という背景から、「データ提供者の責任範囲」については大幅に変わると想定される。

（同意関係と同意内容、情報管理の環境などにおいて、データ提供者がコントロールできる範囲が、現状サービスに比べ、大幅に減少する事が背景）

◆ 請求書電子化サービス事業者との机上フィージビリティスタディに関わる意見交換からは、本人のデータを本人がどう扱うかは、サービス事業者の関与する範囲ではない、という声があった（データ自体は、事業者のデータであり、サービス機能提供するプラットフォーム視点である為と推察）

➤ 上記の①にて言及の通り、「データ提供者の責任範囲」の原則について、ガイドライン等で明確であると有益と考える。

8. Trusted Web に関する考察

8.2. Trusted Web のガバナンスに関する課題と提言

ガバナンスの実効性を担保するために有効な取組
(各業界や行政などへの働きかけ等)

- 当ユースケースにおいては、前述の類型2となる為、Issuerの業界単位（例：携帯通信事業者、金融機関）または業界横断で隣接する機能単位（例：本人確認API）で、データポリシーに関わるガイドライン等の検討等は有益と考える。
- ✓ なお、当ユースケースにおいて必要となるデータの業務運用上の価値は、Issuer側で保有する対象事業者のカバー率に大きく左右される（対象事業者のカバー率が高いほど情報価値が高まる、ネットワーク効果の構図となる）。ガバナンスの実効性を担保する以前の課題として、Issuer側の参加者の拡大によるネットワーク効果の拡大が取り組みとして重要となる。しかし、「新しいサービスの市場性」が不透明である事から、関係する業界の全ての事業者が本格的に検討する状況に至っていない（既存サービスの機能カバー範囲が大きい一部の事業者のみが対応可能であり、新しく大きな投資が必要な事業者は投資判断が現時点で難しい）。
例：法人の本人確認APIは、携帯通信事業者の一部しか対応していない
例：金融機関のAPIのサービス有無や種別また仕様は、各行で相違がある
当実証事業ユースケース単体では、多くのIssuerのビジネス成立が困難であり、Issuer側のビジネスモデルの成立が大きな課題となる。（なお、当実証事業においては、初期フェーズにおいては、ビジネス成立が可能な一部のIssuerとの連携を先行させる想定である）
つまり、「原則①：持続可能なエコシステム」のインセンティブ課題が、より大きな課題となるが、Silver bulletは存在せず（短期に効果が見込まれる有効な働きかけが難しいと想定）、「複数のビジネスユースケースを束にしてマーケット創出」を中長期的に取り組むしかないと想定する。その為、ユースケース単体ではなく、「当該データの利活用」を軸とした「市場の共創」の取り組みの場が必要となると考える。

トラストフレームワークを作成する
上でプロセスにおける課題や提言

- ✓ 当実証事業の現時点の状況は、「机上フィージビリティスタディに関わる意見交換」の段階であり、前述の通り、「原則①：持続可能なエコシステム」が成立しておらず、トラストフレームの具体的検討に至っていない為、現時点での有益な言及が困難である。

Trusted Webに概念に則ったガバナンスを効かせるための認定のメリットやデメリットについて事業者としてどう考えるか。
また、仮に認定が必要とされる場合、事業を進める上であるいは、実装する上でどのようなところ（例：トラストフレームワークや発信元の信頼性、システムの各構成要素等）に必要と考えるか。

- ✓ 「本人確認情報」のIssuer候補との、机上フィージビリティスタディに関わる意見交換において、Issuer自身の本人確認レベルにデータ自体の信頼性が左右される為、Verifierの業務運用上、「どう業務運用に有効な形で円滑に確認できる仕組みづくりが出来るか」の検討の必要性に関わる声があった。
（例えば、本人確認に関わる規定が存在する法令等の対象事業者と、明確な規定が公開されておらず個別の業務運用基準で運営している事業者の発行するデータを、区別して業務活用したいというVerifierニーズの有無を含めて明確にした上で、必要となる仕組みを検討する必要性）
- ✓ その上で、Trust Listの必要性有無、Trust ListにおけるVerifierが必要とする情報、Trust Listの整備・運営スキームおよび適切な機能配置（物理配置、適用技術含む）などの議論が必要となると想定する。

Appendix.

用語集

用語	内容
KYC	Know Your Customer⇨相手の実在性や本人性等の確認
KYB	Know Your Business⇨顧客の事業内容や実態などの確認
法人等	<p>国税庁による法人番号の指定対象法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立登記法人・国の機関・地方公共団体。 ・法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる設立登記のない法人及び人格のない社団等 ・上記以外の団体であって、一定の要件に該当するもののうち、国税庁長官に法人番号の指定を受けるための届出書を提出したもの。 <p>出典) 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン 2019年(平成31年)2月25日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定</p>
事業者	<p>法人等に加え、法人番号の対象外の個人事業主等を含む場合、事業者と呼称する事が多い</p> <p>※各々の法律等は、個別の目的に対し対象の事業者の定義を行っている。事業者全般に対して、網羅性・整合性のある明確な根拠法は無い。</p>
身元確認	<p>本当に本人が作業しているのかについて確認すること</p> <p>出典) オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書 2020/3/31 経済産業省</p> <p>手続の利用者の氏名等を確認するプロセスのこと。</p> <p>この確認プロセスは、一般的には、個人の場合、氏名、住所、生年月日、性別、法人等の場合、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、法人番号等について、当該情報を証明する書類の提示を求めるなどにより実施される。</p> <p>出典) 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン 2019年(平成31年)2月25日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定</p>
本人確認	<p>手続を行う人が実在する本人であるかを確認すること。代理人が本人に代わって手続を行う場合には、本人から正当な代理権が付与されていることを確認することも含む。</p> <p>出典) 行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン 2019年(平成31年)2月25日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定</p>

用語集

用語	内容
本人認証	認証の3要素のいずれかの照合によりその人が作業していることを示すこと 認証要素は「生体」（顔・指紋など）・「所持」（マイナンバーカードなど）・「知識」（パスワードなど）に分かれる 出典）オンラインサービスにおける身元確認手法の整理に関する検討報告書 2020/3/31 経済産業省
身元識別情報	個人等を一意に識別する情報のこと。個人等の法的な名前は必ずしも一意とは限らないため、個人等の身元識別情報には全体が一意となるように十分な補足情報（例えば、住所、あるいは従業員番号や口座番号といった識別子など）を含める必要がある。 出典）行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン 2019年（平成31年）2月25日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定
法的実在性確認	法令に従った登記情報等に当該事業者や組織が存在することを確認 例）法人番号や商業・法人登記のある法人に対し、法人番号の基本3情報や登記事項証明書等の確認 出典）一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より
物理的実在性確認	当該事業者や組織の所在を確認 例：事務所等の実在性を、郵送確認や現地確認 出典）一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より
法人等に属する内部組織の実在性確認	部門や事業所等を確認 申請者等＝取引の任に当たる人の所属の基となる会社組織等が架空のものではなく実際に存在するか等の確認 出典）一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より
取引の任に当たっている事の確認	権限確認 例えば、申請者等が、代表者等から補助金申請について代理・委任等の権限を正当に認められているかの確認 出典）一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より
所属確認	申請者等＝取引の任に当たる人の所属の基となる会社組織等に対し、現時点、実際に会社組織等の構成員として存在するか等の確認 出典）一般社団法人 OpenIDファウンデーション・ジャパン KYC WG 法人KYC分科会での議論より
権限確認	取引の任に当たっている事の確認 アカウント申請・登録・管理におけるアカウント権限の付与の基となる資格情報の確認 システムの認証・認可の、認可プロセスにおけるシステム処理としてのアカウント権限の確認

用語集

用語	内容
アグリゲート	情報の集約と共有を行う事
名寄せ	複数情報に対し、同一主体の情報である事の識別と集約を行う事
Verifiable Identity Community	当実証事業においては、「Verifiable IdentityつまりはVerifiable Dataの送受信をする主体の集合の意」として定義する。 ※正確な定義は、内閣官房デジタル市場競争本部事務局Trusted Web ホワイトペーパー-ver.3.0を参照の事。
トラストフレームワーク (Trust Framework)	当実証事業においては、「ガバナンスの成立の為に必要となる信頼のルールを支える手段の一つ（トラストの認定の枠組み）」として定義する。
コミュニティ	当実証事業においては、「ガバナンスの適用対象」として定義する。 ※なお、コミュニティとトラストフレームワークの関係性は以下と定義する。 ・ガバナンスの適用対象としてコミュニティが成立する為には、コミュニティを構成する各主体が「コミュニティに参加可能な要件」を満たしている必要がある。 ・Trust Frameworkの一つの役割は、「コミュニティの参加可能な要件を規定（ルール策定）」する事である。
納税情報	当実証事業においては、データ化された納税に関わる証明をさすことと定義する。 なお、確定申告情報より、納税証明情報の方がエビデンスとして業務的な信頼性が高い。 確定申告書類（納税申告の事実の証明） 納税証明書類（納付後の納税事実の証明）
関係証明	当実証事業において、申請事業者と様々なコンテキストを持つ民間事業者や政府行政機関等との「関係性自体の情報の証明」と定義する。 例えば、取引行為のコンテキストにおいては、取引実績に関わる情報等（例：取引契約の事実 例：受発注・請求・決済のトランザクションデータの発生事実）であるし、行政手続きのコンテキストにおいては、 なお、データの所在は、申請事業者と取引行為の相対先の事業者等に存在する場合もあれば、プラットフォーム事業者（例：請求書電子化サービス事業者やEDIサービス事業者）に存在する場合もある。

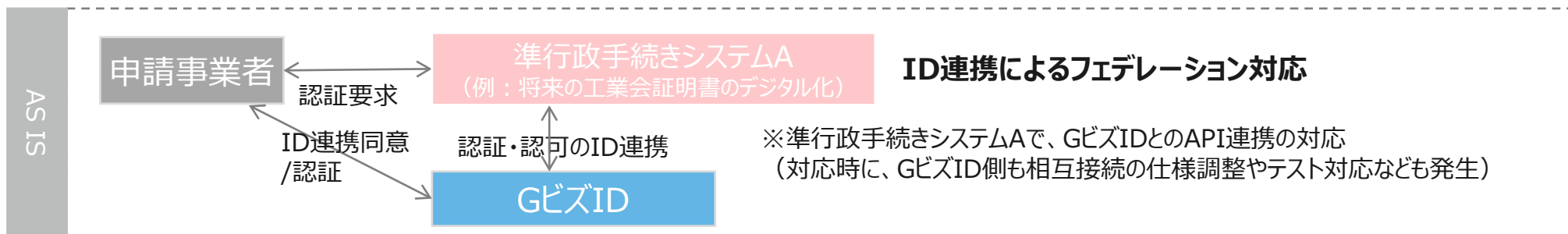
4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

<補足> システム機能利用（認証・認可）においてVC利用を検討した背景

- 社会基盤として、準行政手続きを含む民間開放を視野に、行政手続きシステム側の対応負担・リソースコストの低減および民間側の信頼性向上と負担軽減の可能性があると考えた。

ステップ2：（行政手続きだけに限らず）準行政手続き等も視野に入れ、官民双方利用が可能な社会基盤化

例：将来、情報サービス産業協会において、工業会証明書のデジタル化のシステム整備に際し、認証基盤としてGビズID利用によるID基盤整備コスト軽減と、事業者のアカウント管理の信頼性向上と運用負担軽減を要望

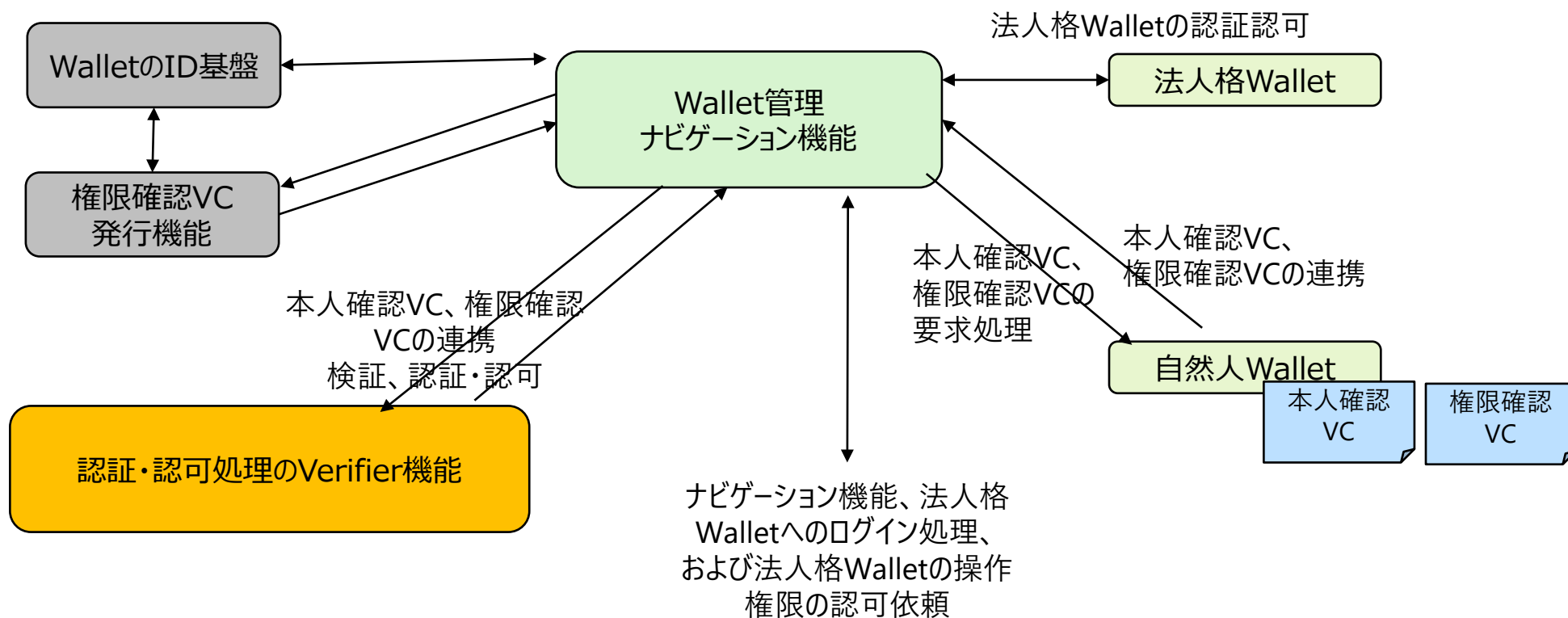


4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

＜補足＞システム機能利用（認証・認可）におけるVC利用

- 申請事業者のUI/UXとして、DIWやVCを意識する必要が無い形で、本人確認VC、権限確認VCを利用した認証認可の実現検討

※ナビゲーションから、Wallet連携はバックグラウンド処理

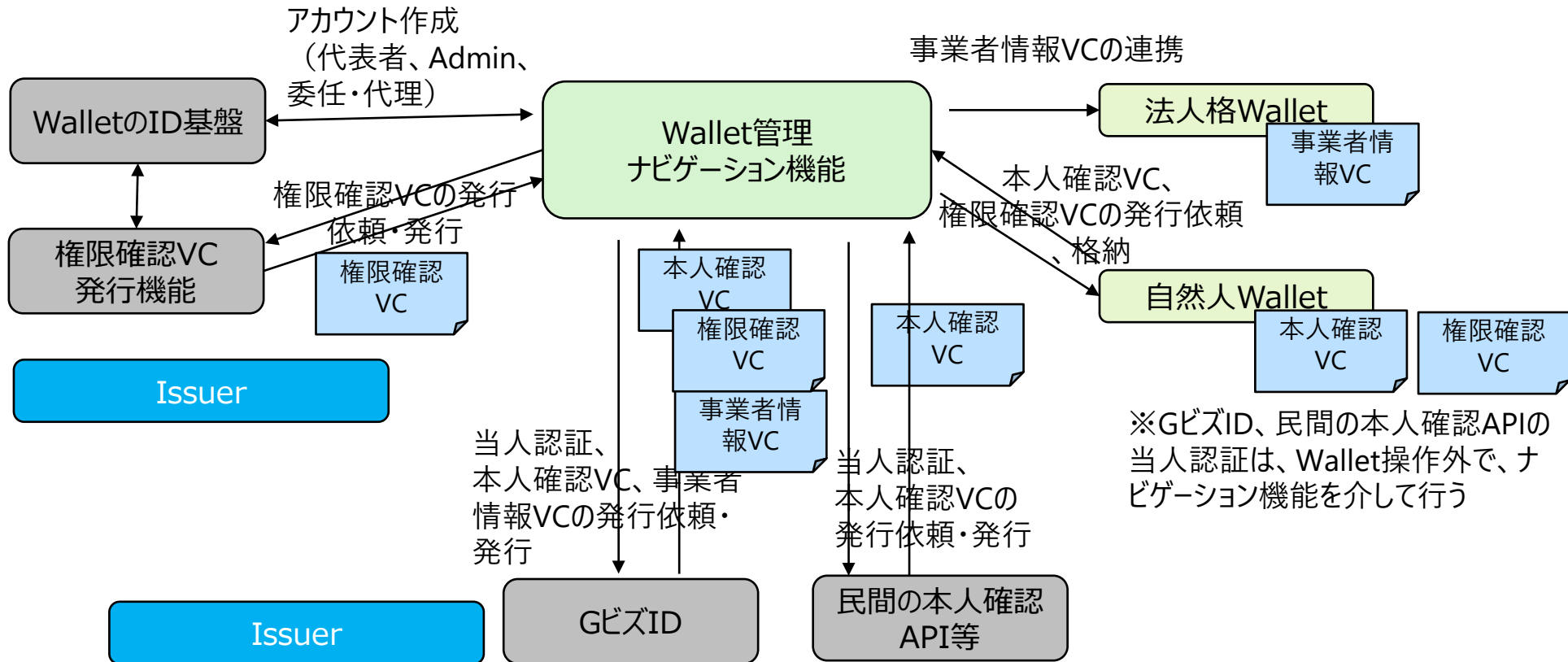


4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

<補足> システム機能利用（認証・認可）におけるVC利用

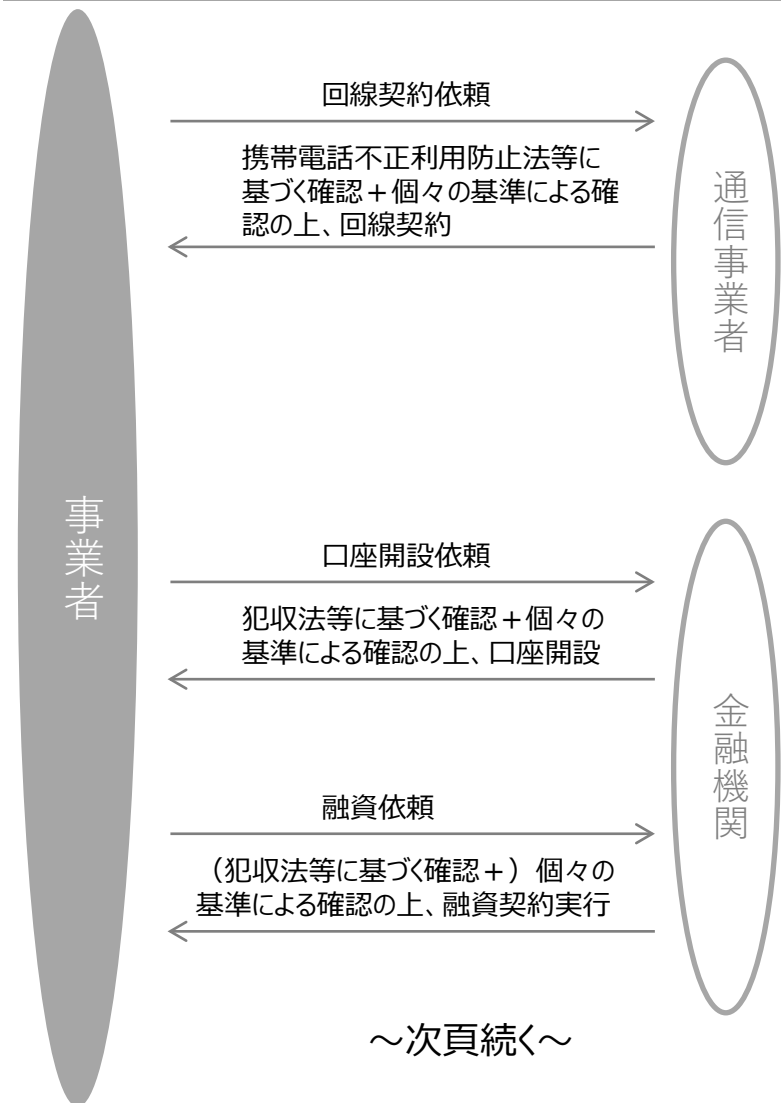
- 申請事業者のUI/UXとして、DIWやVCを意識する必要が無い形で、本人確認VC、権限確認VCの発行と、アカウント申請・管理の運用連携の実現検討

※ナビゲーションから、WalletのID基盤や権限確認VC発行機能との連携はバックグラウンド処理



4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

例) コンテキスト図



例) 関係性自体の情報

【通信事業者と法人契約回線の取引関係が存在する事実情報】

➤ 法人回線契約有無、期間情報等

- ✓ 少なくとも、「(個人ではなく) 事業活動を行っている事業者である」という事について、事業者の妥当性判断済と見なせる (関連法律上、法人に対してのみ相対料金体系で契約締結可能)
- ✓ 少なくとも、通信事業者が携帯電話不正利用防止法等に基づく、法的実在性確認、物理的実在性確認、取引の任に当たっている事の確認 (権限確認)、(代表者等取引の任に当たっている自然人の「個人」としての本人確認、事業の内容の確認、実質的支配者 (BO) の確認 (および反社チェック) について、事業者の妥当性判断済と見なせる。(初期契約時、および継続的顧客確認)

【金融機関と口座取引関係が存在する事実情報】

➤ 口座取引有無、期間情報等

- ✓ 少なくとも、金融機関が犯収法等に基づく、法的実在性確認、物理的実在性確認、取引の任に当たっている事の確認 (権限確認)、(代表者等取引の任に当たっている自然人の「個人」としての本人確認、事業の内容の確認、実質的支配者 (BO) の確認 (および反社チェック) について、事業者の妥当性判断済と見なせる。(初期口座開設時、および継続的顧客確認)

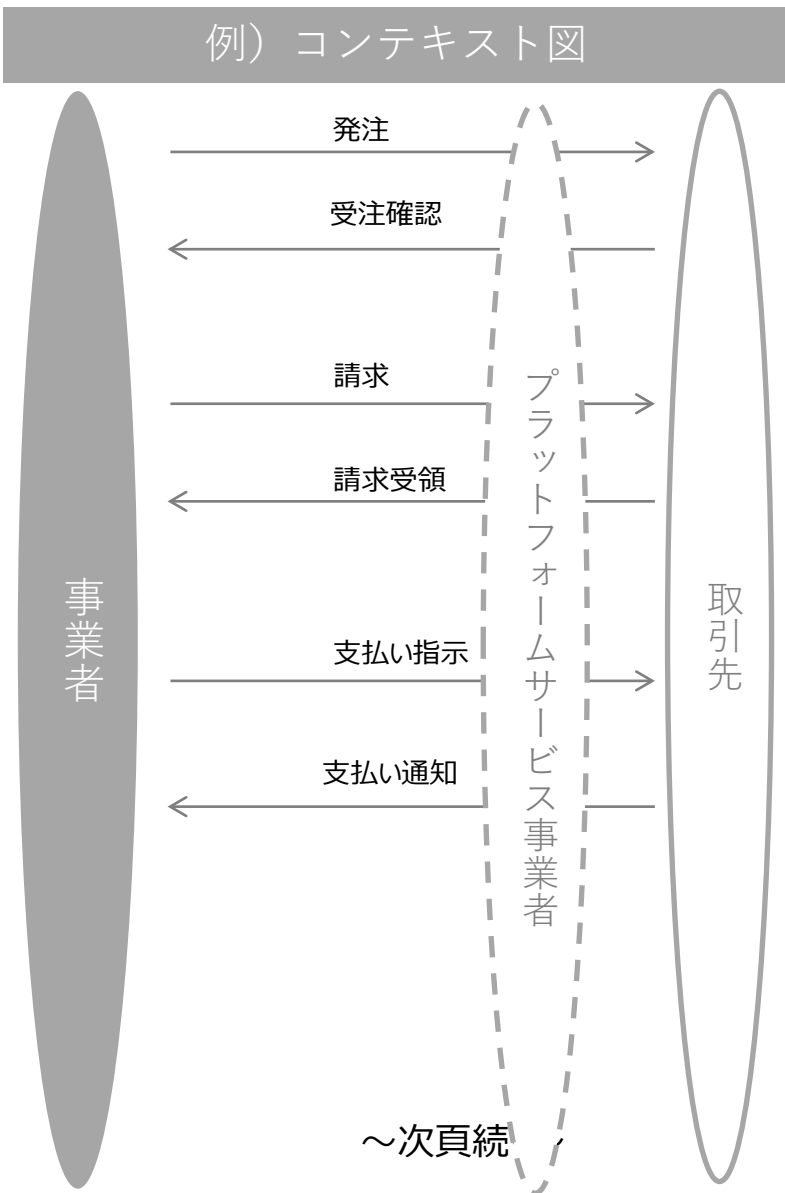
【金融機関と融資等の取引関係が存在する事実情報】

➤ 融資等の取引有無、期間情報等

- ✓ 個々の金融機関の与信基準によるが、少なくとも、事業内容の詳細確認や、事業活動の実態有無の確認や、資産や収入の状況確認など含み、事業者の妥当性判断済と見なせる。(初期審査時、および継続的顧客確認)

4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

例) コンテキスト図



例) 関係性自体の情報

【取引行為に関わるトランザクション情報】

価値：事業活動の実態有無の確認の参考情報

商取引に関係するトランザクション（例：受発注処理、請求処理、決済処理）が継続的に発生しているという事実情報

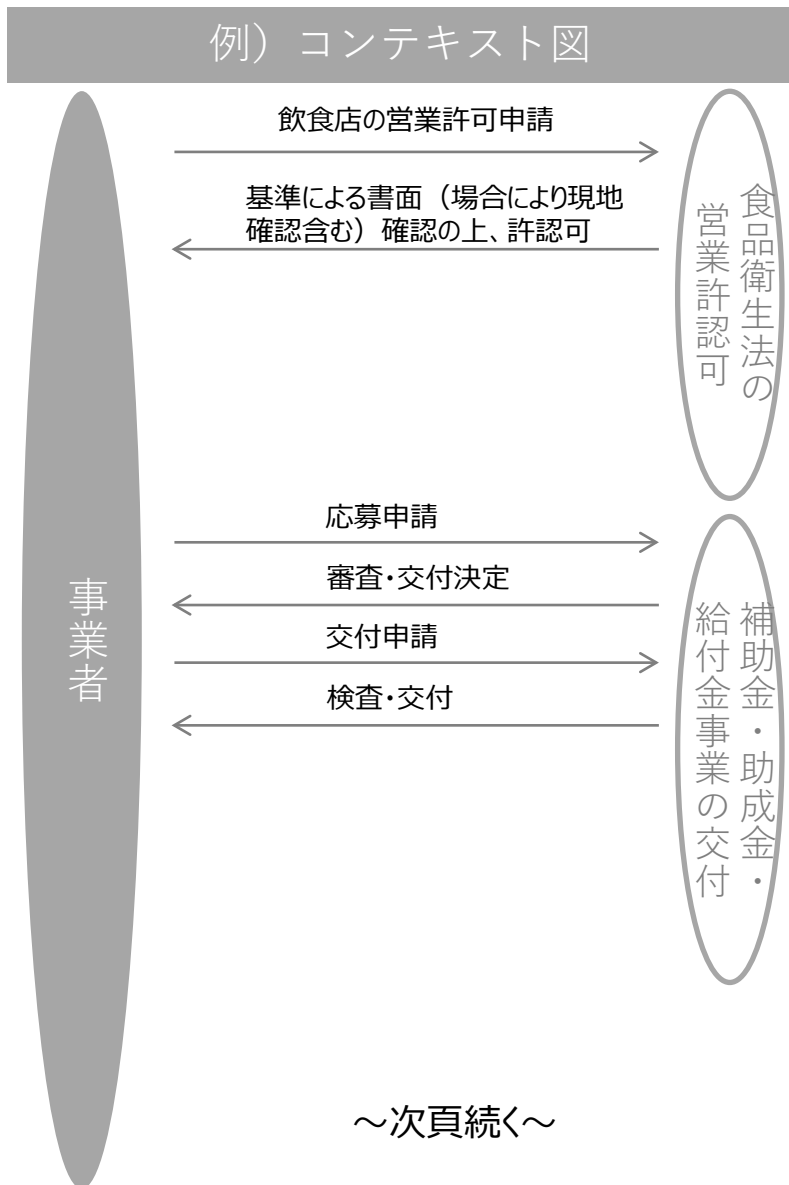
（当該申請事業者が関わる契約処理や請求処理や決済処理のトランザクションが、ある程度の件数と、ある程度の継続期間で行われている事実情報は、参考情報として有益でないか？）

- 受発注に関わるトランザクション情報
- 請求に関わるトランザクション情報
- 決済に関わるトランザクション情報

- ✓ 取引間の個別EDIは情報取得先として連携のハードルが高いが、プラットフォームサービス事業者（請求書電子化サービス事業者、EDIサービス事業者、Fintech事業者）との連携であれば検討可能性があると想定する
- ✓ 中小企業においては、クラウド利用も今後拡大が見込まれると想定する。
- ✓ 現在存在していないサービスとなる為、同意管理のスキーム、データ加工含めて必要対応、API等外部IFなど現実課題は相応に大きい為、相対的に対応ハードルが低い一部の事業者のみとなる可能性が高い

4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

例) コンテキスト図



～次頁続く～

例) 関係性自体の情報

【飲食店の食品衛生法の営業許可が存在する事実情報】

➤ **営業許可証有無、期間情報等、現地調査日時**

- ✓ 店舗施設図面確認や、現地調査、食品衛生責任者等の確認などの結果、事業者の妥当性判断が行われている事から、少なくとも、「法的実在性確認、物理的実在性確認、事業の内容の確認、事業活動の実態有無の確認」という事について、事業者の妥当性判断済と見なせる。特に、現地調査が含まれる為、物理的実在性確認観点の信頼性は高いと想定。（開業申請時、および継続申請時）
- ✓ （法律上は1か月以上の休業や廃業の際の申請義務があり、厳正に運営されている場合は、事業活動の実態有無の参考情報にもつながるが、基本的に自己申告の為、情報の信頼性は低いと想定）

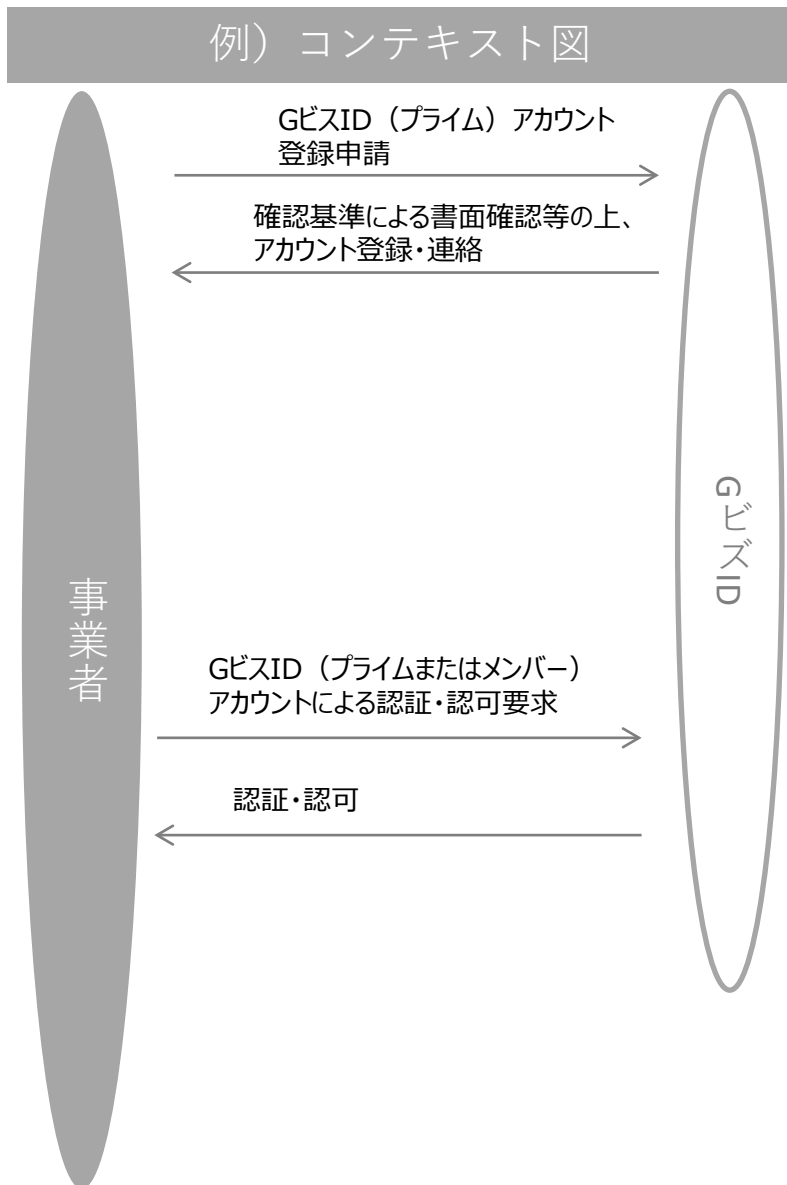
【補助金・助成金・給付金事業の交付決定と実際の交付が存在する事実情報】

➤ **応募申請の交付決定有無、実際の交付有無、期間情報等**

- ✓ 当該の事業の審査基準や検査基準に基づく、事業者の妥当性判断済と見なせる。類似の審査基準と期間の事業において、参考情報として情報を取り扱う場合、ある程度、有益な参考情報としてとみなせると想定。

4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

例) コンテキスト図



例) 関係性自体の情報

【GbizID (プライム) アカウントが存在する事実情報】

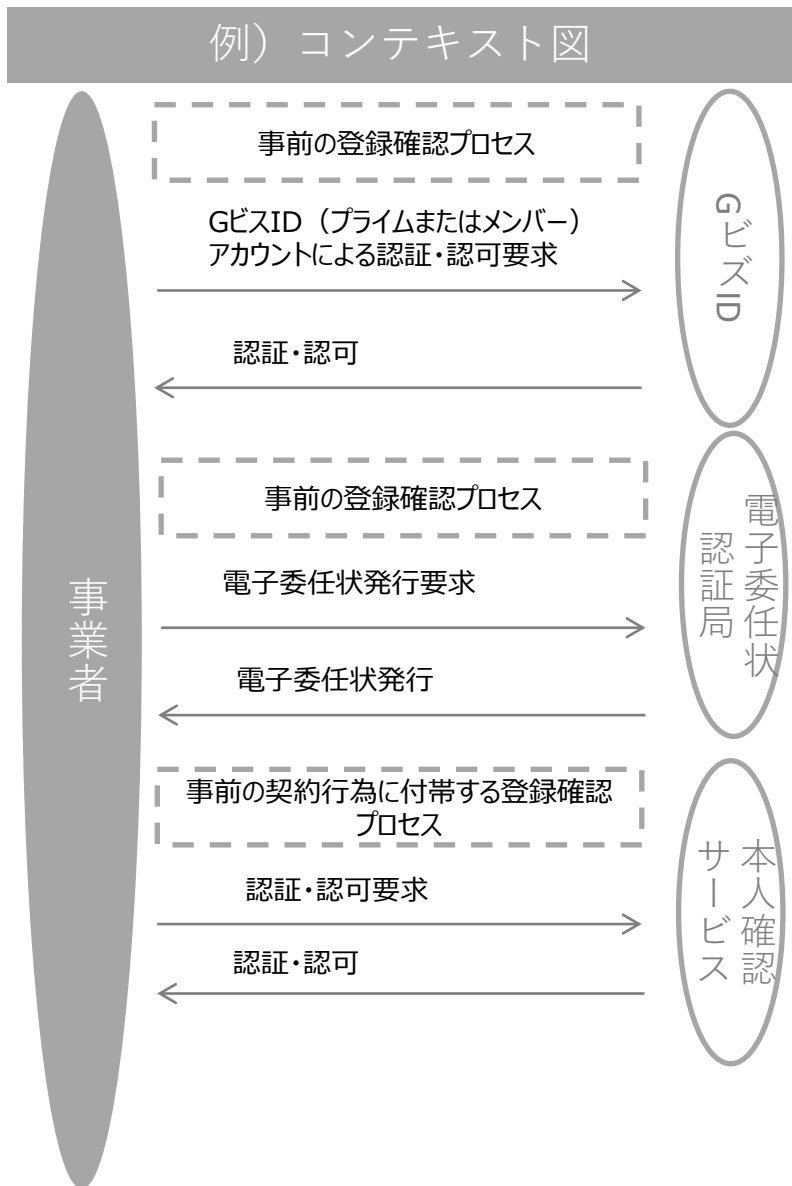
- **GbizID (プライム) アカウント有無、発行年月日等**
- ✓ 法人の場合、法人番号と、印鑑証明書の会社法人等番号（商業・法人登記）とは異なるが、法人名称や所在地情報等で、法的実在性確認について確認済とみなせる。
- ✓ 個人事業主の場合、法人番号と、印鑑登録証明書の代表者名、所在地等で、法的実在性確認について確認済とみなせる。
- ✓ 申請情報の「法人番号」「法人名」「所在地」「代表者名（利用者名）」「生年月日」「連絡先住所」「連絡先」は、書面やり取りや、申請のメールアドレスやSMS受信の携帯電話番号などのやり取りにより、一定レベルの物理的実在性確認も確認済とみなせる。
- ✓ （有効期間や更新審査などはない為、参考情報としての有効性についてはケースバイケースと想定される）

【GbizID (プライムまたはメンバー) アカウントによるGbizID認証結果の情報】

- **GbizID (プライム/メンバー) アカウント認証結果**
- ✓ 代表者等が取引の任に当たっている事と意思確認については、印鑑証明書（法人）、印鑑登録証明書（個人事業主）と、申請書へ捺印された登録印影の照合により確認済とみなせる。その上で、GbizIDアカウント（プライム）およびプライムにより登録されたメンバーアカウントによる認証認可の結果については、少なくとも当該事業者に関係する自然人による操作であるという事について、一定レベルの信頼性を確認済とみなせる。（当人性確認または所属確認に類似）

4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

例) コンテキスト図



例) 当人性確認に関わる信頼できる確認済情報

【Gbiz ID (プライムまたはメンバー) アカウントによるGbiz ID認証結果の情報】

➢ **Gbiz ID (プライム) アカウント認証結果**

- ✓ 代表者等が取引の任に当たっている事と意思確認については、印鑑証明書（法人）、印鑑登録証明書（個人事業主）と、申請書へ捺印された登録印影の照合により確認済とみなせる。その上で、Gbiz IDアカウント（プライム）およびプライムにより登録されたメンバーアカウントによる認証認可の結果については、少なくとも当該事業者に関係する自然人による操作であるという事について、一定レベルの信頼性を確認済とみなせる。（当人性確認または所属確認に類似）

【電子委任状の提示と検証済の事実情報】

➢ **電子委任状の提示を受け検証実施した第三者（確認・検証済の事実情報）**

- ✓ 電子委任状の発行プロセスにおいては、一定レベルの信頼性をもって事業者の当人性確認と、提示した自然人について、取引等の任に当たっている事の確認（≒権限確認や所属確認に類似）がおこなわれていると見なせる。
- ✓ 電子委任状そのものではなく、電子委任状の提示と検証済の事実をもって、ある程度信頼性の高い、当人性確認に類似した参考情報としてみなせる。

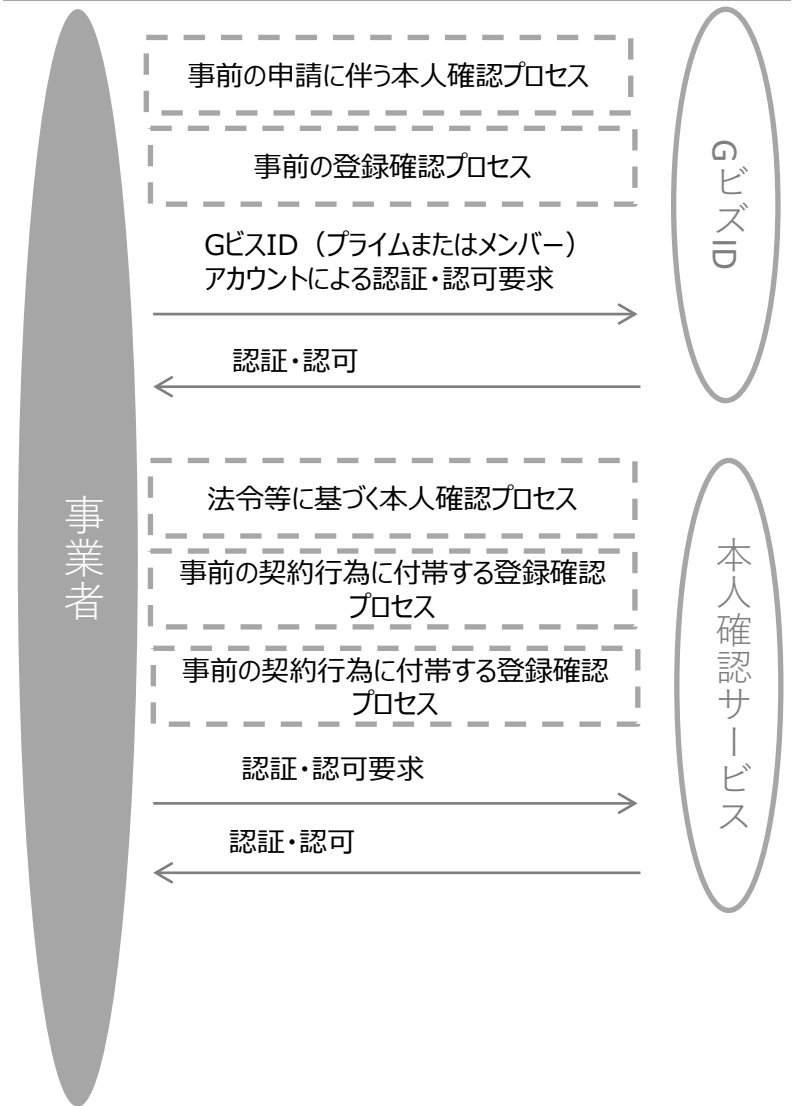
【通信事業者や金融機関等の本人確認サービスの認証結果の情報】

➢ （現時点、個人向けしか存在しないが、将来可能性として法人向けに拡大したと仮定した際の）**本人確認サービスの認証結果**

- ✓ （wifi経由の際の諸課題はあるが）例えばキャリア回線認証の場合、少なくとも当該法人名義の契約回線からのアクセスである事により事業者の当人性確認や、当該法人契約回線の利用が許されている自然人からのアクセスであるという所属確認に類似した内容について、一定レベルの信頼性を確認済とみなせる。（当人性確認または所属確認に類似）
- ✓ 金融機関におけるインターネットバンキング等の認証の場合、少なくとも当該法人名義の適切な権限保持者からのアクセスである事により事業者の当人性確認や、当該インターネットバンキング等の利用が許されている自然人からのアクセスであるという所属確認に類似した内容について、一定レベルの信頼性を確認済とみなせる。（当人性確認または所属確認に類似）

4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

例) コンテキスト図



例) 法的実在性確認と本人性確認に関わる信頼できる確認済情報

【G Biz ID (プライムまたはメンバー) アカウントによるG Biz ID認証結果の情報】

- **G Biz ID (プライム) アカウント認証結果**
- ✓ G Biz IDアカウント申請における規定に基づいた本人確認の実施済とみなせる。
- ✓ 代表者等が取引の任に当たっている事と意思確認については、印鑑証明書（法人）、印鑑登録証明書（個人事業主）と、申請書へ捺印された登録印影の照合により確認済とみなせる。その上で、G Biz IDアカウント（プライム）およびプライムにより登録されたメンバーアカウントによる認証認可の結果については、少なくとも当該事業者に関係する自然人による操作であるという事について、一定レベルの信頼性を確認済とみなせる。（当人性確認または所属確認に類似）

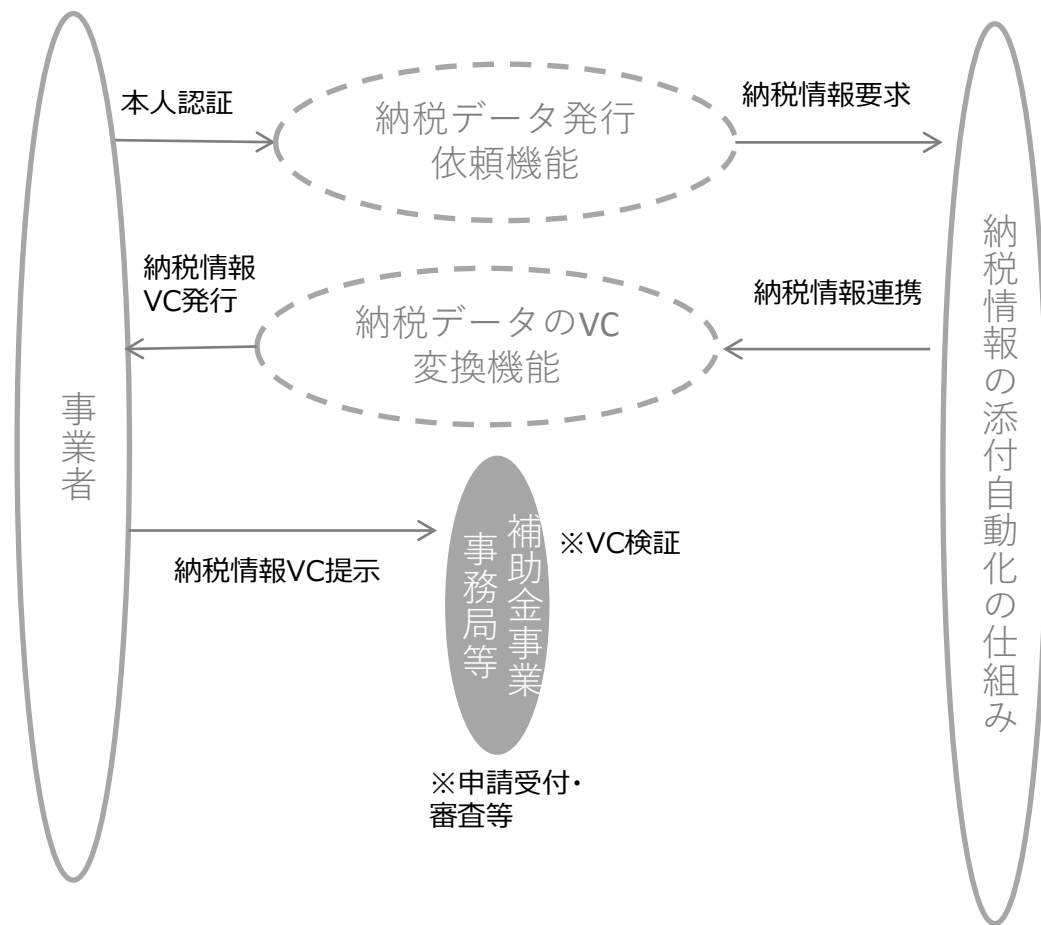
【通信事業者や金融機関等の本人確認サービスの認証結果の情報】

- （現時点、個人向けしか存在しないが、将来可能性として法人向けに拡大したと仮定した際の）**本人確認サービスの認証結果**
- ✓ 少なくとも、法令等（例えば犯収法や携帯電話不正利用防止法等）に基づく、法的実在性確認、物理的実在性確認、取引の任に当たっている事の確認（権限確認）、（代表者等取引の任に当たっている自然人の「個人」としての本人確認、事業の内容の確認、実質的支配者（BO）の確認（および反社チェック）について、事業者の妥当性判断済と見なせる。
- ✓ （wifi経由の際の諸課題はあるが）例えばキャリア回線認証の場合、少なくとも当該法人名義の契約回線からのアクセスである事により事業者の当人性確認や、当該法人契約回線の利用が許されている自然人からのアクセスであるという所属確認に類似した内容について、一定レベルの信頼性を確認済とみなせる。（当人性確認または所属確認に類似）
- ✓ 金融機関におけるインターネットバンキング等の認証の場合、少なくとも当該法人名義の適切な権限保持者からのアクセスである事により事業者の当人性確認や、当該インターネットバンキング等の利用が許されている自然人からのアクセスであるという所属確認に類似した内容について、一定レベルの信頼性を確認済とみなせる。（当人性確認または所属確認に類似）

4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

➤ 国税庁の「納税情報の添付自動化」の仕組みの、データ連携・発行元（Issuer）としての可能性を検討する。

TO BEフロー図



4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

✓ **支出・投資等の事実確認**におけるシナリオ仮説として、請求情報、決済情報に焦点をおく事とする。

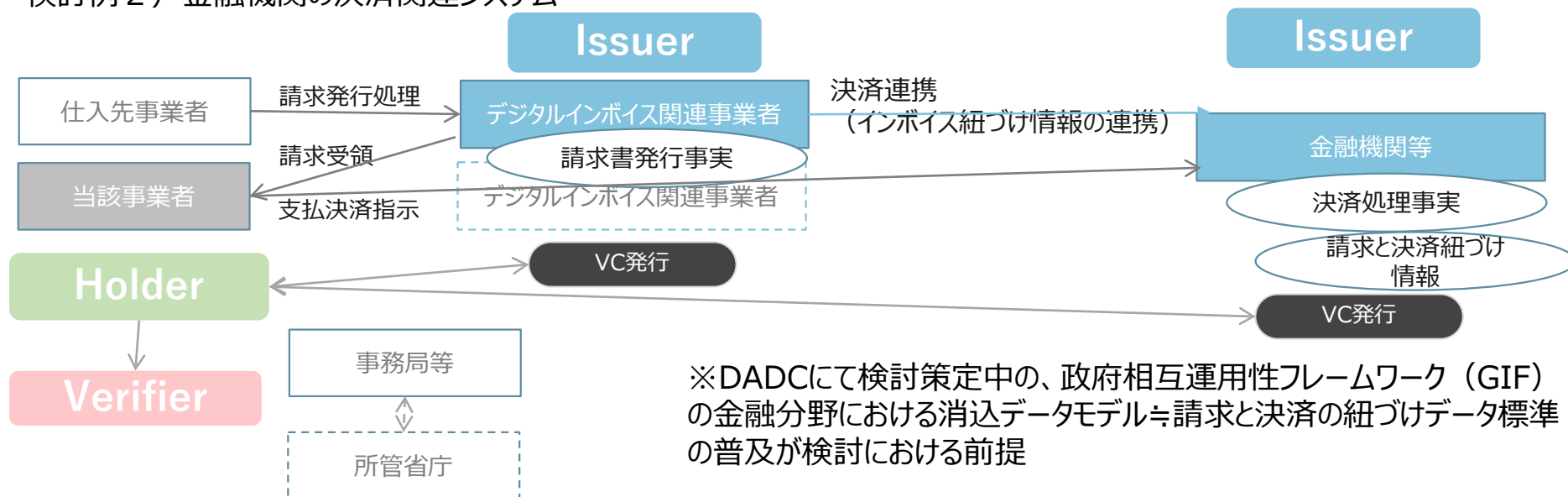
- ✓ データ標準の検討が困難と想定される「労務費関連」は検討の優先度を下げる。
- ✓ 労務費以外についても、データ標準の検討が困難と想定される「見積、発注（契約）、納入、検収」は検討の優先度を下げる。

- デジタルインボイスの普及促進の動向を背景に、「請求」「支払」「請求と支払いの紐づけデータ」については、データ標準が期待できると考える。
- 機械可読性のあるデータ連携の可能性のある、信頼できる第三者（Issuer）との連携を検討する。

信頼できる第三者の例示

検討例 1) 請求書電子化クラウドサービス事業者

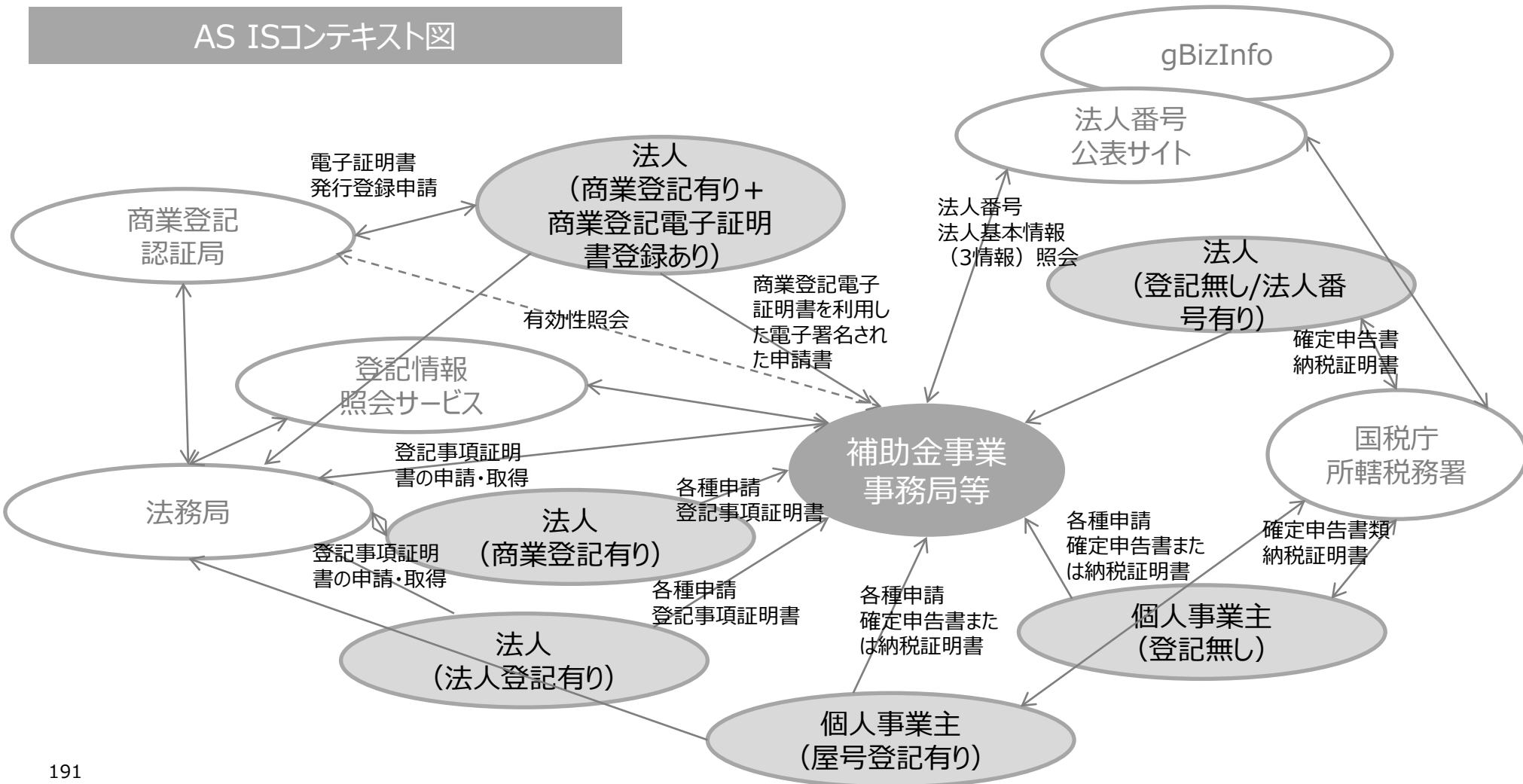
検討例 2) 金融機関の決済関連システム



4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

- 法的実在性確認において、現状、法人形態や登記有無他により確認手段が異なり、一元的な確認手段が存在しない。
- 関連する法律等の所管省庁やレジストリも異なり、行政サービスとして一元的なデジタル確認サービス整備の検討は難しいと想定する。（当実証事業においては、公的レジストリや関連行政サービスとは別確度の検討が必要と考える）

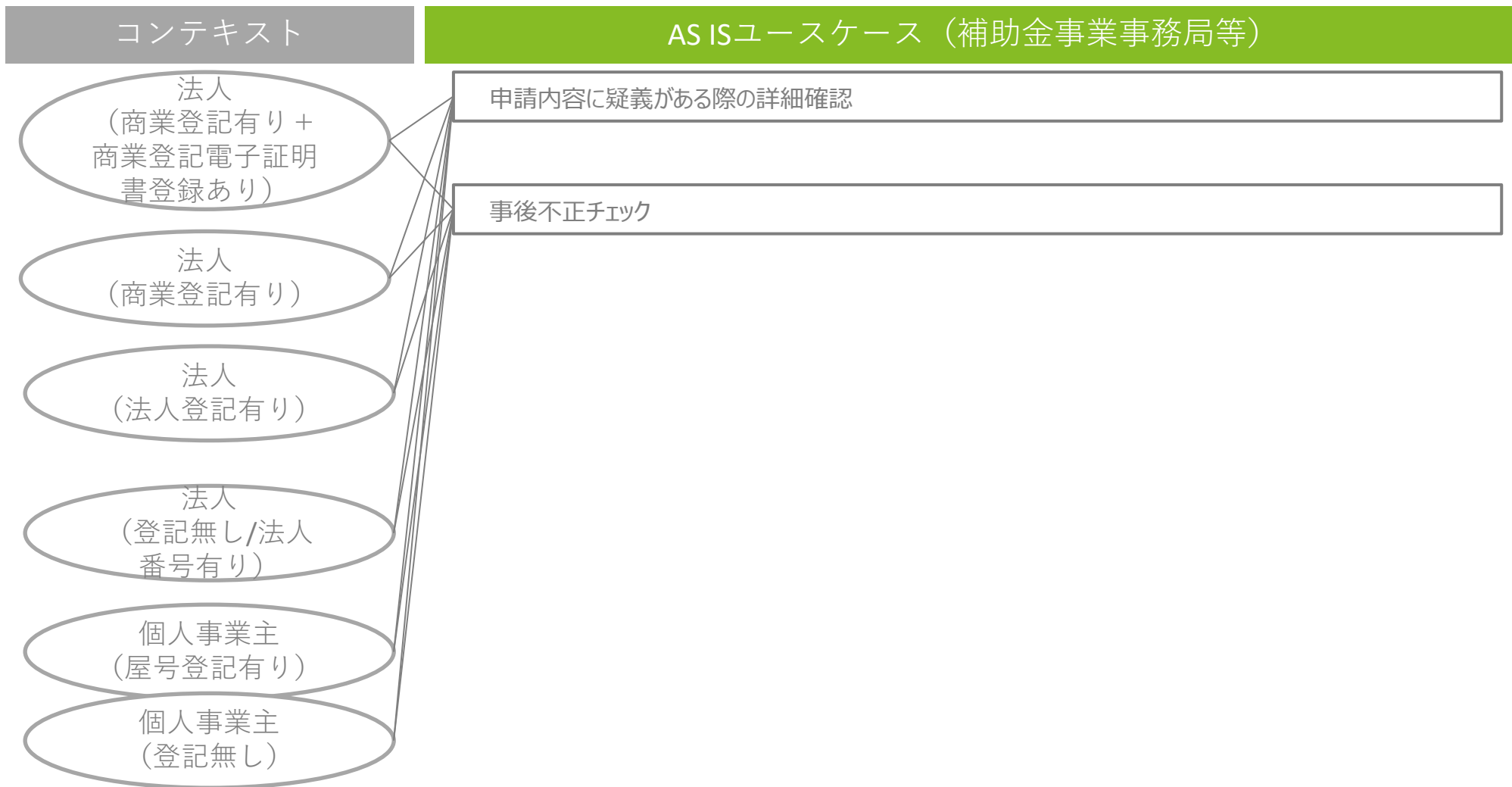
AS ISコンテキスト図



4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

コンテキスト	ASISユースケース（補助金事業事務局等）
法人 (商業登記有り)	<p>申請書と、エビデンスの登記事項証明書（履歴事項証明書等）を受領</p> <p>登記事項証明書の登記事項を確認し、申請書の記載された事業者情報との照合</p>
法人 (商業登記有り+ 商業登記電子証明書登録あり)	<p>商業登記電子証明書を利用した電子署名された申請書を受領</p> <p>商業登記電子証明書を利用した電子署名された申請書を検証（非改竄性、本人性、有効性）</p> <p>商業登記電子証明書の登記事項を確認し、申請書の記載された事業者情報との照合</p>
法人 (法人登記有り)	<p>申請書と、エビデンスの登記事項証明書（履歴事項証明書等）を受領</p> <p>登記事項証明書の登記事項を確認し、申請書の記載された事業者情報との照合</p>
法人 (登記無し/法人 番号有り)	<p>申請書を受領</p> <p>申請書記載の法人番号をもとに法人番号公表サイトの照会、申請書の記載された事業者情報との照合</p> <p>申請書と、エビデンスの個人としての本人確認の証明書類、確定申告書または納税証明書を受領</p>
<p>個人事業主 (屋号登記有り)</p> <p>個人事業主 (登記無し)</p>	<p>本人確認の証明書類の情報と申請書記載情報との照合</p> <p>確定申告書または納税証明書との照合</p>

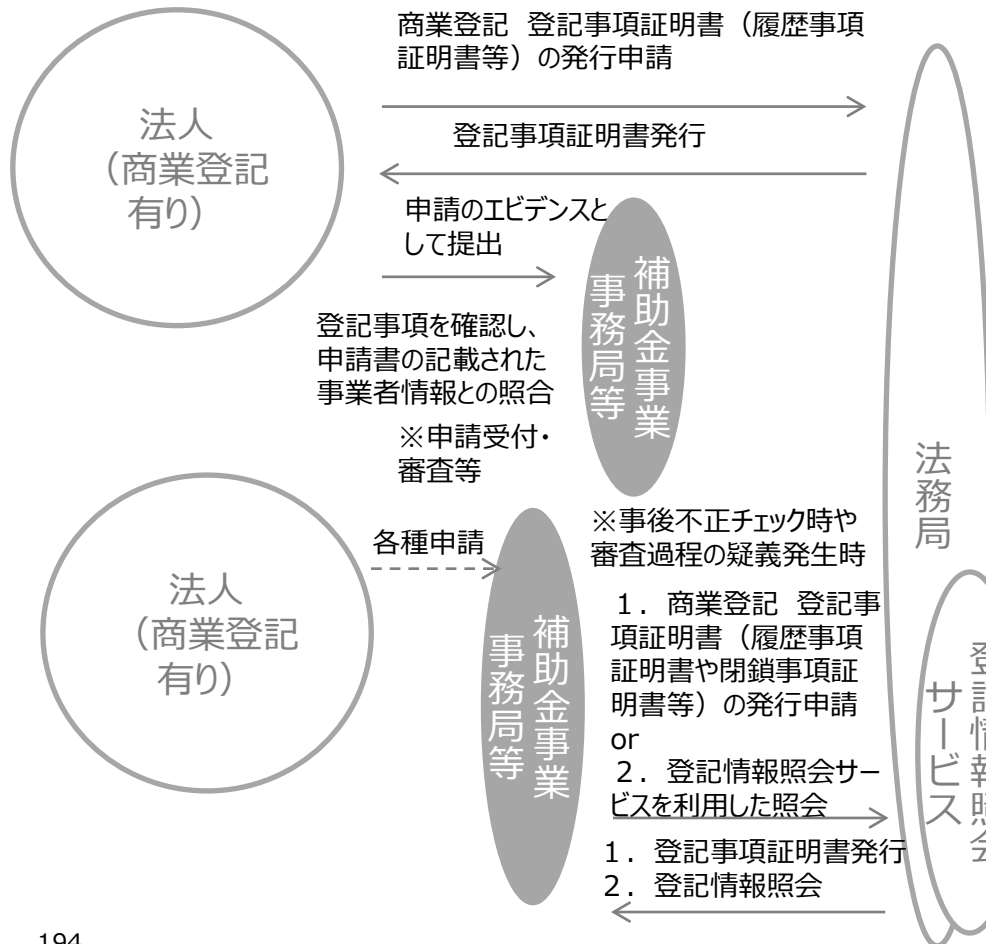
4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物



4章「企画・開発物」において参考となる中間成果物

- 商業登記電子証明書を活用した申請については、本人確認事項のエビデンス位置づけにとどまらず、本人性、非改竄性含めて確認可能であり、デジタル確認手法として有益。
- ✓ 商業登記電子証明書の登録申請をした事業者に限定される事が課題。

AS ISフロー図（登記事項証明書または登記情報照会サービスを利用）



AS ISフロー図（商業登記電子証明書を利用）

